

資料 19-6

泊発電所 3号炉 審査資料	
資料番号	SA60H-9 r. 5.0
提出年月日	令和5年6月30日

泊発電所 3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について
(重大事故等対処設備)
補足説明資料
比較表

60条

令和5年6月
北海道電力株式会社

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>60-1 SA設備基準適合性一覧表</p> <p>60-2 配置図</p> <p>60-4 試験・検査説明資料</p> <p>60-5 (欠番)</p> <p>60-6 容量設定根拠</p> <p>60-3 アクセスルート</p>	<p>60条 監視測定設備</p> <p><目次></p> <p>60-1 SA設備基準適合性 一覧表</p> <p>60-3 配置図</p> <p>60-6 保管場所図</p> <p>60-4 試験及び検査</p> <p>60-2 単線結線図</p> <p>60-5 容量設定根拠</p> <p>60-8 監視測定設備について</p> <p>60-7 アクセスルート図</p>	<p>60条</p> <p>60-1 SA設備基準適合性一覧表</p> <p>60-2 配置図</p> <p>60-3 試験・検査説明資料</p> <p>60-4 単線結線図</p> <p>60-5 容量設定根拠</p> <p>60-6 適合状況説明資料</p> <p>60-7 アクセスルート図</p>	<p>【女川・大飯】資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川とは資料の順序が異なるが、内容は同等である。女川の保管場所図の内容は配置図に含む。 ・大飯との資料順序も異なる。 ・比較のため、次ページ以降は本ページに記載の順序で掲載する。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
60-1 SA設備基準適合性一覧表	60-1 SA設備基準適合性 一覧表	60-1 SA設備 基準適合性一覧表	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

女川原子力発電所 2号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬型)

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬)

【女川・大飯】記載表現の相違
・女川は1シートに2つの設備を記載。
・泊は1シート1設備で記載。
・大飯は1シートに5つの設備を記載。
・いずれも43条への適合性を説明している。

Table with multiple columns for equipment specifications and compliance status for the Ohi 3/4 reactors. Includes headers for equipment name, model, and various compliance criteria.

Table comparing equipment specifications for the Onagawa 2 reactor against SA standards. Columns include equipment name, model, and compliance status.

Table comparing equipment specifications for the Ohi 3 reactor against SA standards. Columns include equipment name, model, and compliance status.

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【再掲】

【再掲】

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬)

【女川・大飯】記載表現の相違
・女川は1シートに2つの設備を記載。
・泊は1シート1設備で記載。
・大飯は1シートに4つの設備を記載。
・いずれも43条への適合性を説明している。

Table with multiple columns for equipment specifications and compliance status for the Ohi no Kuni Nuclear Power Plant units 3 and 4.

女川原子力発電所 2号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬型)

Table with multiple columns for equipment specifications and compliance status for the Onagawa Nuclear Power Plant unit 2.

Table with multiple columns for equipment specifications and compliance status for the Ohi no Kuni Nuclear Power Plant unit 3.

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【再掲】

Table with multiple columns for equipment specifications and compliance status for the Ohi 3/4 reactors. Includes headers for equipment name, model, and various compliance criteria.

女川原子力発電所 2号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬型)

Table with multiple columns for equipment specifications and compliance status for the Onagawa 2 reactor. Includes headers for equipment name, model, and various compliance criteria.

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬)

Table with multiple columns for equipment specifications and compliance status for the Ohi 3 reactor. Includes headers for equipment name, model, and various compliance criteria.

【女川・大飯】記載表現の相違
・女川は1シートに2つの設備を記載。
・泊は1シート1設備で記載。
・大飯は1シートに4つの設備を記載。
・いずれも43条への適合性を説明している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【再掲】

【再掲】

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬)

②の相違

【女川・大飯】記載表現の相違
・女川は1シートに2つの設備を記載。
・泊は1シート1設備で記載。
・大飯は1シートに4つの設備を記載。
・いずれも43条への適合性を説明している。

Table with multiple columns for equipment comparison between Ohi and Onagawa plants. Includes headers for equipment name, model, and various technical specifications.

女川原子力発電所 2号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬型)

Table with multiple columns for equipment comparison between Onagawa and Ohi plants. Includes headers for equipment name, model, and various technical specifications.

Table with multiple columns for equipment comparison between Ohi and Ohi plants. Includes headers for equipment name, model, and various technical specifications.

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

女川原子力発電所 2号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬型)

項目	設備名	規格	適合性	備考
可搬型	圧力調整弁	圧力調整弁	適合	
	圧力調整弁	圧力調整弁	適合	
	圧力調整弁	圧力調整弁	適合	
	圧力調整弁	圧力調整弁	適合	
	圧力調整弁	圧力調整弁	適合	
	圧力調整弁	圧力調整弁	適合	
	圧力調整弁	圧力調整弁	適合	
	圧力調整弁	圧力調整弁	適合	
	圧力調整弁	圧力調整弁	適合	
	圧力調整弁	圧力調整弁	適合	
可搬型	圧力調整弁	圧力調整弁	適合	
	圧力調整弁	圧力調整弁	適合	
	圧力調整弁	圧力調整弁	適合	
	圧力調整弁	圧力調整弁	適合	
	圧力調整弁	圧力調整弁	適合	
	圧力調整弁	圧力調整弁	適合	
	圧力調整弁	圧力調整弁	適合	
	圧力調整弁	圧力調整弁	適合	
	圧力調整弁	圧力調整弁	適合	
	圧力調整弁	圧力調整弁	適合	

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬)

項目	設備名	規格	適合性	備考
可搬型	圧力調整弁	圧力調整弁	適合	
	圧力調整弁	圧力調整弁	適合	
	圧力調整弁	圧力調整弁	適合	
	圧力調整弁	圧力調整弁	適合	
	圧力調整弁	圧力調整弁	適合	
	圧力調整弁	圧力調整弁	適合	
	圧力調整弁	圧力調整弁	適合	
	圧力調整弁	圧力調整弁	適合	
	圧力調整弁	圧力調整弁	適合	
	圧力調整弁	圧力調整弁	適合	
可搬型	圧力調整弁	圧力調整弁	適合	
	圧力調整弁	圧力調整弁	適合	
	圧力調整弁	圧力調整弁	適合	
	圧力調整弁	圧力調整弁	適合	
	圧力調整弁	圧力調整弁	適合	
	圧力調整弁	圧力調整弁	適合	
	圧力調整弁	圧力調整弁	適合	
	圧力調整弁	圧力調整弁	適合	
	圧力調整弁	圧力調整弁	適合	
	圧力調整弁	圧力調整弁	適合	

【女川・大飯】記載表現の相違
 ・女川は1シートに2つの設備を記載。
 ・泊は1シート1設備で記載。
 ・大飯は1シートに4つの設備を記載。
 ・いずれも43条への適合性を説明している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【再掲】

【再掲】

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬)

【女川・大飯】記載表現の相違
・女川は1シートに2つの設備を記載。
・泊は1シート1設備で記載。
・大飯は1シートに4つの設備を記載。
・いずれも43条への適合性を説明している。

Table with multiple columns for equipment specifications and compliance status for the Ohi 3/4 reactors. The table is mostly blank with diagonal lines indicating no data or specific conditions.

女川原子力発電所 2号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬型)

Table with multiple columns for equipment specifications and compliance status for the Onagawa 2 reactor. The table contains detailed entries for various equipment types and their compliance levels.

Table with multiple columns for equipment specifications and compliance status for the Ohi 3 reactor. The table contains detailed entries for various equipment types and their compliance levels.

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯3、4号炉 SA設備基準適合性一覧表の記号説明</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p> <p>■設置許可基準規則 第45条 第1項 第2号 操作の健全性について</p> <p>注：設備ごとに対応の組合わせが異なるため、その対応を設備ごとに記載する。 (例：A②、A③、A④等)</p>		<p>泊3号炉 SA設備基準適合性一覧表の記号説明</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号 操作の健全性について</p>	<p>【女川】記載方針の差異 ・大飯と同様に分類を記載している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査性について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対応設備の感影防止について</p> <p>※：A1については、Aと考慮事項の番号を記載する。（例：A1D、A8等）</p>		<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査性について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対応設備の感影防止について</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号 設置場所について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号 常設重大事故等対策設備の容量等について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号 発電用原子炉施設での利用の禁止について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号 常設重大事故防止設備の共通要因対策について</p> <p>※：記号の記載については、考慮事項の番号+文字bを記載する。（例：①a、①b、②a、②b）</p>		<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号 常設重大事故等対策設備の容量等について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号 発電用原子炉施設での利用の禁止について</p> <table border="1" data-bbox="1288 662 1803 742"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設計方針</th> <th>関連資料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> <td>2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号 常設重大事故防止設備の共通要因対策について</p>	区分	設計方針	関連資料	備考	-	2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。	-	-	
区分	設計方針	関連資料	備考								
-	2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。	-	-								

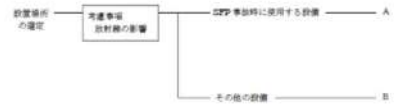
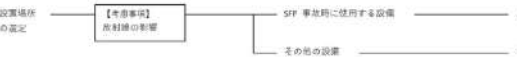

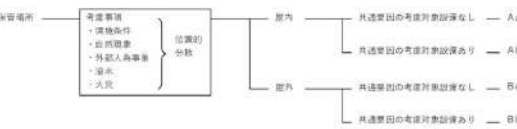
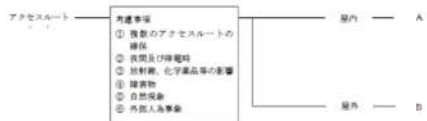

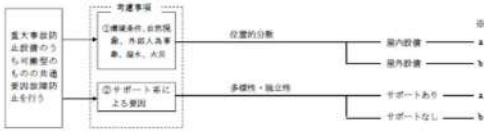
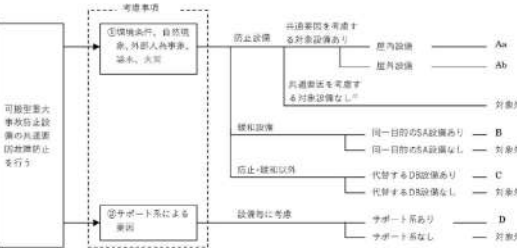
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第45条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p> <p>【共通事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 原子炉建屋の外から水又は電力を供給する設備かどうか ② 負荷に直接接続する可搬型誘電電解設備、可搬型バッテリー、可搬型ゼノン電池かどうか <p>①、②以外</p> <p>【考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① プラント定検中等当型可搬型重大事故等対処設備の機能を要求されない時期に保守点検を実施するかどうか ② 保守点検中でも使用可能（内蔵点検、組立・分解、メガチェック、機能確認、一式点検（点検済みの設備を含む）の際に点検品を準備してから保守点検するかどうか等）であるかどうか <p>①、②以外</p>	<p>■設置許可基準規則 第45条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p> <p>【共通事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 原子炉建屋又は原子炉建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備 ② 負荷に直接接続する可搬型誘電電解設備、可搬型バッテリー、可搬型ゼノン電池等 <p>①、②以外</p> <p>【考慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① プラント定検中等当型可搬型重大事故等対処設備の機能を要求されない時期に保守点検を実施する設備 ② 保守点検中でも使用可能（内蔵点検、組立・分解、メガチェック、機能確認等一式点検（点検済みの設備を含む）の際に点検品を準備してから保守点検するかどうか等）である設備 <p>①、②以外</p>	<p>■設置許可基準規則 第45条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p> <p>【共通事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 原子炉建屋又は原子炉建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備 ② 負荷に直接接続する可搬型バッテリー及び可搬型ゼノン電池等 ③、④以外 <p>①、②、③、④以外</p> <p>■設置許可基準規則 第45条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について</p> <p>【共通事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 常設設備と接続するものに関する ② 接続部の見本の統一 <p>ケーブル</p> <ul style="list-style-type: none"> コネクタ接続 より巻掛な接続規格等による接続 <p>ケーブル</p> <ul style="list-style-type: none"> 通信・計装施設整備 より巻掛な接続規格等による接続 <p>水・空気配管</p> <ul style="list-style-type: none"> 大口径等 ボルト締フランジ接続 小口径等 より巻掛な接続規格等による接続 <p>油配管、計装付属配管</p> <ul style="list-style-type: none"> 専用の接続方法による接続 <p>端子のボルト・ネジによる接続</p> <p>専用の接続方法による接続</p> <p>より巻掛な接続規格等による接続</p> <p>専用の接続方法による接続</p>	<p>相違理由</p>
<p>■設置許可基準規則 第45条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について</p> <p>【共通事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 常設設備と接続するものに関する ② 接続部の見本の統一 <p>ケーブル</p> <ul style="list-style-type: none"> コネクタ接続 より巻掛な接続規格等による接続 <p>配管</p> <ul style="list-style-type: none"> ボルト締フランジ接続 より巻掛な接続規格等による接続 その他の構造 <p>接続なし</p>	<p>■設置許可基準規則 第45条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について</p> <p>【共通事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 常設設備と接続するものに関する ② 接続部の見本の統一 <p>ケーブル</p> <ul style="list-style-type: none"> コネクタ接続 より巻掛な接続規格等による接続 <p>配管</p> <ul style="list-style-type: none"> ボルト締フランジ接続 より巻掛な接続規格等による接続 その他の構造 <p>接続なし</p>	<p>■設置許可基準規則 第45条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所の確保について</p> <p>【共通事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・凍結条件 ・溢水、火災 ・自然現象 ・内閣人為事象 <p>水・電力</p> <ul style="list-style-type: none"> 层的（空圧含む） <p>その他（空気）</p> <p>別添</p>	<p>相違理由</p>
<p>■設置許可基準規則 第45条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所の確保について</p> <p>【共通事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線による影響因子 ・溢水、火災 ・自然現象 ・内閣人為事象 <p>水・電力</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋内（壁面含む） 屋内及び屋外 <p>その他（空気）</p> <p>接続箇所なし</p>	<p>■設置許可基準規則 第45条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所の確保について</p> <p>【共通事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線による影響因子 ・溢水、火災 ・自然現象 ・内閣人為事象 <p>水・電力</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋内（壁面含む） 屋内及び屋外 <p>その他（空気）</p> <p>接続箇所なし</p>	<p>■設置許可基準規則 第45条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所の確保について</p> <p>【共通事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・凍結条件 ・溢水、火災 ・自然現象 ・内閣人為事象 <p>水・電力</p> <ul style="list-style-type: none"> 层的（空圧含む） <p>その他（空気）</p> <p>別添</p>	<p>相違理由</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

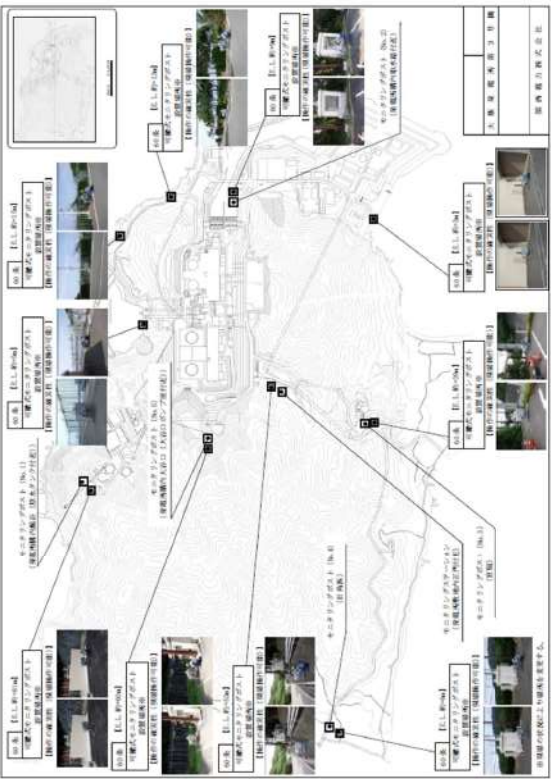
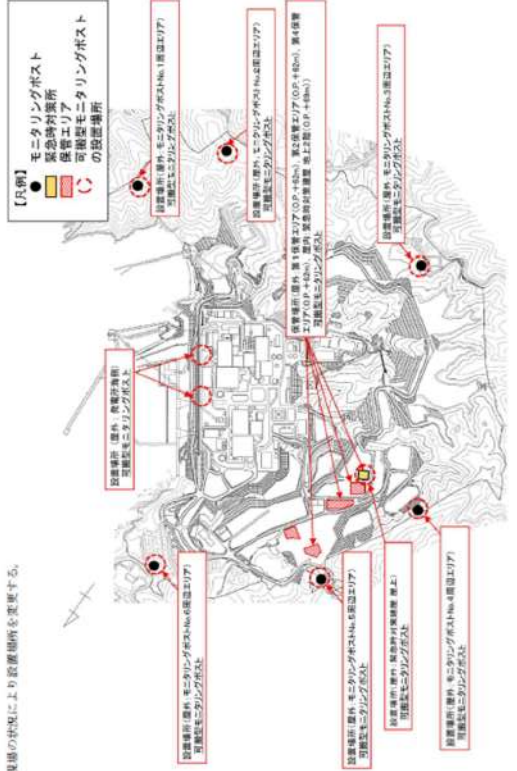
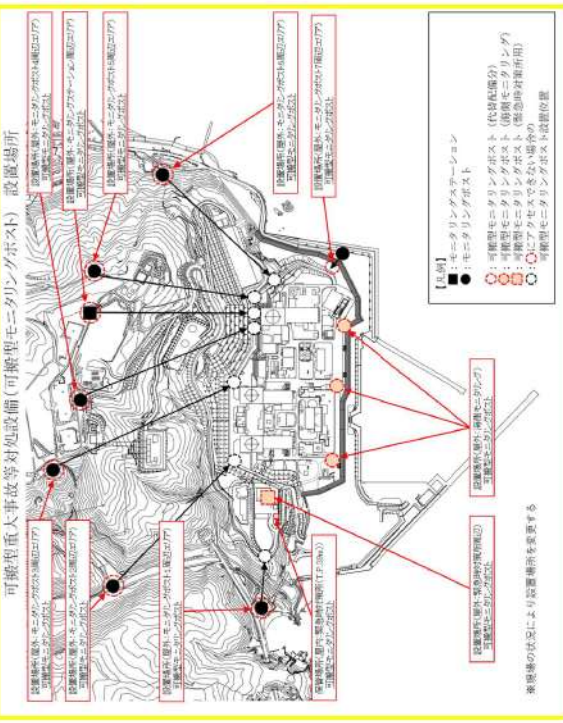
大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第45条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対処設備の設置場所について</p> 		<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対処設備の設置場所について</p> 	
<p>■設置許可基準規則 第45条 第3項 第5号 保管場所について</p> 		<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p> 	
<p>■設置許可基準規則 第45条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p> 		<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p> 	
<p>■設置許可基準規則 第45条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうち可搬型のもの共通要因設備について</p>  <p>※：記号の記載については、考慮事項の番号+α又はβを記載する。(例：①a、①b、②a、②b)</p>		<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうち可搬型のもの共通要因設備について</p> 	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

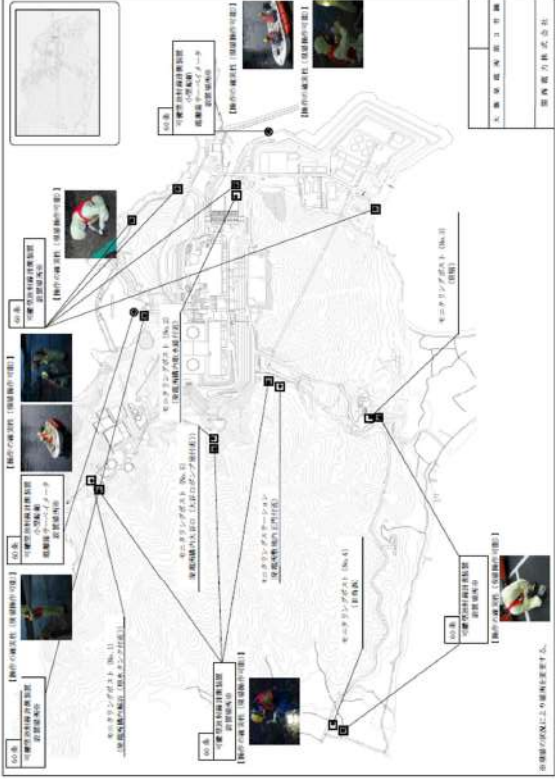
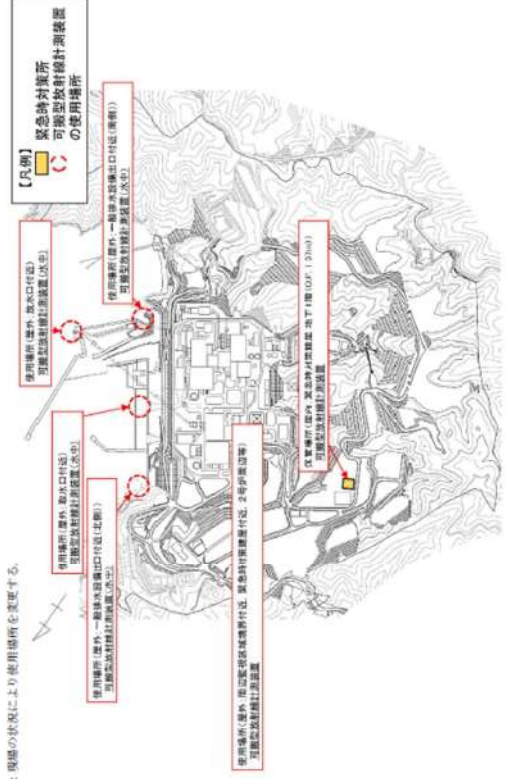
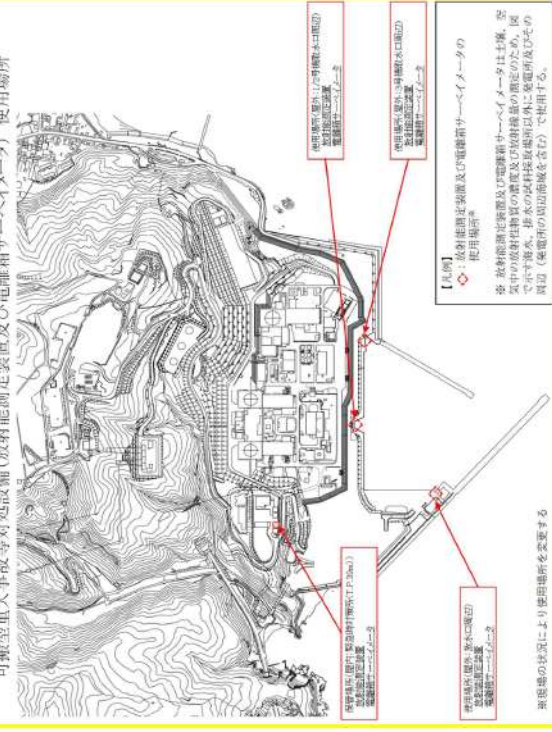
第60条 監視測定設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">60-2 配置図</p>	<p style="text-align: center;">60-3 配置図</p>	<p style="text-align: center;">60-2 配置図</p>	<p>【大阪】資料掲載順の相違 ・大阪の「60-2 配置図」において、次ページ以降の図の掲載順は泊と異なっているため、泊の掲載順に合わせ掲載する。</p>

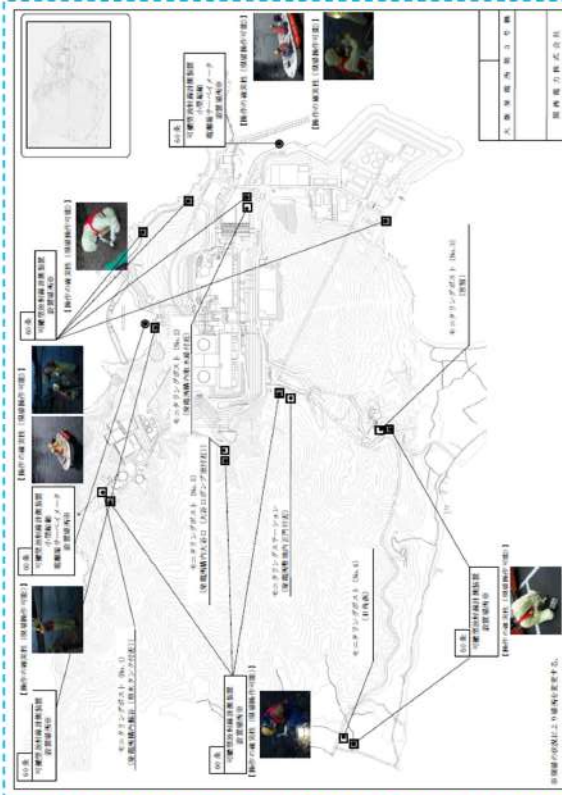
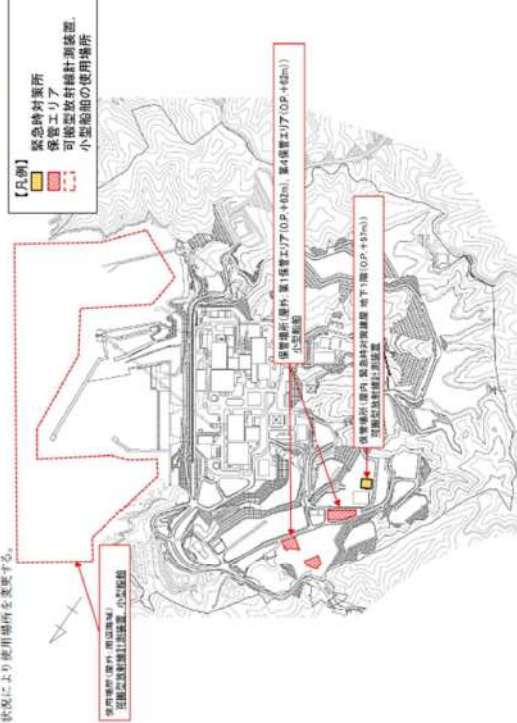
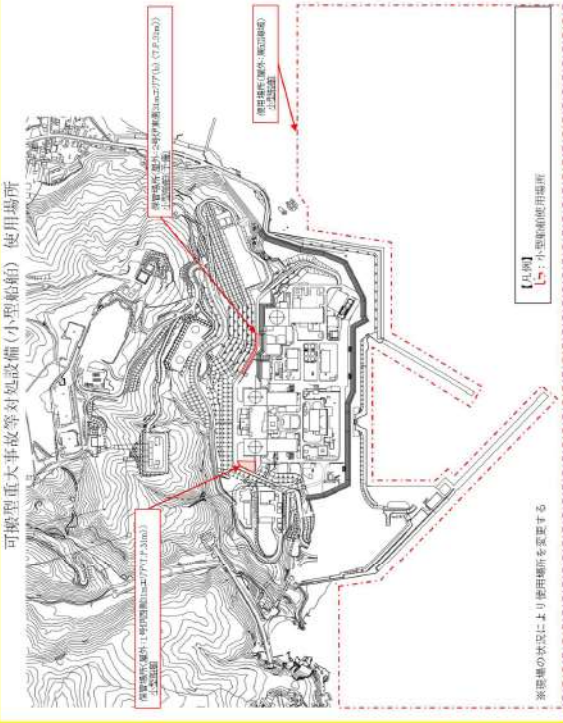
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>大飯発電所3/4号炉の監視測定設備配置図。図には、モニタリングポスト、緊急時対策所、可搬型モニタリングポストの設置場所が示されています。各設備には、その名称と設置場所に関する説明が記載されています。</p>	 <p>女川原子力発電所2号炉の監視測定設備配置図。図には、モニタリングポスト、緊急時対策所、可搬型モニタリングポストの設置場所が示されています。各設備には、その名称と設置場所に関する説明が記載されています。</p>	 <p>泊発電所3号炉の監視測定設備配置図。図には、モニタリングポスト、緊急時対策所、可搬型モニタリングポストの設置場所が示されています。各設備には、その名称と設置場所に関する説明が記載されています。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊では、情報量の充実化として、代替配備分及び海側モニタリングにおける設置位置にアクセスできない場合の設置位置も記載している。女川はアクセスルート図では記載している。

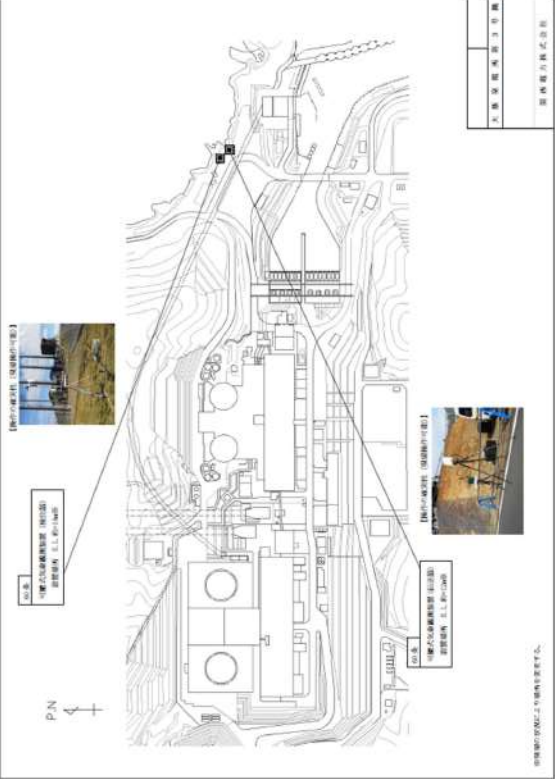
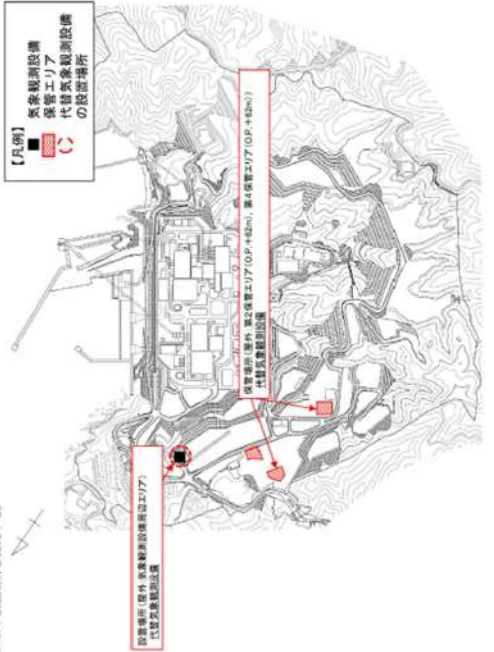

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>監視測定設備の設置位置を示す図。各設備の名称や設置場所が記載されている。また、設備の運用状況や体制に関する注釈も含まれている。</p>	 <p>監視測定設備の設置位置を示す図。各設備の名称や設置場所が記載されている。また、設備の運用状況や体制に関する注釈も含まれている。</p>	 <p>監視測定設備の設置位置を示す図。各設備の名称や設置場所が記載されている。また、設備の運用状況や体制に関する注釈も含まれている。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯は1つの図に泊の複数の図の情報を集約して記載しているため、対応する泊のページに大飯を再掲して比較している。

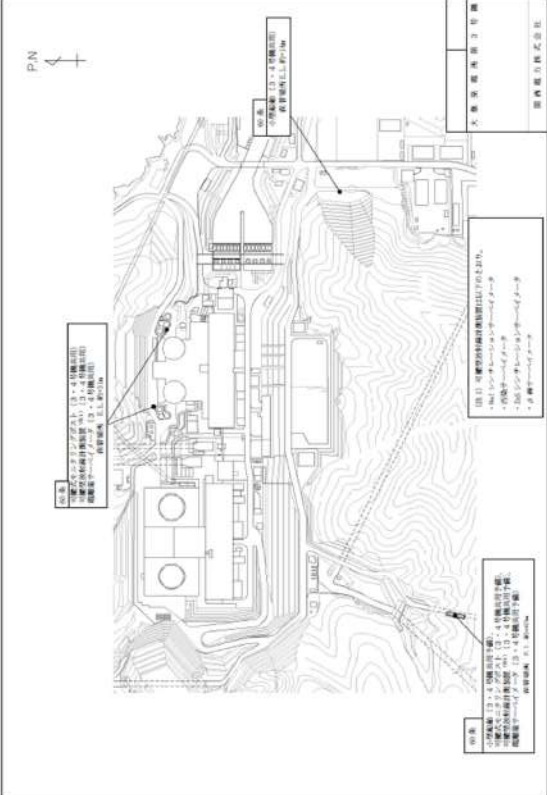
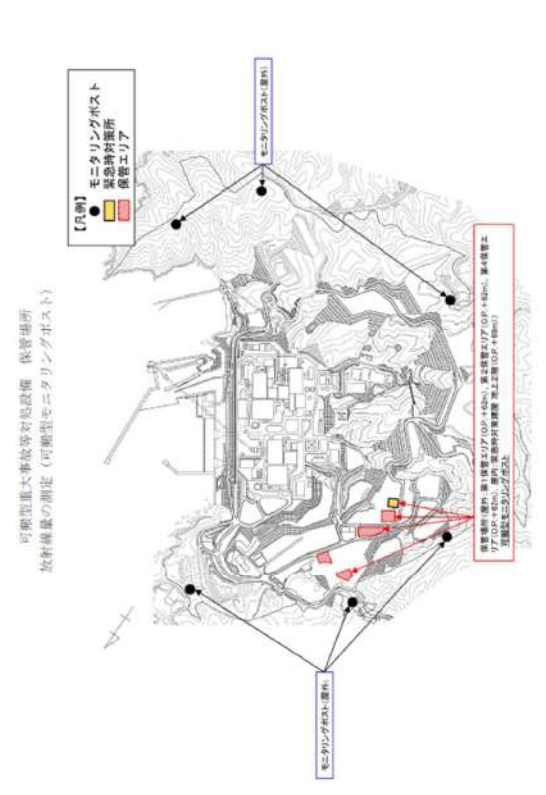
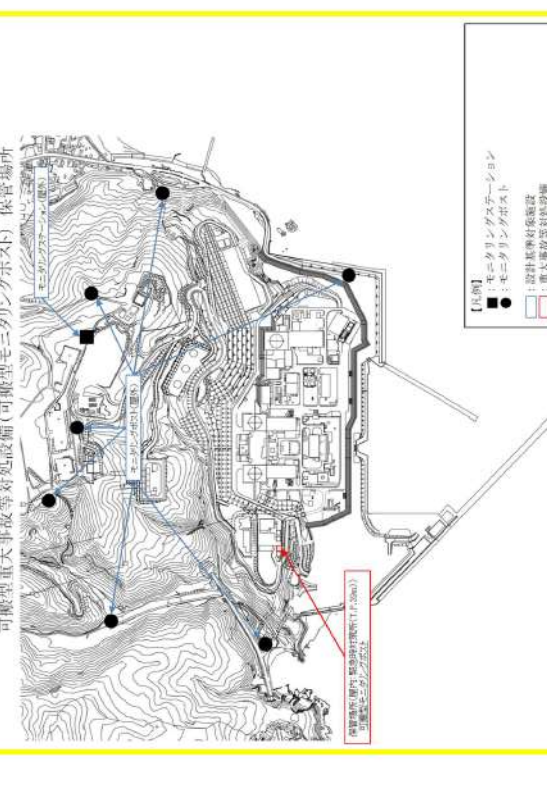
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため再掲】</p>  <p>図例 ● 緊急時対策所 ■ 緊急エリア □ 可搬型放射線計測装置、小型船舶の使用場所</p> <p>可搬型重大事故等対処設備 使用場所 海上モニタリング (可搬型放射線計測装置、小型船舶)</p> <p>※：図例の状況により使用場所を変更する。</p>	 <p>【凡例】 ● 緊急時対策所 ■ 緊急エリア □ 可搬型放射線計測装置、小型船舶の使用場所</p> <p>可搬型重大事故等対処設備 (海上モニタリング) 使用場所</p> <p>※：図例の状況により使用場所を変更する。</p>	 <p>【凡例】 ● 緊急時対策所 ■ 緊急エリア □ 可搬型放射線計測装置、小型船舶の使用場所</p> <p>可搬型重大事故等対処設備 (小型船舶) 使用場所</p> <p>※：図例の状況により使用場所を変更する。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯は1つの図に泊の複数の図の情報を集約して記載しているため、対応する泊のページに大飯を再掲して比較している。

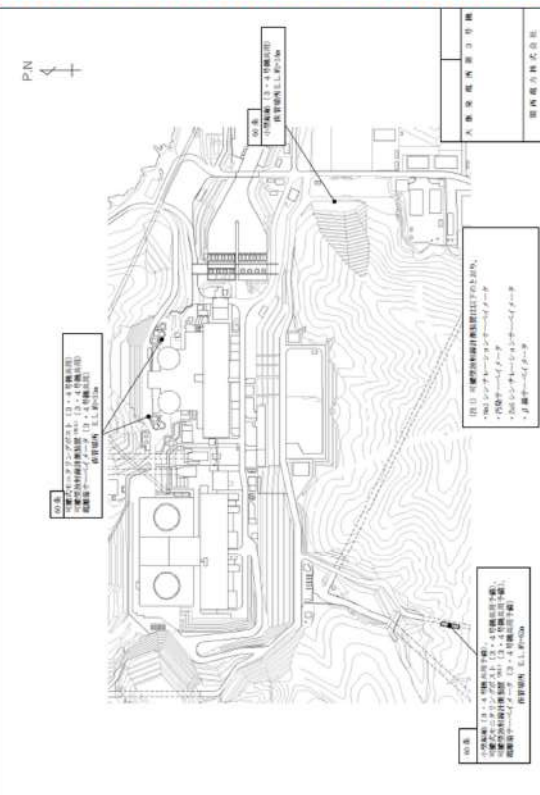
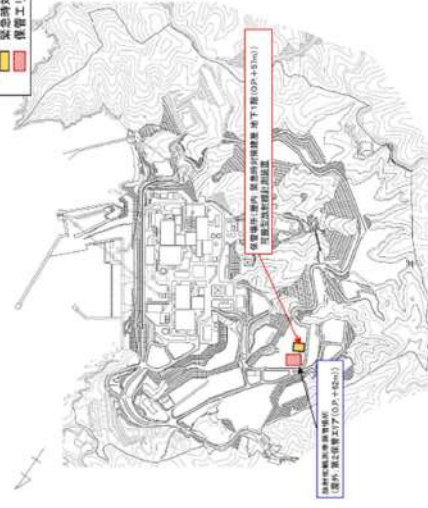
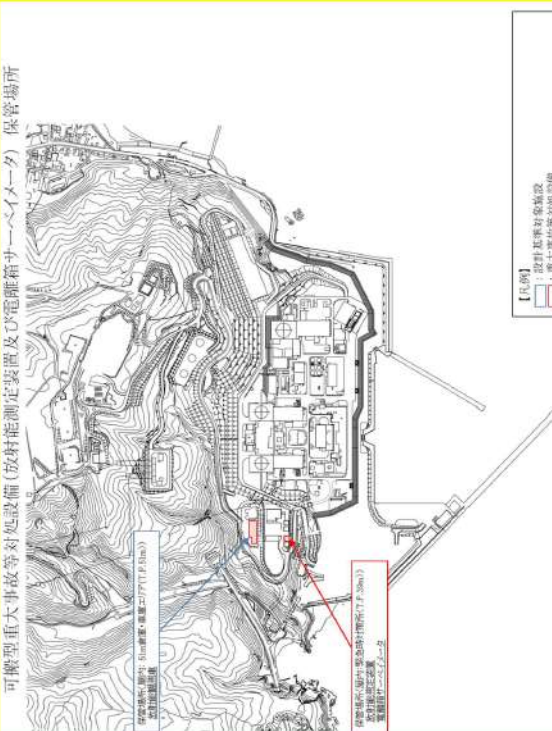
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>大飯発電所3/4号炉の監視測定設備配置図。図には、気象観測所、可搬型気象観測設備（可搬型気象観測設備）、可搬型気象観測設備（可搬型気象観測設備）の設置場所が示されています。また、設備の写真も掲載されています。</p>	 <p>女川原子力発電所2号炉の監視測定設備配置図。図には、気象観測設備、代替気象観測設備の設置場所が示されています。また、設備の写真も掲載されています。</p>	 <p>泊発電所3号炉の監視測定設備配置図。図には、気象観測所、可搬型気象観測設備の設置場所が示されています。また、設備の写真も掲載されています。</p>	<p>相違理由</p>

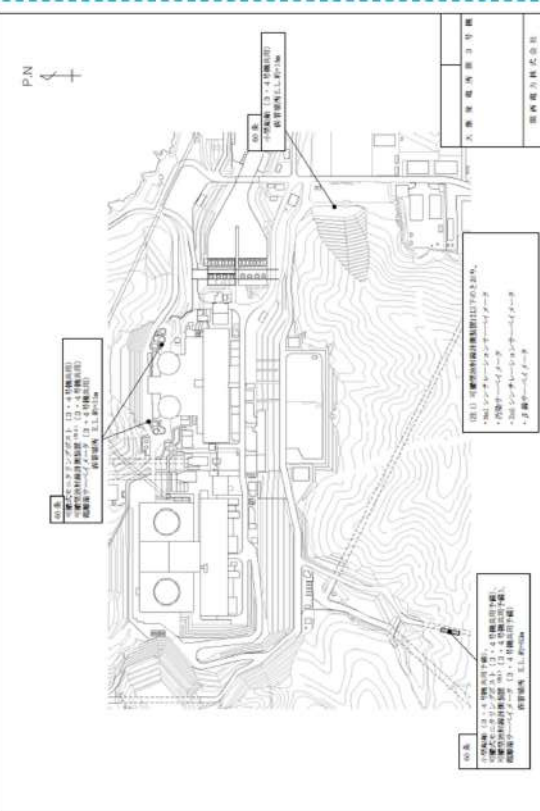
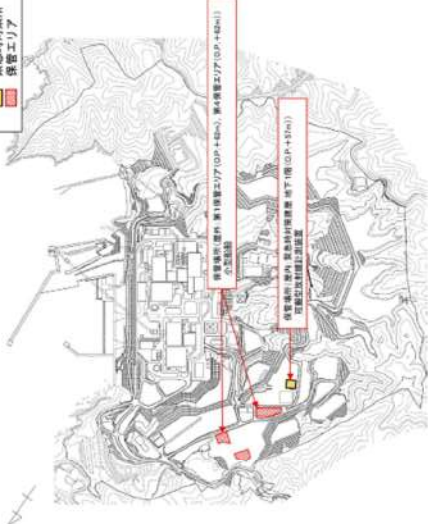

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図17 可搬型重大事故等対処施設 保管場所 ・可搬型重大事故等対処施設（可搬型モニタリングポスト） ・可搬型重大事故等対処施設（可搬型モニタリングポスト） ・可搬型重大事故等対処施設（可搬型モニタリングポスト）</p>	 <p>【凡例】 ● モニタリングポスト ○ 緊急時対応箇所 ■ 保管エリア</p> <p>可搬型重大事故等対処施設 保管場所 放射線量の測定（可搬型モニタリングポスト）</p>	 <p>【凡例】 ● モニタリングステーション ○ モニタリングポスト ■ 設計基準対応施設 □ 重大事故等対処設備</p> <p>可搬型重大事故等対処設備（可搬型モニタリングポスト）保管場所</p>	<p>【大阪】記載方針の相違 ・大阪は1つの図に泊の複数の図の情報を集約して記載しているため、対応する泊のページに大阪を再掲して比較している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため再掲】</p>  <p>可搬型重大事故等対処設備 保管場所 放射性物質の濃度の測定及び放射線量の測定（可搬型放射線計測装置）</p> <p>【目的】緊急時対応設備 保管エリア</p>	 <p>可搬型重大事故等対処設備 保管場所 放射性物質の濃度の測定及び放射線量の測定（可搬型放射線計測装置）</p> <p>【目的】緊急時対応設備 保管エリア</p>	 <p>可搬型重大事故等対処設備（放射線測定装置及び電離箱サーベイメータ）保管場所</p> <p>【目的】緊急時対応設備 保管エリア</p>	<p>【大飯】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯は1つの図に泊の複数の図の情報を集約して記載しているため、対応する泊のページに大飯を再掲して比較している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため再掲】</p>  <p>可搬型重大事故等対応設備 保管場所 海上モニタリング（可搬型放射線計測装置、小型船舶）</p>	 <p>【凡例】 緊急時対応所 保管エリア</p>	 <p>可搬型重大事故等対応設備（小型船舶） 保管場所</p> <p>【凡例】 設計基準外監視設備 重大事故等対応設備</p>	<p>【大阪】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪は1つの図に泊の複数の図の情報を集約して記載しているため、対応する泊のページに大阪を再掲して比較している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="78 204 645 1010" style="border: 2px solid black; height: 505px; width: 253px;"></div> <div data-bbox="78 1058 488 1082" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 特記の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="683 319 1176 845" style="text-align: center;"> </div>	<div data-bbox="1249 204 1818 946" style="border: 2px solid yellow; padding: 10px;"> </div>	

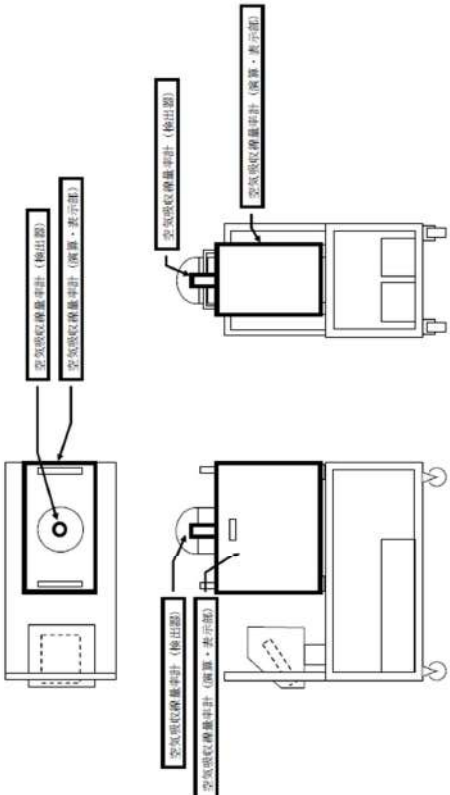
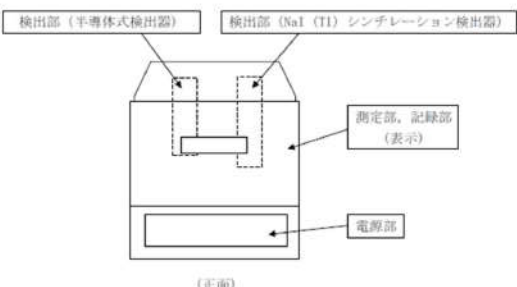
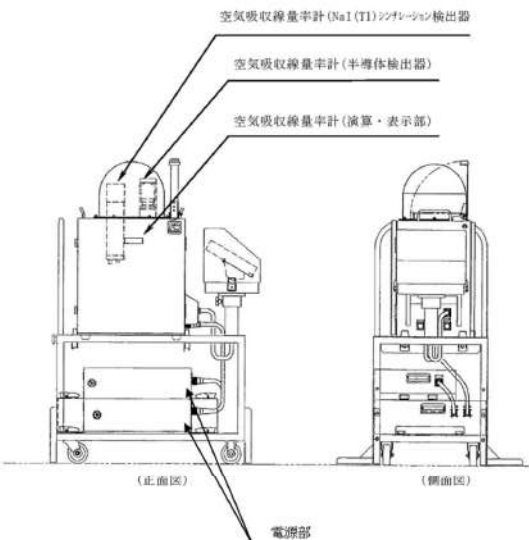
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>60-4 試験・検査説明資料</p>	<p>60-4 試験及び検査</p> <p>定期事業者検査対象外の設備については、図面を添付している。</p>	<p>60-3 試験・検査説明資料</p> <p>定期事業者検査対象外の設備については、図面を添付している。</p>	<p>【大阪】資料掲載順の相違 ・大阪の「60-4 試験・検査説明資料」において、次ページ以降の図の掲載順は泊と異なっているため、泊の掲載順に合わせ掲載する。</p>

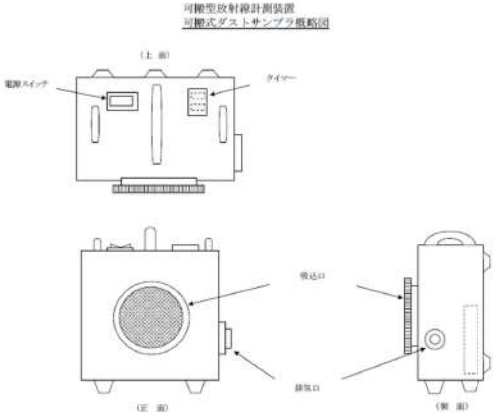
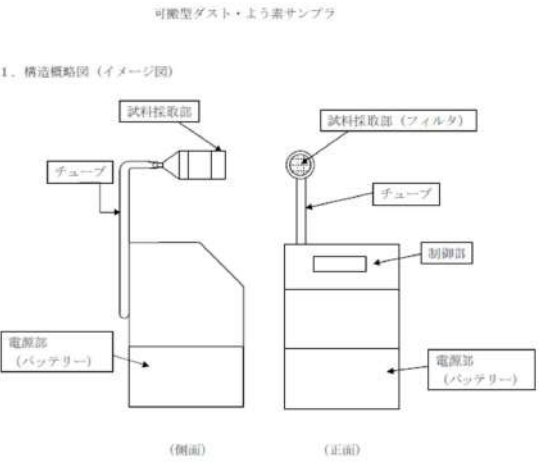
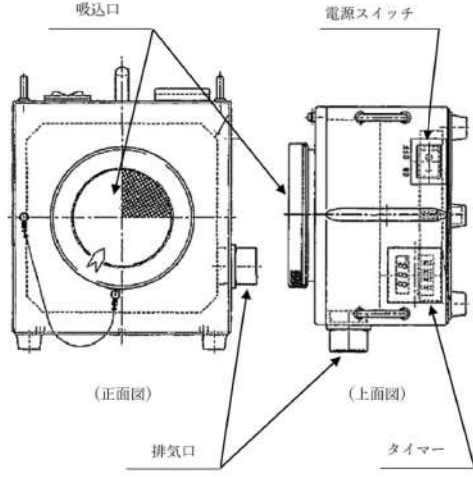
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">可搬式モニタリングポスト概略図</p> 	<p>可搬型モニタリングポスト</p> <p>1. 構造概略図（イメージ図）</p> 	<p>可搬型モニタリングポスト 概要図</p> 	

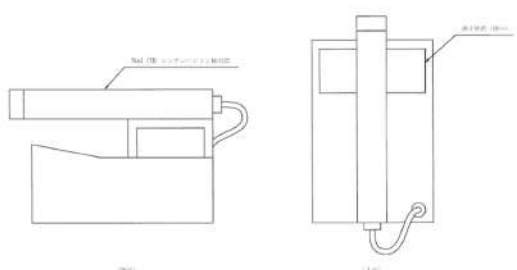
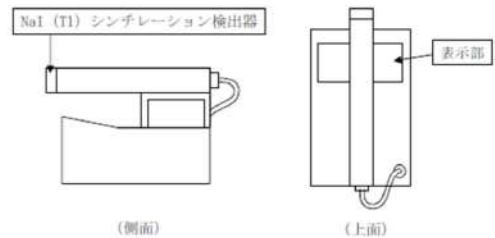
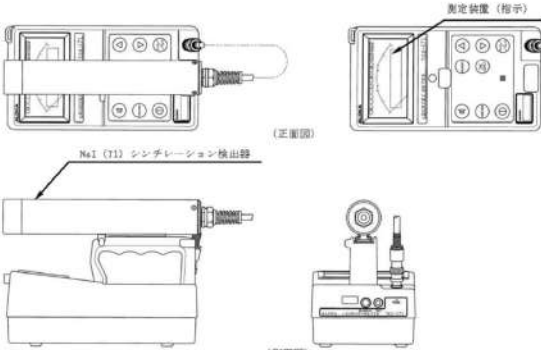
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>可搬型放射線計測装置 可搬式ダストサンプラ概略図</p> 	<p>可搬型ダスト・よう素サンプラ</p> <p>1. 構造概略図（イメージ図）</p> 	<p>可搬型ダスト・よう素サンプラ 概要図</p> 	<p>【女川】記載内容の相違</p> <p>・泊の可搬型ダスト・よう素サンプラは大飯と同様の構造であるから、大飯と同等となるよう情報を記載した。なお、バッテリーは本体内部に格納される構造である。</p>

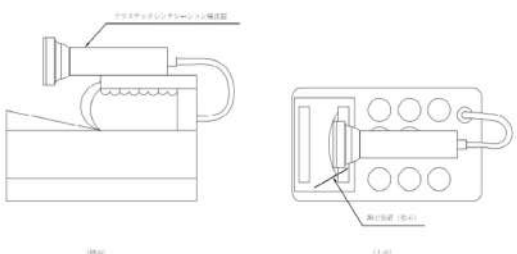
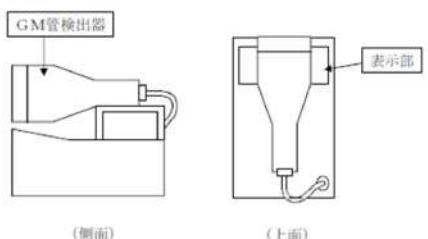
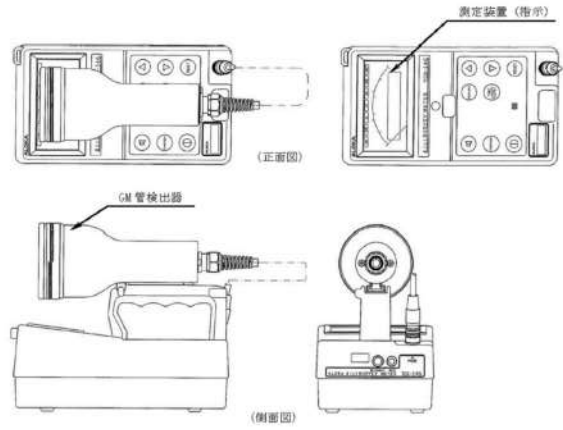
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>可搬型放射線計測装置 NaIシンチレーションサーベイメータ概略図</p> 	<p>γ線サーベイメータ</p> <p>1. 構造概略図（イメージ図）</p> <p>NaI (Tl) シンチレーション検出器</p> 	<p>NaI (Tl) シンチレーションサーベイメータ 概要図</p> 	

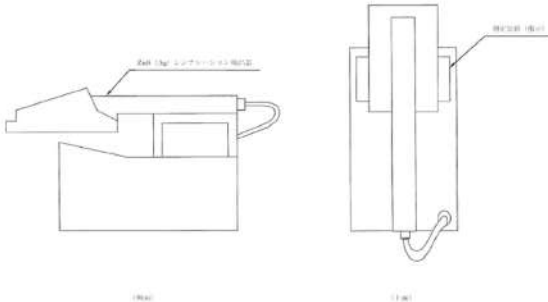
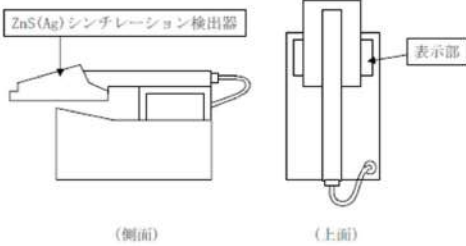
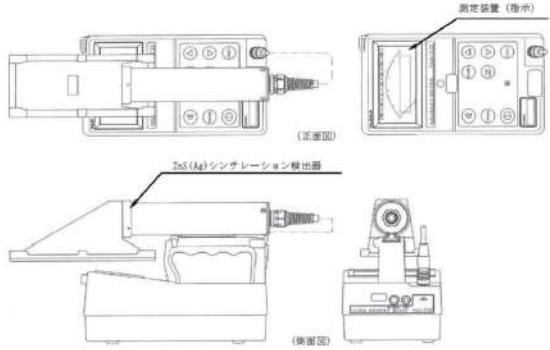
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p data-bbox="295 215 436 252">可搬型放射線計測装置 汚染サーベイメータ概略図</p> 	<p data-bbox="891 231 1032 252">β線サーベイメータ</p> <p data-bbox="678 300 882 320">1. 構造概略図（イメージ図）</p> 	<p data-bbox="1395 210 1637 231">GM汚染サーベイメータ 概要図</p> 	

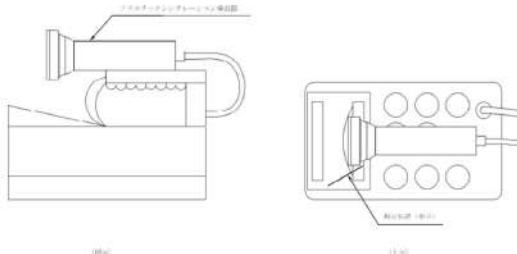
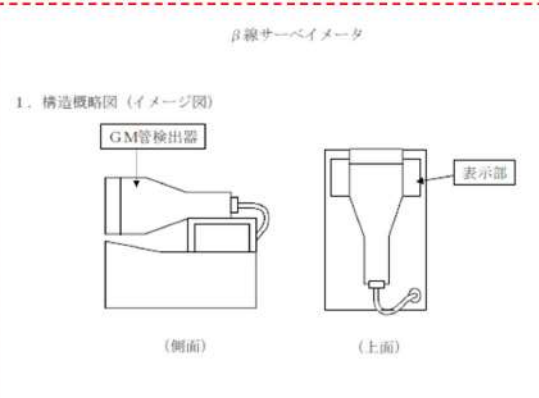
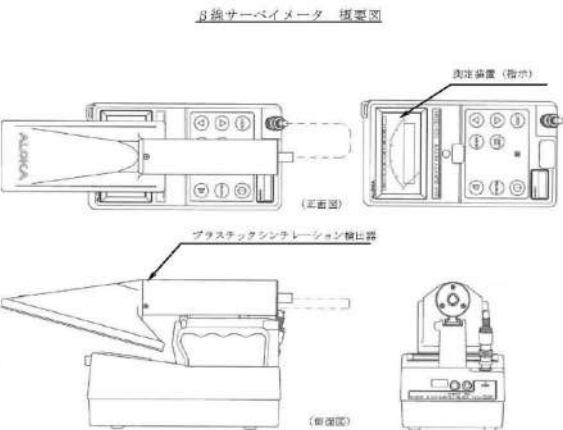
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p data-bbox="235 226 474 260">可搬型放射線計測装置 ZnSシンチレーションサーベイメータ概略図</p> 	<p data-bbox="913 226 1055 244">α線サーベイメータ</p> <p data-bbox="689 295 898 312">1. 構造概略図 (イメージ図)</p> 	<p data-bbox="1406 204 1693 221">α線シンチレーションサーベイメータ 概要図</p> 	

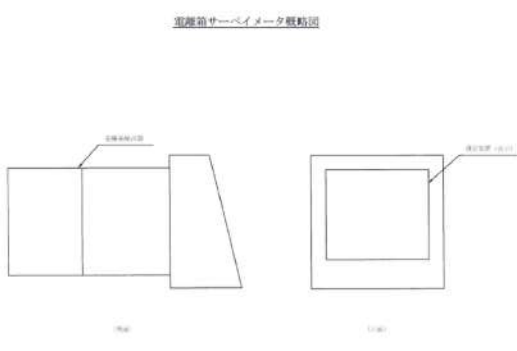
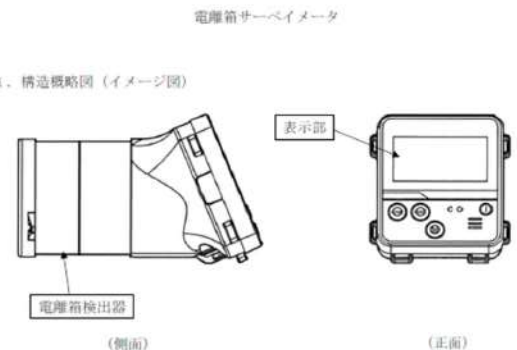
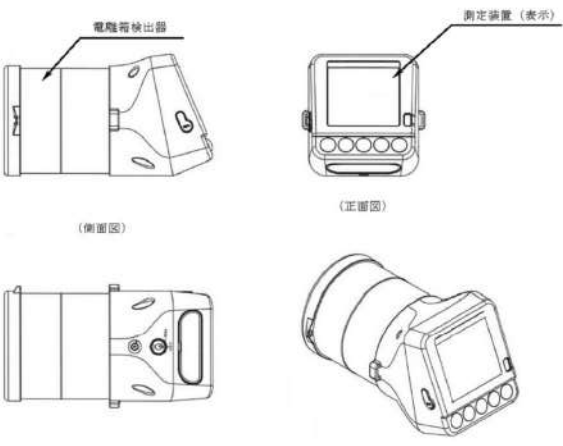
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>可搬型放射線計測装置 正線サーベイメータ概略図</p> 	<p>【再掲】</p> <p>β線サーベイメータ</p> <p>1. 構造概略図（イメージ図）</p> 	<p>β線サーベイメータ 概要図</p> 	<p>②の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">電離箱サーベイメータ概略図</p> 	<p style="text-align: center;">電離箱サーベイメータ</p> <p>1. 構造概略図（イメージ図）</p> 	<p style="text-align: center;">電離箱サーベイメータ 概要図</p> 	

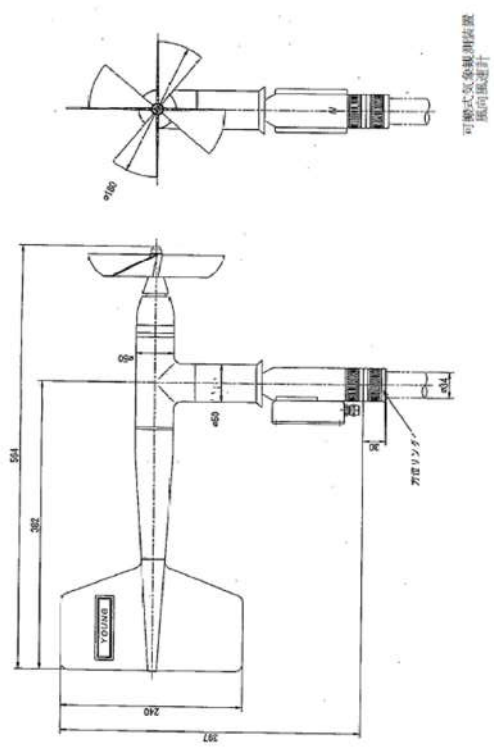
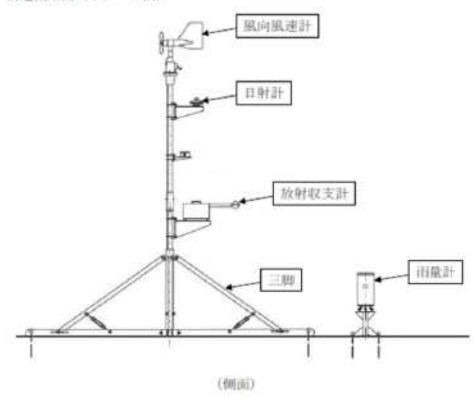
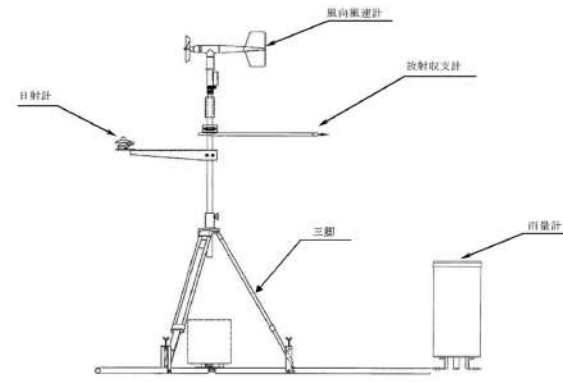
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>小型船舶監視図</p>	<p>小型船舶</p> <p>1. 構造概略図（イメージ図）</p>	<p>小型船舶 概要図</p>	

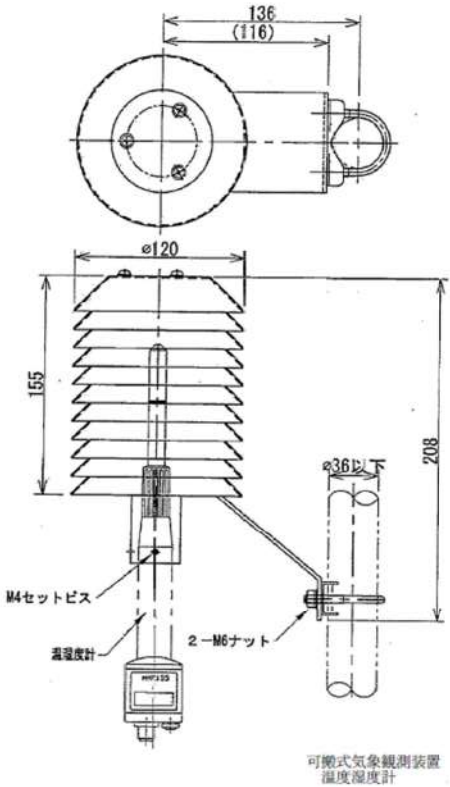
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>可搬式気象観測装置 風向風速計</p>	<p>代替気象観測設備</p> <p>1. 構造概略図（イメージ図）</p>  <p>風向風速計 日射計 放射收支計 三脚 雨量計</p> <p>(側面)</p>	<p>可搬型気象観測設備 概要図</p>  <p>日射計 風向風速計 放射收支計 三脚 雨量計</p>	<p>【大阪】記載表現の相違 ・女川・泊はすべての測器を含めた全体図で示している。</p>

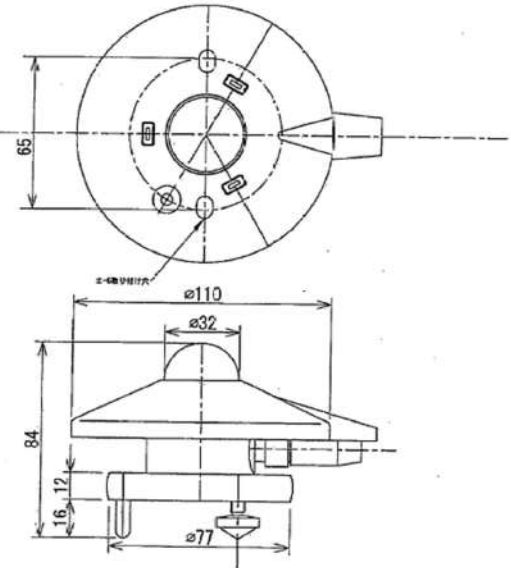
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>可搬式気象観測装置 温度湿度計</p>			<p>【大阪】記載表現の相違 ・女川・泊はすべての測器を含めた全体図で示している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>可搬式気象観測装置 日射計</p>			<p>【大飯】記載表現の相違 ・女川・泊はすべての測器を含めた全体図で示している。</p>

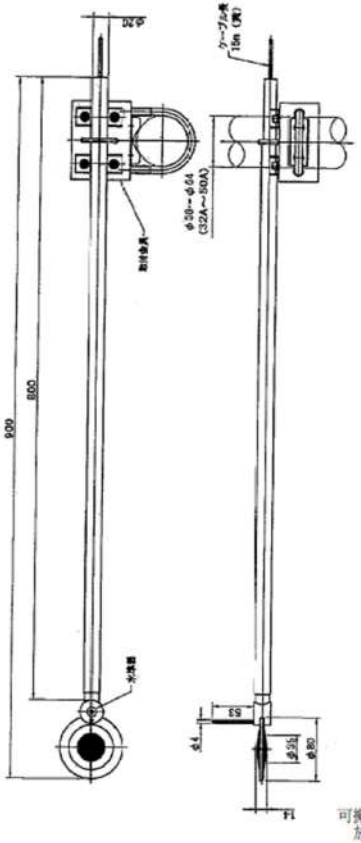
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯発電所3/4号炉</p> <p>可搬式気象観測装置 雨量計</p>			<p>【大飯】記載表現の相違 ・女川・泊はすべての測器を含めた全体図で示している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>可搬式気象観測装置 放射収支計</p>			<p>【大飯】記載表現の相違 ・女川・泊はすべての測器を含めた全体図で示している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>60-2 単線結線図</p>	<p>60-4 単線結線図</p> <p>設計基準対象施設 重大事故対処設備</p>	<p>【大阪】記載方針の相違 ・大阪は該当資料なし。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>60-6 容量設定根拠</p>	<p>60-5 容量設定根拠</p>	<p>60-5 容量設定根拠</p> <div data-bbox="1294 756 1771 826" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>本資料は、一部、詳細設計中のもも含まれているため、設計の進捗により変更する場合があります。</p> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																				
<table border="1" data-bbox="71 204 654 983"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>可搬式モニタリングポスト (3号及び4号炉共用)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計測範囲</td> <td>mGy/h</td> <td>B.G.~100</td> </tr> <tr> <td colspan="3">【設定根拠】 可搬式モニタリングポストは、可搬型重大事故等対処設備として配置する。 重大事故等時のモニタリングステーション及びモニタリングポストの機能が喪失した場合に、可搬式モニタリングポストによる測定を行う。 なお、可搬式モニタリングポストは、11個（モニタリングステーション及びモニタリングポストを代替し得る原子力災害対策特別措置法第10条及び第15条に定められた事象の判断に必要な十分な個数としての6個を含み、原子炉格納施設を囲む8方位及び緊急時対策用として放射線量の測定が可能な個数）に予備6個を含めた17個を保管する。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1. 計測範囲 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値（10・Gy/h）を満足するように設計する。 よって、計測範囲としては、B.G.~100mGy/hである。</td> </tr> </tbody> </table>	名称		可搬式モニタリングポスト (3号及び4号炉共用)	計測範囲	mGy/h	B.G.~100	【設定根拠】 可搬式モニタリングポストは、可搬型重大事故等対処設備として配置する。 重大事故等時のモニタリングステーション及びモニタリングポストの機能が喪失した場合に、可搬式モニタリングポストによる測定を行う。 なお、可搬式モニタリングポストは、11個（モニタリングステーション及びモニタリングポストを代替し得る原子力災害対策特別措置法第10条及び第15条に定められた事象の判断に必要な十分な個数としての6個を含み、原子炉格納施設を囲む8方位及び緊急時対策用として放射線量の測定が可能な個数）に予備6個を含めた17個を保管する。			1. 計測範囲 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値（10・Gy/h）を満足するように設計する。 よって、計測範囲としては、B.G.~100mGy/hである。			<table border="1" data-bbox="654 204 1236 983"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>可搬型モニタリングポスト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計測範囲</td> <td>mGy/h</td> <td>0~10⁶</td> </tr> <tr> <td colspan="3">【設定根拠】 可搬型モニタリングポストは、可搬型重大事故等対処設備として配備する。 可搬型モニタリングポストは、モニタリングポストの機能喪失時の代替措置として用いるものである。 また、発電所海側において、放射線量を監視するために用いるものである。 さらに、緊急時対策所の加圧判断に用いるものである。 なお、放射性希ガス（Xe-133等）、放射性ヨウ素（I-131等）、粒子状物質（Cs-137等）を測定する。 可搬型モニタリングポストは、モニタリングポストと同数の6台、発電所海側に2台及び緊急時対策所の加圧判断用に1台設置できる数量とする。 さらに、予備2台を含めた合計11台を第1保管エリア、第2保管エリア、第4保管エリア及び緊急時対策棟屋に保管する。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1. 計測範囲 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める敷地周辺エリア放射線量率の測定上限値（10⁶Gy/h）を満足するように設計する。 そのため、計測範囲としては、0~10⁶mGy/hである。</td> </tr> </tbody> </table>	名称		可搬型モニタリングポスト	計測範囲	mGy/h	0~10 ⁶	【設定根拠】 可搬型モニタリングポストは、可搬型重大事故等対処設備として配備する。 可搬型モニタリングポストは、モニタリングポストの機能喪失時の代替措置として用いるものである。 また、発電所海側において、放射線量を監視するために用いるものである。 さらに、緊急時対策所の加圧判断に用いるものである。 なお、放射性希ガス（Xe-133等）、放射性ヨウ素（I-131等）、粒子状物質（Cs-137等）を測定する。 可搬型モニタリングポストは、モニタリングポストと同数の6台、発電所海側に2台及び緊急時対策所の加圧判断用に1台設置できる数量とする。 さらに、予備2台を含めた合計11台を第1保管エリア、第2保管エリア、第4保管エリア及び緊急時対策棟屋に保管する。			1. 計測範囲 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める敷地周辺エリア放射線量率の測定上限値（10 ⁶ Gy/h）を満足するように設計する。 そのため、計測範囲としては、0~10 ⁶ mGy/hである。			<table border="1" data-bbox="1236 204 1818 983"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>可搬型モニタリングポスト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計測範囲</td> <td>mGy/h</td> <td>B.G.~1,000</td> </tr> <tr> <td colspan="3">【設定根拠】 可搬型モニタリングポストは、可搬型重大事故等対処設備として配置する。 重大事故等時のモニタリングポスト及びモニタリングステーションの機能が喪失した場合に、可搬型モニタリングポストによる測定を行う。 また、発電所海側において、放射線量を監視するために用いるものである。 さらに、緊急時対策所の加圧判断に用いるものである。 可搬型モニタリングポストは、12台（モニタリングポスト及びモニタリングステーションを代替し得る原子力災害対策特別措置法第10条及び第15条に定められた事象の判断に必要な十分な台数としての8台を含み、原子炉格納施設を囲む12箇所における放射線量の測定が可能な個数）に予備1台を含めた13台を緊急時対策所に保管する。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1. 計測範囲 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める敷地周辺エリア放射線量率の測定上限値（10⁶Gy/h）を満足するように設計する。 よって、計測範囲としては、B.G.~1,000 mGy/hである。</td> </tr> </tbody> </table>	名称		可搬型モニタリングポスト	計測範囲	mGy/h	B.G.~1,000	【設定根拠】 可搬型モニタリングポストは、可搬型重大事故等対処設備として配置する。 重大事故等時のモニタリングポスト及びモニタリングステーションの機能が喪失した場合に、可搬型モニタリングポストによる測定を行う。 また、発電所海側において、放射線量を監視するために用いるものである。 さらに、緊急時対策所の加圧判断に用いるものである。 可搬型モニタリングポストは、12台（モニタリングポスト及びモニタリングステーションを代替し得る原子力災害対策特別措置法第10条及び第15条に定められた事象の判断に必要な十分な台数としての8台を含み、原子炉格納施設を囲む12箇所における放射線量の測定が可能な個数）に予備1台を含めた13台を緊急時対策所に保管する。			1. 計測範囲 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める敷地周辺エリア放射線量率の測定上限値（10 ⁶ Gy/h）を満足するように設計する。 よって、計測範囲としては、B.G.~1,000 mGy/hである。			<p data-bbox="1818 255 2177 279">【女川・大飯】記載表現の相違</p>
名称		可搬式モニタリングポスト (3号及び4号炉共用)																																					
計測範囲	mGy/h	B.G.~100																																					
【設定根拠】 可搬式モニタリングポストは、可搬型重大事故等対処設備として配置する。 重大事故等時のモニタリングステーション及びモニタリングポストの機能が喪失した場合に、可搬式モニタリングポストによる測定を行う。 なお、可搬式モニタリングポストは、11個（モニタリングステーション及びモニタリングポストを代替し得る原子力災害対策特別措置法第10条及び第15条に定められた事象の判断に必要な十分な個数としての6個を含み、原子炉格納施設を囲む8方位及び緊急時対策用として放射線量の測定が可能な個数）に予備6個を含めた17個を保管する。																																							
1. 計測範囲 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値（10・Gy/h）を満足するように設計する。 よって、計測範囲としては、B.G.~100mGy/hである。																																							
名称		可搬型モニタリングポスト																																					
計測範囲	mGy/h	0~10 ⁶																																					
【設定根拠】 可搬型モニタリングポストは、可搬型重大事故等対処設備として配備する。 可搬型モニタリングポストは、モニタリングポストの機能喪失時の代替措置として用いるものである。 また、発電所海側において、放射線量を監視するために用いるものである。 さらに、緊急時対策所の加圧判断に用いるものである。 なお、放射性希ガス（Xe-133等）、放射性ヨウ素（I-131等）、粒子状物質（Cs-137等）を測定する。 可搬型モニタリングポストは、モニタリングポストと同数の6台、発電所海側に2台及び緊急時対策所の加圧判断用に1台設置できる数量とする。 さらに、予備2台を含めた合計11台を第1保管エリア、第2保管エリア、第4保管エリア及び緊急時対策棟屋に保管する。																																							
1. 計測範囲 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める敷地周辺エリア放射線量率の測定上限値（10 ⁶ Gy/h）を満足するように設計する。 そのため、計測範囲としては、0~10 ⁶ mGy/hである。																																							
名称		可搬型モニタリングポスト																																					
計測範囲	mGy/h	B.G.~1,000																																					
【設定根拠】 可搬型モニタリングポストは、可搬型重大事故等対処設備として配置する。 重大事故等時のモニタリングポスト及びモニタリングステーションの機能が喪失した場合に、可搬型モニタリングポストによる測定を行う。 また、発電所海側において、放射線量を監視するために用いるものである。 さらに、緊急時対策所の加圧判断に用いるものである。 可搬型モニタリングポストは、12台（モニタリングポスト及びモニタリングステーションを代替し得る原子力災害対策特別措置法第10条及び第15条に定められた事象の判断に必要な十分な台数としての8台を含み、原子炉格納施設を囲む12箇所における放射線量の測定が可能な個数）に予備1台を含めた13台を緊急時対策所に保管する。																																							
1. 計測範囲 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める敷地周辺エリア放射線量率の測定上限値（10 ⁶ Gy/h）を満足するように設計する。 よって、計測範囲としては、B.G.~1,000 mGy/hである。																																							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
<table border="1" data-bbox="85 207 636 279"> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>可搬式ダストサンプラ (3号及び4号炉共用)</th> </tr> <tr> <td>流量範囲</td> <td>l/min</td> <td>120以上</td> </tr> </table> <p data-bbox="100 284 622 327">【設定根拠】 可搬式ダストサンプラは、可搬型重大事故等対処設備として配置する。</p> <p data-bbox="100 343 622 406">重大事故等時に移動式放射能測定装置（モニタ車）が使用出来ない場合は、可搬式ダストサンプラにより発電所敷地内及び発電所敷地境界付近の空気中の放射性物質を採取する。</p> <p data-bbox="100 422 622 446">なお、可搬式ダストサンプラは、2個に予備1個を含めた3個を保管する。</p> <p data-bbox="100 462 622 582">1. 計測範囲 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める敷地周辺の空気中の放射性物質濃度の測定上限値（$3.7 \times 10^3 \text{Bq/cm}^3$）を満足するように設計する。 測定上限値は、流量の他に測定時間等も含めて決定することから、可搬式であることも勘案し流量範囲は、120 l/min以上とする。</p>	名 称		可搬式ダストサンプラ (3号及び4号炉共用)	流量範囲	l/min	120以上	<table border="1" data-bbox="676 220 1214 279"> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>可搬型ダスト・よう素サンプラ</th> </tr> <tr> <td>流量範囲</td> <td>L/min</td> <td>5~40</td> </tr> </table> <p data-bbox="689 284 1205 343">【設定根拠】 可搬型ダスト・よう素サンプラは、可搬型重大事故等対処設備として配備する。</p> <p data-bbox="689 359 1205 406">可搬型ダスト・よう素サンプラは、放射能観測車の機能喪失時の代替措置として用いるものである。</p> <p data-bbox="689 406 1205 454">また、発電所敷地内及び発電所の周辺海域において、空気中の放射性物質を採取するものである。</p> <p data-bbox="689 454 1205 502">なお、放射性よう素（I-131等）、粒子状物質（Sr-89、Sr-90、Cs-137、U-235、Pu-238等）を採取する。</p> <p data-bbox="689 518 1205 566">可搬型ダスト・よう素サンプラは、2台に予備1台を含めた合計3台を緊急時対策建屋に保管する。</p> <p data-bbox="689 582 1205 710">1. 流量範囲 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める敷地周辺空気中放射性物質濃度の測定上限値（$3.7 \times 10^3 \text{Bq/cm}^3$）を満足するように設計する。 そのため、流量範囲を5~40 L/minとし、サンプリング時間を調整することにより測定上限値を満足できるようにする。</p> <p data-bbox="689 726 1205 774">2. 放射性物質の濃度の算出 放射性物質の濃度は、以下の算出式から求める。</p> <p data-bbox="689 790 1205 861">2.1 放射性物質の濃度の算出式 放射性物質の濃度（Bq/cm^3） ＝換算係数（Bq/ks^{-1}）×試料のNET値（ks^{-1}）／サンプリング量（cm^3）</p>	名 称		可搬型ダスト・よう素サンプラ	流量範囲	L/min	5~40	<table border="1" data-bbox="1258 210 1809 271"> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>可搬型ダスト・よう素サンプラ</th> </tr> <tr> <td>流量範囲</td> <td>L/min</td> <td>25以上</td> </tr> </table> <p data-bbox="1265 276 1803 319">【設定根拠】 可搬型ダスト・よう素サンプラは、可搬型重大事故等対処設備として配置する。</p> <p data-bbox="1265 343 1803 391">重大事故等時に放射能観測車が使用出来ない場合は、可搬型ダスト・よう素サンプラにより発電所敷地内及び発電所敷地境界付近の空気中の放射性物質を採取する。</p> <p data-bbox="1265 391 1803 438">また、発電所敷地内及び発電所敷地境界付近並びに発電所の周辺海域において、空気中の放射性物質を採取するものである。</p> <p data-bbox="1265 462 1803 510">可搬型ダスト・よう素サンプラは、2台に予備1台を含めた3台を緊急時対策所に保管する。</p> <p data-bbox="1265 534 1803 654">1. 計測範囲 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める敷地周辺空気中放射性物質濃度の測定上限値（$3.7 \times 10^3 \text{Bq/cm}^3$）を満足するように設計する。 そのため、流量範囲を25 L/min以上とし、サンプリング時間を調整することにより測定上限値を満足できるようにする。</p> <p data-bbox="1265 678 1803 726">2. 放射性物質の濃度の算出 放射性物質の濃度は、以下の算出式から求める。</p> <p data-bbox="1265 750 1803 821">2.1 放射性物質の濃度の算出式 放射性物質の濃度（Bq/cm^3） ＝換算係数（Bq/nGy/h）×試料のNET値（nGy/h）／サンプリング量（cm^3）</p>	名 称		可搬型ダスト・よう素サンプラ	流量範囲	L/min	25以上	<p data-bbox="1848 255 2072 279">【女川・大飯】記載表現の相違</p>
名 称		可搬式ダストサンプラ (3号及び4号炉共用)																			
流量範囲	l/min	120以上																			
名 称		可搬型ダスト・よう素サンプラ																			
流量範囲	L/min	5~40																			
名 称		可搬型ダスト・よう素サンプラ																			
流量範囲	L/min	25以上																			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<table border="1" data-bbox="94 220 622 268"> <tr> <th>名称</th> <th>NaIシンチレーションサーベイメータ (3号及び4号共用)</th> </tr> <tr> <td>計測範囲</td> <td>μGy/h B.G.~30</td> </tr> </table> <p>【設定根拠】 NaIシンチレーションサーベイメータは、可搬型重大事故等対処設備として配置する。 NaIシンチレーションサーベイメータは、発電所敷地内及び発電所敷地境界付近において、採取した放射性物質の濃度を測定し、その計測結果を監視するものである。 なお、NaIシンチレーションサーベイメータは、2個に予備1個を含めた3個を保管する。</p> <p>1. 計測範囲 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める敷地周辺の空気中の放射性物質濃度の測定上限値（$3.7 \times 10^1 \text{Bq/cm}^3$）を満足するように設計する。 よって、計測範囲は、B.G.~30 μGy/hである。</p> <p>2. 放射能濃度の算出 放射性物質の濃度算出は、以下の算出式から求める。</p> <p>2-1 空気中よう素の放射性物質濃度の算出式 空気中よう素の放射性物質濃度 (Bq/cm³) =換算係数(Bq/nGy/h)×試料のNET値(nGy/h)／サンプリング量(cm³)</p> <p>2-2 海水、排水よう素の放射性物質濃度の算出式 海水、排水よう素の放射性物質濃度 (Bq/cm³) =換算係数(Bq/nGy/h)×試料のNET値(nGy/h)／サンプリング量(cm³)</p>	名称	NaIシンチレーションサーベイメータ (3号及び4号共用)	計測範囲	μGy/h B.G.~30	<table border="1" data-bbox="680 220 1209 268"> <tr> <th>名称</th> <th>γ線サーベイメータ</th> </tr> <tr> <td>計測範囲</td> <td>s⁻¹ 0~30k</td> </tr> </table> <p>【設定根拠】 γ線サーベイメータは、可搬型重大事故等対処設備として配備する。 γ線サーベイメータは、放射能観測車の機能喪失時の代替措置として用いるものである。 また、発電所敷地内及び発電所の周辺海域において、採取した試料の放射性物質の濃度を計測して、その計測結果を監視するものである。 なお、γ線放出核種（I-131, Cs-137等）を測定する。 γ線サーベイメータは、2台に予備1台を含めた合計3台を緊急時対策建屋に保管する。</p> <p>1. 計測範囲 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める敷地周辺空気中放射性物質濃度の測定上限値（$3.7 \times 10^1 \text{Bq/cm}^3$）を満足するように設計する。 そのため、計測範囲を0~30ks⁻¹とし、サンプリング量を調整することにより測定上限値を満足できるようにする。</p> <p>2. 放射性物質の濃度の算出 放射性物質の濃度は、以下の算出式から求める。</p> <p>2.1 放射性物質の濃度の算出式 放射性物質の濃度 (Bq/cm³) =換算係数 (Bq/ks⁻¹) ×試料のNET値 (ks⁻¹) /サンプリング量 (cm³)</p>	名称	γ線サーベイメータ	計測範囲	s ⁻¹ 0~30k	<table border="1" data-bbox="1254 210 1805 268"> <tr> <th>名称</th> <th>NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ</th> </tr> <tr> <td>計測範囲</td> <td>μGy/h B.G.~30</td> </tr> </table> <p>【設定根拠】 NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータは、可搬型重大事故等対処設備として配置する。 NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータは、放射能観測車の機能喪失時の代替措置として用いるものである。 また、発電所敷地内及び発電所敷地境界付近並びに発電所の周辺海域において、採取した試料の放射性物質の濃度を測定し、その計測結果を監視するものである。 NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータは、2台に予備1台を含めた3台を緊急時対策所に保管する。</p> <p>1. 計測範囲 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める敷地周辺空気中放射性物質濃度の測定上限値（$3.7 \times 10^1 \text{Bq/cm}^3$）を満足するように設計する。 そのため、計測範囲を、B.G.~30 μGy/hとし、サンプリング量を調整することにより測定上限値を満足できるようにする。</p> <p>2. 放射性物質の濃度の算出 放射性物質の濃度は、以下の算出式から求める。</p> <p>2-1 空気中よう素の放射性物質濃度の算出式 空気中よう素の放射性物質濃度 (Bq/cm³) =換算係数 (Bq/nGy/h)×試料のNET値(nGy/h)／サンプリング量(cm³)</p> <p>2-2 海水、排水よう素の放射性物質濃度の算出式 海水、排水よう素の放射性物質濃度 (Bq/cm³) =換算係数 (Bq/nGy/h)×試料のNET値(nGy/h)／サンプリング量(cm³)</p>	名称	NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ	計測範囲	μGy/h B.G.~30	<p>【女川・大飯】記載表現の相違</p>
名称	NaIシンチレーションサーベイメータ (3号及び4号共用)														
計測範囲	μGy/h B.G.~30														
名称	γ線サーベイメータ														
計測範囲	s ⁻¹ 0~30k														
名称	NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ														
計測範囲	μGy/h B.G.~30														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>汚染サーベイメータ (3号及び4号炉共用)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計 測 範 囲</td> <td>kmin⁻¹ 0 ~ 300</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設定根拠】 汚染サーベイメータは、可搬型重大事故等対処設備として配置する。 汚染サーベイメータは、発電所敷地内及び発電所敷地境界付近において、採取した放射性物質の濃度を測定し、その計測結果を監視するものである。 なお、汚染サーベイメータは、2個に予備1個を含めた3個を保管する。</p> <p>1. 計測範囲 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める敷地周辺の空気中の放射性物質濃度の測定上限値（$3.7 \times 10^4 \text{Bq/cm}^2$）を満足するように設計する。 よって、計測範囲は、0 ~ 300 kmin⁻¹である。</p> <p>2. 放射能濃度の算出 放射性物質の濃度算出は、以下の算出式から求める。</p> <p>2-1 空気中ダストの放射性物質濃度の算出式 空気中ダストの放射性物質濃度 (Bq/cm²) = 換算係数 (Bq/cm²/min⁻¹) × 試料の NET 値 (min⁻¹) × 測定面積 (cm²) / サンプル量 (cm²) × (サンプリングろ紙径 (Ds) / 計数したろ紙径 (Dm))²</p>		名 称	汚染サーベイメータ (3号及び4号炉共用)	計 測 範 囲	kmin ⁻¹ 0 ~ 300	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>β線サーベイメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計測範囲</td> <td>min⁻¹ 0~100k</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設定根拠】 β線サーベイメータは、可搬型重大事故等対処設備として配備する。 β線サーベイメータは、放射能観測車の機能喪失時の代替措置として用いるものである。 また、発電所敷地内及び発電所の周辺海域において、採取した試料の放射性物質の濃度を計測して、その計測結果を監視するものである。 なお、β線放出核種 (Sr-89, Sr-90 等) を測定する。</p> <p>β線サーベイメータは、2台に予備1台を含めた合計3台を緊急時対策庫に保管する。</p> <p>1. 計測範囲 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める敷地周辺空気中放射性物質濃度の測定上限値（$3.7 \times 10^4 \text{Bq/cm}^2$）を満足するように設計する。 そのため、計測範囲を 0~100kmin⁻¹とし、サンプリング量を調整することにより測定上限値を満足できるようにする。</p> <p>2. 放射性物質の濃度の算出 放射性物質の濃度は、以下の算出式から求める。</p> <p>2-1 放射性物質の濃度の算出式 放射性物質の濃度 (Bq/cm²) = 換算係数 (Bq/cm²/min⁻¹) × 試料の NET 値 (min⁻¹) × 測定面積 (cm²) / サンプル量 (cm²) × (サンプリングろ紙径 Ds (cm) / 計数したろ紙径 Dm (cm))²</p>		名 称	β線サーベイメータ	計測範囲	min ⁻¹ 0~100k	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>GM汚染サーベイメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計 測 範 囲</td> <td>kmin⁻¹ 0 ~ 100</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設 定 根 拠】 GM汚染サーベイメータは、可搬型重大事故等対処設備として配置する。 GM汚染サーベイメータは、放射能観測車の機能喪失時の代替措置として用いるものである。 また、発電所敷地内及び発電所敷地境界付近並びに発電所の周辺海域において、採取した試料の放射性物質の濃度を測定し、その計測結果を監視するものである。 GM汚染サーベイメータは、2台に予備1台を含めた3台を緊急時対策庫に保管する。</p> <p>1. 計測範囲 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める敷地周辺空気中放射性物質濃度の測定上限値（$3.7 \times 10^4 \text{Bq/cm}^2$）を満足するように設計する。 そのため、計測範囲を、0 ~ 100kmin⁻¹とし、サンプリング量を調整することにより測定上限値を満足できるようにする。</p> <p>2. 放射性物質の濃度の算出 放射性物質の濃度は、以下の算出式から求める。</p> <p>2-1 空気中ダストの放射性物質濃度の算出式 空気中ダストの放射性物質濃度 (Bq/cm²) = 換算係数 (Bq/cm²/min⁻¹) × 試料の NET 値 (min⁻¹) × 測定面積 (cm²) / サンプル量 (cm²) × (サンプリングろ紙径 Ds (cm) / 計数したろ紙径 Dm (cm))²</p>		名 称	GM汚染サーベイメータ	計 測 範 囲	kmin ⁻¹ 0 ~ 100	<p>【女川・大飯】記載表現の相違</p>
名 称	汚染サーベイメータ (3号及び4号炉共用)																	
計 測 範 囲	kmin ⁻¹ 0 ~ 300																	
名 称	β線サーベイメータ																	
計測範囲	min ⁻¹ 0~100k																	
名 称	GM汚染サーベイメータ																	
計 測 範 囲	kmin ⁻¹ 0 ~ 100																	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由																		
<table border="1"> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>ZnSシンチレーションサーベイメータ (3号及び4号炉共用)</th> </tr> <tr> <td>計測範囲</td> <td>kmin⁻¹</td> <td>0～99.9</td> </tr> </table> <p>【設定根拠】 ZnSシンチレーションサーベイメータは、可搬型重大事故等対処設備として配置する。 ZnSシンチレーションサーベイメータは、発電所敷地内及び発電所敷地境界付近において、放射性物質の濃度を計測し、その計測結果を監視するものである。 なお、ZnSシンチレーションサーベイメータは、1個に予備1個を含めた2個を保管する。</p> <p>1. 計測範囲 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める敷地周辺の空気中の放射性物質濃度の測定上限値（$3.7 \times 10^3 \text{Bq/cm}^3$）を満足するように設計する。 よって、計測範囲は、0～99.9 kmin⁻¹である。</p> <p>2. 放射能濃度の算出 放射性物質の濃度算出は、以下の算出式から求める。</p> <p>2-1 全アルファの放射性物質濃度の算出式 全アルファの放射性物質濃度 (Bq/cm³) = 換算係数 (Bq/cm²/min⁻¹) × 試料の NET 値 (min⁻¹) × 測定面積 (cm²) / サンプル量 (cm³) × (サンプリングろ紙径 (Ds) / 計数したろ紙径 (Dm))²</p>		名称		ZnSシンチレーションサーベイメータ (3号及び4号炉共用)	計測範囲	kmin ⁻¹	0～99.9	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>α線サーベイメータ</th> </tr> <tr> <td>計測範囲</td> <td>min⁻¹</td> <td>0～100k</td> </tr> </table> <p>【設定根拠】 α線サーベイメータは、可搬型重大事故等対処設備として配備する。 α線サーベイメータは、発電所敷地内及び発電所の周辺海域において、採取した試料の放射性物質の濃度を計測して、その計測結果を監視するものである。 なお、α線放出核種 (U-235, Pu-238 等) を測定する。 α線サーベイメータは、1台に予備1台を含めた合計2台を緊急時対策建屋に保管する。</p> <p>1. 計測範囲 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める敷地周辺空気中放射性物質濃度の測定上限値（$3.7 \times 10^3 \text{Bq/cm}^3$）を満足するように設計する。 そのため、計測範囲を 0～100kmin⁻¹とし、サンプリング流量を調整することにより測定上限値を満足できるようにする。</p> <p>2. 放射性物質の濃度の算出 放射性物質の濃度は、以下の算出式から求める。</p> <p>2-1 放射性物質の濃度の算出式 放射性物質の濃度 (Bq/cm³) = 換算係数 (Bq/min⁻¹) × 試料の NET 値 (min⁻¹) / サンプル量 (L) × 1000 (cm³/L)</p>		名称		α線サーベイメータ	計測範囲	min ⁻¹	0～100k	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>α線シンチレーションサーベイメータ</th> </tr> <tr> <td>計測範囲</td> <td>kmin⁻¹</td> <td>0～100</td> </tr> </table> <p>【設定根拠】 α線シンチレーションサーベイメータは、可搬型重大事故等対処設備として配置する。 α線シンチレーションサーベイメータは、発電所敷地内及び発電所敷地境界付近並びに発電所の周辺海域において、採取した試料の放射性物質の濃度を計測し、その計測結果を監視するものである。 α線シンチレーションサーベイメータは、1台に予備1台を含めた2台を緊急時対策所に保管する。</p> <p>1. 計測範囲 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める敷地周辺空気中放射性物質濃度の測定上限値（$3.7 \times 10^3 \text{Bq/cm}^3$）を満足するように設計する。 そのため、計測範囲を、0～100kmin⁻¹とし、サンプリング量を調整することにより測定上限値を満足できるようにする。</p> <p>2. 放射性物質の濃度の算出 放射性物質の濃度は、以下の算出式から求める。</p> <p>2-1 全アルファの放射性物質濃度の算出式 全アルファの放射性物質濃度 (Bq/cm³) = 換算係数 (Bq/cm²/min⁻¹) × 試料の NET 値 (min⁻¹) × 測定面積 (cm²) / サンプル量 (cm³) × (サンプリングろ紙径 Ds (cm) / 計数したろ紙径 Dm (cm))²</p>		名称		α線シンチレーションサーベイメータ	計測範囲	kmin ⁻¹	0～100	<p>【女川・大飯】記載表現の相違</p>
名称		ZnSシンチレーションサーベイメータ (3号及び4号炉共用)																						
計測範囲	kmin ⁻¹	0～99.9																						
名称		α線サーベイメータ																						
計測範囲	min ⁻¹	0～100k																						
名称		α線シンチレーションサーベイメータ																						
計測範囲	kmin ⁻¹	0～100																						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<table border="1" data-bbox="85 210 636 279"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>β線サーベイメータ (3号及び4号炉共用)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計測範囲</td> <td>kmin⁻¹ 0 ~ 300</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設定仕様】 β線サーベイメータは、可搬型重大事故等対処設備として配置する。 β線サーベイメータは、発電所敷地内及び発電所敷地境界付近において、採取した放射性物質の濃度を計測し、その計測結果を監視するものである。 なお、β線サーベイメータは、1個に予備1個を含めた2個を保管する。</p> <p>1. 計測範囲 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める敷地周辺の空気中の放射性物質濃度の測定上限値 (3.7×10³Bq/cm³) を満足するように設計する。 よって、計測範囲は、0 ~ 300 kmin⁻¹である。</p> <p>2. 放射能濃度の算出 放射性物質の濃度算出は、以下の算出式から求める。</p> <p>2-1 全ベータの放射性物質濃度の算出式 全ベータの放射性物質濃度 (Bq/cm³) =換算係数(Bq/cm²/min⁻¹)×試料のNET値(min⁻¹)×測定面積(cm²)÷サンプリング量(cm³)×(サンプリングろ紙径(Ds)/計数したろ紙径(Dm))²</p>	名称	β線サーベイメータ (3号及び4号炉共用)	計測範囲	kmin ⁻¹ 0 ~ 300	<p>【再掲】</p> <table border="1" data-bbox="676 210 1227 279"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>β線サーベイメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計測範囲</td> <td>min⁻¹ 0~100k</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設定仕様】 β線サーベイメータは、可搬型重大事故等対処設備として配備する。 β線サーベイメータは、放射能観測車の機能喪失時の代替措置として用いるものである。 また、発電所敷地内及び発電所の周辺海域において、採取した試料の放射性物質の濃度を計測して、その計測結果を監視するものである。 なお、β線放出核種 (Sr-89, Sr-90等) を測定する。 β線サーベイメータは、2台に予備1台を含めた合計3台を緊急時対策建屋に保管する。</p> <p>1. 計測範囲 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める敷地周辺空気中放射性物質濃度の測定上限値 (3.7×10³Bq/cm³) を満足するように設計する。 そのため、計測範囲を0~100kmin⁻¹とし、サンプリング量を調整することにより測定上限値を満足できるようにする。</p> <p>2. 放射性物質の濃度の算出 放射性物質の濃度は、以下の算出式から求める。</p> <p>2.1 放射性物質の濃度の算出式 放射性物質の濃度 (Bq/cm³) =換算係数 (Bq/cm²/min⁻¹) ×試料のNET値 (min⁻¹) ×測定面積 (cm²) /サンプリング量 (cm³) ×(サンプリングろ紙径 Ds (cm) /計測したろ紙径 Dm (cm))²</p>	名称	β線サーベイメータ	計測範囲	min ⁻¹ 0~100k	<table border="1" data-bbox="1258 210 1809 279"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>β線サーベイメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計測範囲</td> <td>kmin⁻¹ 0 ~ 100</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設定仕様】 β線サーベイメータは、可搬型重大事故等対処設備として配置する。 β線サーベイメータは、発電所敷地内及び発電所敷地境界付近並びに発電所の周辺海域において、採取した試料の放射性物質の濃度を計測し、その計測結果を監視するものである。 β線サーベイメータは、1台に予備1台を含めた2台を緊急時対策所に保管する。</p> <p>1. 計測範囲 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める敷地周辺空気中放射性物質濃度の測定上限値 (3.7×10³Bq/cm³) を満足するように設計する。 そのため、計測範囲を、0 ~ 100kmin⁻¹とし、サンプリング量を調整することにより測定上限値を満足できるようにする。</p> <p>2. 放射性物質の濃度の算出 放射性物質の濃度は、以下の算出式から求める。</p> <p>2-1 全ベータの放射性物質濃度の算出式 全ベータの放射性物質濃度 (Bq/cm³) =換算係数(Bq/cm²/min⁻¹)×試料のNET値(min⁻¹)×測定面積(cm²)÷サンプリング量(cm³)×(サンプリングろ紙径Ds(cm)/計数したろ紙径Dm(cm))²</p>	名称	β線サーベイメータ	計測範囲	kmin ⁻¹ 0 ~ 100	<p>②の相違</p>
名称	β線サーベイメータ (3号及び4号炉共用)														
計測範囲	kmin ⁻¹ 0 ~ 300														
名称	β線サーベイメータ														
計測範囲	min ⁻¹ 0~100k														
名称	β線サーベイメータ														
計測範囲	kmin ⁻¹ 0 ~ 100														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由																		
<table border="1"> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>電離箱サーベイメータ (3号及び4号炉共用)</th> </tr> <tr> <td>計 測 範 囲</td> <td>$\mu\text{Sv/h}$ ～mSv/h</td> <td>1.0 ～ 300</td> </tr> </table> <p>【設定根拠】 電離箱サーベイメータは、可搬型重大事故等対処設備として配置する。 電離箱サーベイメータは、発電所及びその周辺（周辺海域を含む。）において、放射線量率を計測し、その計測結果を監視するものである。 なお、電離箱サーベイメータは、2個に予備1個を含めた3個を保管する。</p> <p>1. 計測範囲 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値（10^4Sv/h）を満足するように設計する。 よって、計測範囲は、$1.0\mu\text{Sv/h} \sim 300\text{mSv/h}$である。</p>		名 称		電離箱サーベイメータ (3号及び4号炉共用)	計 測 範 囲	$\mu\text{Sv/h}$ ～ mSv/h	1.0 ～ 300	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>電離箱サーベイメータ</th> </tr> <tr> <td>計測範囲</td> <td>mSv/h</td> <td>0.001～1000</td> </tr> </table> <p>【設定根拠】 電離箱サーベイメータは、可搬型重大事故等対処設備として配備する。 電離箱サーベイメータは、発電所敷地内及び発電所の周辺海域において、放射線量率を計測して、その計測結果を監視するものである。 なお、放射性希ガス（Xe-133等）、放射性ヨウ素（I-131等）、粒子状物質（Cs-137等）を測定する。 電離箱サーベイメータは、2台に予備1台を含めた合計3台を緊急時対策建屋に保管する。</p> <p>1. 計測範囲 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める敷地周辺エリア放射線量率の測定上限値（10^4Gy/h）を満足するように設計する。 そのため、計測範囲としては$0.001 \sim 1000\text{mSv/h}$とする。</p>		名 称		電離箱サーベイメータ	計測範囲	mSv/h	0.001～1000	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>電離箱サーベイメータ</th> </tr> <tr> <td>計 測 範 囲</td> <td>$\mu\text{Sv/h}$ ～mSv/h</td> <td>1.0 ～ 300</td> </tr> </table> <p>【設 定 根 拠】 電離箱サーベイメータは、可搬型重大事故等対処設備として配置する。 電離箱サーベイメータは、発電所及びその周辺（周辺海域を含む。）において、放射線量率を計測し、その計測結果を監視するものである。 電離箱サーベイメータは、2台に予備1台を含めた3台を緊急時対策所に保管する。</p> <p>1. 計測範囲 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める敷地周辺エリア放射線量率の測定上限値（10^4Sv/h）を満足するように設計する。 よって、計測範囲は、$1.0\mu\text{Sv/h} \sim 300\text{mSv/h}$である。</p>		名 称		電離箱サーベイメータ	計 測 範 囲	$\mu\text{Sv/h}$ ～ mSv/h	1.0 ～ 300	<p>【女川・大飯】記載表現の相違</p>
名 称		電離箱サーベイメータ (3号及び4号炉共用)																						
計 測 範 囲	$\mu\text{Sv/h}$ ～ mSv/h	1.0 ～ 300																						
名 称		電離箱サーベイメータ																						
計測範囲	mSv/h	0.001～1000																						
名 称		電離箱サーベイメータ																						
計 測 範 囲	$\mu\text{Sv/h}$ ～ mSv/h	1.0 ～ 300																						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
<table border="1" data-bbox="89 215 636 279"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>小型船舶 (3号及び4号炉共用)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大積載重量</td> <td>kg</td> <td>約 375 (5人乗り: 75kg/人)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設定根拠】 小型船舶は、可搬型重大事故等対処設備として配置する。</p> <p>発電所の周辺海域において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量の測定を行うために必要な測定装置及び要員を積載できる設計とする。</p> <p>なお、小型船舶は、1台に予備1台を含めた2台を保管する。</p> <p>1. 積載重量範囲 放射性物質の濃度及び放射線量の測定を行うために必要な測定装置等及び要員の重量約 315kg (測定装置等約 90kg、要員 225kg (75kg×3人)) を満足できる設計とする。 小型船舶の最大積載重量は 375kg であり、必要積載量を満足している。</p>	名 称		小型船舶 (3号及び4号炉共用)	最大積載重量	kg	約 375 (5人乗り: 75kg/人)	<table border="1" data-bbox="672 215 1218 279"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>小型船舶</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大積載重量</td> <td>kg</td> <td>350kg 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設定根拠】 小型船舶は、可搬型重大事故等対処設備として配備する。</p> <p>小型船舶は、発電所の周辺海域において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量の測定を行うために必要な測定装置等及び要員を積載できる設計とする。</p> <p>なお、小型船舶は、1艇に予備1艇を含めた合計2艇を第1保管エリア及び第4保管エリアに保管する。</p> <p>1. 積載重量範囲 発電所の周辺海域において、放射性物質の濃度及び放射線量の測定を行うために必要な測定装置等及び要員の総重量約 350kg (測定装置等約 200kg、要員 150kg (75kg×2人)) を積載できる設計とする。</p>	名 称		小型船舶	最大積載重量	kg	350kg 以上	<table border="1" data-bbox="1254 215 1800 279"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>小型船舶</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大積載重量</td> <td>kg</td> <td>約 300 (5人乗り: 60kg/人)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設定根拠】 小型船舶は、可搬型重大事故等対処設備として配置する。</p> <p>発電所の周辺海域において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量の測定を行うために必要な測定装置及び要員を積載できる設計とする。</p> <p>小型船舶は、1艇に予備1艇を含めた2艇を1号炉西側31mエリア及び2号炉東側31mエリア（b）に保管する。</p> <p>1. 積載重量範囲 放射性物質の濃度及び放射線量の測定を行うために必要な測定装置等及び要員の重量約 270kg (測定装置等約 90kg、要員 180kg (60kg×3人)) を満足できる設計とする。 小型船舶の最大積載重量は 300kg であり、必要積載量を満足している。</p>	名 称		小型船舶	最大積載重量	kg	約 300 (5人乗り: 60kg/人)	<p>【女川・大阪】記載表現の相違</p>
名 称		小型船舶 (3号及び4号炉共用)																			
最大積載重量	kg	約 375 (5人乗り: 75kg/人)																			
名 称		小型船舶																			
最大積載重量	kg	350kg 以上																			
名 称		小型船舶																			
最大積載重量	kg	約 300 (5人乗り: 60kg/人)																			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																						
<table border="1" data-bbox="91 225 636 453"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th colspan="2">可搬式気象観測装置 (3号及び4号炉共用)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">計測範囲</td> <td>風向風速計</td> <td>DEG m/s</td> <td>風向：0.0 ~ 340.0 風速：0.0 ~ 60.0</td> </tr> <tr> <td>日射計</td> <td>kW/m²</td> <td>0.000 ~ 2.000</td> </tr> <tr> <td>放射収支計</td> <td>kW/m²</td> <td>-1.000 ~ 2.000</td> </tr> <tr> <td>雨量計</td> <td>mm</td> <td>0.0 ~ 100.0</td> </tr> <tr> <td>温度計</td> <td>℃</td> <td>-40.0 ~ 60.0</td> </tr> <tr> <td>湿度計</td> <td>%</td> <td>0.0 ~ 100.0</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="91 459 636 494">【設定根拠】 可搬式気象観測装置は、可搬型重大事故等対処設備として配置する。</p> <p data-bbox="91 517 636 552">可搬式気象観測装置は、重大事故時の気象観測設備の機能喪失時の代替測定として用いるものである。</p> <p data-bbox="91 574 636 593">なお、可搬式気象観測装置は、1個に予備1個を含めた2個を保管する。</p> <p data-bbox="91 616 636 715">1. 計測範囲 「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に定める通常観測の観測項目、測定単位、測定値の最小位数を満足するように設計する。 「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に定める通常観測の観測項目、測定単位及び測定値の最小位数を下記の表に示す。</p> <table border="1" data-bbox="136 735 600 866"> <thead> <tr> <th>観測項目</th> <th>測定単位</th> <th>測定値の最小位数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風 向</td> <td>16 方位</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>風 速</td> <td>m/s</td> <td>1/10</td> </tr> <tr> <td>日射量</td> <td>kW/m²</td> <td>1/100</td> </tr> <tr> <td>放射収支量</td> <td>kW/m²</td> <td>1/500</td> </tr> </tbody> </table>	名 称		可搬式気象観測装置 (3号及び4号炉共用)		計測範囲	風向風速計	DEG m/s	風向：0.0 ~ 340.0 風速：0.0 ~ 60.0	日射計	kW/m ²	0.000 ~ 2.000	放射収支計	kW/m ²	-1.000 ~ 2.000	雨量計	mm	0.0 ~ 100.0	温度計	℃	-40.0 ~ 60.0	湿度計	%	0.0 ~ 100.0	観測項目	測定単位	測定値の最小位数	風 向	16 方位	1	風 速	m/s	1/10	日射量	kW/m ²	1/100	放射収支量	kW/m ²	1/500	<table border="1" data-bbox="674 213 1218 363"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th colspan="2">代替気象観測設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">計測範囲</td> <td>風向風速計</td> <td>m/s</td> <td>風向 16 方位 風速 0.0~90.0</td> </tr> <tr> <td>日射計</td> <td>kW/m²</td> <td>0~1.400</td> </tr> <tr> <td>放射収支計</td> <td>kW/m²</td> <td>-0.347~1.042</td> </tr> <tr> <td>雨雪量計</td> <td>mm</td> <td>0~100</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="674 370 1218 405">【設定根拠】 代替気象観測設備は、可搬型重大事故等対処設備として配備する。</p> <p data-bbox="674 427 1218 462">代替気象観測設備は、気象観測設備の機能喪失時の代替措置として用いるものである。</p> <p data-bbox="674 485 1218 536">なお、代替気象観測設備は、1台に予備1台を含めた合計2台を第2保管エリア及び第4保管エリアに保管する。</p> <p data-bbox="674 558 1218 657">1. 計測範囲 「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に定める通常観測の観測項目、測定単位、測定値の最小位数を満足するように設計する。 「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に定める通常観測の観測項目、測定単位、測定値の最小位数を下記の表に示す。</p> <table border="1" data-bbox="757 679 1099 799"> <thead> <tr> <th>観測項目</th> <th>測定単位</th> <th>測定値の最小位数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風向</td> <td>16 方位</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>風速</td> <td>m/s</td> <td>1/10</td> </tr> <tr> <td>日射量</td> <td>kW/m²</td> <td>1/100</td> </tr> <tr> <td>放射収支量</td> <td>kW/m²</td> <td>1/500</td> </tr> </tbody> </table>	名 称		代替気象観測設備		計測範囲	風向風速計	m/s	風向 16 方位 風速 0.0~90.0	日射計	kW/m ²	0~1.400	放射収支計	kW/m ²	-0.347~1.042	雨雪量計	mm	0~100	観測項目	測定単位	測定値の最小位数	風向	16 方位	1	風速	m/s	1/10	日射量	kW/m ²	1/100	放射収支量	kW/m ²	1/500	<table border="1" data-bbox="1256 213 1800 363"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th colspan="2">可搬型気象観測設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">計測範囲</td> <td>風向風速計</td> <td>DEG m/s</td> <td>風向：0 ~ 360 風速：1.0 ~ 60.0</td> </tr> <tr> <td>日射計</td> <td>kW/m²</td> <td>0.000 ~ 2.000</td> </tr> <tr> <td>放射収支計</td> <td>kW/m²</td> <td>-0.250 ~ 1.250</td> </tr> <tr> <td>雨量計</td> <td>mm</td> <td>0.0 ~ 100.0</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1256 370 1800 405">【設定根拠】 可搬型気象観測設備は、可搬型重大事故等対処設備として配置する。</p> <p data-bbox="1256 427 1800 478">可搬型気象観測設備は、重大事故時の気象観測設備の機能喪失時の代替測定として用いるものである。</p> <p data-bbox="1256 485 1800 552">また、重大事故時等が発生した場合に、ブルームの通過方向を確認するため、緊急時対策所付近に可搬型気象観測設備を配備し、風向、風速等の気象項目を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とする。</p> <p data-bbox="1256 574 1800 593">可搬型気象観測設備は、2台に予備1台を含めた3台を緊急時対策所に保管する。</p> <p data-bbox="1256 616 1800 746">1. 計測範囲 「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に定める通常観測の観測項目、測定単位、測定値の最小位数を満足するように設計する。 「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に定める通常観測の観測項目、測定単位及び測定値の最小位数を下記の表に示す。</p> <table border="1" data-bbox="1279 767 1787 890"> <thead> <tr> <th>観測項目</th> <th>測定単位</th> <th>測定値の最小位数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風 向</td> <td>16 方位</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>風 速</td> <td>m/s</td> <td>1/10</td> </tr> <tr> <td>日射量</td> <td>kW/m²</td> <td>1/100</td> </tr> <tr> <td>放射線収支量</td> <td>kW/m²</td> <td>1/500</td> </tr> </tbody> </table>	名 称		可搬型気象観測設備		計測範囲	風向風速計	DEG m/s	風向：0 ~ 360 風速：1.0 ~ 60.0	日射計	kW/m ²	0.000 ~ 2.000	放射収支計	kW/m ²	-0.250 ~ 1.250	雨量計	mm	0.0 ~ 100.0	観測項目	測定単位	測定値の最小位数	風 向	16 方位	1	風 速	m/s	1/10	日射量	kW/m ²	1/100	放射線収支量	kW/m ²	1/500	<p data-bbox="1845 261 2159 280">【女川・大飯】記載表現の相違</p>
名 称		可搬式気象観測装置 (3号及び4号炉共用)																																																																																																							
計測範囲	風向風速計	DEG m/s	風向：0.0 ~ 340.0 風速：0.0 ~ 60.0																																																																																																						
	日射計	kW/m ²	0.000 ~ 2.000																																																																																																						
	放射収支計	kW/m ²	-1.000 ~ 2.000																																																																																																						
	雨量計	mm	0.0 ~ 100.0																																																																																																						
	温度計	℃	-40.0 ~ 60.0																																																																																																						
	湿度計	%	0.0 ~ 100.0																																																																																																						
	観測項目	測定単位	測定値の最小位数																																																																																																						
風 向	16 方位	1																																																																																																							
風 速	m/s	1/10																																																																																																							
日射量	kW/m ²	1/100																																																																																																							
放射収支量	kW/m ²	1/500																																																																																																							
名 称		代替気象観測設備																																																																																																							
計測範囲	風向風速計	m/s	風向 16 方位 風速 0.0~90.0																																																																																																						
	日射計	kW/m ²	0~1.400																																																																																																						
	放射収支計	kW/m ²	-0.347~1.042																																																																																																						
	雨雪量計	mm	0~100																																																																																																						
観測項目	測定単位	測定値の最小位数																																																																																																							
風向	16 方位	1																																																																																																							
風速	m/s	1/10																																																																																																							
日射量	kW/m ²	1/100																																																																																																							
放射収支量	kW/m ²	1/500																																																																																																							
名 称		可搬型気象観測設備																																																																																																							
計測範囲	風向風速計	DEG m/s	風向：0 ~ 360 風速：1.0 ~ 60.0																																																																																																						
	日射計	kW/m ²	0.000 ~ 2.000																																																																																																						
	放射収支計	kW/m ²	-0.250 ~ 1.250																																																																																																						
	雨量計	mm	0.0 ~ 100.0																																																																																																						
	観測項目	測定単位	測定値の最小位数																																																																																																						
風 向	16 方位	1																																																																																																							
風 速	m/s	1/10																																																																																																							
日射量	kW/m ²	1/100																																																																																																							
放射線収支量	kW/m ²	1/500																																																																																																							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">60-8 監視測定設備について</p>	<p style="text-align: center;">60-6 適合状況説明資料</p>	<p>【女川】記載表現の相違 【大阪】資料構成の相違 ・大阪は本説明資料を60条の資料として添付していないため、内容の充足性の確認のため、31条まとめ資料の「2. 周辺モニタリング設備について」及び「3. 気象観測設備について」を次ページ以降に掲載し、比較する。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

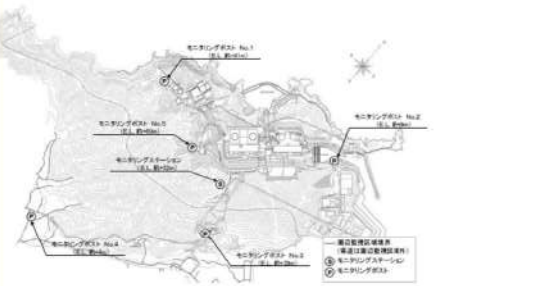

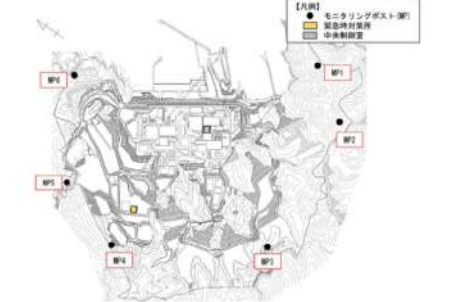

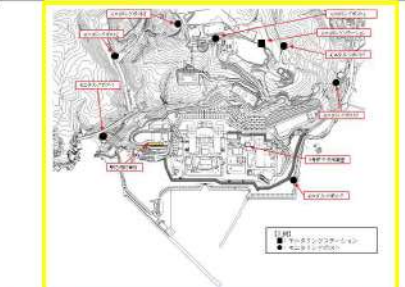

第60条 監視測定設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【参考として31条まとめ資料の2.3.の目次を掲載】</p> <p>2. 周辺モニタリング設備について</p> <p>2.1 モニタリングステーション及びモニタリングポスト</p> <p>2.1.1 モニタリングステーション及びモニタリングポストの配置及び計測範囲</p> <p>2.1.2 モニタリングステーション及びモニタリングポストの電源</p> <p>2.1.3 モニタリングステーション及びモニタリングポストの伝送</p> <p>2.2 移動式放射能測定装置（モニタ車）</p> <p>2.3 代替モニタリング設備</p> <p>2.3.1 可搬式モニタリングポスト</p> <p>2.3.2 放射性物質の濃度測定</p> <p>2.4 発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の測定に使用する計測器</p> <p>3. 気象観測設備について</p> <p>3.1 気象観測設備</p> <p>3.2 可搬式気象観測装置</p>	<p><目次></p> <p>1. 環境モニタリング設備について</p> <p>1.1 モニタリングポスト</p> <p>1.1.1 モニタリングポストの配置及び計測範囲</p> <p>1.1.2 モニタリングポストの電源</p> <p>1.1.3 モニタリングポストの伝送</p> <p>1.2 放射能観測車</p> <p>1.3 代替測定</p> <p>1.3.1 可搬式モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定</p> <p>1.3.2 可搬式放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定</p> <p>1.4 可搬式放射線計測装置等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定</p> <p>1.4.1 発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の測定</p> <p>1.4.2 小型船舶による海上モニタリング</p> <p>2. 気象観測設備について</p> <p>2.1 気象観測設備</p> <p>2.2 代替気象観測設備</p>	<p><目次></p> <p>1. 監視測定設備について</p> <p>1.1 モニタリングポスト及びモニタリングステーション</p> <p>1.1.1 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの配置及び計測範囲</p> <p>1.1.2 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源</p> <p>1.1.3 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの伝送</p> <p>1.1.4 モニタリングポスト</p> <p>1.1.5 モニタリングステーション</p> <p>1.2 放射能観測車</p> <p>1.3 代替測定</p> <p>1.3.1 可搬式モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定</p> <p>1.3.2 放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定</p> <p>1.4 放射能測定装置等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定</p> <p>1.4.1 発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の測定に使用する計測器</p> <p>1.4.2 小型船舶による海上モニタリング</p> <p>1.4.3 土壌モニタリング</p> <p>2. 気象観測設備について</p> <p>2.1 気象観測設備</p> <p>2.2 可搬式気象観測設備</p> <p>3. 緊急時モニタリングの実施について</p> <p>3.1 陸域・海域モニタリング</p> <p>3.2 海上モニタリング</p> <p>3.3 放射線量測定、気象観測、海水採取位置</p> <p>3.4 モニタリングポスト、モニタリングステーション及び可搬式モニタリングポストのバックグラウンド低減対策手段</p> <p>3.5 サーベイメータ等を搭載したモニタリング可能な車両（資機材運搬車）</p> <p>3.6 自主対策設備（放射性物質の濃度の測定）</p> <p>3.7 緊急時モニタリングの実施手順及び体制</p> <p>3.8 緊急時モニタリングに関する要員の動き</p> <p>4. 重大事故時等に使用する測定室について</p> <p>4.1 バックグラウンドが上昇した場合の措置</p>	<p>【大阪】資料構成の相違</p> <p>・大阪は本説明資料を60条の資料として添付していないため、内容の充足性の確認のため、31条まとめ資料の「2.周辺モニタリング設備について」及び「3.気象観測設備について」を次ページ以降に掲載し、比較する。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3. 参考 環境モニタリング設備等</p>	<p>(補足説明資料)</p> <p>補足説明資料1. モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源</p> <p>補足説明資料2. 放射能観測車の台数の根拠</p> <p>補足説明資料3. 可搬型モニタリングポストの設置について</p> <p>補足説明資料4. 重大事故時の緊急時モニタリングについて</p> <p>補足説明資料5. モニタリングポスト、モニタリングステーション及び可搬型モニタリングポストの計測結果の保存について</p> <p>補足説明資料6. 気象観測設備の観測データについて</p> <p>補足説明資料7. 緊急時モニタリングセンターへの情報連絡について</p> <p>補足説明資料8. 他の原子力事業者との協体制（原子力事業者間協力協定）</p> <p>補足説明資料9. 設置許可基準規則第六条との基準適合性</p> <p>補足説明資料10. 可搬型気象観測設備の観測項目について</p> <p>補足説明資料11. 設計基準事故対処設備としてのモニタリングポスト及びモニタリングステーションの無停電電源装置及び非常用発電機の位置付けについて</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																													
<p>2. 周辺モニタリング設備について</p> <p>2.1 モニタリングステーション及びモニタリングポスト</p> <p>2.1.1 モニタリングステーション及びモニタリングポストの配置及び計測範囲</p> <p>通常運転時、運転時の異常な過渡変化時、設計基準事故時に周辺監視区域境界付近の外部放射線量率を連続的に監視するために、モニタリングステーション1台及びモニタリングポスト5台を設けており、連続測定したデータは、現地監視盤、中央制御室、事務所等で監視、記録を行うことができる。また、緊急時対策所でも監視を行うことができる。</p> <p>なお、モニタリングステーション及びモニタリングポストは、その測定値が設定値以上に上昇した場合、直ちに中央制御室に警報を発信できる。</p> <p>配置図を図2-1-1、計測範囲等を表2-1-1に示す。</p>  <p>図2-1-1 モニタリングステーション及びモニタリングポストの配置図</p> <p>表2-1-1 モニタリングステーション及びモニタリングポストの計測範囲等 (主な項目)</p> <table border="1" data-bbox="89 925 627 1149"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>検出器の種類</th> <th>計測範囲</th> <th>警報動作範囲</th> <th>台数</th> <th>取付箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">監視対象区域 境界</td> <td>NaI(Tl)シンチレーション検出器</td> <td>1.0×10⁻⁴Bq/h 1.0×10⁻⁴Bq/h</td> <td>1.0×10⁻⁴Bq/h 1.0×10⁻⁴Bq/h</td> <td>1</td> <td rowspan="2">周辺監視区域境界付近 (7箇所設置)</td> </tr> <tr> <td>電離箱</td> <td>1.0×10⁻⁴Bq/h 1.0×10⁻⁴Bq/h</td> <td>1.0×10⁻⁴Bq/h 1.0×10⁻⁴Bq/h</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">モニタリングステーション</td> <td>ガスカウンタシンチレーション計</td> <td>1.0×10⁻⁴Bq/h 1.0×10⁻⁴Bq/h</td> <td>1.0×10⁻⁴Bq/h 1.0×10⁻⁴Bq/h</td> <td>1</td> <td rowspan="2">周辺監視区域境界付近</td> </tr> <tr> <td>電子線量計</td> <td>1.0×10⁻⁴Bq/h 1.0×10⁻⁴Bq/h</td> <td>1.0×10⁻⁴Bq/h 1.0×10⁻⁴Bq/h</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">モニタリングポスト</td> <td>NaI(Tl)シンチレーション検出器</td> <td>1.0×10⁻⁴Bq/h 1.0×10⁻⁴Bq/h</td> <td>1.0×10⁻⁴Bq/h 1.0×10⁻⁴Bq/h</td> <td>各1</td> <td rowspan="2">周辺監視区域境界付近 (5箇所設置)</td> </tr> <tr> <td>電離箱</td> <td>1.0×10⁻⁴Bq/h 1.0×10⁻⁴Bq/h</td> <td>1.0×10⁻⁴Bq/h 1.0×10⁻⁴Bq/h</td> <td>各1</td> </tr> </tbody> </table>  <p>第1.1.1表 モニタリングポストの計測範囲等</p> <table border="1" data-bbox="694 606 1209 718"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>検出器の種類</th> <th>計測範囲</th> <th>警報動作範囲</th> <th>台数</th> <th>取付箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">モニタリングポスト</td> <td>NaI(Tl)シンチレーション</td> <td>0~2×10⁴nGy/h</td> <td>計測範囲内で可変</td> <td>各1台</td> <td rowspan="2">周辺監視区域境界周辺 (6カ所設置)</td> </tr> <tr> <td>イオンチェンバ</td> <td>10⁴~10⁷nGy/h</td> <td>計測範囲内で可変</td> <td>各1台</td> </tr> </tbody> </table>  <p>【凡例】 ● モニタリングポスト(計測) ● 緊急時対策所 ● 中央制御室</p> <p>モニタリングポストの写真</p>  <p>第1.1.1図 モニタリングポストの配置図及び写真</p>	名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	台数	取付箇所	監視対象区域 境界	NaI(Tl)シンチレーション検出器	1.0×10 ⁻⁴ Bq/h 1.0×10 ⁻⁴ Bq/h	1.0×10 ⁻⁴ Bq/h 1.0×10 ⁻⁴ Bq/h	1	周辺監視区域境界付近 (7箇所設置)	電離箱	1.0×10 ⁻⁴ Bq/h 1.0×10 ⁻⁴ Bq/h	1.0×10 ⁻⁴ Bq/h 1.0×10 ⁻⁴ Bq/h	1	モニタリングステーション	ガスカウンタシンチレーション計	1.0×10 ⁻⁴ Bq/h 1.0×10 ⁻⁴ Bq/h	1.0×10 ⁻⁴ Bq/h 1.0×10 ⁻⁴ Bq/h	1	周辺監視区域境界付近	電子線量計	1.0×10 ⁻⁴ Bq/h 1.0×10 ⁻⁴ Bq/h	1.0×10 ⁻⁴ Bq/h 1.0×10 ⁻⁴ Bq/h	1	モニタリングポスト	NaI(Tl)シンチレーション検出器	1.0×10 ⁻⁴ Bq/h 1.0×10 ⁻⁴ Bq/h	1.0×10 ⁻⁴ Bq/h 1.0×10 ⁻⁴ Bq/h	各1	周辺監視区域境界付近 (5箇所設置)	電離箱	1.0×10 ⁻⁴ Bq/h 1.0×10 ⁻⁴ Bq/h	1.0×10 ⁻⁴ Bq/h 1.0×10 ⁻⁴ Bq/h	各1	名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	台数	取付箇所	モニタリングポスト	NaI(Tl)シンチレーション	0~2×10 ⁴ nGy/h	計測範囲内で可変	各1台	周辺監視区域境界周辺 (6カ所設置)	イオンチェンバ	10 ⁴ ~10 ⁷ nGy/h	計測範囲内で可変	各1台	<p>1. 環境モニタリング設備について</p> <p>1.1 モニタリングポスト</p> <p>1.1.1 モニタリングポストの配置及び計測範囲</p> <p>通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に周辺監視区域境界付近の放射線量率を連続的に監視するために、モニタリングポスト6台を設けており、連続測定したデータは、中央制御室で監視し、現場等で記録を行うことができる設計とする。また、緊急時対策所でも監視できる設計とする。</p> <p>モニタリングポストは、その測定値が設定値以上に上昇した場合、直ちに中央制御室に警報を発信する設計とする。</p> <p>モニタリングポストの計測範囲等を第1.1.1表に、モニタリングポストの配置図及び写真を第1.1.1図に示す。</p> <p>第1.1.1表 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの計測範囲等</p> <table border="1" data-bbox="1299 686 1747 861"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>検出器の種類</th> <th>計測範囲</th> <th>警報動作範囲</th> <th>台数</th> <th>取付箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">モニタリングポスト(1~7)</td> <td>NaI(Tl)シンチレーション</td> <td>0.87~10⁴nGy/h</td> <td>0.87~10⁴nGy/h</td> <td>各1台</td> <td rowspan="2">周辺監視区域境界付近 (7箇所設置)</td> </tr> <tr> <td>電離箱</td> <td>10⁴~10⁶nGy/h</td> <td>10⁴~10⁶nGy/h</td> <td>各1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">モニタリングステーション</td> <td>NaI(Tl)シンチレーション</td> <td>0.87~10⁴nGy/h</td> <td>0.87~10⁴nGy/h</td> <td>各1台</td> <td rowspan="2">周辺監視区域境界付近 (1箇所設置)</td> </tr> <tr> <td>電離箱</td> <td>10⁴~10⁶nGy/h</td> <td>10⁴~10⁶nGy/h</td> <td>各1台</td> </tr> </tbody> </table>   <p>第1.1.1図 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの配置図及び写真</p>	名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	台数	取付箇所	モニタリングポスト(1~7)	NaI(Tl)シンチレーション	0.87~10 ⁴ nGy/h	0.87~10 ⁴ nGy/h	各1台	周辺監視区域境界付近 (7箇所設置)	電離箱	10 ⁴ ~10 ⁶ nGy/h	10 ⁴ ~10 ⁶ nGy/h	各1台	モニタリングステーション	NaI(Tl)シンチレーション	0.87~10 ⁴ nGy/h	0.87~10 ⁴ nGy/h	各1台	周辺監視区域境界付近 (1箇所設置)	電離箱	10 ⁴ ~10 ⁶ nGy/h	10 ⁴ ~10 ⁶ nGy/h	各1台	<p>【大飯】女川実績の反映</p> <p>【女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊では中央制御室でも記録を行うことができる設計とするため、「等」を書き下した。
名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	台数	取付箇所																																																																											
監視対象区域 境界	NaI(Tl)シンチレーション検出器	1.0×10 ⁻⁴ Bq/h 1.0×10 ⁻⁴ Bq/h	1.0×10 ⁻⁴ Bq/h 1.0×10 ⁻⁴ Bq/h	1	周辺監視区域境界付近 (7箇所設置)																																																																											
	電離箱	1.0×10 ⁻⁴ Bq/h 1.0×10 ⁻⁴ Bq/h	1.0×10 ⁻⁴ Bq/h 1.0×10 ⁻⁴ Bq/h	1																																																																												
モニタリングステーション	ガスカウンタシンチレーション計	1.0×10 ⁻⁴ Bq/h 1.0×10 ⁻⁴ Bq/h	1.0×10 ⁻⁴ Bq/h 1.0×10 ⁻⁴ Bq/h	1	周辺監視区域境界付近																																																																											
	電子線量計	1.0×10 ⁻⁴ Bq/h 1.0×10 ⁻⁴ Bq/h	1.0×10 ⁻⁴ Bq/h 1.0×10 ⁻⁴ Bq/h	1																																																																												
モニタリングポスト	NaI(Tl)シンチレーション検出器	1.0×10 ⁻⁴ Bq/h 1.0×10 ⁻⁴ Bq/h	1.0×10 ⁻⁴ Bq/h 1.0×10 ⁻⁴ Bq/h	各1	周辺監視区域境界付近 (5箇所設置)																																																																											
	電離箱	1.0×10 ⁻⁴ Bq/h 1.0×10 ⁻⁴ Bq/h	1.0×10 ⁻⁴ Bq/h 1.0×10 ⁻⁴ Bq/h	各1																																																																												
名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	台数	取付箇所																																																																											
モニタリングポスト	NaI(Tl)シンチレーション	0~2×10 ⁴ nGy/h	計測範囲内で可変	各1台	周辺監視区域境界周辺 (6カ所設置)																																																																											
	イオンチェンバ	10 ⁴ ~10 ⁷ nGy/h	計測範囲内で可変	各1台																																																																												
名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	台数	取付箇所																																																																											
モニタリングポスト(1~7)	NaI(Tl)シンチレーション	0.87~10 ⁴ nGy/h	0.87~10 ⁴ nGy/h	各1台	周辺監視区域境界付近 (7箇所設置)																																																																											
	電離箱	10 ⁴ ~10 ⁶ nGy/h	10 ⁴ ~10 ⁶ nGy/h	各1台																																																																												
モニタリングステーション	NaI(Tl)シンチレーション	0.87~10 ⁴ nGy/h	0.87~10 ⁴ nGy/h	各1台	周辺監視区域境界付近 (1箇所設置)																																																																											
	電離箱	10 ⁴ ~10 ⁶ nGy/h	10 ⁴ ~10 ⁶ nGy/h	各1台																																																																												
<p>DB</p>	<p>設計基準対象施設</p>	<p>設計基準対象施設</p>																																																																														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.1.2 モニタリングステーション及びモニタリングポストの電源</p> <p>モニタリングステーション及びモニタリングポストの電源系は、電源車（緊急時対策所用）（DB）（3号及び4号炉共用）、野外モニタ分電盤（1号、2号、3号及び4号炉共用）、モニタリングステーション及びモニタリングポスト専用の無停電電源装置（1号、2号、3号及び4号炉共用）から構成される。</p> <p>モニタリングステーション及びモニタリングポストは、モニタリングステーション及びモニタリングポスト専用の無停電電源装置により電源車（緊急時対策所用）（DB）（設置許可基準規則第31条対応）からの給電が開始されるまでの間の電源の供給が可能な設計とする。</p> <p>また、電源復旧までの期間にわたってモニタリングステーション及びモニタリングポストに電源を供給できるよう、緊急時対策所（3号及び4号炉共用）を経由して電源車（緊急時対策所用）（DB）からも電源の供給が可能な設計とする。</p> <p>また、代替電源設備としては、電源車（緊急時対策所用）（設置許可基準規則第60条対応）からの給電が可能である。</p> <p>なお、モニタリングステーション及びモニタリングポストの電源系統は、非常用所内電源系統から独立した構成とする。また、モニタリングステーション及びモニタリングポスト専用の無停電電源装置は、設計基準事故時に電源車（緊急時対策所用）（DB）（設置許可基準規則第31条対応）からの電力供給とあいまってモニタリングステーション及びモニタリングポストの機能を維持するのに必要な電力を供給できる容量を有することで、原子炉施設の安全性を損なうことのない設計とする。（設置許可基準規則第12条対応）モニタリングステーション及びモニタリングポストの電源構成概略図を図2-1-2に示す。</p> <p> = DB、 = SA単独</p>	<p>1.1.2 モニタリングポストの電源</p> <p>モニタリングポストは、非常用交流電源設備に接続し、電源復旧までの期間、電源を供給できる設計とする。</p> <p>さらに、モニタリングポストは、専用の無停電電源装置を有し、電源切替時の短時間の停電時に電源を供給できる設計とする。</p> <p>また、モニタリングポストの電源は、代替電源設備である常設代替交流電源設備により給電が可能な設計とする。</p> <p>無停電電源装置の設備仕様を第1.1.2表に、モニタリングポストの電源構成概略図等を第1.1.2図に示す。</p> <p> : 設計基準対象施設  : 重大事故等対処設備</p>	<p>1.1.2 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源 (1)モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションは、非常用交流電源設備に接続し、電源復旧までの期間、電源を供給できる設計とする。</p> <p>さらに、モニタリングポスト及びモニタリングステーションは、専用の無停電電源装置及び非常用発電機を有し、電源切替時の短時間の停電時に電源を供給できる設計とする。また、無停電電源装置及び非常用発電機による給電状態は中央制御室で確認することができる。</p> <p>また、モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源は、代替電源設備である常設代替交流電源設備により給電が可能な設計とする。</p> <p>無停電電源装置及び非常用発電機の設備仕様を第1.1.2-1表に、モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源構成概略図等を第1.1.2-1図に示す。</p> <p> : 設計基準対象施設  : 重大事故等対処設備</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】女川実績の反映 ・緊急時対策所を経由する設計は大飯特有 【女川】資料構成の相違</p> <p>【女川、大飯】設備の相違 ・泊では無停電電源装置に加え、非常用発電機を設置する構成としている（島根2号炉同様）。 ・電源切替時の短時間の停電時に電源を供給できる設計は同じ。</p> <p>【女川、大飯】設備の相違</p>

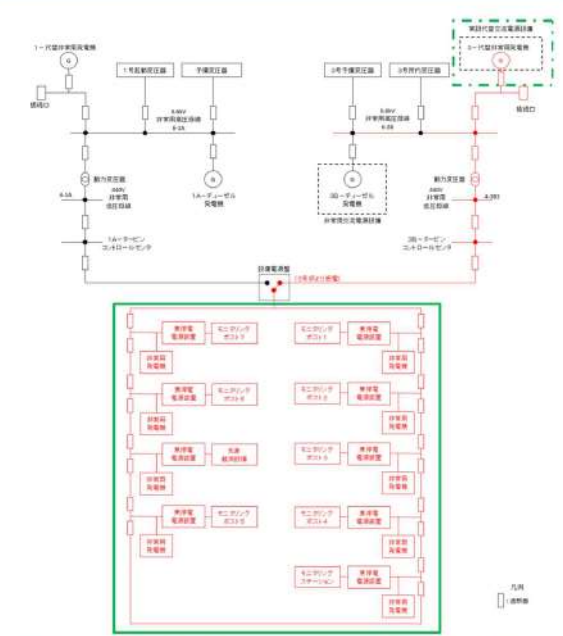
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>○外観写真</p>  <p>第1.1.2図 モニタリングポストの電源構成概略図等 (2/2)</p>	<p>泊発電所3号炉</p>  <p>第1.1.2-1図 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源構成概略図等 (2/2)</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川、大飯】設備の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

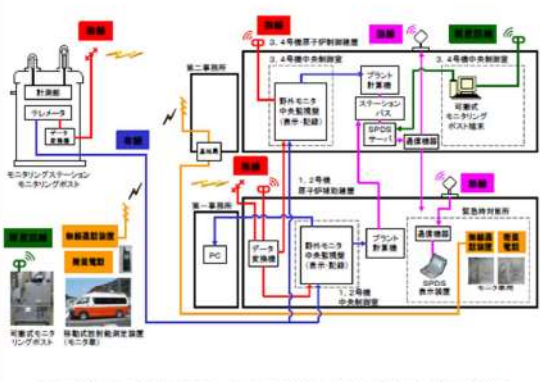
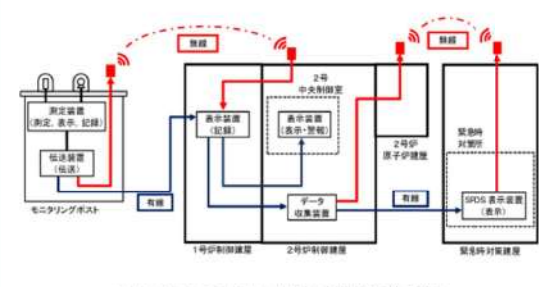
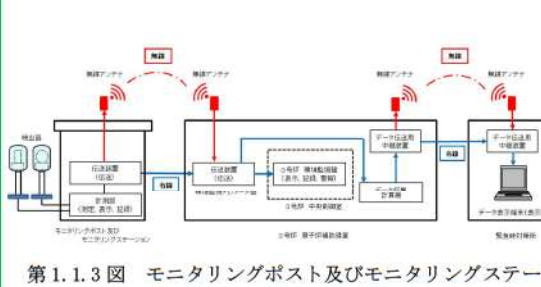
大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(2) モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機の運用</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションへ給電する各電源の起動順序・優先順位は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常運転時 モニタリングポスト及びモニタリングステーションは通常運転時、非常用低圧母線のコントロールセンタから無停電電源装置を経由して所内電源を受電している。 ・所内電源喪失直後 所内電源が喪失した場合は、無停電電源装置から継続して受電を行う。 ・所内電源喪失後から約10秒後 非常用交流電源設備は、所内電源が喪失後自動起動し、約10秒で電源供給が開始され、無停電電源装置を経由して電源供給を行う。 ・非常用交流電源設備電源供給不可時 モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の非常用発電機は、モニタリングポスト及びモニタリングステーション局舎内に設置している非常用発電機制御盤内の不足電圧継電器により電源喪失を検知することで自動起動し、運転待機状態となる。 自動起動から約40秒以内に、自動切替により電源供給を開始する。 また、復電した場合は不足電圧継電器による検知で、所内電源側に自動で切り替わりその後、モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の非常用発電機が自動停止する。電源供給が開始されるまでの間は、無停電電源装置から継続して電源供給が行われる。 これらの電源供給は自動起動・自動切替で行われることにより、運転員による操作は不要な設計としている。 また、重大事故等時にモニタリングポスト又はモニタリングステーションが機能喪失した場合は、可搬型モニタリングポストを設置する手順を整備している。 <p>無停電電源装置及び非常用発電機の設備仕様を第1.1.2-2表に、モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源構成概略図を第1.1.2-2図に示す。</p>	<p>【女川・大飯】資料構成の相違 ・泊は島根2号炉審査を踏まえ追加</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																					
		<p>第1.1.2-2表 無停電電源装置及び非常用発電機の設備仕様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>台数</th> <th>出力</th> <th>発電方式</th> <th>バックアップ時間</th> <th>燃料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無停電電源装置</td> <td>局舎ごとに1台 計8台</td> <td>5kVA</td> <td>蓄電池</td> <td>約7分[※]</td> <td>—</td> <td>外部電源喪失後、非常用交流電源設備から給電されるまでの間及び全交流動力電源喪失後、省設代替交流電源設備から給電されるまでの期間を担保する。</td> </tr> <tr> <td>非常用発電機</td> <td>局舎ごとに1台 計8台</td> <td>5kVA</td> <td>ディーゼルエンジン</td> <td>約24時間</td> <td>軽油</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※無停電電源装置のバックアップ時間について、非常用交流電源設備が所内電源喪失後に自動起動し、約10秒後で電源供給開始されるまでの間、無停電電源装置を経由してモニタリングポスト等に給電するためバックアップ時間を約7分としている。非常用交流電源設備からの電源供給不可時はモニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の非常用発電機から約24時間電源供給が可能である。</p>  <p>第1.1.2-2図 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源構成概略図</p> <p>■：設計基準対象施設 ■：重大事故等対処設備</p>	名称	台数	出力	発電方式	バックアップ時間	燃料	備考	無停電電源装置	局舎ごとに1台 計8台	5kVA	蓄電池	約7分 [※]	—	外部電源喪失後、非常用交流電源設備から給電されるまでの間及び全交流動力電源喪失後、省設代替交流電源設備から給電されるまでの期間を担保する。	非常用発電機	局舎ごとに1台 計8台	5kVA	ディーゼルエンジン	約24時間	軽油		
名称	台数	出力	発電方式	バックアップ時間	燃料	備考																		
無停電電源装置	局舎ごとに1台 計8台	5kVA	蓄電池	約7分 [※]	—	外部電源喪失後、非常用交流電源設備から給電されるまでの間及び全交流動力電源喪失後、省設代替交流電源設備から給電されるまでの期間を担保する。																		
非常用発電機	局舎ごとに1台 計8台	5kVA	ディーゼルエンジン	約24時間	軽油																			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.1.3 モニタリングステーション及びモニタリングポストの伝送</p> <p>モニタリングステーション及びモニタリングポストで測定したデータの伝送を行う構成は、有線及び無線により多様性を有しており、伝送したデータは、中央制御室、事務所で監視、記録を行うことができる。また、緊急時対策所でも監視を行うことができる。</p> <p>モニタリングステーション及びモニタリングポストの伝送概略図を図2-1-3に示す。</p>  <p>図2-1-3 モニタリングステーション及びモニタリングポストの伝送概略図</p>	<p>1.1.3 モニタリングポストの伝送</p> <p>モニタリングポストで測定したデータの伝送を行う構成は、建屋間*において有線系回線及び無線系回線により多様性を有し、測定したデータは、モニタリングポスト設置場所、中央制御室及び緊急時対策所で監視できる設計とする。</p> <p>モニタリングポスト設備の伝送概略図を第1.1.3図に示す。</p> <p>※ 建屋（1号炉制御建屋、2号炉制御建屋及び原子炉建屋、緊急時対策建屋）は、モニタリングポストと同等以上の耐震性を有しており、伝送の多様化の対象範囲は耐震性を有した建屋間とする。</p>  <p>第1.1.3図 モニタリングポスト設備の伝送概略図</p>	<p>1.1.3 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの伝送</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションで測定したデータの伝送を行う構成は、建屋間*において有線系回線及び無線系回線により多様性を有し、測定したデータは、モニタリングポスト及びモニタリングステーション設置場所、中央制御室及び緊急時対策所で監視できる設計とする。</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーション設備の伝送概略図を第1.1.3図に示す。</p> <p>※ 建屋（3号炉原子炉補助建屋、緊急時対策所）は、モニタリングポスト及びモニタリングステーションと同等以上の耐震性を有しており、伝送の多様化の対象範囲は耐震性を有した建屋間とする。</p>  <p>第1.1.3図 モニタリングポスト及びモニタリングステーション設備の伝送概略図</p>	<p>【大飯】女川実績の反映</p> <p>【女川】建屋名称の相違</p>
<p>□ = DB</p>	<p>□ : 設計基準対象施設</p>	<p>□ : 設計基準対象施設</p>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>1.1.4 モニタリングポスト</p> <p>(1) 機能</p> <p>モニタリングポストは周辺監視区域境界付近に7台設置しており、空間放射線量率の監視用設備である。</p> <p>通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される空間線量率を計測できる。</p> <p>電源については、非常用交流電源設備に接続し、電源復旧までの期間電源を供給できる設備である。</p> <p>さらに、モニタリングポスト専用の無停電電源装置及び非常用発電機を有し、電源切り替え時の短時間の停電時に電源を供給できる設備である。</p> <p>また、全交流電源喪失時においても代替電源設備である常設代替交流電源設備から給電できる設備である。</p> <p>伝送については、有線による通信機能のほか、無線による通信機能も有しており、1 / 2号及び3号の中央制御室にて、測定データの常時監視が可能である。</p> <p>(2) 設置状況</p> <p>モニタリングポストの設置状況を第1.1.4図に示す。</p>  <p>第1.1.4図 モニタリングポストの設置状況</p> <p>⚠: 重大事故等対処設備</p>	<p>【女川・大飯】資料構成の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>1.1.5 モニタリングステーション</p> <p>(1) 機能</p> <p>モニタリングステーションは、周辺監視区域境界付近に1台設置しており、空間放射線量率の監視用設備である。また、放射性物質濃度測定のためのダスト・よう素採取装置を配備している。</p> <p>通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される空間線量率を計測できる。電源については、非常用交流電源設備に接続し、電源復旧までの期間電源を供給できる設備である。</p> <p>さらに、モニタリングステーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機を有し、電源切り替え時の短時間の停電時に電源を供給できる設備である。</p> <p>また、全交流電源喪失時においても代替電源設備である常設代替交流電源設備から給電できる設備である。</p> <p>伝送については、有線による通信機能のほか、無線による通信機能も有しており、1/2号及び3号の中央制御室にて、測定データの常時監視が可能である。</p> <p>(2) 設置状況</p> <p>モニタリングステーションの設置状況を第1.1.5図に示す。</p> <div data-bbox="1256 823 1809 965" style="text-align: center;"> <p>電庫前棟出房 モニタリングステーション 非常用発電機</p> </div> <p>第1.1.5図 モニタリングステーションの設置状況</p> <p style="color: green; font-weight: bold;">[]: 重大事故等対処設備</p>	<p>【女川・大阪】資料構成の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																												
<p>2.2 移動式放射能測定装置（モニタ車）</p> <p>周辺監視区域境界付近の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を迅速に測定するために、空間放射線量率の監視、測定、記録装置、及び大気中の放射性物質（粒子状物質、よう素）を採取、測定する装置等を搭載した移動式放射能測定装置（モニタ車）を1台配備している。</p> <p>また、他の当社原子力発電所に移動式放射能測定装置（モニタ車）を5台保有しており、融通を受けることが可能である。</p> <p>更に、原子力事業者間協力協定に基づき、移動式放射能測定装置（モニタ車）11台の融通を受けることが可能である。</p> <p>移動式放射能測定装置（モニタ車）搭載の各計測器の計測範囲等を表2-2に示す</p> <p>表2-2 移動式放射能測定装置（モニタ車）搭載の各計測器の計測範囲等（主な項目）</p> <table border="1" data-bbox="112 742 638 853"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>検出器の種類</th> <th>計測範囲</th> <th>警報動作範囲</th> <th>記録方法</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>移動式放射能測定装置（モニタ車）</td> <td>空気吸収線量率計 NaI(Tl)シンチレーション</td> <td>1.0×10⁻²mGy/h～ 1.0×10²mGy/h</td> <td>—</td> <td>記録紙</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>よう素モニタ NaI(Tl)シンチレーション</td> <td>1.0×10⁰cps～ 1.0×10⁴cps</td> <td>—</td> <td>記録紙</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>（その他主な搭載機器） 台数：各1台 ・電離箱サーベイメータ ・汚染サーベイメータ ・NaIシンチレーションサーベイメータ ・車載ダストよう素サンプラ ・無線通信装置 ・衛星電話 ・風向風速計</p> <p>測定範囲：1.0pSv/h～300mSv/h 測定範囲：0～99.9l/min 測定範囲：B.G.～30pGy/h</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="168 1045 392 1268"> <p>空気吸収線量率計</p>  </div> <div data-bbox="436 1045 593 1268"> <p>よう素モニタ</p>  </div> </div>	名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	記録方法	台数	移動式放射能測定装置（モニタ車）	空気吸収線量率計 NaI(Tl)シンチレーション	1.0×10 ⁻² mGy/h～ 1.0×10 ² mGy/h	—	記録紙	1		よう素モニタ NaI(Tl)シンチレーション	1.0×10 ⁰ cps～ 1.0×10 ⁴ cps	—	記録紙	1	<p>1.2 放射能観測車</p> <p>周辺監視区域境界付近の放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を迅速に測定するために、放射線量率を監視し、及び測定し、並びに記録する装置、空気中の放射性物質（粒子状物質、よう素）を採取し、及び測定する装置等を搭載した放射能観測車を1台配備している。</p> <p>放射能観測車搭載の各計測器の計測範囲等を第1.2表に、放射能観測車の保管場所を第1.2図に示す。</p> <p>なお、東通原子力発電所より放射能観測車1台の融通を受けることが可能である。</p> <p>また、原子力災害時における原子力事業者間協力協定に基づき、放射能観測車11台の協力を受けることが可能である。</p> <p>第1.2表 放射能観測車搭載の各計測器の計測範囲等</p> <table border="1" data-bbox="672 742 1220 869"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>検出器の種類</th> <th>計測範囲</th> <th>記録方法</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射能観測車</td> <td>フィールドモニタ NaI(Tl)シンチレーション</td> <td>0～10⁴ nGy/h</td> <td>「ソフト」記録</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>放射性ダスト測定装置 GM管</td> <td>0～999999 カウント</td> <td>「ソフト」記録</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>放射性よう素測定装置 NaI(Tl)シンチレーション</td> <td>0～999999 カウント</td> <td>「ソフト」記録</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table> <p>（その他主な搭載機器）台数：各1台 ・ダスト・よう素サンプラ ・移動無線設備（車載型） ・衛星電話設備（携帯型） ・風向風速計</p> <div style="text-align: center;">  <p>（放射能観測車の写真）</p> </div>	名称	検出器の種類	計測範囲	記録方法	台数	放射能観測車	フィールドモニタ NaI(Tl)シンチレーション	0～10 ⁴ nGy/h	「ソフト」記録	1台		放射性ダスト測定装置 GM管	0～999999 カウント	「ソフト」記録	1台		放射性よう素測定装置 NaI(Tl)シンチレーション	0～999999 カウント	「ソフト」記録	1台	<p>1.2 放射能観測車</p> <p>周辺監視区域境界付近の放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を迅速に測定するために、放射線量率を監視し、及び測定し、並びに記録する装置、空気中の放射性物質（粒子状物質、よう素）を採取し、及び測定する装置等を搭載した放射能観測車を1台配備している。</p> <p>放射能観測車搭載の各計測器の計測範囲等を第1.2表に、放射能観測車の保管場所を第1.2図に示す。</p> <p>また、原子力災害時における原子力事業者間協力協定に基づき、放射能観測車11台の協力を受けることが可能である。</p> <p>第1.2表 放射能観測車搭載の各計測器の計測範囲等</p> <table border="1" data-bbox="1265 758 1792 917"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>検出器の種類</th> <th>計測範囲</th> <th>記録方法</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">放射能観測車</td> <td>空気吸収線量率モニタ</td> <td>NaI(Tl)</td> <td>0～999999</td> <td>記録紙</td> </tr> <tr> <td>よう素モニタ</td> <td>シンチレーション</td> <td>8.7×10³nGy/h</td> <td>記録紙</td> </tr> <tr> <td>ダスト測定装置</td> <td>GM計数管</td> <td>0 count～10⁶-1 count</td> <td>記録紙</td> </tr> <tr> <td>よう素測定装置</td> <td>NaI(Tl)</td> <td>0 count～10⁶-1 count</td> <td>記録紙</td> </tr> </tbody> </table> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="1288 933 1467 1093"> <p>空気吸収線量率モニタ検出器</p>  </div> <div data-bbox="1534 933 1803 1093"> <p>ダスト測定装置</p>  </div> </div> <p>（放射能観測車の写真）</p> <div style="text-align: center;">  <p>（放射能観測車の写真）</p> </div> <p>（その他主な搭載機器）台数：各1台 ・ダスト・よう素サンプラ ・空気吸収線量率サーベイメータ（電離箱・NaI(Tl)シンチレーション） ・気象観測設備（風向風速計・湿度計） ・移動無線設備（車載型） ・衛星電話設備（携帯型） ・無線連絡設備（携帯型）</p>	名称	検出器の種類	計測範囲	記録方法	台数	放射能観測車	空気吸収線量率モニタ	NaI(Tl)	0～999999	記録紙	よう素モニタ	シンチレーション	8.7×10 ³ nGy/h	記録紙	ダスト測定装置	GM計数管	0 count～10 ⁶ -1 count	記録紙	よう素測定装置	NaI(Tl)	0 count～10 ⁶ -1 count	記録紙	<p>【大飯】女川実績の反映</p> <p>【女川・大飯】複数立地との相違 ・北海道電力は複数の原子力発電所の立地点を有しないため、社内の他サイトからの融通はない。 ・ただし原子力事業者間協力協定に基づき協力を受けることが可能である。</p> <p>【大飯】女川実績の反映 【大飯】女川実績の反映</p>
名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	記録方法	台数																																																										
移動式放射能測定装置（モニタ車）	空気吸収線量率計 NaI(Tl)シンチレーション	1.0×10 ⁻² mGy/h～ 1.0×10 ² mGy/h	—	記録紙	1																																																										
	よう素モニタ NaI(Tl)シンチレーション	1.0×10 ⁰ cps～ 1.0×10 ⁴ cps	—	記録紙	1																																																										
名称	検出器の種類	計測範囲	記録方法	台数																																																											
放射能観測車	フィールドモニタ NaI(Tl)シンチレーション	0～10 ⁴ nGy/h	「ソフト」記録	1台																																																											
	放射性ダスト測定装置 GM管	0～999999 カウント	「ソフト」記録	1台																																																											
	放射性よう素測定装置 NaI(Tl)シンチレーション	0～999999 カウント	「ソフト」記録	1台																																																											
名称	検出器の種類	計測範囲	記録方法	台数																																																											
放射能観測車	空気吸収線量率モニタ	NaI(Tl)	0～999999	記録紙																																																											
	よう素モニタ	シンチレーション	8.7×10 ³ nGy/h	記録紙																																																											
	ダスト測定装置	GM計数管	0 count～10 ⁶ -1 count	記録紙																																																											
	よう素測定装置	NaI(Tl)	0 count～10 ⁶ -1 count	記録紙																																																											
<p>□ = D B</p>	<p>□ : 設計基準対象施設</p>	<p>□ : 設計基準対象施設</p>																																																													


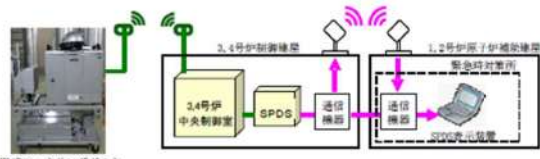

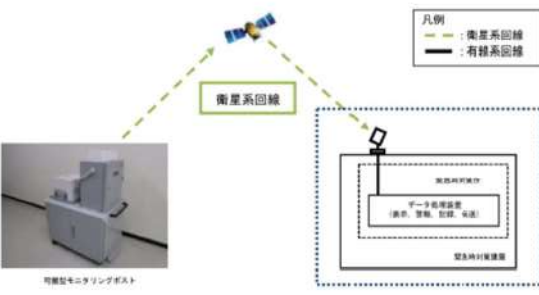

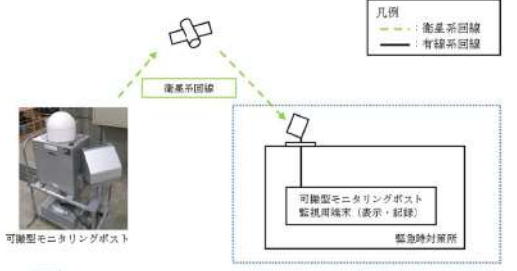
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="1209 422 1232 678">第1.2図 放射能観測車の保管場所</p> <p data-bbox="929 957 1220 989">: 設計基準対象施設</p>	 <p data-bbox="1377 837 1691 869">第1.2図 放射能観測車の保管場所</p> <p data-bbox="1512 957 1803 989">: 設計基準対象施設</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.3 代替モニタリング設備</p> <p>2.3.1 可搬式モニタリングポスト</p> <p>可搬式モニタリングポストは、3号炉及び4号炉共用で11個（モニタリングステーション及びモニタリングポストを代替し得る原子力災害対策特別措置法第10条及び第15条に定められた事象の判断に必要な十分な個数としての6個を含み、原子炉格納施設を囲む8方位及び緊急時対策所付近における放射線量の測定が可能な個数）、予備として6個を保管している。</p> <p>配置位置を図2-3-1、計測範囲等を表2-3-1、仕様を表2-3-2に示す。</p> <p>可搬式モニタリングポストの電源は、外部バッテリーにより7日間連続で稼働できる設計としており、外部バッテリーを交換することにより継続して計測できる。</p> <p>また、測定データは、可搬式モニタリングポストの電子メモリに記録するとともに、無線（衛星系回線）により、緊急時対策所に伝送することができる。伝送概略図を図2-3-2に示す。</p>	<p>1.3 代替測定</p> <p>1.3.1 可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定</p> <p>重大事故等時、モニタリングポストが機能喪失した際に代替できるように可搬型モニタリングポストをモニタリングポスト設置位置に6台配置する。</p> <p>また、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合、可搬型モニタリングポストをモニタリングポストが設置されていない海側に2台、緊急時対策所の加圧判断のため、緊急時対策建屋屋上に1台配置する。なお、可搬型モニタリングポストは、十分な検知性を有する位置に配置する。</p> <p>可搬型モニタリングポストは合計9台（予備2台）保管する。</p> <p>可搬型モニタリングポストの配置場所及び保管場所を第1.3.1-1図、計測範囲等を第1.3.1-1表、仕様を第1.3.1-2表、伝送概略図を第1.3.1-2図に示す。</p> <p>可搬型モニタリングポストの電源は、外部バッテリーにより5日間以上連続で稼働できる設計としており、外部バッテリーを交換することにより継続して計測できる。</p> <p>また、測定したデータは、可搬型モニタリングポストの電子メモリに記録するとともに、衛星系回線により緊急時対策所に伝送することができる。</p> <p style="text-align: right;">: 重大事故等対処設備</p>	<p>1.3 代替測定</p> <p>1.3.1 可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定</p> <p>重大事故等時、モニタリングポスト及びモニタリングステーションが機能喪失した際に代替できるように可搬型モニタリングポストをモニタリングポスト及びモニタリングステーション設置位置に最大で8台配置する。防潮堤外側にあるモニタリングポスト7については、防潮堤による放射線計測及び津波による機器損傷の影響を考慮し、代替測定地点を防潮堤内側とする。</p> <p>また、原子力災害対策特別措置法第10条第1項に該当する事象又は原子力災害対策特別措置法第15条第1項に該当する事象（以下、「原災法該当事象」という。）が発生した場合、可搬型モニタリングポストをモニタリングポストが設置されていない海側に3台、緊急時対策所の加圧判断のため、緊急時対策所付近に1台配置する。可搬型モニタリングポストは、十分な検知性を有する位置に配置する。</p> <p>可搬型モニタリングポストは合計12台（予備1台）保管する。</p> <p>可搬型モニタリングポストの配置場所及び保管場所を第1.3.1-1図、計測範囲等を第1.3.1-1表、仕様を第1.3.1-2表、伝送概略図を第1.3.1-2図に示す。</p> <p>可搬型モニタリングポストの電源は、外部バッテリーにより3.5日間以上連続で稼働できる設計としており、外部バッテリーを交換することにより継続して計測できる。</p> <p>また、測定したデータは、可搬型モニタリングポストの電子メモリに記録するとともに、衛星系回線により緊急時対策所に伝送することができる。</p> <p style="text-align: right;">: 重大事故等対処設備</p>	<p>【大飯】女川実績の反映</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・必ず8台設置するわけではないため、泊では表現を適正化した。</p> <p>【女川、大飯】設置場所の相違 ・泊では防潮堤の外側にモニタリングポストを設置しているため、別途運用を定めている。</p> <p>【女川】記載行減の相違 ・泊では、大飯と同様に第15条について記載している。</p> <p>【女川・大飯】個別設計の相違</p>

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																						
<p>表2-3-1 可搬式モニタリングポストの計測範囲等 (主な項目)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>検出器の種類</th> <th>計測範囲</th> <th>警報動作範囲</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬式モニタリングポスト</td> <td>NaI(Tl)シンチレーション式</td> <td>B.G. ~ 10⁻¹⁰nGy/h</td> <td>—</td> <td>11 (予備6)</td> </tr> </tbody> </table> <p>表2-3-2 可搬式モニタリングポストの仕様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源</td> <td>7日程度供給(外部バッテリーを交換することにより継続して計測)</td> </tr> <tr> <td>記録</td> <td>測定値は電子メモリに記録</td> </tr> <tr> <td>伝送</td> <td>無線(衛星系回線)により、緊急時対策所にてデータ収集 ※伝送が不調の場合は、現場で指示を確認する。</td> </tr> <tr> <td>概略寸法</td> <td>検出器部：約500(W)×約670(H)×約300(D)mm 架台部：約820(W)×約470(H)×約500(D)mm</td> </tr> <tr> <td>質量</td> <td>検出器部(内蔵バッテリー含む)：約25kg 架台部(外部バッテリー含む)：約45kg ※手順書を整備し、訓練により運搬・設置作業ができることを確認している。設置にかかる時間は、約5.8時間。(2~4名で車両等を用いて11箇所設置)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(空間放射線量率) ・NaI(Tl)シンチレーション検出器</p>  <p>(可搬式モニタリングポストの写真)</p> <p>図2-3-2 可搬式モニタリングポスト伝送概略図</p> 	名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	台数	可搬式モニタリングポスト	NaI(Tl)シンチレーション式	B.G. ~ 10 ⁻¹⁰ nGy/h	—	11 (予備6)	項目	内容	電源	7日程度供給(外部バッテリーを交換することにより継続して計測)	記録	測定値は電子メモリに記録	伝送	無線(衛星系回線)により、緊急時対策所にてデータ収集 ※伝送が不調の場合は、現場で指示を確認する。	概略寸法	検出器部：約500(W)×約670(H)×約300(D)mm 架台部：約820(W)×約470(H)×約500(D)mm	質量	検出器部(内蔵バッテリー含む)：約25kg 架台部(外部バッテリー含む)：約45kg ※手順書を整備し、訓練により運搬・設置作業ができることを確認している。設置にかかる時間は、約5.8時間。(2~4名で車両等を用いて11箇所設置)	<p>第1.3.1-1表 可搬式モニタリングポストの計測範囲等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>検出器の種類</th> <th>計測範囲</th> <th>警報動作範囲</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">可搬式モニタリングポスト</td> <td>NaI(Tl)シンチレーション</td> <td>0~10⁹nGy/h[※]</td> <td rowspan="2">計測範囲内で可変</td> <td rowspan="2">9台(予備2台)</td> </tr> <tr> <td>半導体</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値(10⁹nGy/h)を満足する設計とする。</p> <p>第1.3.1-2表 可搬式モニタリングポストの仕様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源</td> <td>外部バッテリー(2個)により5日以上連続で供給可能。 5日後からは、予備の外部バッテリー(2個)と交換することにより継続して計測可能。外部バッテリーは1個当たり約3時間で充電可能。</td> </tr> <tr> <td>記録</td> <td>測定値は本体の電子メモリに1週間程度記録。</td> </tr> <tr> <td>伝送</td> <td>衛星系回線により、緊急時対策所にてデータ監視。なお、本体で指示値の確認が可能。</td> </tr> <tr> <td>概略寸法</td> <td>本体：約650(W)×約650(D)×約1050(H)mm 外部バッテリー：約420(W)×約330(D)×約180(H)mm</td> </tr> <tr> <td>重量</td> <td>合計：約62kg 本体：約38kg 外部バッテリー：約24kg(約12kg/個×2個)</td> </tr> </tbody> </table> <p>可搬式モニタリングポストの写真</p> <p>・NaI(Tl)シンチレーション検出器 ・半導体式検出器</p>  <p>(イメージ)</p> <p>図2-3-2 可搬式モニタリングポスト伝送概略図</p>  <p>第1.3.1-2図 可搬式モニタリングポストの伝送概略図</p> <p>：重大事故等対処設備</p>	名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	台数	可搬式モニタリングポスト	NaI(Tl)シンチレーション	0~10 ⁹ nGy/h [※]	計測範囲内で可変	9台(予備2台)	半導体		項目	内容	電源	外部バッテリー(2個)により5日以上連続で供給可能。 5日後からは、予備の外部バッテリー(2個)と交換することにより継続して計測可能。外部バッテリーは1個当たり約3時間で充電可能。	記録	測定値は本体の電子メモリに1週間程度記録。	伝送	衛星系回線により、緊急時対策所にてデータ監視。なお、本体で指示値の確認が可能。	概略寸法	本体：約650(W)×約650(D)×約1050(H)mm 外部バッテリー：約420(W)×約330(D)×約180(H)mm	重量	合計：約62kg 本体：約38kg 外部バッテリー：約24kg(約12kg/個×2個)	<p>第1.3.1-1表 可搬式モニタリングポストの計測範囲等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>検出器の種類</th> <th>計測範囲</th> <th>警報動作範囲</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">可搬式モニタリングポスト</td> <td>NaI(Tl)シンチレーション</td> <td>B.G.~10⁻¹⁰nGy/h</td> <td rowspan="2">計測範囲で可変</td> <td rowspan="2">12(予備1)</td> </tr> <tr> <td>半導体</td> <td>5⁻¹⁰nGy/h~1,000nGy/h[※]</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 伊心の審しい漏洩及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると予想される放射線量を測定できる設計とする。なお、測定上限値は、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値(10⁹nGy/h)を踏まえ決定する。</p> <p>第1.3.1-2表 可搬式モニタリングポストの仕様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源</td> <td>外部バッテリーにより3.5日間以上供給可能(外部バッテリーを交換することにより継続して計測可能) 外部バッテリーは約4時間で充電可能</td> </tr> <tr> <td>記録</td> <td>測定値は、本体の電子メモリに1週間分記録</td> </tr> <tr> <td>伝送</td> <td>衛星系回線により、緊急時対策所にてデータ監視。なお、本体で指示値の確認が可能</td> </tr> <tr> <td>概略寸法</td> <td>検出器部：約400(W)×300(D)×657(H)mm 外部バッテリー収納用筐体：約700(W)×430(D)×498(H)mm</td> </tr> <tr> <td>重量</td> <td>合計：約78kg 検出器部：約55kg 外部バッテリー収納用筐体(外部バッテリー含む)：約51kg</td> </tr> </tbody> </table> <p>・NaI(Tl)シンチレーション検出器 ・半導体式検出器</p>  <p>外部バッテリー</p> <p>(可搬式モニタリングポストの写真)</p> <p>図2-3-2 可搬式モニタリングポスト伝送概略図</p>  <p>第1.3.1-2図 可搬式モニタリングポストの伝送概略図</p> <p>：重大事故等対処設備</p>	名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	台数	可搬式モニタリングポスト	NaI(Tl)シンチレーション	B.G.~10 ⁻¹⁰ nGy/h	計測範囲で可変	12(予備1)	半導体	5 ⁻¹⁰ nGy/h~1,000nGy/h [※]	項目	仕様	電源	外部バッテリーにより3.5日間以上供給可能(外部バッテリーを交換することにより継続して計測可能) 外部バッテリーは約4時間で充電可能	記録	測定値は、本体の電子メモリに1週間分記録	伝送	衛星系回線により、緊急時対策所にてデータ監視。なお、本体で指示値の確認が可能	概略寸法	検出器部：約400(W)×300(D)×657(H)mm 外部バッテリー収納用筐体：約700(W)×430(D)×498(H)mm	重量	合計：約78kg 検出器部：約55kg 外部バッテリー収納用筐体(外部バッテリー含む)：約51kg	<p>相違理由</p>
名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	台数																																																																					
可搬式モニタリングポスト	NaI(Tl)シンチレーション式	B.G. ~ 10 ⁻¹⁰ nGy/h	—	11 (予備6)																																																																					
項目	内容																																																																								
電源	7日程度供給(外部バッテリーを交換することにより継続して計測)																																																																								
記録	測定値は電子メモリに記録																																																																								
伝送	無線(衛星系回線)により、緊急時対策所にてデータ収集 ※伝送が不調の場合は、現場で指示を確認する。																																																																								
概略寸法	検出器部：約500(W)×約670(H)×約300(D)mm 架台部：約820(W)×約470(H)×約500(D)mm																																																																								
質量	検出器部(内蔵バッテリー含む)：約25kg 架台部(外部バッテリー含む)：約45kg ※手順書を整備し、訓練により運搬・設置作業ができることを確認している。設置にかかる時間は、約5.8時間。(2~4名で車両等を用いて11箇所設置)																																																																								
名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	台数																																																																					
可搬式モニタリングポスト	NaI(Tl)シンチレーション	0~10 ⁹ nGy/h [※]	計測範囲内で可変	9台(予備2台)																																																																					
	半導体																																																																								
項目	内容																																																																								
電源	外部バッテリー(2個)により5日以上連続で供給可能。 5日後からは、予備の外部バッテリー(2個)と交換することにより継続して計測可能。外部バッテリーは1個当たり約3時間で充電可能。																																																																								
記録	測定値は本体の電子メモリに1週間程度記録。																																																																								
伝送	衛星系回線により、緊急時対策所にてデータ監視。なお、本体で指示値の確認が可能。																																																																								
概略寸法	本体：約650(W)×約650(D)×約1050(H)mm 外部バッテリー：約420(W)×約330(D)×約180(H)mm																																																																								
重量	合計：約62kg 本体：約38kg 外部バッテリー：約24kg(約12kg/個×2個)																																																																								
名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	台数																																																																					
可搬式モニタリングポスト	NaI(Tl)シンチレーション	B.G.~10 ⁻¹⁰ nGy/h	計測範囲で可変	12(予備1)																																																																					
	半導体	5 ⁻¹⁰ nGy/h~1,000nGy/h [※]																																																																							
項目	仕様																																																																								
電源	外部バッテリーにより3.5日間以上供給可能(外部バッテリーを交換することにより継続して計測可能) 外部バッテリーは約4時間で充電可能																																																																								
記録	測定値は、本体の電子メモリに1週間分記録																																																																								
伝送	衛星系回線により、緊急時対策所にてデータ監視。なお、本体で指示値の確認が可能																																																																								
概略寸法	検出器部：約400(W)×300(D)×657(H)mm 外部バッテリー収納用筐体：約700(W)×430(D)×498(H)mm																																																																								
重量	合計：約78kg 検出器部：約55kg 外部バッテリー収納用筐体(外部バッテリー含む)：約51kg																																																																								


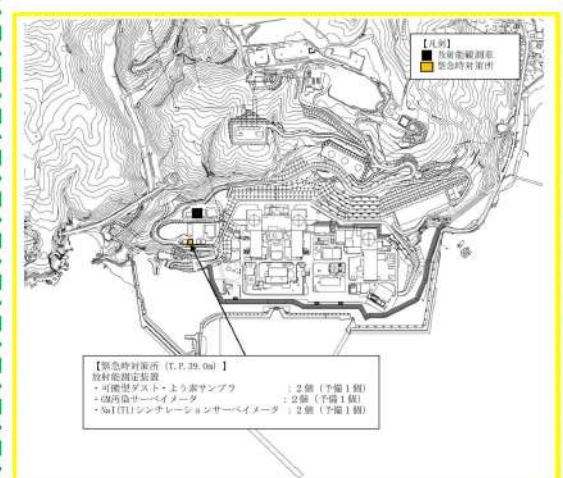
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																														
<p>2.3.2 放射性物質の濃度測定</p> <p>移動式放射能測定装置（モニター車）のダスト・よう素サンプル、汚染サーベイメータ又はよう素モニタが機能喪失した際の代替測定装置として可搬型放射線計測装置（可搬式ダストサンプリング装置、汚染サーベイメータ、NaIシンチレーションサーベイメータ）を配備している。</p> <p>発電所周辺の空气中放射性物質濃度の測定のため、可搬型放射線計測装置（可搬式ダストサンプリング装置、汚染サーベイメータ、NaIシンチレーションサーベイメータ）を用いて測定を行う。</p> <p>また、取水路、放水路等の海水・排水を採取し、可搬型放射線計測装置（NaIシンチレーションサーベイメータ、ZnSシンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ）により採取試料の放射性物質の測定を行うとともに、必要に応じてZnSシンチレーション計数装置、GM計数装置、γ線多重波高分析装置を用いて水中の放射性物質の濃度を測定する。海水、排水の採取場所を図2-3-1に示す。</p> <p>なお、重大事故等によりバックグラウンドが上昇し、現場での測定ができなくなった場合は、1、2号炉ホットカウント室で測定を行う。</p>	<p>1.3.2 可搬型放射線計測装置による空气中の放射性物質の濃度の代替測定</p> <p>重大事故等時、放射能観測車のダスト・よう素サンプリング装置又は放射性よう素測定装置、放射性ダスト測定装置が機能喪失した際に代替できるよう可搬型放射線計測装置（ダスト・よう素サンプリング装置の代替として可搬型ダスト・よう素サンプリング装置、放射性よう素測定装置の代替としてγ線サーベイメータ、放射性ダスト測定装置の代替としてβ線サーベイメータ）を用いて、周辺監視区域境界付近における空气中の放射性物質の濃度を監視し、測定し、その結果を記録する。</p> <p>可搬型放射線計測装置のうち可搬型ダスト・よう素サンプリング装置、γ線サーベイメータ、β線サーベイメータは、合計2台（予備1台）を保管する。可搬型放射線計測装置の仕様を第1.3.2表、保管場所を第1.3.2図に示す。</p> <table border="1" data-bbox="672 798 1209 973"> <caption>第1.3.2表 可搬型放射線計測装置の仕様</caption> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>検出器の種類</th> <th>計測範囲</th> <th>記録</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型ダスト・よう素サンプリング装置</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2台^{※2,※3} 〔予備1台〕</td> </tr> <tr> <td>γ線サーベイメータ</td> <td>NaI(Tl)シンチレーション</td> <td>0~30k_{s⁻¹}</td> <td>サンプリング記録</td> <td>2台^{※2,※3} 〔予備1台〕</td> </tr> <tr> <td>β線サーベイメータ</td> <td>GM管</td> <td>0~100k_{min⁻¹}</td> <td>サンプリング記録</td> <td>2台^{※2,※3} 〔予備1台〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値を満了設計とする。 ※2 「1.4可搬型放射線計測装置等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定」と共用。 ※3 緊急時対策建屋に2台（予備1台）保管する。</p> <table border="1" data-bbox="672 1101 1209 1276"> <thead> <tr> <th>可搬型ダスト・よう素サンプリング装置</th> <th>γ線サーベイメータ</th> <th>β線サーベイメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(イメージ)</td> <td>(イメージ)</td> <td>(イメージ)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	検出器の種類	計測範囲	記録	台数	可搬型ダスト・よう素サンプリング装置	—	—	—	2台 ^{※2,※3} 〔予備1台〕	γ線サーベイメータ	NaI(Tl)シンチレーション	0~30k _{s⁻¹}	サンプリング記録	2台 ^{※2,※3} 〔予備1台〕	β線サーベイメータ	GM管	0~100k _{min⁻¹}	サンプリング記録	2台 ^{※2,※3} 〔予備1台〕	可搬型ダスト・よう素サンプリング装置	γ線サーベイメータ	β線サーベイメータ				(イメージ)	(イメージ)	(イメージ)	<p>1.3.2 放射能測定装置による空气中の放射性物質の濃度の代替測定</p> <p>重大事故等時、放射能観測車のダスト・よう素サンプリング装置又はダスト・よう素測定装置が機能喪失した際に代替できるよう放射能測定装置（ダスト・よう素サンプリング装置の代替として可搬型ダスト・よう素サンプリング装置、ダスト・よう素測定装置の代替としてGM汚染サーベイメータ、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ）を用いて、周辺監視区域境界付近における空气中の放射性物質の濃度を監視し、測定し、その結果を記録する。</p> <p>放射能測定装置のうち可搬型ダスト・よう素サンプリング装置、GM汚染サーベイメータ、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータは、合計2台（予備1台）を保管する。放射能測定装置の仕様を第1.3.2表、保管場所を第1.3.2図に示す。</p> <p>なお、重大事故等によりバックグラウンドが上昇し、現場での測定ができなくなった場合は、緊急時対策所で測定を行う</p> <p>第1.3.2表 放射能測定装置の仕様</p> <table border="1" data-bbox="1254 813 1814 989"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>検出器の種類</th> <th>計測範囲</th> <th>警報動作範囲</th> <th>記録</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型ダスト・よう素サンプリング装置</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2台^{※2,※3} 〔予備1台〕</td> </tr> <tr> <td>GM汚染サーベイメータ</td> <td>GM管</td> <td>0~100k_{min⁻¹}</td> <td>—</td> <td>サンプリング記録</td> <td>2台^{※2,※3} 〔予備1台〕</td> </tr> <tr> <td>NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ</td> <td>NaI(Tl)シンチレーション</td> <td>B.G.~80_{μSv/h⁹⁰}</td> <td>—</td> <td>サンプリング記録</td> <td>2台^{※2,※3} 〔予備1台〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値を満了設計とする。 ※2 「1.4放射能測定装置等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定」と共用 ※3 緊急時対策所に2台（予備1台）保管する。</p> <table border="1" data-bbox="1254 1085 1814 1292"> <thead> <tr> <th>可搬型ダスト・よう素サンプリング装置</th> <th>GM汚染サーベイメータ</th> <th>NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ダスト・よう素の採取</td> <td>ダストの測定</td> <td>よう素の測定</td> </tr> </tbody> </table> <p>(主な放射能測定装置の写真)</p>	名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	記録	台数	可搬型ダスト・よう素サンプリング装置	—	—	—	—	2台 ^{※2,※3} 〔予備1台〕	GM汚染サーベイメータ	GM管	0~100k _{min⁻¹}	—	サンプリング記録	2台 ^{※2,※3} 〔予備1台〕	NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ	NaI(Tl)シンチレーション	B.G.~80 _{μSv/h⁹⁰}	—	サンプリング記録	2台 ^{※2,※3} 〔予備1台〕	可搬型ダスト・よう素サンプリング装置	GM汚染サーベイメータ	NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ				ダスト・よう素の採取	ダストの測定	よう素の測定	<p>【大飯】 女川実績の反映</p> <p>【女川】 設備名称の相違</p> <p>【女川】 記載内容の相違 ・泊では大飯同様記載した。</p>
名称	検出器の種類	計測範囲	記録	台数																																																													
可搬型ダスト・よう素サンプリング装置	—	—	—	2台 ^{※2,※3} 〔予備1台〕																																																													
γ線サーベイメータ	NaI(Tl)シンチレーション	0~30k _{s⁻¹}	サンプリング記録	2台 ^{※2,※3} 〔予備1台〕																																																													
β線サーベイメータ	GM管	0~100k _{min⁻¹}	サンプリング記録	2台 ^{※2,※3} 〔予備1台〕																																																													
可搬型ダスト・よう素サンプリング装置	γ線サーベイメータ	β線サーベイメータ																																																															
																																																																	
(イメージ)	(イメージ)	(イメージ)																																																															
名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	記録	台数																																																												
可搬型ダスト・よう素サンプリング装置	—	—	—	—	2台 ^{※2,※3} 〔予備1台〕																																																												
GM汚染サーベイメータ	GM管	0~100k _{min⁻¹}	—	サンプリング記録	2台 ^{※2,※3} 〔予備1台〕																																																												
NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ	NaI(Tl)シンチレーション	B.G.~80 _{μSv/h⁹⁰}	—	サンプリング記録	2台 ^{※2,※3} 〔予備1台〕																																																												
可搬型ダスト・よう素サンプリング装置	GM汚染サーベイメータ	NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ																																																															
																																																																	
ダスト・よう素の採取	ダストの測定	よう素の測定																																																															

：重大事故等対処設備

：重大事故等対処設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>【凡例】 ■ 放射能観測車 □ 緊急時対策所</p> <p>緊急時対策建屋 地下1階 (P-57a)</p> <p>可搬型放射線計測装置 ・可搬型ダスト・よう素サンプラ : 2台 (予備1台) ・γ線サーベイメータ : 2台 (予備1台) ・β線サーベイメータ : 2台 (予備1台)</p> <p>第1.3.2図 可搬型放射線計測装置の保管場所</p> <p style="text-align: center;">: 重大事故等対処設備</p>	 <p>【凡例】 ■ 放射能観測車 □ 緊急時対策所</p> <p>【緊急時対策所 (T.P.39-0a)】 放射能測定装置 ・可搬型ダスト・よう素サンプラ : 2台 (予備1台) ・β線サーベイメータ : 2台 (予備1台) ・NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ : 2台 (予備1台)</p> <p>第1.3.2図 放射能測定装置の保管場所</p> <p style="text-align: center;">: 重大事故等対処設備</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）


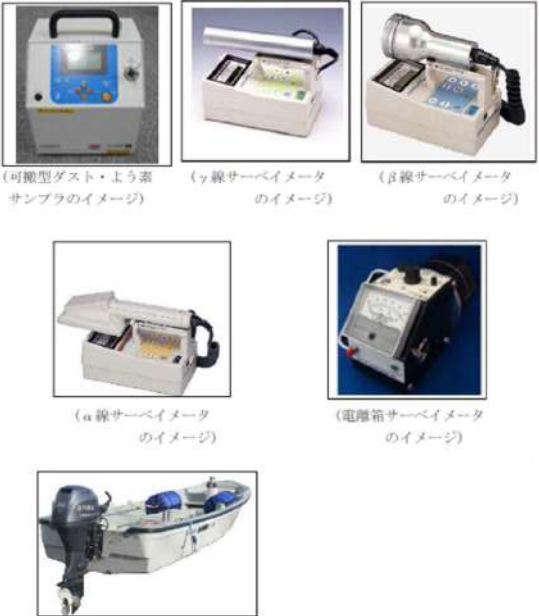
第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																			
<p>2.4 発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の測定に使用する計測器</p> <p>重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を測定するために、小型船舶、可搬型放射線計測装置及び電離箱サーベイメータを使用する。可搬型放射線計測装置及び電離箱サーベイメータは、重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）における放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる。</p> <p>発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の測定に使用する計測器の計測範囲等を表2-4に示す。</p> <p>表2-4 発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の測定に使用する計測器の計測範囲等</p> <table border="1" data-bbox="85 895 636 1374"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>検出器の種類</th> <th>計測範囲</th> <th>警報動作範囲</th> <th>記録</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型ダストサンプラ</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>2 (予備1)</td> </tr> <tr> <td>汚染サーベイメータ</td> <td>プラスチックシンチレーション式検出器</td> <td>0~300kmin⁻¹</td> <td>-</td> <td>サンプリング記録</td> <td>2 (予備1)</td> </tr> <tr> <td>NaIシンチレーションサーベイメータ</td> <td>NaI(Tl)シンチレーション式検出器</td> <td>B.G.~30pGy/h</td> <td>-</td> <td>サンプリング記録</td> <td>2 (予備1)</td> </tr> <tr> <td>ZnSシンチレーションサーベイメータ</td> <td>ZnS(Ag)シンチレーション式検出器</td> <td>0~99.9kmin⁻¹</td> <td>-</td> <td>サンプリング記録</td> <td>1 (予備1)</td> </tr> <tr> <td>β線サーベイメータ</td> <td>プラスチックシンチレーション式検出器</td> <td>0~300kmin⁻¹</td> <td>-</td> <td>サンプリング記録</td> <td>1 (予備1)</td> </tr> <tr> <td>電離箱サーベイメータ</td> <td>電離箱式検出器</td> <td>1.0pSv/h~300mSv/h</td> <td>-</td> <td>サンプリング記録</td> <td>2 (予備1)</td> </tr> <tr> <td>小型船舶</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1 (予備1)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	記録	台数	可搬型ダストサンプラ	-	-	-	-	2 (予備1)	汚染サーベイメータ	プラスチックシンチレーション式検出器	0~300kmin ⁻¹	-	サンプリング記録	2 (予備1)	NaIシンチレーションサーベイメータ	NaI(Tl)シンチレーション式検出器	B.G.~30pGy/h	-	サンプリング記録	2 (予備1)	ZnSシンチレーションサーベイメータ	ZnS(Ag)シンチレーション式検出器	0~99.9kmin ⁻¹	-	サンプリング記録	1 (予備1)	β線サーベイメータ	プラスチックシンチレーション式検出器	0~300kmin ⁻¹	-	サンプリング記録	1 (予備1)	電離箱サーベイメータ	電離箱式検出器	1.0pSv/h~300mSv/h	-	サンプリング記録	2 (予備1)	小型船舶	-	-	-	-	1 (予備1)	<p>1.4 可搬型放射線計測装置等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定</p> <p>1.4.1 発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の測定</p> <p>重大事故等時に、可搬型放射線計測装置（可搬型ダスト・よう素サンプラ、γ線サーベイメータ、β線サーベイメータ、α線サーベイメータ及び電離箱サーベイメータ）及び小型船舶を用いて、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）における空気中、水中及び土壌中の放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、測定し、その結果を記録する。</p> <p>可搬型放射線計測装置のうち可搬型ダスト・よう素サンプラ、γ線サーベイメータ、β線サーベイメータ及び電離箱サーベイメータは、合計2台（予備1台）を保管する。可搬型放射線計測装置のうちα線サーベイメータは、合計1台（予備1台）を保管する。海上モニタリングのための小型船舶は合計1艇（予備1艇）を保管する。</p> <p>発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の測定に使用する設備の計測範囲等を第1.4.1表に、外観の写真を第1.4.1-1図に、保管場所及び海水・排水試料採取場所を第1.4.1-2図に示す。</p> <p>第1.4.1表 発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の測定に使用する設備の計測範囲等</p> <table border="1" data-bbox="667 922 1218 1257"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>検出器の種類</th> <th>計測範囲</th> <th>記録</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型ダスト・よう素サンプラ</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>2台^{※2、※3} (予備1台)</td> </tr> <tr> <td>γ線サーベイメータ</td> <td>NaI(Tl)シンチレーション</td> <td>0~30k_{B.G.}^{※1}</td> <td>サンプリング記録</td> <td>2台^{※2、※3} (予備1台)</td> </tr> <tr> <td>β線サーベイメータ</td> <td>GM管</td> <td>0~100k_{min}^{※1}</td> <td>サンプリング記録</td> <td>2台^{※2、※3} (予備1台)</td> </tr> <tr> <td>α線サーベイメータ</td> <td>ZnS(Ag)シンチレーション</td> <td>0~100k_{min}^{※3}</td> <td>サンプリング記録</td> <td>1台^{※4} (予備1台)</td> </tr> <tr> <td>電離箱サーベイメータ</td> <td>電離箱</td> <td>0.001~1000_{mSv/h}^{※4}</td> <td>サンプリング記録</td> <td>2台^{※3} (予備1台)</td> </tr> <tr> <td>小型船舶</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1艇 (予備1艇)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値を満たす設計とする。 ※2 「1.3.2 可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定」と共用。 ※3 緊急時対策所に2台（予備1台）保管する。 ※4 緊急時対策所に1台（予備1台）保管する。</p>	名称	検出器の種類	計測範囲	記録	台数	可搬型ダスト・よう素サンプラ	-	-	-	2台 ^{※2、※3} (予備1台)	γ線サーベイメータ	NaI(Tl)シンチレーション	0~30k _{B.G.} ^{※1}	サンプリング記録	2台 ^{※2、※3} (予備1台)	β線サーベイメータ	GM管	0~100k _{min} ^{※1}	サンプリング記録	2台 ^{※2、※3} (予備1台)	α線サーベイメータ	ZnS(Ag)シンチレーション	0~100k _{min} ^{※3}	サンプリング記録	1台 ^{※4} (予備1台)	電離箱サーベイメータ	電離箱	0.001~1000 _{mSv/h} ^{※4}	サンプリング記録	2台 ^{※3} (予備1台)	小型船舶	-	-	-	1艇 (予備1艇)	<p>1.4 放射能測定装置等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定</p> <p>1.4.1 発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の測定に使用する計測器</p> <p>重大事故等時に、放射能測定装置（可搬型ダスト・よう素サンプラ、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ、α線シンチレーションサーベイメータ及びβ線サーベイメータ）、電離箱サーベイメータ及び小型船舶を用いて、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）における空気中、水中及び土壌中の放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、測定し、その結果を記録する。</p> <p>放射能測定装置のうち可搬型ダスト・よう素サンプラ、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ及びGM汚染サーベイメータ並びに電離箱サーベイメータは、合計2台（予備1台）を保管する。放射能測定装置のうちα線シンチレーションサーベイメータ及びβ線サーベイメータは、合計1台（予備1台）を保管する。海上モニタリングのための小型船舶は合計1艇（予備1艇）を保管する。</p> <p>発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の測定に使用する設備の計測範囲等を第1.4.1-1表に、数量の考え方を第1.4.1-2表に、外観の写真を第1.4.1-1図に、保管場所及び海水・排水試料採取場所を第1.4.1-2図に示す。</p> <p>第1.4.1-1表 発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の測定に使用する計測器の計測範囲</p> <table border="1" data-bbox="1254 932 1814 1214"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>検出器の種類</th> <th>計測範囲</th> <th>警報動作範囲</th> <th>記録</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型ダスト・よう素サンプラ</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>2^{※2、※3} (予備1)</td> </tr> <tr> <td>GM汚染サーベイメータ</td> <td>GM管</td> <td>0~100k_{min}^{※1}</td> <td>-</td> <td>サンプリング記録</td> <td>2^{※2、※3} (予備1)</td> </tr> <tr> <td>NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ</td> <td>NaI(Tl)シンチレーション</td> <td>B.G.~20_{μSv/h}^{※1}</td> <td>-</td> <td>サンプリング記録</td> <td>2^{※2、※3} (予備1)</td> </tr> <tr> <td>α線シンチレーションサーベイメータ</td> <td>ZnS(Ag)シンチレーション</td> <td>0~100k_{min}^{※1}</td> <td>-</td> <td>サンプリング記録</td> <td>1^{※4} (予備1)</td> </tr> <tr> <td>β線サーベイメータ</td> <td>プラスチックシンチレーション</td> <td>0~100k_{min}^{※1}</td> <td>-</td> <td>サンプリング記録</td> <td>1^{※4} (予備1)</td> </tr> <tr> <td>電離箱サーベイメータ</td> <td>電離箱</td> <td>1.0_{μSv/h}~300_{mSv/h}^{※4}</td> <td>-</td> <td>サンプリング記録</td> <td>2^{※3} (予備1)</td> </tr> <tr> <td>小型船舶</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1 (予備1)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値を満たす設計とする。 ※2 「1.3.2 放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定」と共用。 ※3 緊急時対策所に2台（予備1台）保管する。 ※4 緊急時対策所に1台（予備1台）保管する。</p>	名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	記録	数量	可搬型ダスト・よう素サンプラ	-	-	-	-	2 ^{※2、※3} (予備1)	GM汚染サーベイメータ	GM管	0~100k _{min} ^{※1}	-	サンプリング記録	2 ^{※2、※3} (予備1)	NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ	NaI(Tl)シンチレーション	B.G.~20 _{μSv/h} ^{※1}	-	サンプリング記録	2 ^{※2、※3} (予備1)	α線シンチレーションサーベイメータ	ZnS(Ag)シンチレーション	0~100k _{min} ^{※1}	-	サンプリング記録	1 ^{※4} (予備1)	β線サーベイメータ	プラスチックシンチレーション	0~100k _{min} ^{※1}	-	サンプリング記録	1 ^{※4} (予備1)	電離箱サーベイメータ	電離箱	1.0 _{μSv/h} ~300 _{mSv/h} ^{※4}	-	サンプリング記録	2 ^{※3} (予備1)	小型船舶	-	-	-	-	1 (予備1)	<p>【大飯】 女川実績の反映</p> <p>【女川】 記載方針の相違 ・泊は数量の考え方を明確化している</p>
名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	記録	台数																																																																																																																																	
可搬型ダストサンプラ	-	-	-	-	2 (予備1)																																																																																																																																	
汚染サーベイメータ	プラスチックシンチレーション式検出器	0~300kmin ⁻¹	-	サンプリング記録	2 (予備1)																																																																																																																																	
NaIシンチレーションサーベイメータ	NaI(Tl)シンチレーション式検出器	B.G.~30pGy/h	-	サンプリング記録	2 (予備1)																																																																																																																																	
ZnSシンチレーションサーベイメータ	ZnS(Ag)シンチレーション式検出器	0~99.9kmin ⁻¹	-	サンプリング記録	1 (予備1)																																																																																																																																	
β線サーベイメータ	プラスチックシンチレーション式検出器	0~300kmin ⁻¹	-	サンプリング記録	1 (予備1)																																																																																																																																	
電離箱サーベイメータ	電離箱式検出器	1.0pSv/h~300mSv/h	-	サンプリング記録	2 (予備1)																																																																																																																																	
小型船舶	-	-	-	-	1 (予備1)																																																																																																																																	
名称	検出器の種類	計測範囲	記録	台数																																																																																																																																		
可搬型ダスト・よう素サンプラ	-	-	-	2台 ^{※2、※3} (予備1台)																																																																																																																																		
γ線サーベイメータ	NaI(Tl)シンチレーション	0~30k _{B.G.} ^{※1}	サンプリング記録	2台 ^{※2、※3} (予備1台)																																																																																																																																		
β線サーベイメータ	GM管	0~100k _{min} ^{※1}	サンプリング記録	2台 ^{※2、※3} (予備1台)																																																																																																																																		
α線サーベイメータ	ZnS(Ag)シンチレーション	0~100k _{min} ^{※3}	サンプリング記録	1台 ^{※4} (予備1台)																																																																																																																																		
電離箱サーベイメータ	電離箱	0.001~1000 _{mSv/h} ^{※4}	サンプリング記録	2台 ^{※3} (予備1台)																																																																																																																																		
小型船舶	-	-	-	1艇 (予備1艇)																																																																																																																																		
名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	記録	数量																																																																																																																																	
可搬型ダスト・よう素サンプラ	-	-	-	-	2 ^{※2、※3} (予備1)																																																																																																																																	
GM汚染サーベイメータ	GM管	0~100k _{min} ^{※1}	-	サンプリング記録	2 ^{※2、※3} (予備1)																																																																																																																																	
NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ	NaI(Tl)シンチレーション	B.G.~20 _{μSv/h} ^{※1}	-	サンプリング記録	2 ^{※2、※3} (予備1)																																																																																																																																	
α線シンチレーションサーベイメータ	ZnS(Ag)シンチレーション	0~100k _{min} ^{※1}	-	サンプリング記録	1 ^{※4} (予備1)																																																																																																																																	
β線サーベイメータ	プラスチックシンチレーション	0~100k _{min} ^{※1}	-	サンプリング記録	1 ^{※4} (予備1)																																																																																																																																	
電離箱サーベイメータ	電離箱	1.0 _{μSv/h} ~300 _{mSv/h} ^{※4}	-	サンプリング記録	2 ^{※3} (予備1)																																																																																																																																	
小型船舶	-	-	-	-	1 (予備1)																																																																																																																																	

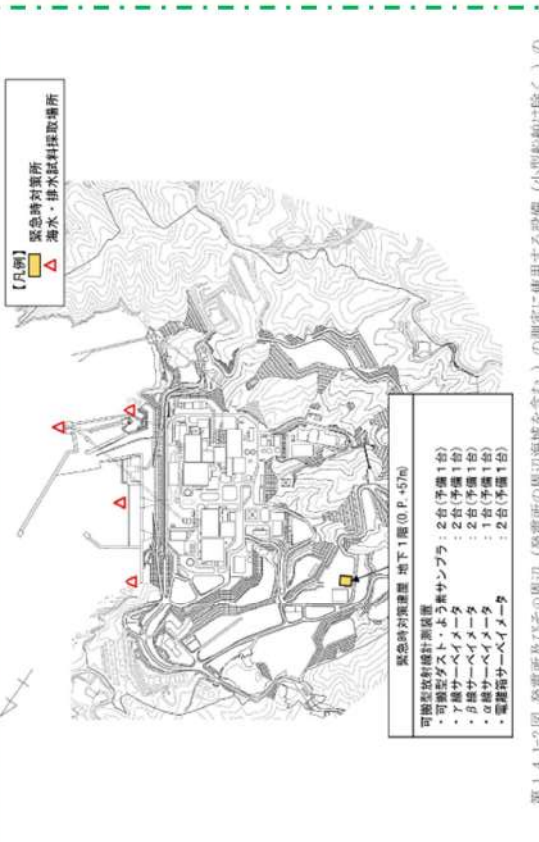
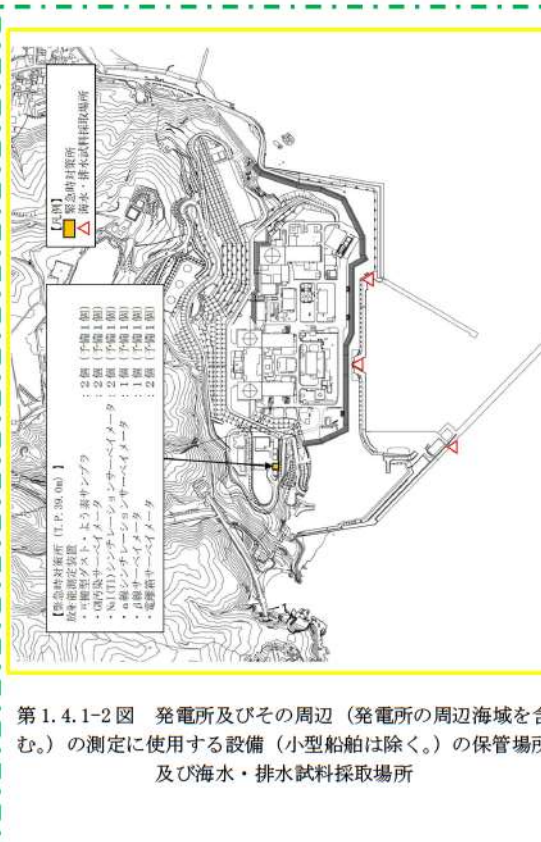
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																												
	<p>【比較のため、本ページ女川欄は3.4を掲載】</p> <p>3.4 可搬型放射線計測装置等の数量の考え方 可搬型放射線計測装置等の数量の考え方を以下に示す。</p> <table border="1" data-bbox="674 331 1218 699"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>考え方</th> <th>保管場所</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型ダスト・よう素サンブラ</td> <td>陸上での試料採取と海上モニタリングでの試料採取を同時に実施できる数量（合計2台+予備1台）</td> <td>緊急時対策棟屋</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>γ線サーベイメータ</td> <td>陸上での試料採取と海上モニタリングでの試料採取を同時に測定できる数量（合計2台+予備1台）</td> <td>緊急時対策棟屋</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>β線サーベイメータ</td> <td>陸上での試料採取と海上モニタリングでの試料採取を同時に測定できる数量（合計2台+予備1台）</td> <td>緊急時対策棟屋</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>α線サーベイメータ</td> <td>陸上での試料採取を迅速に測定できる数量（1台+予備1台）</td> <td>緊急時対策棟屋</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>電離箱サーベイメータ</td> <td>陸上と海上モニタリングで放射線量を同時に実施できる数量（合計2台+予備1台）</td> <td>緊急時対策棟屋</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>小型船舶</td> <td>海上モニタリングが実施できる数量（1艇+予備1艇）</td> <td>第1保管エリア、第4保管エリア</td> <td>2艇</td> </tr> </tbody> </table>	名称	考え方	保管場所	台数	可搬型ダスト・よう素サンブラ	陸上での試料採取と海上モニタリングでの試料採取を同時に実施できる数量（合計2台+予備1台）	緊急時対策棟屋	3台	γ線サーベイメータ	陸上での試料採取と海上モニタリングでの試料採取を同時に測定できる数量（合計2台+予備1台）	緊急時対策棟屋	3台	β線サーベイメータ	陸上での試料採取と海上モニタリングでの試料採取を同時に測定できる数量（合計2台+予備1台）	緊急時対策棟屋	3台	α線サーベイメータ	陸上での試料採取を迅速に測定できる数量（1台+予備1台）	緊急時対策棟屋	2台	電離箱サーベイメータ	陸上と海上モニタリングで放射線量を同時に実施できる数量（合計2台+予備1台）	緊急時対策棟屋	3台	小型船舶	海上モニタリングが実施できる数量（1艇+予備1艇）	第1保管エリア、第4保管エリア	2艇	<p>第1.4.1-2表 放射能測定装置の数量の考え方</p> <table border="1" data-bbox="1256 260 1814 770"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>考え方</th> <th>保管場所</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型ダスト・よう素サンブラ</td> <td>陸上でのダスト採取と海上モニタリングでのダスト採取を同時に実施できる数量（合計2台+予備1台）</td> <td>1箇所 （緊急時対策所）</td> <td>2 （予備1）</td> </tr> <tr> <td>GM汚染サーベイメータ</td> <td>陸上での採取試料と海上モニタリングでの採取試料を迅速に測定できる数量（合計2台+予備1台）</td> <td>1箇所 （緊急時対策所）</td> <td>2 （予備1）</td> </tr> <tr> <td>NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ</td> <td>陸上での採取試料と海上モニタリングでの採取試料を迅速に測定できる数量（合計2台+予備1台）</td> <td>1箇所 （緊急時対策所）</td> <td>2 （予備1）</td> </tr> <tr> <td>α線シンチレーションサーベイメータ</td> <td>陸上での採取試料を迅速に測定できる数量（合計1台+予備1台）</td> <td>1箇所 （緊急時対策所）</td> <td>1 （予備1）</td> </tr> <tr> <td>β線サーベイメータ</td> <td>陸上での採取試料を迅速に測定できる数量（合計1台+予備1台）</td> <td>1箇所 （緊急時対策所）</td> <td>1 （予備1）</td> </tr> <tr> <td>電離箱サーベイメータ</td> <td>陸上と海上で放射線量を同時に実施できる数量（合計2台+予備1台）</td> <td>1箇所 （緊急時対策所）</td> <td>2 （予備1）</td> </tr> <tr> <td>小型船舶</td> <td>海上モニタリングが実施できる数量（合計1台+予備1台）</td> <td>2箇所 （T.P31m）</td> <td>1 （予備1）</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; color: green;">! 重大事故等対処設備</p>	名称	考え方	保管場所	数量	可搬型ダスト・よう素サンブラ	陸上でのダスト採取と海上モニタリングでのダスト採取を同時に実施できる数量（合計2台+予備1台）	1箇所 （緊急時対策所）	2 （予備1）	GM汚染サーベイメータ	陸上での採取試料と海上モニタリングでの採取試料を迅速に測定できる数量（合計2台+予備1台）	1箇所 （緊急時対策所）	2 （予備1）	NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ	陸上での採取試料と海上モニタリングでの採取試料を迅速に測定できる数量（合計2台+予備1台）	1箇所 （緊急時対策所）	2 （予備1）	α線シンチレーションサーベイメータ	陸上での採取試料を迅速に測定できる数量（合計1台+予備1台）	1箇所 （緊急時対策所）	1 （予備1）	β線サーベイメータ	陸上での採取試料を迅速に測定できる数量（合計1台+予備1台）	1箇所 （緊急時対策所）	1 （予備1）	電離箱サーベイメータ	陸上と海上で放射線量を同時に実施できる数量（合計2台+予備1台）	1箇所 （緊急時対策所）	2 （予備1）	小型船舶	海上モニタリングが実施できる数量（合計1台+予備1台）	2箇所 （T.P31m）	1 （予備1）	
名称	考え方	保管場所	台数																																																												
可搬型ダスト・よう素サンブラ	陸上での試料採取と海上モニタリングでの試料採取を同時に実施できる数量（合計2台+予備1台）	緊急時対策棟屋	3台																																																												
γ線サーベイメータ	陸上での試料採取と海上モニタリングでの試料採取を同時に測定できる数量（合計2台+予備1台）	緊急時対策棟屋	3台																																																												
β線サーベイメータ	陸上での試料採取と海上モニタリングでの試料採取を同時に測定できる数量（合計2台+予備1台）	緊急時対策棟屋	3台																																																												
α線サーベイメータ	陸上での試料採取を迅速に測定できる数量（1台+予備1台）	緊急時対策棟屋	2台																																																												
電離箱サーベイメータ	陸上と海上モニタリングで放射線量を同時に実施できる数量（合計2台+予備1台）	緊急時対策棟屋	3台																																																												
小型船舶	海上モニタリングが実施できる数量（1艇+予備1艇）	第1保管エリア、第4保管エリア	2艇																																																												
名称	考え方	保管場所	数量																																																												
可搬型ダスト・よう素サンブラ	陸上でのダスト採取と海上モニタリングでのダスト採取を同時に実施できる数量（合計2台+予備1台）	1箇所 （緊急時対策所）	2 （予備1）																																																												
GM汚染サーベイメータ	陸上での採取試料と海上モニタリングでの採取試料を迅速に測定できる数量（合計2台+予備1台）	1箇所 （緊急時対策所）	2 （予備1）																																																												
NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ	陸上での採取試料と海上モニタリングでの採取試料を迅速に測定できる数量（合計2台+予備1台）	1箇所 （緊急時対策所）	2 （予備1）																																																												
α線シンチレーションサーベイメータ	陸上での採取試料を迅速に測定できる数量（合計1台+予備1台）	1箇所 （緊急時対策所）	1 （予備1）																																																												
β線サーベイメータ	陸上での採取試料を迅速に測定できる数量（合計1台+予備1台）	1箇所 （緊急時対策所）	1 （予備1）																																																												
電離箱サーベイメータ	陸上と海上で放射線量を同時に実施できる数量（合計2台+予備1台）	1箇所 （緊急時対策所）	2 （予備1）																																																												
小型船舶	海上モニタリングが実施できる数量（合計1台+予備1台）	2箇所 （T.P31m）	1 （予備1）																																																												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>可搬式ダストサンプラ</p> <p>汚染サーベイメータ</p> <p>β線サーベイメータ</p> <p>電離箱サーベイメータ</p> <p>NaIシンチレーションサーベイメータ</p> <p>ZnSシンチレーションサーベイメータ</p> <p>小型船舶</p> <p>(可搬型放射線計測装置等の写真)</p>	 <p>(可搬型ダスト・よう素サンプラのイメージ)</p> <p>(γ線サーベイメータのイメージ)</p> <p>(β線サーベイメータのイメージ)</p> <p>(α線サーベイメータのイメージ)</p> <p>(電離箱サーベイメータのイメージ)</p> <p>(小型船舶のイメージ)</p> <p>第1.4.1-1図 発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の測定に使用する設備の写真</p> <p>! : 重大事故等対処設備</p>	 <p>可搬型ダスト・よう素サンプラ</p> <p>(NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ)</p> <p>(GM汚染サーベイメータ)</p> <p>(α線シンチレーションサーベイメータ)</p> <p>(β線サーベイメータ)</p> <p>(電離箱サーベイメータ)</p> <p>(小型船舶)</p> <p>第1.4.1-1図 発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の測定に使用する設備の写真</p> <p>! : 重大事故等対処設備</p>	<p>相違理由</p>

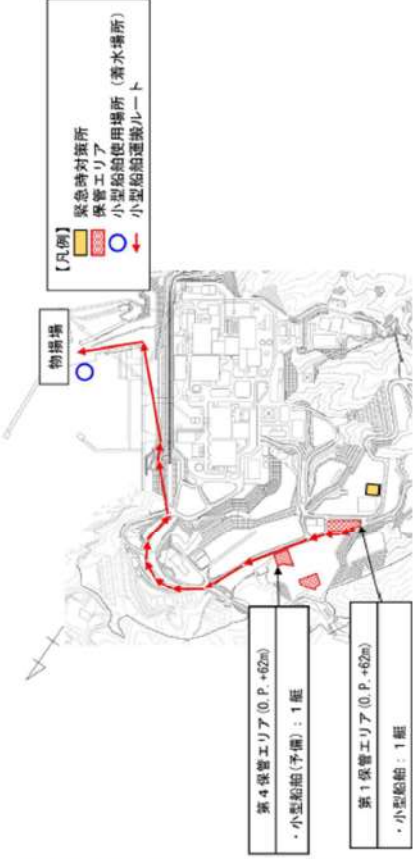

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

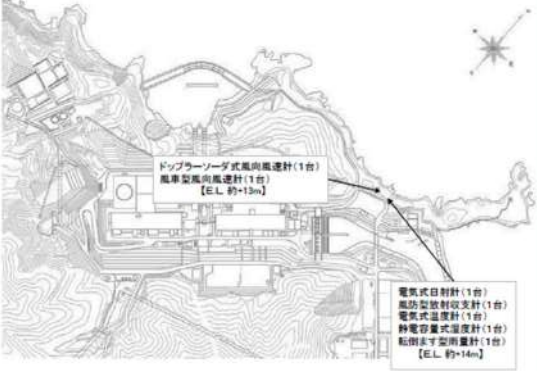
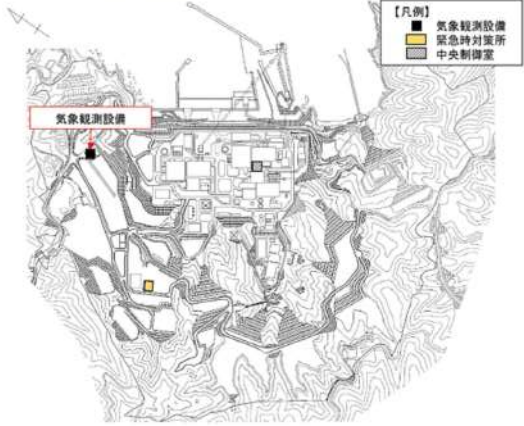
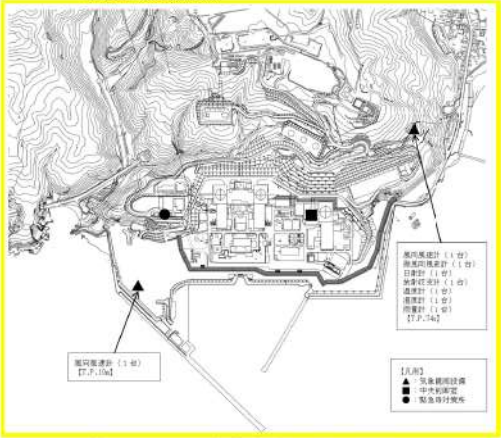
大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>【凡例】緊急時対策所 ▲ 海水・排水試料採取場所</p> <p>緊急時対策建屋 地下1層(0.P.+57m)</p> <p>可搬放射線計測装置 ・可搬型γ線計測器 : 2台(中層1台) ・γ線サーベイメータ : 2台(中層1台) ・β線サーベイメータ : 2台(中層1台) ・α線サーベイメータ : 1台(中層1台) ・電線掃査サーベイメータ : 2台(中層1台)</p> <p>第1.4.1-2図 発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の測定に使用する設備（小型船舶は除く。）の保管場所及び海水・排水試料採取場所</p> <p>：重大事故等対処設備</p>	 <p>【凡例】緊急時対策所 ▲ 海水・排水試料採取場所</p> <p>【緊急時対策所】 ・緊急時対策所 : 2棟(中層1棟) ・緊急時対策所 : 2棟(中層1棟) ・緊急時対策所 : 1棟(中層1棟) ・緊急時対策所 : 2棟(中層1棟)</p> <p>【緊急時対策所】(T.P.30.0m) ・緊急時対策所 : 2棟(中層1棟) ・緊急時対策所 : 2棟(中層1棟) ・緊急時対策所 : 1棟(中層1棟) ・緊急時対策所 : 2棟(中層1棟)</p> <p>第1.4.1-2図 発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の測定に使用する設備（小型船舶は除く。）の保管場所及び海水・排水試料採取場所</p> <p>：重大事故等対処設備</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>1.4.2 小型船舶による海上モニタリング</p> <p>重大事故等時、発電所の周辺海域へ気体状又は液体状の放射性物質が放出された場合、小型船舶により、周辺海域の放射線量を電離箱サーベイメータで測定し、その結果を記録するとともに、空気中の放射性物質及び海水のサンプリングを行う。サンプリングした試料については、γ線サーベイメータ、β線サーベイメータ及びα線サーベイメータで測定し、その結果を記録する。なお、海洋の状況等が安全上の問題がないと判断できた場合に海上モニタリングを行う。</p> <p>小型船舶の保管場所及び運搬ルートを第1.4.2図に示す。</p> <p>a. 艇数：1艇（予備1艇）</p> <p>b. 定員：5名</p> <p>c. モニタリング時に持ち込む主な資機材</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電離箱サーベイメータ：1台 ・可搬型ダスト・よう素サンプラ：1台 ・採取用資機材（容器等）：1式 <p>d. 保管場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1保管エリア：1艇（O.P.+62m） ・第4保管エリア：1艇（O.P.+62m） <p>e. 運搬方法</p> <p>車両にてボートトレーラーを牽引、又は運搬車両にて物揚場まで運搬する。</p> <p style="text-align: right;">: 重大事故等対処設備</p>	<p>1.4.2 小型船舶による海上モニタリング</p> <p>重大事故等時、発電所の周辺海域へ気体状又は液体状の放射性物質が放出された場合、小型船舶により、周辺海域の放射線量を電離箱サーベイメータで測定し、その結果を記録するとともに、空気中の放射性物質及び海水のサンプリングを行う。サンプリングした試料については、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ、α線シンチレーションサーベイメータ及びβ線サーベイメータで測定し、その結果を記録する。なお、海洋の状況等が安全上の問題がないと判断できた場合に海上モニタリングを行う。</p> <p>小型船舶の保管場所及び運搬ルートを第1.4.2図に示す。</p> <p>a. 艇数：1艇（予備1艇）</p> <p>b. 定員：5名</p> <p>c. モニタリング時に持ち込む主な資機材</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電離箱サーベイメータ：1台 ・可搬型ダスト・よう素サンプラ：1台 ・海水採取用機材（容器等）：1式 <p>d. 保管場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1号機西側31mエリア：1台 ・2号機東側31mエリア（b）：1台 <p>e. 運搬方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専用積載車輛にて専用港岸壁まで運搬する。 <p style="text-align: right;">: 重大事故等対処設備</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第1.4.2図 小型船舶の保管場所及び運搬ルート</p> <p>：重大事故等対処設備</p>	 <p>第1.4.2図 小型船舶の保管場所及び運搬ルート</p> <p>1.4.3 土壤モニタリング 発電所敷地内の土壌を採取し、β線サーベイメータによりベータ線を放出する放射性物質の濃度を測定する。また、必要に応じてγ線サーベイメータによりガンマ線、α線サーベイメータによりアルファ線を測定する。</p> <p>：重大事故等対処設備</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川・大飯】 ・泊は土壤モニタリングについて記載。</p>

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 気象観測設備について</p> <p>3.1 気象観測設備</p> <p>気象観測設備は、放射性気体廃棄物の放出管理、発電所周辺の一般公衆の被ばく線量評価及び一般気象データ収集のために、風向、風速、日射量、放射収支量、雨量、温度及び湿度を測定、記録する。</p> <p>気象観測設備の配置図を図3-1、測定項目等を表3-1に示す。</p>  <p>図3-1 気象観測設備の配置図</p>	<p>2. 気象観測設備について</p> <p>2.1 気象観測設備</p> <p>気象観測設備は、放射性気体廃棄物の放出管理及び発電所周辺の一般公衆の被ばく線量評価並びに一般気象データ収集のために、風向、風速、日射量、放射収支量、降水量、温度等を測定し、測定した風向、風速及び大気安定度^{※1}データは、中央制御室及び緊急時対策所に表示し、監視を行うことができる設計とする。</p> <p>また、そのデータを記録し、保存することができる設計とする。</p> <p>気象観測設備の各測定器は周囲の建造物の影響のない位置^{※2}に配置する設計とする。</p> <p>気象観測設備の配置図を第2.1-1図に、測定項目等を第2.1表に示す。また、気象観測設備のデータ伝送系については、第2.1-2図に示すとおりとする。</p> <p>※1 風速、日射量及び放射収支量より求める。 ※2 「露場から建物までの距離は建物の高さから1.5mを引いた値の3倍以上、または露場から10m以上。」「露場中央部における地上1.5mの高さから周囲の建物に対する平均仰角は18度以下。」「(地上気象観測指針(2002 気象庁))</p>  <p>第2.1-1図 気象観測設備の配置図</p>	<p>2. 気象観測設備について</p> <p>2.1 気象観測設備</p> <p>気象観測設備は、放射性気体廃棄物の放出管理及び発電所周辺の一般公衆の被ばく線量評価並びに一般気象データ収集のために、風向、風速、日射量、放射収支量、雨量、温度等を測定し、測定した風向、風速及び大気安定度^{※1}データは、中央制御室及び緊急時対策所に表示し、監視を行うことができる設計とする。</p> <p>また、そのデータを記録し、保存することができる設計とする。</p> <p>気象観測設備の各測定器は周囲の建造物の影響のない位置^{※2}に配置する設計とする。</p> <p>気象観測設備の配置図を第2.1-1図に、測定項目等を第2.1表に示す。また、気象観測設備のデータ伝送系については、第2.1-2図に示すとおりとする。</p> <p>※1 風速、日射量及び放射収支量より求める。 ※2 「露場から建物までの距離は建物の高さから1.5mを引いた値の3倍以上、または露場から10m以上。」「露場中央部における地上1.5mの高さから周囲の建物に対する平均仰角は18度以下。」「(地上気象観測指針(2002 気象庁))</p>  <p>第2.1-1図 気象観測設備の配置図</p>	
<p>DB</p>	<p>設計基準対象施設</p>	<p>設計基準対象施設</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉

表3-1 気象観測設備の測定項目等

気象観測設備	
	
(恒設の気象観測設備の写真)	
台数：1 (測定項目) 風向 [※] 、風速 [※] 、日射量 [※] 放射収支量 [※] 、雨量 温度、湿度	(記録) 有線にて中央制御室へ伝送し記録。 また、緊急時対策所の緊急時運転パラメータ伝送システム(S.P.D.S)表示装置にて監視可能。

※「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針（原子力安全委員会決定 昭和57年1月）」に基づく測定項目

DB

女川原子力発電所2号炉

第2.1表 気象観測設備の測定項目等

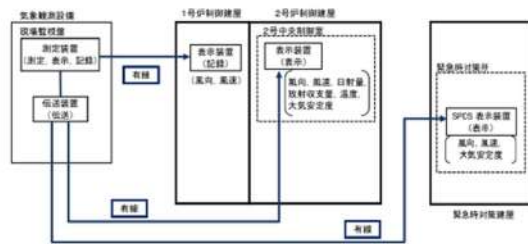
気象観測設備		
風向風速計 (ドップラーソーダ) 	日射計・放射収支計 	雨雪量計 
測定位置：標高175m		
風向風速計(露場) 	温度計 	湿度計 
測定位置：地上高10m		

<測定項目>
 風向^{※1}、風速^{※1}、日射量^{※1}、放射収支量^{※1}、降水量、温度、湿度

<台数>
 各1台

<記録>
 全測定項目を現場監視室にて記録。また、風向、風速は有線系回線により1号中央制御室でも記録。風向、風速、日射量、放射収支量、温度及び大気安定度^{※2}を2号中央制御室で表示。
 また、緊急時対策所に対しては有線系回線により、安全パラメータ表示システム(S.P.D.S)表示装置にて、風向、風速及び大気安定度^{※2}を監視可能。

※1：「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に基づく測定項目
 ※2：風速、日射量及び放射収支量より求める。



第2.1-2図 気象観測設備の伝送概略図

設計基準対象施設

泊発電所3号炉

第2.1表 気象観測設備の測定項目

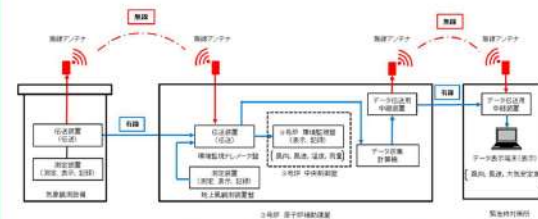
気象観測設備		
風向風速計 測定位置：標高84m 	(日射計・放射収支計) 	(温度計・湿度計) 
風向風速計 測定位置：地上高10m 	(露場風速計) 測定位置：標高84m 	(雨量計) 

<測定項目>
 風向^{※1}、風速^{※1}、日射量^{※1}、放射収支量^{※1}、雨量、温度、湿度

<台数>
 各1台

<記録>
 全測定項目を現場監視室にて記録。
 有線系回線及び無線系回線にて風向、風速、温度及び雨量を中央制御室へ伝送し記録。
 また、緊急時対策所に対しては有線系回線及び無線系回線により、緊急時運転パラメータ伝送システム(S.P.D.S)表示装置にて、風向、風速及び大気安定度^{※2}を監視可能。

※1：「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針（原子力安全委員会決定 昭和57年1月）」に基づく測定項目
 ※2：風速、日射量及び放射収支量より求める。



第2.1-2図 気象観測設備の伝送概略図

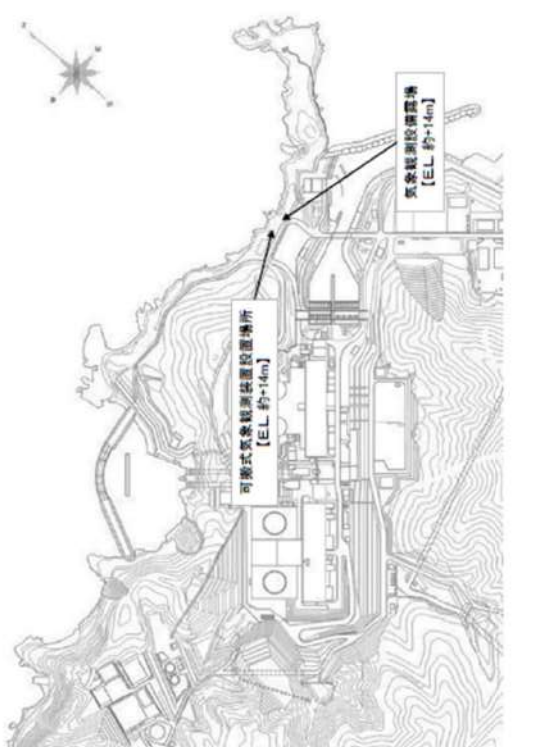
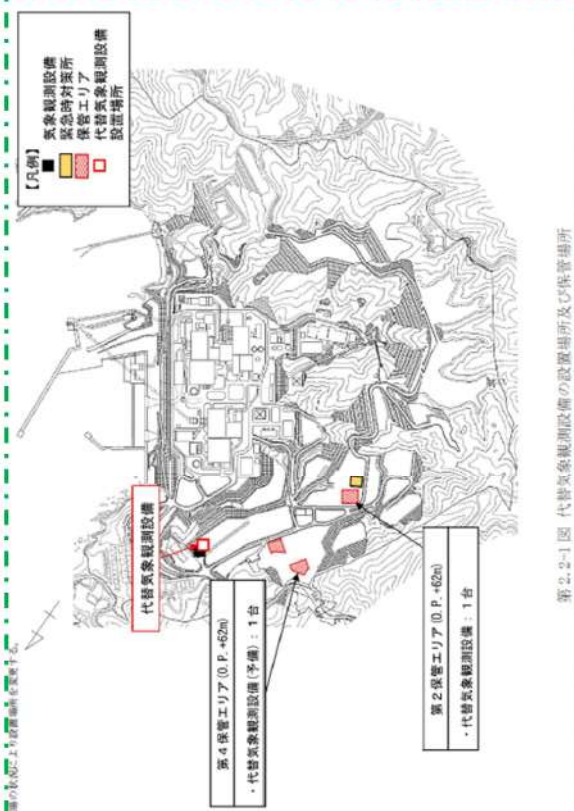
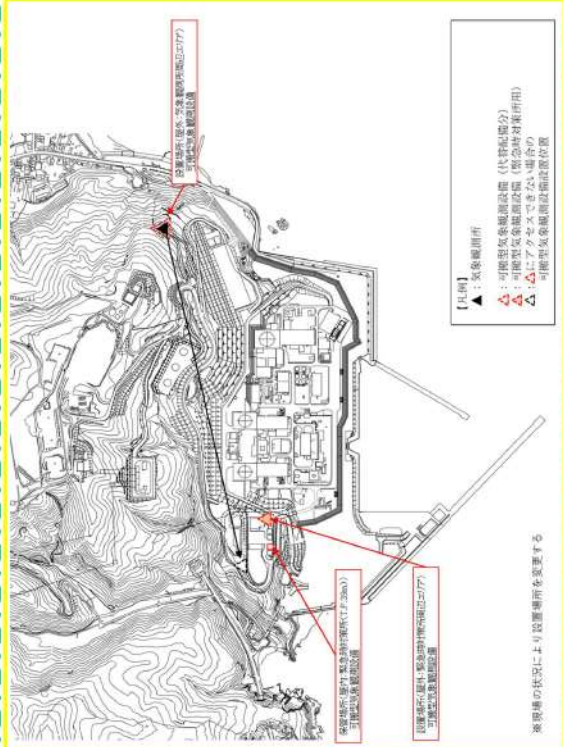
設計基準対象施設

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）


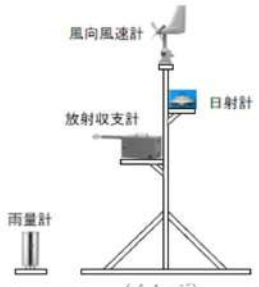

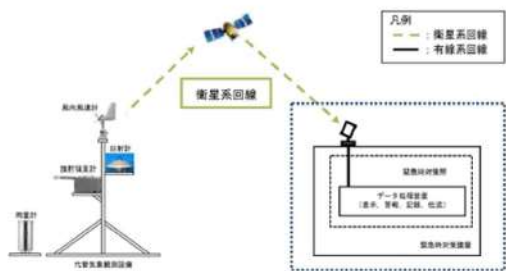
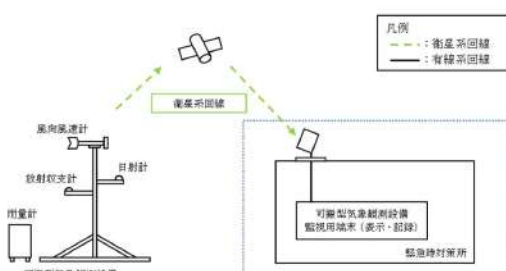
第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3.2 可搬式気象観測装置</p> <p>気象観測設備が機能喪失した際、可搬式気象観測装置を使用して風向、風速、日射量、放射収支量、雨量、温度及び湿度を測定、記録する。設置場所は、以下の理由より、恒設の気象観測設備露場近傍とする。</p> <p>① グラウンドレベルが恒設の気象観測設備露場と同じ。 ② 設置場所周辺の建物や樹木の影響が少ない。 ③ 事故時に放射性物質が放出された際に緊急時対策所付近の風向・風速を把握できる。</p> <p>可搬式気象観測装置の配置図を図3-2、測定項目等を表3-2に示す。</p> <p>可搬式気象観測装置の電源は、バッテリーを使用し約1.5日間連続稼働できる設計としており、バッテリーを交換することにより継続して計測できる。また、測定データは、可搬式気象観測装置の電子メモリに電磁的に記録するとともに、無線により、緊急時対策所に伝送することができる。</p> <p>なお、移動式放射能測定装置（モニタ車）に搭載している風向、風速計にて、風向、風速を測定することも可能である。</p>	<p>2.2 代替気象観測設備</p> <p>重大事故等時、気象観測設備が機能喪失した際に代替できるように代替気象観測設備を気象観測設備近傍に設置する。</p> <p>代替気象観測設備は、合計1台（予備1台）を保管する。 代替気象観測設備の設置場所及び保管場所を第2.2-1図、測定項目等を第2.2表、伝送概略図を第2.2-2図に示す。</p> <p style="text-align: center;">: 重大事故等対処設備</p>	<p>2.2 可搬型気象観測設備</p> <p>重大事故等時、気象観測設備が機能喪失した際に代替できるように可搬型気象観測設備を設置して、風向、風速、日射量、放射収支量、雨量を測定、記録する。設置場所は、以下の理由により、恒設の気象観測所及び緊急時対策所とする。</p> <p>(1) 気象観測所</p> <p>①グラウンドレベルが恒設の気象観測設備と同じ。 ②配置位置周辺の建物や樹木の影響が少ない。 ③事故時に放射性物質が放出された際に敷地を代表する付近の風向、風速を把握できる。</p> <p>ただし、気象観測所に設置できない場合は、アクセスルート付近であり周辺の建物や樹木の影響が少ない51m倉庫・車庫エリア付近に設置する。</p> <p>(2) 緊急時対策所</p> <p>①事故時に放射性物質が放出された際に緊急時対策所付近の風向、風速等を把握できる。</p> <p>可搬型気象観測設備は、合計2台（予備1台）を保管する。 可搬型気象観測設備の設置位置及び保管場所を第2.2-1図、測定項目等を第2.2表、伝送概略図を第2.2-2図に示す。</p> <p>可搬型気象観測設備の電源は、バッテリーを使用し約3.5日間連続稼働できる設計としており、バッテリーを交換することにより継続して計測できる。また、測定データは、可搬型気象観測設備の電子メモリに電磁的に記録するとともに、衛星系回線により、緊急時対策所に伝送することができる。</p> <p>なお、放射能観測車に搭載している風向風速計にて、風向及び風速を測定することも可能である。</p> <p style="text-align: center;">: 重大事故等対処設備</p>	<p>【女川】記載方針の相違 ・泊は大飯の記載内容も含め記載。 【大飯】設計の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・泊は大飯の記載内容も含め記載。</p> <p>【女川、大飯】運用の相違 ・泊では気象観測所はアクセスルート上にないことを考慮して気象観測所に設置できない場合の運用を記載した。</p> <p>【女川・大飯】運用の相違 ・泊発電所では緊急時対策所付近の風向、風速等を把握するため複数の設置場所を設定している。</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・泊は大飯の記載内容も含め記載。 【大飯】設計の相違 ・バッテリーの連続稼働期間が異なるが、バッテリー交換により必要期間確保する方針は同様である。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図3-2 可搬式気象観測装置の配置場所</p>  <p>：重大事故等対処設備</p>	<p>第2.2-1 図 代替気象観測設備の設置場所及び保管場所</p>  <p>：重大事故等対処設備</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>表3-2 可搬式気象観測装置の測定項目等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>可搬式気象観測装置</p>  <p>(可搬式気象観測装置の写真)</p> <p>個数：1（予備1）</p> <p>(測定項目) 風向^青、風速^青、日射量^青、放射収支量^青、雨量、温度及び湿度 (記録) 電子メモリにて記録。 また、計測データは緊急時対策所へ無線により伝送可能。</p> </div> <p>※「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針（原子力安全委員会決定 昭和57年1月）」に基づく測定項目</p>	<p>第2.2表 代替気象観測設備の測定項目等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>代替気象観測設備</p>  <p>(イメージ)</p> <p><測定項目> 風向^青、風速^青、日射量^青、放射収支量^青、降水量</p> <p><台数> 1台（予備1台）</p> <p><電源> 外部バッテリー（5個）により、24時間以上の供給可能。 24時間後からは、外部バッテリー予備（5個）と交換することにより継続して計測可能。外部バッテリーは1個あたり約12時間で充電可能。</p> <p><記録> 本体の電子メモリに記録。</p> <p><伝送> 衛星系回線により、緊急時対策所へ伝送。</p> <p><重量> 合計：約515kg 本体：約300kg 外部バッテリー：約215kg（約43kg/個×5個）</p> </div> <p>※「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に基づく測定項目</p>	<p>第2.2表 可搬型気象観測設備の測定項目等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>可搬型気象観測設備</p>  <p>(可搬型気象観測設備の写真)</p> <p>台数：2（予備1）</p> <p>(測定項目) 風向^青、風速^青、日射量^青、放射収支量^青、雨量</p> <p>(電源) 外部バッテリーにより3.5日間の供給可能。 外部バッテリーを予備と交換することにより継続して計測可能。 外部バッテリーは約4時間で充電可能。</p> <p>(記録) 本体の電子メモリに記録。</p> <p>(伝送) 衛星系回線により緊急時対策所へ伝送。</p> <p>(重量) 合計：約50kg 本体：約44kg 外部バッテリー：約6kg</p> </div> <p>※「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針（原子力安全委員会決定 昭和57年1月）」に基づく測定項目</p>	<p>相違理由</p>
	<p>第2.2-2図 代替気象観測設備の伝送概略図</p>  <p>凡例 ---：衛星系回線 ---：有線系回線</p> <p>緊急時対策建屋上に常設するアンテナ、緊急時対策所に常設するデータ処理装置等は耐震性を有する設計とする。</p> <p style="color: green;">■：重大事故等対処設備</p>	<p>第2.2-2図 可搬型気象観測設備の伝送概略図</p>  <p>凡例 ---：衛星系回線 ---：有線系回線</p> <p>緊急時対策所に常設するアンテナ、緊急時対策所に常設する可搬型気象観測設備監視用端末は耐震性を有する設計とする。</p> <p style="color: green;">■：重大事故等対処設備</p>	

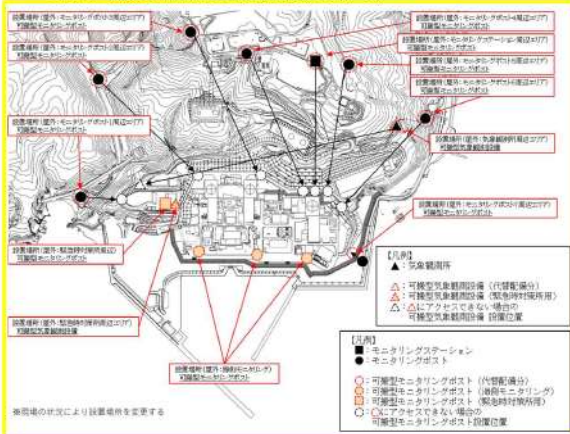
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>3. 緊急時モニタリングの実施について</p> <p>3.1 陸域・海域モニタリング</p> <p>泊発電所では、陸域・海域モニタリングを以下の体制（放管班4名：2名×2班）で行う（第3.1表参照）。</p> <p>(1) モニタリングの準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警戒事態が発生し、原子力災害対策本部を設置した後、事象の進展に伴う放射線量の変化を的確に把握するため、発電所対策本部長の指示により、モニタリングポスト及びモニタリングステーションの測定データを確認するとともにモニタリングの準備を開始する。 <p>(2) 放射線量及び放射性物質濃度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングポスト及びモニタリングステーションが機能喪失した場合、可搬型モニタリングポストを配備し、放射線量監視を行う。 ・原災法該当事象の発生後（以下「緊急時モニタリング開始判断後」という。）は、以下のモニタリングを実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ★放射線量の変化の把握、ブルームの発生・通過等を確認するため、可搬型モニタリングポストを発電所海側及び緊急時対策所付近に配備し、放射線量監視を行う。 ★放射能観測車は、発電所構内を巡回し、発電所構内の放射線量及び放射性物質濃度を監視する。 <p>(3) 気象観測</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象観測設備（風向・風速・日射量・放射収支量・雨量）が機能喪失した場合、可搬型気象観測設備を配備し気象観測を行う。 ・緊急時モニタリング開始判断後は、ブルーム通過方向を把握するため、可搬型気象観測設備を緊急時対策所付近に配備し、気象観測を行う。 	<p>【女川・大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊では3.にて緊急時モニタリングの実施について記載を行っている。女川、大飯ではこれらの一部が後段で整理されているため、各社の該当ページに泊の記載を再掲し、比較している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）


大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																			
		<p>(4) 水中の放射性物質の濃度の測定</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等時に発電用原子炉施設から液体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合において発電所及びその周辺の水中の放射性物質の濃度の測定が必要と判断した場合に、放射能測定装置により水中の放射性物質濃度の測定を行う。 <p>第3.1表 陸域・海域モニタリング</p> <table border="1" data-bbox="1249 355 1812 533"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>開始時期</th> <th>実施者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型モニタリングポストの設置</td> <td>・モニタリングポスト、モニタリングステーションの機能喪失時 ・緊急時モニタリング開始判断後</td> <td rowspan="2">放管班員2名</td> </tr> <tr> <td>可搬型気象観測設備の設置</td> <td>・気象観測設備の機能喪失時 ・緊急時モニタリング開始判断後</td> </tr> <tr> <td>放射能観測車による監視</td> <td>・緊急時モニタリング開始判断後</td> <td rowspan="2">放管班員2名</td> </tr> <tr> <td>海水サンプリング</td> <td>・緊急時モニタリング開始判断後</td> </tr> </tbody> </table> <p>3.2 海上モニタリング</p> <p>重大事故等時に発電用原子炉施設から放射性物質が放出された場合において発電所の周辺海域での海上モニタリングが必要と判断した場合、小型船舶で周辺海域を移動し、空気中及び水中の放射性物質の濃度及び放射線量の測定を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 海水サンプリング 電離箱サーベイメータによる線量測定 可搬型ダスト・よう素サンブラによる空気中の放射性物質の採取 <p>なお、使用する小型船舶は予備を含め2艇用意し、構内高台のそれぞれ別な場所に保管する。</p> <p>第3.2表 海上モニタリング</p> <table border="1" data-bbox="1249 986 1812 1091"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>開始時期</th> <th>実施者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海上モニタリング</td> <td>・津波等による危険がないと判断される時期で、取水口、放水口の海水サンプリング結果から放射性物質の漏洩が確認された場合等、放管班長が海上モニタリングが必要と判断した場合</td> <td>放管班員2名 +船舶要員1名</td> </tr> </tbody> </table>	項目	開始時期	実施者	可搬型モニタリングポストの設置	・モニタリングポスト、モニタリングステーションの機能喪失時 ・緊急時モニタリング開始判断後	放管班員2名	可搬型気象観測設備の設置	・気象観測設備の機能喪失時 ・緊急時モニタリング開始判断後	放射能観測車による監視	・緊急時モニタリング開始判断後	放管班員2名	海水サンプリング	・緊急時モニタリング開始判断後	項目	開始時期	実施者	海上モニタリング	・津波等による危険がないと判断される時期で、取水口、放水口の海水サンプリング結果から放射性物質の漏洩が確認された場合等、放管班長が海上モニタリングが必要と判断した場合	放管班員2名 +船舶要員1名	
項目	開始時期	実施者																				
可搬型モニタリングポストの設置	・モニタリングポスト、モニタリングステーションの機能喪失時 ・緊急時モニタリング開始判断後	放管班員2名																				
可搬型気象観測設備の設置	・気象観測設備の機能喪失時 ・緊急時モニタリング開始判断後																					
放射能観測車による監視	・緊急時モニタリング開始判断後	放管班員2名																				
海水サンプリング	・緊急時モニタリング開始判断後																					
項目	開始時期	実施者																				
海上モニタリング	・津波等による危険がないと判断される時期で、取水口、放水口の海水サンプリング結果から放射性物質の漏洩が確認された場合等、放管班長が海上モニタリングが必要と判断した場合	放管班員2名 +船舶要員1名																				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）



大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>3.3 放射線量測定，気象観測，海水採取位置</p> <p>(1) 放射線量測定として，可搬型モニタリングポストを以下の箇所に配備し測定する（第3.3図参照）。</p> <ul style="list-style-type: none"> モニタリングポスト及びモニタリングステーションが機能喪失した場合の代替として，固定モニタリング設備8箇所に配備する。防潮堤外側にあるモニタリングポスト7については，防潮堤による放射線計測及び津波による機器損傷の影響を考慮し，代替測定地点を防潮堤内側とする。 発電所海側に放射性物質が放出された場合の監視として，海側方位を網羅できるように3箇所に配備する。 緊急時対策所でブルーム通過の有無が迅速に確認できるように，緊急時対策所付近の1箇所に配備する。 <p>(2) 気象観測として，可搬型気象観測設備を以下の箇所に配備し測定する（第3.3図参照）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 気象観測設備が機能喪失した場合の代替として，気象観測所1箇所に配備する。 ブルーム通過方向の把握のために，緊急時対策所付近1箇所に配備する。 <p>(3) 周辺海域の状況把握として，1,2号取水口，3号取水口，1,2,3号放水口付近の海水採取を行う。</p>  <p>第3.3図 放射線量測定，気象観測位置</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため大飯欄本ページは添付9.を掲載】</p> <p>9. モニタリングステーション、モニタリングポスト及び可搬式モニタリングポストのバックグラウンド低減対策手段</p> <p>重大事故等により、モニタリングステーション、モニタリングポスト及び可搬式モニタリングポスト周辺の汚染に伴い測定ができなくなることを避けるために、以下のとおり、バックグラウンド低減対策手段を整備する。</p> <p>(1) 汚染予防対策</p> <p>重大事故等により、放射性物質の放出の恐れがあることを確認した場合、モニタリングステーション、モニタリングポスト及び可搬式モニタリングポストの検出器が汚染することを防止するために、養生を行う。また、時間に余裕がある場合は局舎あるいは設備自体の養生を行う。</p> <p>① モニタリング設備の上から養生シートを被せる。 ② 養生シートをロープ等で固定する。</p>  <p>(2) 汚染除去対策</p> <p>重大事故等により、放射性物質の放出後、モニタリングステーション、モニタリングポスト、可搬式モニタリングポスト及びその周辺が汚染された場合、汚染の除去を行う。</p> <p>① サーベイメータ等により汚染レベルを確認する。 ② モニタリングステーション、モニタリングポスト又は可搬式モニタリングポストの検出器、局舎壁等は拭き取り等を行う。 ③ 周辺のアスファルト、コンクリート面の除染を行う。 ④ 周辺土壌の入替、周辺樹木の伐採等を行う。 ⑤ サーベイメータ等により汚染除去後の汚染レベルが低減したことを確認する。</p>	<p>【比較のため女川欄本ページは3.2を掲載】</p> <p>3.2 モニタリングポスト及び可搬式モニタリングポストのバックグラウンド低減対策手段</p> <p>事故後の周辺汚染により、モニタリングポスト及び可搬式モニタリングポストによる放射線量の測定ができなくなることを避けるため、以下のとおり、バックグラウンドを低減する手段を整備する。</p> <p>(1) モニタリングポスト</p> <ul style="list-style-type: none"> 汚染予防対策 <p>事故後の周辺汚染により、放射性物質で検出器保護カバーが汚染される場合を想定し、交換用の検出器保護カバーを備える。</p> 汚染除去対策 <p>重大事故等により、放射性物質の放出後、モニタリングポスト及びその周辺が汚染された場合、汚染の除去を行う。</p> <p>①サーベイメータ等により汚染レベルを確認する。 ②モニタリングポストの検出器保護カバーの交換を行う。 ③モニタリングポスト局舎壁等の拭取り等を行う。 ④必要に応じて、モニタリングポスト周辺の樹木の伐採、除草、土壌の除去、落ち葉の除去等を行う。 ⑤サーベイメータ等により汚染除去後の汚染レベルが低減したことを確認する。</p> 	<p>3.4 モニタリングポスト、モニタリングステーション及び可搬式モニタリングポストのバックグラウンド低減対策手段</p> <p>事故後の周辺汚染により、モニタリングポスト、モニタリングステーション及び可搬式モニタリングポストによる放射線量の測定ができなくなることを避けるため、以下のとおり、バックグラウンドを低減する手段を整備する。</p> <p>(1) モニタリングポスト及びモニタリングステーション</p> <ul style="list-style-type: none"> 汚染予防対策 <p>事故後の周辺汚染により、放射性物質で検出器保護カバーが汚染される場合を想定し、交換用の検出器保護カバーを備える。</p> 汚染除去対策 <p>重大事故等により、放射性物質の放出後、モニタリングポスト、モニタリングステーション及びその周辺が汚染された場合、汚染の除去を行う。</p> <p>①サーベイメータ等により汚染レベルを確認する。 ②モニタリングポスト又はモニタリングステーションの検出器保護カバーの交換を行う。 ③モニタリングポスト又はモニタリングステーションの局舎壁等の拭取り等を行う。 ④必要に応じて、モニタリングポスト又はモニタリングステーション周辺の樹木の伐採、除草、土壌の除去、落ち葉の除去等を行う。 ⑤サーベイメータ等により汚染除去後の汚染レベルが低減したことを確認する。</p> 	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川実績の反映 【大飯】運用の相違 <ul style="list-style-type: none"> 泊は女川実績の反映として、女川と同様の対策（検出器保護カバーの交換）を行う。 【大飯】運用の相違 <ul style="list-style-type: none"> 泊は女川実績の反映として、女川と同様の対策（検出器保護カバーの交換）を行う。

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため大飯欄本ページは添付9.を掲載】</p>  <p>周辺土壌の入替等</p> <p>周辺樹木の伐採等</p> <p>(3) バックグラウンド低減の目安について 放射性物質により汚染した場合のバックグラウンド低減の目安については以下のとおり。 ・モニタリングステーション、モニタリングポスト及び可搬式モニタリングポストの通常時の空間放射線量率レベル（通常値） ・ただし、汚染の状況によっては、通常値まで低減することが困難な場合があるため、可能な限り除染を行いバックグラウンドの低減を図る。</p>	<p>【比較のため女川欄本ページは3.2を掲載】</p> <p>(2) 可搬型モニタリングポスト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚染予防対策 事故後の周辺汚染により、放射性物質で可搬型モニタリングポストが汚染される場合を想定し、可搬型モニタリングポストの設置を行う際、あらかじめ養生を行う。 ・汚染除去対策 重大事故等により、放射性物質の放出後、可搬型モニタリングポスト及びその周辺が汚染された場合、汚染の除去を行う。 ①サーベイメータ等により汚染レベルを確認する。 ②あらかじめ養生を行っていた養生シートを取り除く。 ③可搬型モニタリングポスト周辺の除草、土壌の除去、落ち葉の除去等を行う。 ④サーベイメータ等により汚染除去後の汚染レベルが低減したことを確認する。 <p>(3) バックグラウンド低減の目安について 放射性物質により汚染した場合のバックグラウンド低減の目安については、以下のとおり。 ・モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストの通常時の放射線量レベル（通常値） ・ただし、汚染の状況によっては、通常値まで低減することが困難な場合があるため、その場合は可能な限り除染を行いバックグラウンドの低減を図る。</p>	 <p>検出器保護カバーの交換</p> <p>土壌の除去等</p> <p>(2) 可搬型モニタリングポスト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚染予防対策 事故後の周辺汚染により、放射性物質で可搬型モニタリングポストが汚染される場合を想定し、可搬型モニタリングポストの設置を行う際、あらかじめ養生を行う。 ・汚染除去対策 重大事故等により、放射性物質の放出後、可搬型モニタリングポスト及びその周辺が汚染された場合、汚染の除去を行う。 ① サーベイメータ等により汚染レベルを確認する。 ② あらかじめ養生を行っていた養生シートを取り除く。 ③ 可搬型モニタリングポスト周辺の除草、土壌の除去、落ち葉の除去等を行う。 ④ サーベイメータ等により汚染除去後の汚染レベルが低減したことを確認する。 <p>(3) バックグラウンド低減の目安について 放射性物質により汚染した場合のバックグラウンド低減の目安については、以下のとおり。 ・モニタリングポスト、モニタリングステーション及び可搬型モニタリングポストの通常時の放射線量レベル（通常値） ・ただし、汚染の状況によっては、通常値まで低減することが困難な場合があるため、その場合は可能な限り除染を行いバックグラウンドの低減を図る。</p>	<p>【大飯】 ・女川実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【比較のため、本ページ女川欄は3.5を掲載】</p> <p>3.5 サーベイメータ等を搭載したモニタリング可能な車両（モニタリング資機材運搬車）</p> <p>サーベイメータ等を搭載し、任意の場所のモニタリングを行うモニタリング資機材運搬車を1台配備している。</p> <p>なお、放射能観測車の保守点検時は、モニタリング資機材運搬車を使用可能な状態で待機させる。</p> <p>(1) 台数：1台</p> <p>(2) 主な搭載機器（台数：以下の各1台をモニタリング資機材運搬車に搭載）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電離箱サーベイメータ ・γ線サーベイメータ ・β線サーベイメータ ・可搬型ダスト・よう素サンブラ ・移動無線設備（車載型） ・衛星電話設備（携帯型）  <p>(モニタリング資機材運搬車の写真)</p>	<p>3.5 サーベイメータ等を搭載したモニタリング可能な車両（資機材運搬車）</p> <p>サーベイメータ等を搭載し、任意の場所のモニタリングを行う資機材運搬車を1台配備している。</p> <p>なお、放射能観測車の保守点検時は、資機材運搬車を使用可能な状態で待機させる。</p> <p>(1) 台数：1台</p> <p>(2) 搭載する機器（個数：各1台）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電離箱サーベイメータ ・GM汚染サーベイメータ ・NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ ・可搬型ダスト・よう素サンブラ ・移動無線設備（車載型） ・衛星電話設備（携帯型） ・無線連絡設備（携帯型）  <p>(資機材運搬車の写真)</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【比較のため、本ページ女川欄は3.6を掲載】</p> <p>3.6 自主対策設備（放射性物質の濃度の測定） 重大事故等時に機能維持を担保できないが、機能喪失していない場合には、事故対応に有効であるため使用する。 なお、使用にあたっては、必要に応じ試料に前処理を行い、測定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Ge 半導体式試料放射能測定装置 ・ 可搬型Ge 半導体式試料放射能測定装置 ・ ガスフロー測定装置 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>(Ge 半導体式試料放射能測定装置のイメージ)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>(可搬型 Ge 半導体式試料放射能測定装置のイメージ)</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p>(ガスフロー測定装置のイメージ)</p> </div>	<p>3.6 自主対策設備（放射性物質の濃度の測定） 重大事故等時に機能維持を担保できないが、機能喪失していない場合には、事故対応に有効であるため使用する。 なお、使用に当たっては、必要に応じ試料に前処理を行い、測定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Ge 半導体測定装置 (台数：1台) ・ 可搬型 Ge 半導体測定装置 (台数：1台) ・ GM 計数装置 (台数：1台) ・ ZnS シンチレーション計数装置 (台数：1台) <div style="display: grid; grid-template-columns: 1fr 1fr; gap: 10px;"> <div style="text-align: center;">  <p>(Ge 半導体測定装置)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>(可搬型 Ge 半導体測定装置)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>GM 計数装置 (イメージ)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>ZnS シンチレーション計数装置 (イメージ)</p> </div> </div>	<p>【女川】設備の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため、本ページ大阪欄は補足資料3.を再掲】</p> <p>3. 緊急時モニタリングの実施手順及び体制</p> <p>原子力事業者が実施する敷地内及び敷地境界のモニタリングは、以下の手順で行う。</p> <p>(1) 放射線量及び放射性物質濃度</p> <ul style="list-style-type: none"> 警戒事態が発生した場合、事象進展に伴う放射線量の変化を的確に把握するため、モニタリングステーション1台、モニタリングポスト5台の稼動状況を確認する。 モニタリングステーション及びモニタリングポストが使用できない場合は、可搬式モニタリングポストにて放射線量の監視を行う。 可搬式モニタリングポストを海側敷地境界方向及び緊急時対策所付近に配備し、放射線量の監視を行う。 	<p>【比較のため、本ページ女川欄は3.7を掲載】</p> <p>3.7 緊急時モニタリングの実施手順及び体制</p> <p>重大事故等が発生した場合に実施する敷地内及び敷地境界のモニタリングは、以下の手順で行う。</p> <p>(1)放射線量</p> <ul style="list-style-type: none"> 事象進展に伴う放射線量の変化を的確に把握するため、モニタリングポスト6台の稼動状況を確認する。 モニタリングポストが機能喪失した場合、車両等により可搬型モニタリングポストをモニタリングポスト位置に配置し、放射線量の代替測定を行う。 <p>なお、現場の状況により配置場所を変更する場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合、海側及び緊急時対策建屋上に、可搬型モニタリングポスト3台を配置し、放射線量の測定を行う。 <p>【島根2号炉まとめ資料(令和3年6月規制庁公開版)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬式モニタリング・ポストについては、次のとおり配置を行う。可搬式モニタリング・ポスト及び可搬式気象観測装置の配置位置を第3.7-1図に示す。 <ol style="list-style-type: none"> 運搬ルートが健全である場合、車両により運搬し基本配置位置へ配置する。 運搬ルートにおいて、車両の通行が困難であるが要員の通行が可能な場合は、人力により運搬し基本配置位置へ配置する。 上記により配置できない場合は、代替測定場所*1へ配置位置を変更する。配置位置の変更にあたっての判断基準は以下のとおり。 代替測定場所への配置位置変更の判断基準 <p>可搬式モニタリング・ポスト配置位置までの運搬ルートにおいて、地震による道路の寸断、土石流等が発生し、運搬作業の安全が確保できない場合。</p> <p>ただし、気象庁による防災気象情報（警戒レベル相当情報）、発電所構内雨量計による計測値を参考とし配置位置変更を事前に決定する場合もある。</p> 	<p>3.7 緊急時モニタリングの実施手順及び体制</p> <p>重大事故等が発生した場合に実施する敷地内及び敷地境界のモニタリングは、以下の手順で行う。</p> <p>(1) 放射線量</p> <ul style="list-style-type: none"> 事象進展に伴う放射線量の変化を的確に把握するため、モニタリングポスト7台及びモニタリングステーション1台の稼動状況を確認する。 モニタリングポスト又はモニタリングステーションが機能喪失した場合、車両により可搬型モニタリングポストをモニタリングポスト又はモニタリングステーション位置に設置し、放射線量の代替測定を行う。防潮堤外側にあるモニタリングポスト7については、防潮堤による放射線計測及び津波による機器損傷の影響を考慮し、代替測定時の基本配置位置を防潮堤内側とする。 また、原災法該当事象が発生した場合、海側及び緊急時対策所付近に可搬型モニタリングポスト4台を設置し、放射線量の測定を行う。 可搬型モニタリングポストについては、次のとおり配置を行う。可搬型モニタリングポスト及び可搬式気象観測設備の配置位置を第3.7-1図に示す。 <ol style="list-style-type: none"> 運搬ルートが健全である場合、車両により運搬し基本配置位置へ配置する。 運搬ルートにおいて、車両の通行が困難であるが要員の通行が可能な場合は、人力により運搬し基本配置位置へ配置する。 上記により配置できない場合は、代替測定場所*1へ配置位置を変更する。配置位置の変更にあたっての判断基準は以下のとおり。 代替測定場所への配置位置変更の判断基準 <p>可搬型モニタリングポスト配置位置までの運搬ルートにおいて、地震による道路の寸断等が発生し、運搬作業の安全が確保できない場合。</p> 	<p>【大阪】女川実績の反映(本ページすべて)</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊では車両により運搬するため、「等」は不要 <p>【女川】設置場所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊では防潮堤の外側にモニタリングポストを設置しているため、別途運用を定めている。 <p>【女川】島根審査実績の反映</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊では島根2号炉の記載を参考に、代替設置場所への配置位置変更の判断基準及び代替測定場所の選定の考え方を追記した。 <p>【女川】記載行減の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊では前段で読み替えた文言を用いる。 <p>【女川】島根実績の反映</p> <ul style="list-style-type: none"> 代替測定場所への配置について、島根の記載が充実しているため実績を反映した。 <p>【島根】地形の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根では可搬型モニタリングポストの設置位置で土石流が発生する可能性があるため、降雨について記載している。泊はそのような地形ではないため、これに関する記載はしていない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため、本ページ大阪欄は補足資料3.を再掲】</p> <p>・移動式放射能測定装置（モニター車）が使用できない場合は、可搬型放射線計測装置により、発電所構内の放射性物質濃度を測定する。</p> <p>・敷地境界付近の放射線量のデータにより、海側方向に放射性物質が放出された場合でも、放出放射エネルギーの算出が可能である。</p> <p>(2) 海水、排水中及び土壌の放射性物質濃度</p> <p>・発電所の周辺海域の状況把握のために、取水路、放水路等の海水、排水の採取を行い、放射性物質の濃度測定を行う。</p> <p>・また、発電所の周辺海域への放射性物質の漏えいが確認された場合や敷地内でのモニタリングが困難な場合等には、小型船舶による発電所の周辺海域の放射線量及び放射性物質の測定を行う。</p> <p>・発電所敷地内の土壌モニタリングが必要と判断した場合に、放射性物質の濃度を測定する。</p> <p>(3) 気象観測</p>	<p>【比較のため、本ページ女川欄は3.7を掲載】</p> <p>【島根2号炉まとめ資料(令和3年6月規制庁公開版)】</p> <p>・なお、発電所構内で土石流が発生した場合において、モニタリング・ポストNo.3代替測定用の可搬式モニタリング・ポストは、アクセスルート上に設定している代替測定場所が土石流の影響により配置できないことから、土石流発生時の代替測定場所へ配置する。</p> <p>・万一、代替測定場所への配置が困難な場合は、検知性等を考慮し、原子炉建物からの方位が変わらない場所へ配置、又は、隣接する可搬式モニタリング・ポストでの兼用による測定を行う。</p> <p>(2) 放射性物質の濃度</p> <p>・放射能観測車の使用可否を確認する。</p> <p>・放射能観測車が機能喪失した場合、可搬型放射線計測装置により、空気中の放射性物質の濃度の代替測定を行う。また、スタック放射線モニタが使用できない場合、又は気体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合、可搬型放射線計測装置により、空気中の放射性物質の濃度の測定を行う。</p> <p>・放射性廃棄物放出水モニタが使用できない場合、又は液体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合、取水口、放水口、一般排水設備出口等で海水、排水の採取を行い、可搬型放射線計測装置により水中の放射性物質の濃度の測定を行う。</p> <p>・放射性雲通過後において、気体状の放射性物質が放出された場合、可搬型放射線計測装置により土壌中の放射性物質の濃度を測定する。</p> <p>・放射性雲通過後において、気体状又は液体状の放射性物質が放出された場合、小型船舶、可搬型放射線計測装置による周辺海域の放射線量及び放射性物質の濃度の測定を行う。なお、海洋の状況等が安全上の問題がないと判断できた場合に行う。</p> <p>・放射性物質の濃度の測定における試料採取場所については、放出状況、風向、風速等を考慮し、選定する。</p> <p>(3) 気象観測</p> <p>・事象進展に伴う気象情報を的確に把握するため、気象観測設備の稼動状況を確認する。</p>	<p>・万一、代替測定場所への配置が困難な場合は、検知性等を考慮し、原子炉格納容器からの方位が変わらない場所へ配置、又は、隣接する可搬型モニタリングポストでの兼用による測定を行う。</p> <p>(2) 放射性物質の濃度</p> <p>・放射能観測車の使用可否を確認する。</p> <p>・放射能観測車が機能喪失した場合、放射能測定装置により、空気中の放射性物質の濃度の代替測定を行う。また、排気筒ガスモニタが使用できない場合、又は気体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合、放射能測定装置により空気中の放射性物質の濃度の測定を行う。</p> <p>・廃棄物処理設備排水モニタが使用できない場合、又は液体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合、取水口、放水口、一般排水設備出口等で海水、排水の採取を行い、放射能測定装置により水中の放射性物質の濃度の測定を行う。</p> <p>・ブルーム通過後において、気体状の放射性物質が放出された場合、放射能測定装置により土壌中の放射性物質の濃度の測定を行う。</p> <p>・ブルーム通過後において、気体状又は液体状の放射性物質が放出された場合、小型船舶、放射能測定装置及び電離箱サーベイメータによる周辺海域の放射線量及び放射性物質の濃度の測定を行う。なお、海洋の状況等が安全上の問題がないと判断できた場合に行う。</p> <p>・放射性物質の濃度の測定における試料採取場所については、放出状況、風向、風速等を考慮し、選定する。</p> <p>(3) 気象観測</p> <p>・事象進展に伴う気象情報を的確に把握するため、気象観測設備の稼動状況を確認する。</p> <p>・原災法該当事象が発生した場合、ブルームの通過方向を把握するため、緊急時対策所付近に可搬型気象観測設備1台を設置し、気象観測を行う。</p>	<p>相違理由</p> <p>【島根】 地形の相違</p> <p>・島根では可搬型モニタリングポストの代替測定場所が土石流の影響を受ける可能性があるため記載している。泊はそのような地形ではないため、これに関する記載はしていない。</p> <p>【島根】</p> <p>・型式の相違</p> <p>【大阪】 女川実績の反映（本ページすべて）</p> <p>【女川】 運用の相違 ①の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため、本ページ大阪欄は補足資料3.を再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> 気象観測設備が使用できない場合は、可搬式気象観測装置で気象観測を行う。 	<p>【比較のため、本ページ女川欄は3.7を掲載】</p> <ul style="list-style-type: none"> 気象観測設備が機能喪失した場合、車両等により代替気象観測設備を気象観測設備位置に配置し、気象観測を行う。なお、現場の状況により配置場所を変更する場合がある。 <p>【島根2号炉まとめ資料(令和3年6月規制庁公開版)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬式気象観測装置については、次のとおり配置を行う。可搬式モニタリング・ポスト及び可搬式気象観測装置の配置位置を第3.7-1図に示す。 <ul style="list-style-type: none"> ①発電所内で降雨が確認されておらず、運搬ルートが健全である場合は、車両などにより運搬し基本配置位置へ配置する。 ②上記により配置できない場合は、代替測定場所*2へ配置位置を変更する。配置位置の変更にあたっての判断基準は以下のとおり。 代替測定場所への配置位置変更の判断基準 可搬式気象観測装置配置位置までの運搬ルートにおいて、地震による道路の寸断、土石流などが発生し、運搬作業の安全が確保できない場合。 ただし、気象庁による防災気象情報（警戒レベル相当情報）、発電所構内雨量計による計測値を参考とし配置位置変更を事前に決定する場合もある。 なお、万一、代替測定場所への配置が困難な場合は、気象観測の連続性を考慮し、観測環境が変わらない場所に配置する。 <p>※1：緊急時対策所付近（緊急時対策所加圧判断用）及び海側No.1は、基本配置位置がアクセスルート上であるため、代替測定場所を設定していない。</p> <p>※2：「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に定める場所として、人工芝を敷設することによって露場を確保したうえで、近くに建造物、樹木等のない平坦な場所として第1保管エリア付近を選定している。</p> <p>また、露場面積は「気象観測ガイドブック」（気象庁）に定める30㎡以上を確保する。なお、気象観測装置の設置箇所人工芝を使用しても観測には影響の無いことが気象庁にて確認されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 気象観測所の気象観測設備が機能喪失した場合、車両により可搬型気象観測設備を気象観測設備位置に配置し、気象観測を行う。 可搬型気象観測設備については、次のとおり配置を行う。可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測設備の配置位置を第3.7-1図に示す。 <ul style="list-style-type: none"> ①運搬ルートが健全である場合は、車両などにより運搬し基本配置位置へ配置する。 ②上記により配置できない場合は、代替測定場所*1,2へ配置位置を変更する。配置位置の変更にあたっての判断基準は以下のとおり。 代替測定場所への配置位置変更の判断基準 可搬型気象観測設備配置位置までの運搬ルートにおいて、地震による道路の寸断等が発生し、運搬作業の安全が確保できない場合。 なお、万一、代替測定場所への配置が困難な場合は、気象観測の連続性を考慮し、観測環境が変わらない場所に配置する。 <p>※1：緊急時対策所付近（緊急時対策所加圧判断用）、海側No.1、海側No.2、海側No.3及びモニタリングポスト7付近は、基本配置位置がアクセスルート上であるため、代替測定場所を設定していない。</p> <p>※2：「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に定める場所として、人工芝を敷設する（冬季の積雪期間を除く）ことによって露場を確保したうえで、近くに建造物、樹木等のない平坦な場所として51m倉庫・車庫エリア付近を選定している。選定した代替測定場所を第3.7-2図に示す。</p> <p>また、露場面積は「気象観測ガイドブック」（気象庁）に定める30㎡以上を確保する。なお、可搬型気象観測設備の設置箇所人工芝を使用しても観測には影響の無いことが気象庁にて確認されている。</p>	<p>【大阪】女川実績の反映</p> <p>【女川】島根審査実績の反映</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊では島根2号炉の記載を参考に、代替設置場所への配置位置変更の判断基準及び代替測定場所の選定の考え方を追記した。 <p>【島根】地形の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根では可搬型モニタリングポストの設置位置で土石流が発生する可能性があるため、降雨について記載している。泊はそのような地形ではないため、これに関する記載はしていない。 <p>【島根】地形の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根では可搬型モニタリングポストの設置位置で土石流が発生する蓋然性が高いため、土石流を取り上げて記載している。泊においても、何らかの要因により運搬作業の安全が確保できない場合は配置位置を代替測定場所へ変更する運用は同じ。 <p>【島根】運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本配置位置をアクセスルート上に設定している具体的な設備は異なる。 <p>【島根】運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 積雪期間の長い泊では、積雪期間の運用について記載。 <p>【島根】設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 選定した具体的な場所は異なる。 <p>【島根】</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊では代替測定場所の妥当性を確認するため図を追加した。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

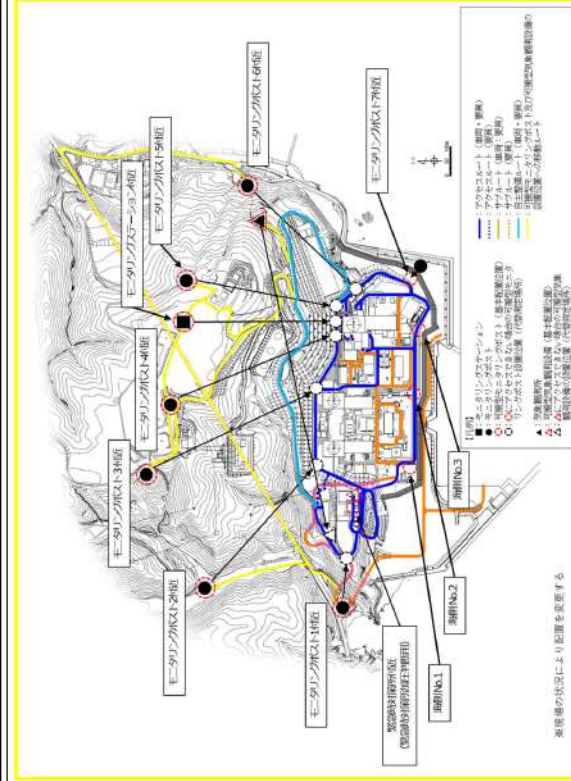
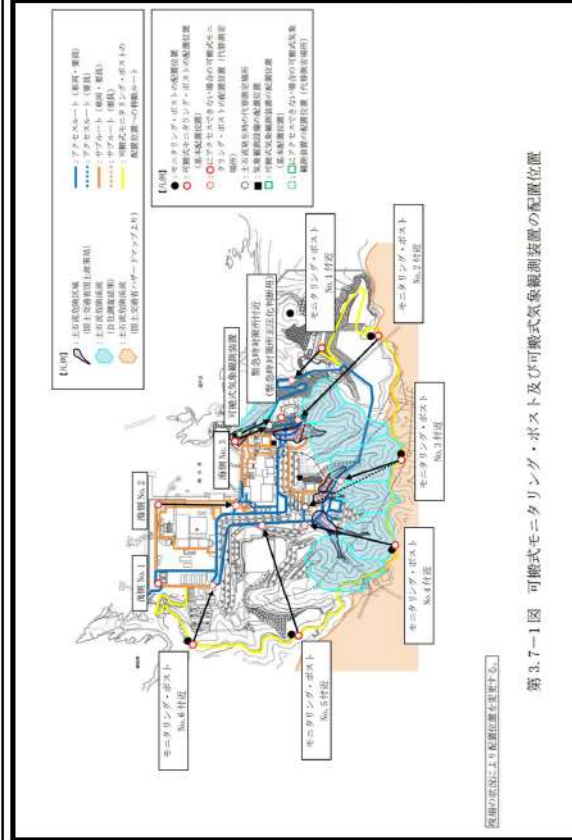
大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

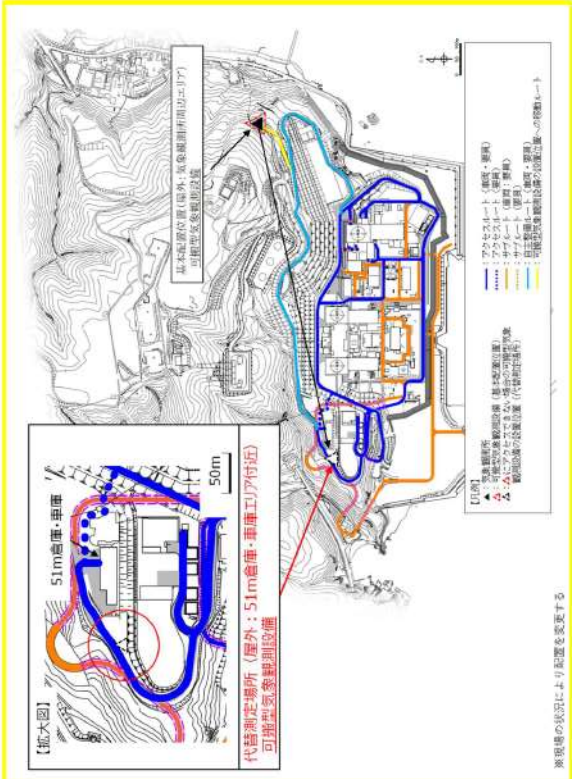
【島根2号炉まとめ資料(令和3年6月規制庁公開版)】



【島根】地形の相違
 ・島根では可搬型モニタリングポストの設置位置で土石流が発生する可能性があるため、土石流について記載している。泊はそのような地形ではないため、これに関する記載はしていない。

第 3.7-1 図 可搬式モニタリングポスト及び可搬式気象観測装置の配置位置


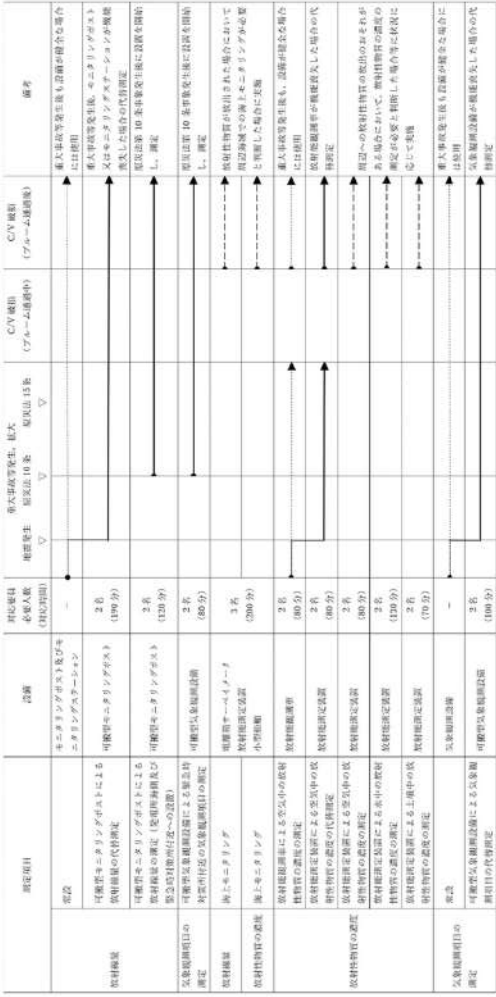
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p data-bbox="1317 1013 1758 1045">第3.7-2図 可搬型気象観測設備の代替測定場所</p>	<p data-bbox="1848 231 1892 255">【島根】</p> <ul data-bbox="1848 263 2161 319" style="list-style-type: none"> ・泊では代替測定場所の妥当性を確認するため拡大図を追加した。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																															
<p>【比較のため、本ページ大飯欄は補足資料3.を再掲】</p>	<p>【比較のため、本ページ女川欄は3.7を掲載】</p>																																																																																																	
<p>(4) 緊急時モニタリングの実施手順及び体制</p>	<p>(4) 緊急時モニタリングの実施手順及び体制</p>	<p>(4) 緊急時モニタリングの実施手順及び体制</p>																																																																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>モニタリングの考え方</th> <th>対応</th> <th>開始時期の考え方</th> <th>対応要員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モニタリングステーション及びモニタリングポストの代替</td> <td>可搬式モニタリングポストの配置</td> <td>モニタリングステーション、モニタリングポストが使用できない場合</td> <td rowspan="2">2～4名</td> </tr> <tr> <td>海側敷地境界方向の放射線監視</td> <td>配置</td> <td>原子力災害対策特別措置法第10条特定事象発生後</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所付近の状況把握</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>空気中のモニタリング</td> <td>空気中（ダスト・よゆ素）の測定</td> <td>重大事故等発生後、排気筒ガスモニタ等の指示値を確認し、原子炉施設から放射性物質が放出された場合において発電所及びその周辺の空気中の放射性物質の濃度の測定が必要と判断した場合</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>土壌のモニタリング</td> <td>土壌の測定</td> <td>重大事故等発生後、排気筒ガスモニタ等の指示値を確認し、原子炉施設から放射性物質が放出され、土壌中の放射性物質の濃度の測定が必要となった場合（ブルーム通過後）</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>水中のモニタリング</td> <td>海水、排水の測定</td> <td>重大事故発生後、廃棄物処理設備排水モニタの指示値を確認し、原子炉施設から発電所の周辺海域への放水に放射性物質が含まれるおそれがある場合</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>海上のモニタリング</td> <td>空気中（ダスト・よゆ素）及び海水の測定</td> <td>重大事故発生後、廃棄物処理設備排水モニタの指示値を確認し、原子炉施設から発電所の周辺海域への放水に放射性物質が含まれるおそれがある場合</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>恒設の気象観測設備の代替</td> <td>可搬式気象観測装置の設置</td> <td>重大事故等発生後、気象観測設備の故障等により、気象観測設備による風向、風速、日射量、放射収支量及び雨量の測定機能が喪失した場合</td> <td>6名</td> </tr> </tbody> </table>	モニタリングの考え方	対応	開始時期の考え方	対応要員	モニタリングステーション及びモニタリングポストの代替	可搬式モニタリングポストの配置	モニタリングステーション、モニタリングポストが使用できない場合	2～4名	海側敷地境界方向の放射線監視	配置	原子力災害対策特別措置法第10条特定事象発生後	緊急時対策所付近の状況把握				空気中のモニタリング	空気中（ダスト・よゆ素）の測定	重大事故等発生後、排気筒ガスモニタ等の指示値を確認し、原子炉施設から放射性物質が放出された場合において発電所及びその周辺の空気中の放射性物質の濃度の測定が必要と判断した場合	2名	土壌のモニタリング	土壌の測定	重大事故等発生後、排気筒ガスモニタ等の指示値を確認し、原子炉施設から放射性物質が放出され、土壌中の放射性物質の濃度の測定が必要となった場合（ブルーム通過後）	2名	水中のモニタリング	海水、排水の測定	重大事故発生後、廃棄物処理設備排水モニタの指示値を確認し、原子炉施設から発電所の周辺海域への放水に放射性物質が含まれるおそれがある場合	2名	海上のモニタリング	空気中（ダスト・よゆ素）及び海水の測定	重大事故発生後、廃棄物処理設備排水モニタの指示値を確認し、原子炉施設から発電所の周辺海域への放水に放射性物質が含まれるおそれがある場合	4名	恒設の気象観測設備の代替	可搬式気象観測装置の設置	重大事故等発生後、気象観測設備の故障等により、気象観測設備による風向、風速、日射量、放射収支量及び雨量の測定機能が喪失した場合	6名	<table border="1"> <thead> <tr> <th>手順</th> <th>具体的実施事項</th> <th>開始時期の考え方</th> <th>対応要員 (必要想定人数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定</td> <td>可搬型モニタリングポストの配置 【代替測定】モニタリングポスト 【測定】原子力災害対策特別措置法第10条特定事象発生後及び緊急時対策棟屋上に配置</td> <td>モニタリングポストが使用できない場合</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>代替気象観測設備による気象観測項目の代替測定</td> <td>代替気象観測設備の設置</td> <td>気象観測設備が使用できない場合</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定及び代替測定</td> <td>空気中の放射性物質の濃度の測定 【代替測定】放射線観測車が使用できない場合 【測定】スタック放射線モニタが使用できない場合、又は気体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合</td> <td></td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>可搬型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定</td> <td>海水、排水中の放射性物質の濃度の測定 放射線廃棄物放出モニタが使用できない場合、又は液体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合</td> <td></td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>可搬型放射線計測装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定</td> <td>土壌中の放射性物質の濃度の測定 気体状の放射性物質が放出された場合（放射性雲通過後）</td> <td></td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>海上モニタリング</td> <td>海上における放射線量及び放射性物質の濃度の測定 気体状又は液体状の放射性物質が放出された場合（放射性雲通過後）</td> <td></td> <td>2名</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 原子力災害対策特別措置法第10条特定事象とは、「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」の第7条第1号の表中におけるイの施設に該当する事象。 (要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。)</p>	手順	具体的実施事項	開始時期の考え方	対応要員 (必要想定人数)	可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定	可搬型モニタリングポストの配置 【代替測定】モニタリングポスト 【測定】原子力災害対策特別措置法第10条特定事象発生後及び緊急時対策棟屋上に配置	モニタリングポストが使用できない場合	4名	代替気象観測設備による気象観測項目の代替測定	代替気象観測設備の設置	気象観測設備が使用できない場合	2名	可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定及び代替測定	空気中の放射性物質の濃度の測定 【代替測定】放射線観測車が使用できない場合 【測定】スタック放射線モニタが使用できない場合、又は気体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合		2名	可搬型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定	海水、排水中の放射性物質の濃度の測定 放射線廃棄物放出モニタが使用できない場合、又は液体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合		2名	可搬型放射線計測装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定	土壌中の放射性物質の濃度の測定 気体状の放射性物質が放出された場合（放射性雲通過後）		2名	海上モニタリング	海上における放射線量及び放射性物質の濃度の測定 気体状又は液体状の放射性物質が放出された場合（放射性雲通過後）		2名	<table border="1"> <thead> <tr> <th>手順</th> <th>具体的実施事項</th> <th>開始時期の考え方</th> <th>対応要員 (必要想定人数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定</td> <td>可搬型モニタリングポストの設置 【代替測定】モニタリングポスト又はモニタリングステーション位置に設置 【測定】発電所海側及び緊急時対策所付近に設置</td> <td>モニタリングポスト又はモニタリングステーションが使用できない場合</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定</td> <td>可搬型気象観測設備の設置</td> <td>気象観測設備が使用できない場合</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>可搬型気象観測設備による緊急時対策所付近の気象項目監視</td> <td>可搬型気象観測設備の設置</td> <td>原災法該当事象発生と判断した場合</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定及び代替測定</td> <td>空気中の放射性物質の濃度の測定 【代替測定】放射能観測車が使用できない場合 【測定】排気筒モニタが使用できない場合、又は気体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合</td> <td></td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>放射能測定装置による水中の放射性物質の濃度の測定</td> <td>海水、排水中の放射性物質の濃度の測定 廃棄物処理設備排水モニタが使用できない場合、又は液体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合</td> <td></td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>放射能測定装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定</td> <td>土壌中の放射性物質の濃度の測定 気体状の放射性物質が放出された場合（ブルーム通過後）</td> <td></td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>海上モニタリング</td> <td>海上における放射線量及び放射性物質の濃度の測定 気体状又は液体状の放射性物質が放出された場合（ブルーム通過後）</td> <td></td> <td>3名</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 原災法該当事象とは、「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」の第7条第一号の表中におけるロの施設に該当する事象。 (要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。)</p>	手順	具体的実施事項	開始時期の考え方	対応要員 (必要想定人数)	可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定	可搬型モニタリングポストの設置 【代替測定】モニタリングポスト又はモニタリングステーション位置に設置 【測定】発電所海側及び緊急時対策所付近に設置	モニタリングポスト又はモニタリングステーションが使用できない場合	2名	可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定	可搬型気象観測設備の設置	気象観測設備が使用できない場合	2名	可搬型気象観測設備による緊急時対策所付近の気象項目監視	可搬型気象観測設備の設置	原災法該当事象発生と判断した場合	2名	放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定及び代替測定	空気中の放射性物質の濃度の測定 【代替測定】放射能観測車が使用できない場合 【測定】排気筒モニタが使用できない場合、又は気体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合		2名	放射能測定装置による水中の放射性物質の濃度の測定	海水、排水中の放射性物質の濃度の測定 廃棄物処理設備排水モニタが使用できない場合、又は液体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合		2名	放射能測定装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定	土壌中の放射性物質の濃度の測定 気体状の放射性物質が放出された場合（ブルーム通過後）		2名	海上モニタリング	海上における放射線量及び放射性物質の濃度の測定 気体状又は液体状の放射性物質が放出された場合（ブルーム通過後）		3名	
モニタリングの考え方	対応	開始時期の考え方	対応要員																																																																																															
モニタリングステーション及びモニタリングポストの代替	可搬式モニタリングポストの配置	モニタリングステーション、モニタリングポストが使用できない場合	2～4名																																																																																															
海側敷地境界方向の放射線監視	配置	原子力災害対策特別措置法第10条特定事象発生後																																																																																																
緊急時対策所付近の状況把握																																																																																																		
空気中のモニタリング	空気中（ダスト・よゆ素）の測定	重大事故等発生後、排気筒ガスモニタ等の指示値を確認し、原子炉施設から放射性物質が放出された場合において発電所及びその周辺の空気中の放射性物質の濃度の測定が必要と判断した場合	2名																																																																																															
土壌のモニタリング	土壌の測定	重大事故等発生後、排気筒ガスモニタ等の指示値を確認し、原子炉施設から放射性物質が放出され、土壌中の放射性物質の濃度の測定が必要となった場合（ブルーム通過後）	2名																																																																																															
水中のモニタリング	海水、排水の測定	重大事故発生後、廃棄物処理設備排水モニタの指示値を確認し、原子炉施設から発電所の周辺海域への放水に放射性物質が含まれるおそれがある場合	2名																																																																																															
海上のモニタリング	空気中（ダスト・よゆ素）及び海水の測定	重大事故発生後、廃棄物処理設備排水モニタの指示値を確認し、原子炉施設から発電所の周辺海域への放水に放射性物質が含まれるおそれがある場合	4名																																																																																															
恒設の気象観測設備の代替	可搬式気象観測装置の設置	重大事故等発生後、気象観測設備の故障等により、気象観測設備による風向、風速、日射量、放射収支量及び雨量の測定機能が喪失した場合	6名																																																																																															
手順	具体的実施事項	開始時期の考え方	対応要員 (必要想定人数)																																																																																															
可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定	可搬型モニタリングポストの配置 【代替測定】モニタリングポスト 【測定】原子力災害対策特別措置法第10条特定事象発生後及び緊急時対策棟屋上に配置	モニタリングポストが使用できない場合	4名																																																																																															
代替気象観測設備による気象観測項目の代替測定	代替気象観測設備の設置	気象観測設備が使用できない場合	2名																																																																																															
可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定及び代替測定	空気中の放射性物質の濃度の測定 【代替測定】放射線観測車が使用できない場合 【測定】スタック放射線モニタが使用できない場合、又は気体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合		2名																																																																																															
可搬型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定	海水、排水中の放射性物質の濃度の測定 放射線廃棄物放出モニタが使用できない場合、又は液体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合		2名																																																																																															
可搬型放射線計測装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定	土壌中の放射性物質の濃度の測定 気体状の放射性物質が放出された場合（放射性雲通過後）		2名																																																																																															
海上モニタリング	海上における放射線量及び放射性物質の濃度の測定 気体状又は液体状の放射性物質が放出された場合（放射性雲通過後）		2名																																																																																															
手順	具体的実施事項	開始時期の考え方	対応要員 (必要想定人数)																																																																																															
可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定	可搬型モニタリングポストの設置 【代替測定】モニタリングポスト又はモニタリングステーション位置に設置 【測定】発電所海側及び緊急時対策所付近に設置	モニタリングポスト又はモニタリングステーションが使用できない場合	2名																																																																																															
可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定	可搬型気象観測設備の設置	気象観測設備が使用できない場合	2名																																																																																															
可搬型気象観測設備による緊急時対策所付近の気象項目監視	可搬型気象観測設備の設置	原災法該当事象発生と判断した場合	2名																																																																																															
放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定及び代替測定	空気中の放射性物質の濃度の測定 【代替測定】放射能観測車が使用できない場合 【測定】排気筒モニタが使用できない場合、又は気体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合		2名																																																																																															
放射能測定装置による水中の放射性物質の濃度の測定	海水、排水中の放射性物質の濃度の測定 廃棄物処理設備排水モニタが使用できない場合、又は液体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合		2名																																																																																															
放射能測定装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定	土壌中の放射性物質の濃度の測定 気体状の放射性物質が放出された場合（ブルーム通過後）		2名																																																																																															
海上モニタリング	海上における放射線量及び放射性物質の濃度の測定 気体状又は液体状の放射性物質が放出された場合（ブルーム通過後）		3名																																																																																															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯発電所3/4号炉</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>【比較のため、本ページ女川欄は3.8を掲載】</p> <p>3.8 緊急時モニタリングに関する要員の動き 緊急時モニタリングの実施手順及び体制に示す対応要員について、事故発生から放射性雲通過後までの動きを以下に示す。 なお、対応要員数及び対応時間については、今後の訓練等の結果により見直す可能性がある。</p>  <p>※：縦軸・横軸（手前の数値欄以外）に数値が書き込まれた箇所</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>3.8 緊急時モニタリングに関する要員の動き 緊急時モニタリングの実施手順及び体制に示す対応要員について、事故発生からブルーム通過後までの動きを以下に示す。 なお、対応要員数及び対応時間については、今後の訓練等の結果により見直す可能性がある。</p>  <p>※：縦軸・横軸（手前の数値欄以外）に数値が書き込まれた箇所</p>	<p>相違理由</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>4. 重大事故時等に使用する測定室について</p> <p>4.1 バックグラウンドが上昇した場合の措置</p> <p>重大事故時等に環境線量が上昇した場合等は、緊急時対策所に配備する可搬型Ge半導体測定装置等を用いて測定を実施する（第4.1図参照）。</p> <p>測定試料は、ポリ袋で2重養生する等汚染拡大防止対策を確実に実施し、緊急時対策所に持込み測定する。</p> <div data-bbox="1256 384 1816 592"> </div> <p>第4.1図 可搬型Ge半導体測定装置の外観及び配備場所</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>添付 周辺モニタリング設備（補足説明資料） <目次></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. モニタリングステーション及びモニタリングポストの電源 <ol style="list-style-type: none"> (1)モニタリングステーション及びモニタリングポストへの電源供給 (2)モニタリングステーション及びモニタリングポストの電源及び送電ラインのDB/SAの取り合いについて 2. その他のモニタリング設備 <ol style="list-style-type: none"> (1)サーベイメータ等を搭載したモニタリング可能な車両（モニタリング資機材運搬車） (2)サーベイメータや可搬式ダストサンブラ等 (3)海水・排水の放射性物質の濃度測定 (4)小型船舶によるモニタリング (5)重大事故等時における放射能測定について (6)土壌モニタリング 3. 緊急時モニタリングの実施手順及び体制 <ol style="list-style-type: none"> (1)放射線量及び放射性物質濃度 (2)海水、排水中及び土壌の放射性物質濃度 (3)気象観測 (4)緊急時モニタリングの実施手順及び体制 4. 緊急時モニタリングに関する要員の動き <ol style="list-style-type: none"> (1)事故発生からブルーム通過後までの要員の動き (2)ホットカウント室へのアクセス性について 5. 放射能放出率の算出 <ol style="list-style-type: none"> (1)可搬式モニタリングポストの配置場所 (2)冬季の設置に関する影響 (3)放射能放出率の算出 (4)放出放射能量の計算例 (5)可搬式モニタリングポストによる放射線量率の計測について (6)可搬式モニタリングポストによる放射線量率の検出について (7)ブルーム発生時の移動方向の把握 6. 可搬式気象観測装置の観測項目について <ol style="list-style-type: none"> (1)観測項目 (2)各測定項目の必要性 7. 発電所敷地外の緊急時モニタリング体制 <ol style="list-style-type: none"> (1)発電所敷地外のモニタリング (2)オフサイトセンターへの情報連絡 8. 他の原子力事業者との協力体制（原子力事業者間協力協定） <ol style="list-style-type: none"> (1)原子力事業者間協力協定締結の背景 (2)原子力事業者間協力協定（内容） 			<p>【大飯】資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯は目次を作成している。 ・泊では60-6の最初に示している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>9. モニタリングステーション、モニタリングポスト及び可搬式モニタリングポストのバックグラウンド低減対策手段 (1)汚染予防対策 (2)汚染除去対策 (3)バックグラウンド低減の目安について</p> <p>10. 移動式放射能測定装置（モニタ車）、可搬式モニタリングポスト等の保管場所</p> <p>11. モニタリングステーション及びモニタリングポスト、可搬式モニタリングポスト移動式放射能測定装置（モニタ車）のデータ伝送について</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																			
<p>1. モニタリングステーション及びモニタリングポストの電源</p> <p>(1) モニタリングステーション及びモニタリングポストへの電源供給</p> <p>モニタリングステーション及びモニタリングポストの電源については、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下、「設置許可基準規則」という。）」第31条（監視設備）及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下、「技術基準規則」という。）」第34条（計測装置）の対応として、モニタリングステーション及びモニタリングポスト専用の無停電電源装置により電源の供給を可能とするとともに、緊急時対策所を經由して電源車（緊急時対策所用）（DB）からも電源の供給が可能とすることにより、電源復旧までの期間を担保できる設計とする。</p> <p>また、「設置許可基準規則」第60条（監視測定設備）及び「技術基準規則」第75条（監視測定設備）の対応として、代替電源設備（電源車（緊急時対策所用））からの給電が可能である。</p> <p>a. モニタリングステーション及びモニタリングポスト専用の無停電電源装置の設備仕様</p> <table border="1" data-bbox="85 742 638 813"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>台数</th> <th>出力</th> <th>発電方式</th> <th>バックアップ時間</th> <th>燃料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無停電電源装置（UPS）</td> <td>各1台</td> <td>約3kVA×5 （1台当たり）</td> <td>鉛蓄電池</td> <td>約24時間</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>b. モニタリングステーション及びモニタリングポストの電源（無停電電源装置）概略図</p>  <p>c. 電源車（緊急時対策所用）（DB）及び電源車（緊急時対策所用）</p> <p>電源車（緊急時対策所用）（DB）及び電源車（緊急時対策所用）の容量は100kVAであり、モニタリングステーション及びモニタリングポストの負荷も含む合計負荷容量の約78kVAを十分に満足する容量を有している。</p> <p>また、電源車（緊急時対策所用）（DB）及び電源車（緊急時対策所用）は、電源喪失時から約1時間以内に電源を供給することができる。</p> <p>(2) モニタリングステーション及びモニタリングポストの電源及び送電ラインのDB/S Aの取り合いについて</p>	項目	台数	出力	発電方式	バックアップ時間	燃料	備考	無停電電源装置（UPS）	各1台	約3kVA×5 （1台当たり）	鉛蓄電池	約24時間	—			<p>補足説明資料1. モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源</p> <p>(1) モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源構成について</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションは、通常時は非常用低圧母線から電源が供給されているが、モニタリングポスト及びモニタリングステーションの停電検知により自動起動し、定格負荷による連続運転で24時間以上給電可能な非常用発電機（5kVA）を設置している。</p> <p>また、非常用交流電源設備の電源供給時間までの間の停電を防止するため、定格負荷運転で安全側に5分以上の給電可能な無停電電源装置（5kVA）を設置している。</p> <p>無停電電源装置及び非常用発電機の設備仕様を第1表に、モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源構成と写真を第1図に示す。</p> <p>第1表 無停電電源装置及び非常用発電機の設備仕様</p> <table border="1" data-bbox="1265 678 1792 853"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>台数</th> <th>出力</th> <th>発電方式</th> <th>バックアップ時間</th> <th>燃料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無停電電源装置</td> <td>局舎ごとに1台 計8台</td> <td>5kVA</td> <td>蓄電池</td> <td>約7分*</td> <td>—</td> <td>外部電源喪失後、非常用交流電源設備から給電されるまでの間に必要な交流電力を確保する。</td> </tr> <tr> <td>非常用発電機</td> <td>局舎ごとに1台 計8台</td> <td>5kVA</td> <td>ディーゼルエンジン</td> <td>約24時間</td> <td>軽油</td> <td>外部電源喪失後、非常用交流電源設備から給電されるまでの期間を確保する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※無停電電源装置のバックアップ時間について、非常用交流電源設備が所内電源喪失後に自動起動し、約10秒後で電源供給開始されるまでの間、無停電電源装置を經由してモニタリングポスト等に給電するためバックアップ時間を約7分としている。非常用交流電源設備からの電源供給不可時はモニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の非常用発電機から約24時間電源供給が可能である。</p>  <p>第1図 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源構成と写真</p>	名称	台数	出力	発電方式	バックアップ時間	燃料	備考	無停電電源装置	局舎ごとに1台 計8台	5kVA	蓄電池	約7分*	—	外部電源喪失後、非常用交流電源設備から給電されるまでの間に必要な交流電力を確保する。	非常用発電機	局舎ごとに1台 計8台	5kVA	ディーゼルエンジン	約24時間	軽油	外部電源喪失後、非常用交流電源設備から給電されるまでの期間を確保する。	<p>【大飯】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> いづれもモニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源構成について補足した資料を作成している。 泊は専用の無停電電源設備に加え、専用の非常用発電機を備えることで24時間以上の給電が可能な設計としている。 <p>【大飯】設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊ではモニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源は緊急時対策所を經由していない。
項目	台数	出力	発電方式	バックアップ時間	燃料	備考																																
無停電電源装置（UPS）	各1台	約3kVA×5 （1台当たり）	鉛蓄電池	約24時間	—																																	
名称	台数	出力	発電方式	バックアップ時間	燃料	備考																																
無停電電源装置	局舎ごとに1台 計8台	5kVA	蓄電池	約7分*	—	外部電源喪失後、非常用交流電源設備から給電されるまでの間に必要な交流電力を確保する。																																
非常用発電機	局舎ごとに1台 計8台	5kVA	ディーゼルエンジン	約24時間	軽油	外部電源喪失後、非常用交流電源設備から給電されるまでの期間を確保する。																																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>全電源喪失時においてモニタリングステーション及びモニタリングポストが健全である場合、電源車（緊急時対策所用）以降の設備も同様に健全であることから、電源車（緊急時対策所用）からの給電が可能である。また、別途緊急時対策所については重大事故等対処設備（SA設備）であるため、電源車（緊急時対策所用）から緊急時対策所まではSA設備とした。</p>  <p>1号炉 非常用母線 遮断機 原子炉 エントロールセンタ 緊急時 対策所 電源車 (緊急時対策所用) 分電盤 モニタリングステーション 及びモニタリングポスト 専用の無停電電源装置 モニタリング ポスト等 可搬式モニタ リングポスト</p> <p>【凡例】 SA設備 各種検査設備</p> <p>図 モニタリングステーション及びモニタリングポストの設備構成の位置づけ</p>		<p>(2) 非常用発電機給電可能時間の設定根拠 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの最大所要負荷は4.4 kVA（無停電電源装置の負荷を含む）である。このため、最大所要負荷を満足するように、非常用発電機の容量は5 kVA としている。 また、定格負荷時の非常用発電機の燃料消費量は1.86 L/hであり、非常用発電機の搭載燃料（軽油）が50 Lであることから、26 時間程度の連続運転が可能である。これにより、定格負荷による24 時間以上を十分に満足する。</p> <p>(3) 無停電電源装置給電時間の設定根拠 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの最大所要負荷は2.4 kVA であることから、最大所要負荷を満足するように無停電電源装置の容量を5 kVA とした。また、非常用交流電源設備の電源供給が確立するまでに要する時間が10 秒以内であるのに対し、所要負荷4.0 kVA における無停電電源装置の電源供給時間は、約7分間となっており、10 秒を十分満足する時間の電源供給が可能である。</p> <p>(4) 非常用発電機の燃料補給について 非常用発電機の燃料は、24 時間連続運転が可能であるため、燃料が枯渇する24 時間以内に、原子力災害対策本部の事務局が高台（T.P.31 m）に配備しているタンクローリー（4 KL）を使用して燃料を補給することとしている。</p>	<p>【大飯】設計の相違 ・泊ではモニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源は緊急時対策所を経由していない。</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・泊は、電源設備のバックアップ時間について、より充実した記載となっている。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>補足説明資料2. 放射能観測車の台数の根拠</p> <p>放射能観測車は、緊急時モニタリング時に発電所構内を走行しての放射線量の測定、又は風向風速の測定を行える車両である。</p> <p>緊急時モニタリング時の定点的な放射線量等の測定は放射線量についてはモニタリングポスト、モニタリングステーション及び可搬型モニタリングポストが担い、気象観測については気象観測所及び可搬型気象観測設備が担うことになる。</p> <p>放射能観測車は、機動性があり構内全域を走行して放射線量等の測定をすることが可能であるため定点的な測定とは違うことから緊急時モニタリング時は1台で対応可能である。</p> <p>さらに、必要に応じて原子力事業者間協定に基づき、他社より更に11台の融通が可能な状況である。</p>	<p>【女川】記載方針の相違</p> <p>・泊は、より充実した記載となっている。</p>


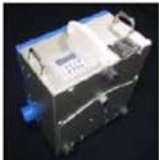
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. その他のモニタリング設備</p> <p>「設置許可基準規則」第60条（監視測定設備）及び「技術基準規則」第75条（監視測定設備）の対応として、可搬式モニタリングポストを、3号炉及び4号炉共用で11個（モニタリングステーション及びモニタリングポストを代替し得る原子力災害対策特別措置法第10条及び第15条に定められた事象の判断に必要な十分な個数としての6個を含み、原子炉格納施設を囲む8方位及び緊急時対策所付近における放射線量の測定が可能な個数）、予備として6個及び移動式放射能測定装置（モタ車）1台を保管及び配備する。</p> <p>また、他の当社原子力発電所に移動式放射能測定装置（モタ車）を5台保有しており融通を受けることが可能である。更に、原子力事業者間協力協定に基づき、移動式放射能測定装置（モタ車）11台の融通を受けることが可能である。</p> <p>上記モニタリング設備の他に、モニタリング資機材運搬車及びサーベイメータや可搬式ダストサンブラ等を組み合わせることで、状況に応じて、発電所内外のモニタリングを総合的に行う。</p> <p>(1) サーベイメータ等を搭載したモニタリング可能な車両（モニタリング資機材運搬車）</p> <p>サーベイメータ等を搭載し、任意の場所のモニタリングを行うモニタリング資機材運搬車を1台配備している。</p> <p>a 台数：1台 b 主な搭載機器（個数：各1個）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電離箱サーベイメータ ・汚染サーベイメータ ・NaIシンチレーションサーベイメータ ・可搬式ダストサンブラ ・衛星携帯電話  <p>(モニタリング資機材運搬車の写真)</p>			<p>【大飯】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊及び女川では大飯の「2. その他のモニタリング設備」の内容を技術的能力の添付資料として整理しており、そちらで比較していることからここでは比較を行わない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) サーベイメータや可搬式ダストサンプラ等 サーベイメータや可搬式のサンプラ等は、移動式放射能測定装置（モニタ車）、モニタリング資機材運搬車に搭載する他、状況に応じて、モニタリングに使用する。</p> <p>a. 放射線量の測定 サーベイメータにより現場の放射線量率を測定する。 ・電離箱サーベイメータ（個数：2個）予備1個</p>  <p>（電離箱サーベイメータ）</p> <p>b. 放射性物質の採取 可搬式のサンプラにより空気中の放射性物質（ダスト、よう素）を採取する。 ・可搬式ダストサンプラ（個数：2個）予備1個</p>  <p>（可搬式ダストサンプラ）</p> <p>c. 放射性物質の測定 ・NaIシンチレーションサーベイメータ（個数：2個）予備1個 ・汚染サーベイメータ（個数：2個）予備1個 ・γ線多重波高分析装置（個数：1個） ・ZnSシンチレーションサーベイメータ（個数：1個）予備1個 ・β線サーベイメータ（個数：1個）予備1個 ・GM計数装置（個数：1個） ・ZnSシンチレーション計数装置（個数：1個）</p>			<p>【大飯】記載箇所の相違 ・泊及び女川では大飯の「2. その他のモニタリング設備」の内容を技術的能力の添付資料として整理しており、そちらで比較していることからここでは比較を行わない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>各種計測器のイメージを以下に示す。</p>  <p>(Na-22シンチレーションサーベイメータ) (Cs-137サーベイメータ) (γ線多重高分析装置)</p>  <p>(Zn-65シンチレーションサーベイメータ) (β線サーベイメータ)</p>  <p>(GM計数装置) (Zn-65シンチレーション計数装置)</p>			<p>【大飯】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊及び女川では大飯の「2. その他のモニタリング設備」の内容を技術的能力の添付資料として整理しており、そちらで比較していることからここでは比較を行わない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

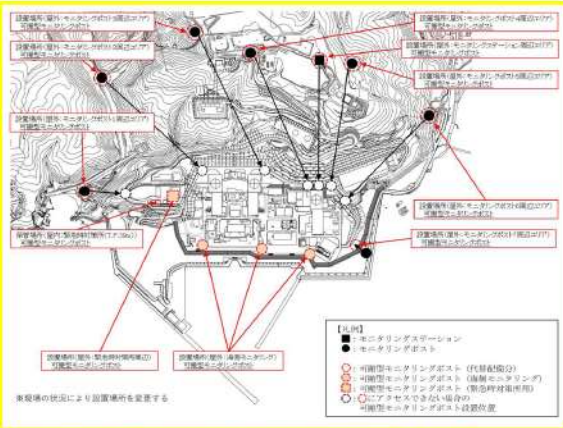
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) 海水・排水の放射性物質の濃度測定 発電所の周辺海域については、取水路、放水路等の海水・排水を採取し、可搬型放射線計測装置（NaIシンチレーションサーベイメータ、ZnSシンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ）により放射性物質を測定する。また、必要に応じて前処理を行い、ZnSシンチレーション計数装置、GM計数装置、γ線多重波高分析装置を用いて水中の放射性物質の濃度を測定する。</p> <p>(4) 小型船舶によるモニタリング 発電所の周辺海域への放射性物質漏えいが確認された場合や敷地内でのモニタリングが困難な場合等には、船舶による発電所の周辺海域の放射線量及び放射性物質の濃度の測定を行う。</p> <p>a. 台数：1台（予備1台） b. 最大積載重量：375kg c. モニタリング時に持ち込む主な資機材 ・電離箱サーベイメータ：1個 ・可搬式ダストサンプラ：1個 ・海水採取用機材（容器等）：1式 d. 保管場所 ・1・2号重油タンク近傍エリア（E.L.約+14m） e. 移動：車両等にて荷揚岸壁へ運搬 小型船舶を保管場所から車両等を用いて取水路まで運搬し、海面に着水するまでの時間は、現場での検証の結果、約2時間である。</p> 			<p>【大飯】記載箇所の相違 ・泊及び女川では大飯の「2. その他のモニタリング設備」の内容を技術的能力の添付資料として整理しており、そちらで比較していることからここでは比較を行わない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

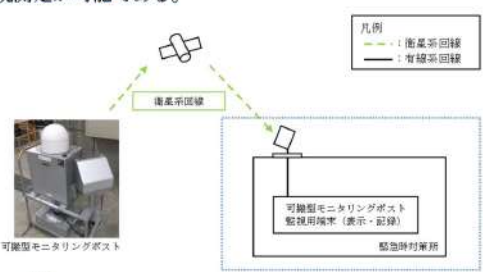
第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(5) 重大事故等時における放射能測定について</p> <p>重大事故等時において、バックグラウンドが上昇し、測定が困難になった場合には、1、2号炉ホットカウント室（（1、2号炉原子炉補助建屋内）(E.L.+23.8m)）にて、モニタリングで採取した試料（ダスト、よう素、海水、排水）の放射能測定を行う。</p> <p>ホットカウント室は、可搬型空気浄化装置で、放射性物質（ダスト、よう素）により汚染した空気を浄化することができ、ホットカウント室内に汚染した空気を可能な限り取り込まないようにする。</p> <p>ホットカウント室内の汚染防止対策として、ホットカウント室及びホットカウント室周りをポリシートで養生するとともに、万一汚染した場合は、ポリシートの取替えを行う。</p> <p>また、鉛マット等を測定器の周りに配置し、測定器のバックグラウンドを下げる。</p> <p>なお、放射性ブルーム通過中は放射能測定を実施しない。（放射能測定は他の事業所でも測定可能。）</p> <p>ホットカウント室の配置</p> <p>1、2号炉 原子炉補助建屋 (E.L.+23.8m)</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p>(6) 土壌モニタリング</p> <p>発電所敷地内の土壌を採取し、汚染サーベイメータ等により放射性物質を測定する。また、必要に応じてZnSシンチレーションサーベイメータによりα線（ウラン、プルトニウム等）、β線サーベイメータによりβ線（ストロンチウム等）を測定する。</p>			<p>【大飯】記載箇所の相違</p> <p>・泊及び女川では大飯の「2. その他のモニタリング設備」の内容を技術的能力の添付資料として整理しており、そちらで比較していることからここでは比較を行わない。</p>

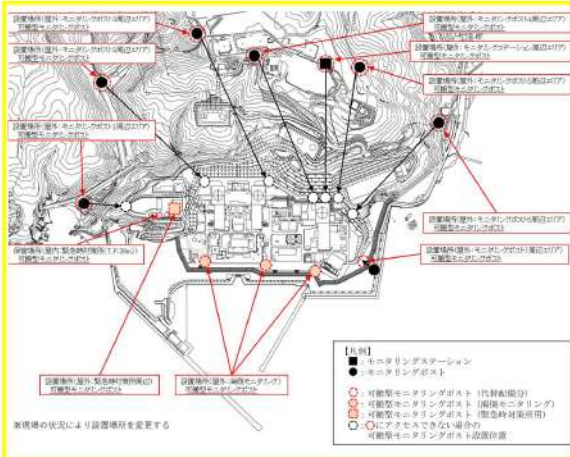
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>補足説明資料3. 可搬型モニタリングポストの設置について</p> <p>(1) 可搬型モニタリングポストの台数について</p> <p>可搬型モニタリングポストは、固定モニタリング設備の代替として使用するため、周辺監視区域境界付近に設置している数（モニタリングポスト7台、モニタリングステーション1台）と同等の8台を準備している。</p> <p>また、発電所海側モニタリング用3台、緊急時対策所付近用1台を準備している。設置場所は原則、以下のとおりとする。</p>  <p>(2) 可搬型モニタリングポストの保管場所について</p> <p>可搬型モニタリングポストは、耐震性を有する緊急時対策所に保管する。</p> <p>また、複数台を一括して固縛することにより転倒を防止するとともに、周囲に緩衝材を取り付け衝撃を緩和することにより保管時の健全性を維持する。</p> <p>(3) 可搬型モニタリングポストの設置について</p> <p>重大事故等の発生により、固定モニタリング設備が機能を喪失した場合、原子力災害対策本部の放管班8名のうち2名が、モニタリング情報及びプラント状況から適切な汚染防護装備（タイベック、マスク等）を着用し、資機材運搬車を使用し、可搬型モニタリングポストの保管場所から必要台数を機能喪失した固定モニタリング設備付近に設置する。防潮堤外側にあるモニタリングポスト7については、防潮堤による放射線計測及び津波による機器損傷の影響を考慮し、代替測定地点を防潮堤内側とする。</p> <p>また、原災法該当事象発生後（以下「緊急時モニタリング開始判断後」という。）は、発電所海側3台及び緊急時対策所付近に1台設置する。</p> <p>なお、設置時には可搬型モニタリングポストの転倒防止脚を使用し転倒防止を図る。</p>	<p>【女川・大飯】</p> <p>・泊では補足説明資料3にて、可搬型モニタリングポストの設置についての記載を行っている。女川、大飯ではこれらの一部が後段で整理されているため、各社の該当ページに泊の記載を再掲し、比較している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(4) 伝送データの監視</p> <p>可搬型モニタリングポストのデータは、下図のとおり、衛星系回線を利用したデータ伝送により、リアルタイムに緊急時対策所に設置した可搬型モニタリングポスト監視用端末に伝送、表示される。</p> <p>緊急時対策所の放管班員は、伝送データが伝送、記録されていることを確認し、その数値を定期的に原子力災害対策本部に報告する。</p> <p>なお、可搬型モニタリングポストは外部バッテリーからの電源供給で、3.5日以上連続で測定が可能であることから、連続測定の場合は3日後までに放管班が予備バッテリー(3.5日以上連続測定可能)と交換する作業を実施することで7日間以上の連続測定が可能である。</p>  <p>凡例 --- 衛星系回線 --- 有線系回線</p> <p>可搬型モニタリングポスト</p> <p>衛星系回線</p> <p>可搬型モニタリングポスト監視用端末(表示・記録)</p> <p>緊急時対策所</p> <p>□: 緊急時対策所に常設するアンテナ、緊急時対策所に常設する可搬型モニタリングポスト監視用端末は耐震性を有する設計とする。</p> <p>(5) 冬季の設置に関する影響</p> <p>可搬型モニタリングポストは、外気温-19℃(最寄の気象官署における最低観測温度-18℃を担保した値)でも使用できる設計となっている他、衛星系回線は降雨雪時にも影響を受けにくいものを採用している。(降雨雪の影響を受けにくい無線周波数帯 [2.5 GHz/2.6 GHz[※]] を使用)</p> <p>また、設置場所への運搬については、泊発電所構内において一定(10 cm)以上の積雪が観測された時点で、速やかに除雪車による除雪が実施される体制にしていること、また可搬型モニタリングポストを運搬する車両は四輪駆動の車両を準備しているため支障はない。</p> <p>なお、設置場所に積雪があった場合には、運搬車両に除雪用具を積載しており、放管班が除雪することで設置場所を確保することが可能である。</p> <p>※ 地上 ⇒ 衛星間: 2.6 GHz, 衛星 ⇒ 地上間: 2.5 GHz</p>	<p>【女川・大阪】</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊では補足説明資料3にて、可搬型モニタリングポストの設置についての記載を行っている。女川、大阪ではこれらの一部が後段で整理されているため、各社の該当ページに泊の記載を再掲し、比較している。 <p>【大阪】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪の「補足説明資料5.放射能放出率の算出」の一部と比較している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(6) 可搬型モニタリングポストの設置位置について 可搬型モニタリングポストは、泊発電所から8方位をほぼ網羅する位置に設置する。 発電所からの位置関係は以下のとおり。</p> 	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

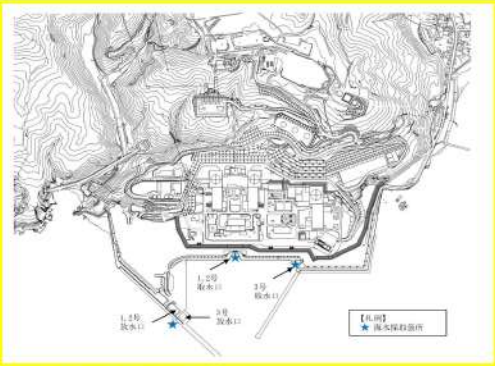
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 緊急時モニタリングの実施手順及び体制</p> <p>原子力事業者が実施する敷地内及び敷地境界のモニタリングは、以下の手順で行う。</p> <p>(1) 放射線量及び放射性物質濃度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警戒事態が発生した場合、事象進展に伴う放射線量の変化を的確に把握するため、モニタリングステーション1台、モニタリングポスト5台の稼動状況を確認する。 ・モニタリングステーション及びモニタリングポストが使用できない場合は、可搬式モニタリングポストにて放射線量の監視を行う。 ・可搬式モニタリングポストを海側敷地境界方向及び緊急時対策所付近に配備し、放射線量の監視を行う。 ・移動式放射能測定装置（モニタ車）が使用できない場合は、可搬型放射線計測装置により、発電所構内の放射性物質濃度を測定する。 ・敷地境界付近の放射線量のデータにより、海側方向に放射性物質が放出された場合でも、放出放射能量の算出が可能である。 		<p>補足説明資料4. 重大事故時の緊急時モニタリングについて</p> <p>警戒事態が発生し、原子力災害対策本部（以下、「対策本部」という。）を設置した後、事象の進展に伴う放射線量の変化を的確に把握するため、発電所対策本部長の指示により、モニタリングポスト及びモニタリングステーションの測定データを確認するとともにモニタリングの準備を開始する。</p> <p>重大事故等が発生した場合、放管班は発電所周辺（周辺海域を含む）に放出される放射性物質濃度及び放射線量を監視・測定するとともに、ブルームの発生・通過を判断するために緊急時モニタリングを実施する。</p> <p>(1) 陸域のモニタリングについて</p> <p>重大事故等が発生した場合に、泊発電所から発電所周辺に放出される放射性物質濃度及び放射線量を把握するため陸域モニタリングを実施する。</p> <p>a. 環境モニタリング時の防護装備</p> <p>放管班員は、重大事故発生後のモニタリング情報及びプラント状況から適切な放射線防護装備（タイベック、マスク等）を着用する。なお、冬季においては、タイベックの内側に防寒服を着用する。</p> <p>b. 気象条件の確認</p> <p>原子力災害対策本部の放管班長は、放管班員に対して以下のとおり気象条件の監視、測定、記録を指示する。</p> <p>① 気象観測所による観測</p> <p>気象観測所に設置している気象測器により、敷地内の風向、風速等の気象条件を中央制御室の環境監視盤で監視、測定、記録する。</p> <p>② 可搬型気象観測設備による観測</p> <p>気象観測所の気象観測設備が機能喪失した場合に、可搬型気象観測設備を配備し、敷地内の風向風速等の気象状況を監視、測定、記録する。</p> <p>また、緊急時対策所付近に可搬型気象観測設備を設置し、ブルーム通過方向を確認するため、緊急時対策所付近の風向風速等の気象状況を監視、測定、記録する。</p> <p>さらに、気象観測設備のデータが正常に伝送されている場合は、発電所敷地内の気象データを詳細に把握するため、放管班長の指示する場所に可搬型気象観測設備を配備する。</p> <p>なお、可搬型気象観測設備の設置時には、転倒防止脚及び重り等を使用し、転倒防止を図る。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載方針が異なるものの緊急時モニタリングとしての作業内容は同様である。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>c. 陸上モニタリングの実施</p> <p>(a) 発電所敷地における放射線量の測定</p> <p>放管班長は、モニタリングポスト又はモニタリングステーションの放射線量上昇に伴い、敷地内線量率分布を把握する必要があると判断した場合、気象観測設備又は可搬型気象観測設備で確認した風向及び風速をもとに、風下方向を主として発電所敷地内の放射線量の測定を実施するよう放管班員に指示する。</p> <p>① 可搬型モニタリングポストによる測定</p> <p>緊急時モニタリング開始判断後は、発電所海側モニタリングとして、可搬型モニタリングポスト3台を配備し、測定、監視、記録する。</p> <p>また、緊急時モニタリング開始判断後は、緊急時対策所付近用として、可搬型モニタリングポスト1台を配備し、測定、監視、記録する。</p> <p>② 放射能観測車、サーベイメータによる測定</p> <p>敷地内の放射線量を把握するため、放射能観測車搭載の空間吸収線量率モニタで測定、監視、記録する。</p> <p>また、放射線量が高い場合には、放射能観測車に積載している電離箱サーベイメータ等を使用し、放射線量を測定、記録する。</p> <p>さらに必要に応じて、資機材運搬車にサーベイメータ等を積載し、放射線量等を測定、記録する。</p> <p>(b) 発電所敷地における放射性物質濃度の測定</p> <p>放管班長は、モニタリングポスト又はモニタリングステーションの放射線量の上昇に伴い、発電所敷地において放射性物質濃度の確認をする必要があると判断した場合、気象観測設備又は可搬型気象観測設備で確認した風向、風速をもとに、ブルーム通過後は、ブルーム風下方向を主として発電所敷地内の放射性物質濃度の測定を実施するよう放管班員に指示する。</p> <p>なお、測定にあたっては放射能レベルにより、採取量、測定時間等を調整する。</p> <p>① 空气中放射性物質の測定</p> <p>敷地内において道路・通路が確保され、車両で寄り付き可能な場所から、放射能観測車に搭載しているダスト・よう素サンブラ、ダスト測定装置及びよう素測定装置等を用いて試料の採取、測定を行い、記録する。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違</p> <p>・記載方針が異なるものの緊急時モニタリングとしての作業内容は同様である。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 海水、排水中及び土壌の放射性物質濃度</p> <ul style="list-style-type: none"> 発電所の周辺海域の状況把握のために、取水路、放水路等の海水、排水の採取を行い、放射性物質の濃度測定を行う。 		<p>(2) 海域のモニタリングについて</p> <p>重大事故等が発生した場合に、泊発電所から発電所周辺海域等に放出される放射性物質の放出源を把握するため泊発電所専用港湾内外の海域の放射能濃度を測定する。</p> <p>a. 海水サンプリング箇所について</p> <p>重大事故時等の発生により周辺海域の状況把握として、原則、以下の箇所の海水をサンプリングすることにより放射能濃度を把握することとしている。</p>  <p>b. 海水サンプリングの体制</p> <p>泊発電所において原子力防災体制が発令された場合は、原子力災害対策本部が設置される。海水のサンプリングは放管班長の指示により開始する。</p> <p>c. 海水サンプリングの方法について</p> <p>放管班員は、モニタリング情報及びプラント状況から適切な汚染防護装備（タイベック、マスク等）を着用し、さらに救命胴衣を着用して、放射能観測車、資機材運搬車又は業務車両で専用港岸壁まで移動し、採取用資機材を岸壁から海水内に投入して海水をサンプリングする。</p> <p>d. 海水放射能の測定及び測定結果の報告</p> <p>採取した海水は放射能測定装置でガンマ線放出核種の放射能の測定を実施する。分析結果は速やかに放管班長に報告するとともに、記録し保管する。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 記載方針が異なるものの緊急時モニタリングとしての作業内容は同様である。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>・また、発電所の周辺海域への放射性物質の漏えいが確認された場合や敷地内でのモニタリングが困難な場合等には、小型船舶による発電所の周辺海域の放射線量及び放射性物質の測定を行う。</p> <p>・発電所敷地内の土壌モニタリングが必要と判断した場合に、放射性物質の濃度を測定する。</p> <p>(3) 気象観測</p> <p>・気象観測設備が使用できない場合は、可搬式気象観測装置で気象観測を行う。</p>		<p>(3) 海上モニタリングについて</p> <p>放管班員2名は、海水中の放射性物質濃度の測定で海水サンプリングを実施し水中の放射性物質濃度の測定を実施するが、このサンプリングで海水への放射性物質の漏洩が確認された場合等、放管班長が海上モニタリングが必要と判断した場合には、周辺海域への放射性物質の濃度等を確認するため、小型船舶を使用した海上モニタリング（船上においては、採取用資機材を使用した海水サンプリング、サーベイメータによる放射線量の測定、ダスト・よう素サンプラによる空気中の放射性物質の採取）を実施する。</p> <p>なお、使用する船舶は予備を含め2隻用意し、発電所構内高台（T.P.31m以上）のそれぞれ別な場所に保管する。</p> <p>(4) ブルーム発生時の対処について</p> <p>緊急時モニタリングにおけるブルーム発生への対処については以下のとおりである。</p> <p>a. ブルーム発生の連絡</p> <p>(a) モニタリングポスト、モニタリングステーション及び気象観測設備が使用可能な場合</p> <p>事故発生後、放射能観測車を使用した緊急時モニタリング実施中、対策本部において、モニタリングポスト、モニタリングステーション及び可搬型モニタリングポスト（発電所海側3台及び緊急時対策所付近1台）による放射線量の測定データ、気象観測設備及び可搬型気象観測設備（緊急時対策所付近1台）の風向、風速の測定データから炉心風下方向の放射線量の上昇によりブルーム発生の兆候が認められた場合、放管班長から移動無線設備（車載型）等を使用して放射能観測車の放管班員にその旨を連絡する。</p> <p>(b) モニタリングポスト、モニタリングステーション及び気象観測設備が機能喪失の場合</p> <p>可搬型モニタリングポストによる放射線量及び可搬型気象観測設備による風向、風速の測定データから炉心風下方向の放射線量の上昇によりブルーム発生の兆候が認められた場合、放管班長から移動無線設備（車載型）等を使用して放射能観測車の放管班員にその旨を連絡する。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違</p> <p>・記載方針が異なるものの緊急時モニタリングとしての作業内容は同様である。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3 / 4号炉				女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(4) 緊急時モニタリングの実施手順及び体制						
モニタリングの考え方やモニタリングステーション及びモニタリングポストの代替	対応	開始時期の考え方やモニタリングステーション、モニタリングポストが使用できない場合	対応要員			
海側敷地境界方向の放射線監視 緊急時対策所付近の状況把握	可搬式モニタリングポストの配置	原子力災害対策特別措置法第10条特定事象発生後	2~4名			
空気中のモニタリング	空気中（ダスト・よじ素）の測定	重大事故等発生後、排気筒ガスモニタ等の指示値等を確認し、原子炉施設から放射性物質が放出された場合において発電所及びその周辺の空気中の放射性物質の濃度の測定が必要と判断した場合	2名			
土壌のモニタリング	土壌の測定	重大事故等発生後、排気筒ガスモニタ等の指示値を確認し、原子炉施設から放射性物質が放出され、土壌中の放射性物質の濃度の測定が必要となった場合（ブルーム通過後）	2名			
水中のモニタリング	海水、排水の測定	重大事故発生後、廃棄物処理設備排水モニタの指示値等を確認し、原子炉施設から発電所の周辺海域への放水に放射性物質が含まれるおそれがある場合	2名			
海上のモニタリング	空気中（ダスト・よじ素）及び海水の測定	重大事故発生後、廃棄物処理設備排水モニタの指示値等を確認し、原子炉施設から発電所の周辺海域への放水に放射性物質が含まれるおそれがある場合	4名			
恒設の気象観測設備の代替	可搬式気象観測装置の設置	重大事故等発生後、気象観測設備の故障等により、気象観測設備による風向、風速、日射量、放射収支量及び雨量の測定機能が喪失した場合	6名			
					<p>b. ブルーム発生時の対処 連絡を受けた（あるいは自ら判断した）放射能観測車の放管班員は、放管班長からの指示に従い速やかに緊急時モニタリングを中止し、緊急時対策所又は放射線量の低い風上方向へ退避する。 なお、退避する際においても車載の空間吸収線量率モニタや電離箱サーベイメータによる測定を実施し、移動に伴う放射線量の変動を把握する。</p> <p>c. ブルーム通過後の対処 緊急時対策所又は風上方向に退避後、モニタリングポスト、モニタリングステーション又は可搬型モニタリングポストの測定データ等によりブルームが通過したと判断された場合、放管班員は放管班長の指示に従い緊急時モニタリングを再開する。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 ・記載方針が異なるものの緊急時モニタリングとしての作業内容は同様である。</p>
				<p>緊急時モニタリングの基本的フロー（例）</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
		<p>(5) 緊急時モニタリングの成立性について 各モニタリング項目のおおよその所要時間は以下のとおりである。(要員2名×2班(A班, B班)での実施)。 A班は可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測設備の設置については、約490分で実施可能、B班は約200分で放射能観測車を用いた空間放射線・放射能物質濃度の測定、海水中の放射性物質濃度の測定が実施可能である。</p> <table border="1" data-bbox="1249 379 1818 1088"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>所要時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所付近の可搬型モニタリングポストの設置、発電所海側に可搬型モニタリングポストの設置【A班】 (防護装備、車両準備・積載含む)</td> <td>① 事前打合せ 約10分 ② 防護装備着用 約20分 ③ 可搬型モニタリングポスト1台を保管場所から移動・設置・測定開始 約20分 ④ 車両準備・移動 約10分 ⑤ 機材積載 約20分(可搬型モニタリングポスト3台を積載) ⑥ 可搬型モニタリングポスト3台(発電所海側)を設置・測定開始 約40分 ①～⑥の合計 約120分</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所付近の可搬型気象観測設備の設置【A班】 (防護装備含む)</td> <td>① 事前打合せ 約10分 ② 防護装備着用 約20分 ③ 保管場所からの移動 約10分 ④ 可搬型気象観測設備1台を設置・測定開始 約40分 ①～④の合計 約80分</td> </tr> <tr> <td>可搬型モニタリングポストの設置【A班】 (防護装備、車両準備・積載含む) ※固定モニタリング設備(8箇所)</td> <td>① 事前打合せ 約10分 ② 防護装備着用 約20分 ③ 車両準備・移動 約10分 ④ 機材積載 約20分(可搬型モニタリングポスト4台を積載) ⑤ 可搬型モニタリングポスト4台設置・測定開始 約50分(要員2名×1班で実施、移動時間含む) ⑥ 保管場所に移動 約10分 ⑦ 機材積載 約20分(可搬型モニタリングポスト4台を積載) ⑧ 可搬型モニタリングポスト4台設置・測定開始 約50分 ①～⑧の合計 約190分</td> </tr> </tbody> </table>	項目	所要時間	緊急時対策所付近の可搬型モニタリングポストの設置、発電所海側に可搬型モニタリングポストの設置【A班】 (防護装備、車両準備・積載含む)	① 事前打合せ 約10分 ② 防護装備着用 約20分 ③ 可搬型モニタリングポスト1台を保管場所から移動・設置・測定開始 約20分 ④ 車両準備・移動 約10分 ⑤ 機材積載 約20分(可搬型モニタリングポスト3台を積載) ⑥ 可搬型モニタリングポスト3台(発電所海側)を設置・測定開始 約40分 ①～⑥の合計 約120分	緊急時対策所付近の可搬型気象観測設備の設置【A班】 (防護装備含む)	① 事前打合せ 約10分 ② 防護装備着用 約20分 ③ 保管場所からの移動 約10分 ④ 可搬型気象観測設備1台を設置・測定開始 約40分 ①～④の合計 約80分	可搬型モニタリングポストの設置【A班】 (防護装備、車両準備・積載含む) ※固定モニタリング設備(8箇所)	① 事前打合せ 約10分 ② 防護装備着用 約20分 ③ 車両準備・移動 約10分 ④ 機材積載 約20分(可搬型モニタリングポスト4台を積載) ⑤ 可搬型モニタリングポスト4台設置・測定開始 約50分(要員2名×1班で実施、移動時間含む) ⑥ 保管場所に移動 約10分 ⑦ 機材積載 約20分(可搬型モニタリングポスト4台を積載) ⑧ 可搬型モニタリングポスト4台設置・測定開始 約50分 ①～⑧の合計 約190分	<p>【大版】記載方針の相違 ・記載方針が異なるものの緊急時モニタリングとしての作業内容は同様である。</p>
項目	所要時間										
緊急時対策所付近の可搬型モニタリングポストの設置、発電所海側に可搬型モニタリングポストの設置【A班】 (防護装備、車両準備・積載含む)	① 事前打合せ 約10分 ② 防護装備着用 約20分 ③ 可搬型モニタリングポスト1台を保管場所から移動・設置・測定開始 約20分 ④ 車両準備・移動 約10分 ⑤ 機材積載 約20分(可搬型モニタリングポスト3台を積載) ⑥ 可搬型モニタリングポスト3台(発電所海側)を設置・測定開始 約40分 ①～⑥の合計 約120分										
緊急時対策所付近の可搬型気象観測設備の設置【A班】 (防護装備含む)	① 事前打合せ 約10分 ② 防護装備着用 約20分 ③ 保管場所からの移動 約10分 ④ 可搬型気象観測設備1台を設置・測定開始 約40分 ①～④の合計 約80分										
可搬型モニタリングポストの設置【A班】 (防護装備、車両準備・積載含む) ※固定モニタリング設備(8箇所)	① 事前打合せ 約10分 ② 防護装備着用 約20分 ③ 車両準備・移動 約10分 ④ 機材積載 約20分(可搬型モニタリングポスト4台を積載) ⑤ 可搬型モニタリングポスト4台設置・測定開始 約50分(要員2名×1班で実施、移動時間含む) ⑥ 保管場所に移動 約10分 ⑦ 機材積載 約20分(可搬型モニタリングポスト4台を積載) ⑧ 可搬型モニタリングポスト4台設置・測定開始 約50分 ①～⑧の合計 約190分										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由										
		<table border="1" data-bbox="1285 140 1783 628"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>所要時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型気象観測設備の設置【A班】 (防護装備、車両準備・積載含む)</td> <td>① 事前打合せ 約10分 ② 防護装備着用 約20分 ③ 車両準備・移動 約10分</td> </tr> <tr> <td>気象観測設備の代替測定</td> <td>④ 機材積載 約20分(可搬型気象観測設備1台を積載) ⑤ 可搬型気象観測設備1台を設置・測定開始 約40分 ①～⑤の合計 約100分</td> </tr> <tr> <td>放射能観測車による監視【B班】 (防護装備、車両準備・積載含む)</td> <td>① 事前打合せ 約10分 ② 防護装備着用 約20分 ③ 車両準備・積載 約10分 ④ ダスト・よう素測定：約30分/箇所(3箇所同時監視) ⑤ 放射線測定(空間線収線量率モニタ)：連続測定可 ①～④(⑤は④と同時に進行)の合計 約70分</td> </tr> <tr> <td>海水サンプリング【B班】 (防護装備、車両準備・積載含む)</td> <td>① 事前打合せ 約10分 ② 防護装備着用 約20分 ③ 車両準備・積載 約10分 ④ 移動・試料採取 約20分×3箇所、60分/3箇所 ⑤ 試料測定 約10分×3箇所分、30分/3箇所分 ①～⑤の合計約130分</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 陸域のモニタリングの訓練について</p> <p>緊急時モニタリングのうち陸域のモニタリングについては、放管班の緊急時モニタリング訓練を通して技術力を維持しており具体的には、放管班2名で以下の項目を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型モニタリングポスト設置訓練(放射線防護具着用、冬季実施) ・ダスト・よう素サンプリング訓練(放射線防護具着用) ・サーベイメータによる測定訓練(放射線防護具着用) ・上記項目の連絡訓練 <p>また、定例業務により定期的に以下の測定を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・走行状態での放射線量の測定 ・定点で停止状態での放射線量の測定、風向風速の測定 <p>緊急時モニタリングについてはブルーム通過時の対処も含め、放射能観測車による上記の訓練及び定例の業務から放射線量測定及び風向風速測定により適切に判断し実施できる。なお、今後も継続して訓練を行い必要な改善を実施していくこととしている。</p> <p>(7) 海上モニタリングの成立性について</p> <p>海上のモニタリングについては、海上という特殊な場所でのモニタリングとなることから、津波等における危険が十分に小さいと判断される時期で、海水への放射性物質の漏洩が確認された場合等、放管班長が海上モニタリングが必要と判断した場合に、発電所周辺海域への放射能等を確認するため、小型船舶を使用して実施する。</p> <p>なお、使用する小型船舶は予備を含め2艇用意し、発電所</p>	項目	所要時間	可搬型気象観測設備の設置【A班】 (防護装備、車両準備・積載含む)	① 事前打合せ 約10分 ② 防護装備着用 約20分 ③ 車両準備・移動 約10分	気象観測設備の代替測定	④ 機材積載 約20分(可搬型気象観測設備1台を積載) ⑤ 可搬型気象観測設備1台を設置・測定開始 約40分 ①～⑤の合計 約100分	放射能観測車による監視【B班】 (防護装備、車両準備・積載含む)	① 事前打合せ 約10分 ② 防護装備着用 約20分 ③ 車両準備・積載 約10分 ④ ダスト・よう素測定：約30分/箇所(3箇所同時監視) ⑤ 放射線測定(空間線収線量率モニタ)：連続測定可 ①～④(⑤は④と同時に進行)の合計 約70分	海水サンプリング【B班】 (防護装備、車両準備・積載含む)	① 事前打合せ 約10分 ② 防護装備着用 約20分 ③ 車両準備・積載 約10分 ④ 移動・試料採取 約20分×3箇所、60分/3箇所 ⑤ 試料測定 約10分×3箇所分、30分/3箇所分 ①～⑤の合計約130分	<p>【大阪】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載方針が異なるものの緊急時モニタリングとしての作業内容は同様である。
項目	所要時間												
可搬型気象観測設備の設置【A班】 (防護装備、車両準備・積載含む)	① 事前打合せ 約10分 ② 防護装備着用 約20分 ③ 車両準備・移動 約10分												
気象観測設備の代替測定	④ 機材積載 約20分(可搬型気象観測設備1台を積載) ⑤ 可搬型気象観測設備1台を設置・測定開始 約40分 ①～⑤の合計 約100分												
放射能観測車による監視【B班】 (防護装備、車両準備・積載含む)	① 事前打合せ 約10分 ② 防護装備着用 約20分 ③ 車両準備・積載 約10分 ④ ダスト・よう素測定：約30分/箇所(3箇所同時監視) ⑤ 放射線測定(空間線収線量率モニタ)：連続測定可 ①～④(⑤は④と同時に進行)の合計 約70分												
海水サンプリング【B班】 (防護装備、車両準備・積載含む)	① 事前打合せ 約10分 ② 防護装備着用 約20分 ③ 車両準備・積載 約10分 ④ 移動・試料採取 約20分×3箇所、60分/3箇所 ⑤ 試料測定 約10分×3箇所分、30分/3箇所分 ①～⑤の合計約130分												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由										
		<p>構内高台（T.P.31m以上）のそれぞれ別な場所に保管する。</p> <p>・要員</p> <table border="1" data-bbox="1272 204 1800 320"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>開始時期</th> <th>要員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海上モニタリング</td> <td>・津波等による危険がないと判断される時期で取水口、放水口の海水サンプリング結果から放射線物質濃度が確認された場合等、放管班長が海上モニタリングが必要と判断した場合</td> <td>放管班2名 船舶要員1名※</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：船舶要員は、シルトフェンス設置要員または放管班員を充当する。</p> <p>・所要時間</p> <table border="1" data-bbox="1272 368 1800 528"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>所用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海上モニタリング</td> <td>① 事前打合せ 約10分 ② 防護装備着用 約20分 ③ 船舶の運搬・資機材積載：80分 ④ 採取測定地点移動 20分/海上1箇所程度 ⑤ 試料採取/測定・サーベイ：70分/海上1箇所程度 ①～⑤の合計約200分</td> </tr> </tbody> </table>	項目	開始時期	要員	海上モニタリング	・津波等による危険がないと判断される時期で取水口、放水口の海水サンプリング結果から放射線物質濃度が確認された場合等、放管班長が海上モニタリングが必要と判断した場合	放管班2名 船舶要員1名※	項目	所用時間	海上モニタリング	① 事前打合せ 約10分 ② 防護装備着用 約20分 ③ 船舶の運搬・資機材積載：80分 ④ 採取測定地点移動 20分/海上1箇所程度 ⑤ 試料採取/測定・サーベイ：70分/海上1箇所程度 ①～⑤の合計約200分	
項目	開始時期	要員											
海上モニタリング	・津波等による危険がないと判断される時期で取水口、放水口の海水サンプリング結果から放射線物質濃度が確認された場合等、放管班長が海上モニタリングが必要と判断した場合	放管班2名 船舶要員1名※											
項目	所用時間												
海上モニタリング	① 事前打合せ 約10分 ② 防護装備着用 約20分 ③ 船舶の運搬・資機材積載：80分 ④ 採取測定地点移動 20分/海上1箇所程度 ⑤ 試料採取/測定・サーベイ：70分/海上1箇所程度 ①～⑤の合計約200分												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

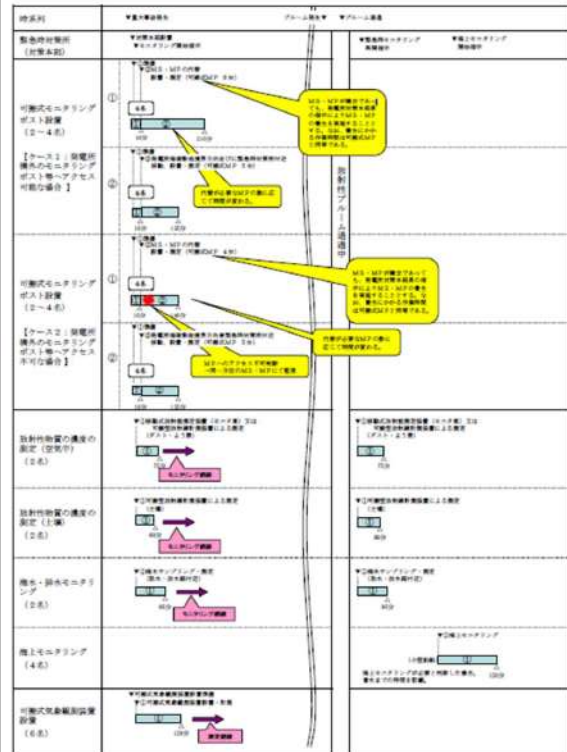
大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

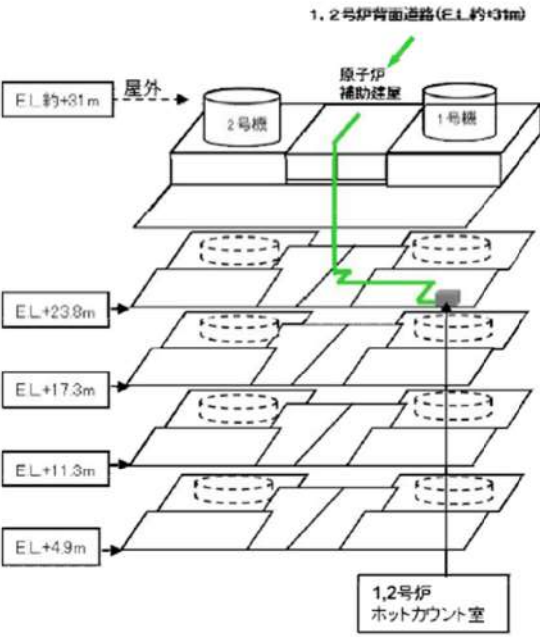
4. 緊急時モニタリングに関する要員の動き
 「3. 緊急時モニタリングの実施手順及び体制」に示す対応要員について、事故発生からブルーム通過後までの動きを以下に示す。
 (1) 事故発生からブルーム通過後までの要員の動き



【大飯】記載方針の相違
 ・記載方針が異なるものの緊急時モニタリングとしての作業内容は同様である。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) ホットカウント室へのアクセス性について 海水及び排水サンプリングで採取したサンプリング試料の放射能測定を実施する1,2号炉のホットカウント室については、耐震Sクラスの補助建屋内にあり、補助建屋へアクセスする1,2号炉背面道路（E.L.約+31m）からホットカウント室（E.L.+23.8m）までのアクセスルートについては、障害となる機器がないためアクセスが可能である。</p>  <p>ホットカウント室へのアクセスルート</p>			<p>【大飯】運用の相違 ・海水及び排水サンプリングで採取した試料の放射能測定についても、泊は女川同様現場において放射能測定装置で測定を行う運用である。（3.7 緊急時モニタリングの実施手順及び体制に記載）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>5. 放射能放出率の算出</p> <p>重大事故等が発生した場合に、海側敷地境界付近を含み原子炉格納施設を囲む8方位をほぼ網羅する位置に可搬式モニタリングポストを設置し、風下方向の放射線量を測定する。また、可搬式モニタリングポストで得られた放射線量のデータから、放射能放出率を算出し、放出放射エネルギーを求める。</p> <p>(1) 可搬式モニタリングポストの配置場所</p> <p>下図に可搬式モニタリングポストの配置場所を示す。可搬式モニタリングポストは、大飯発電所から8方位をほぼ網羅する位置に設置する。また、アクセスルートが確保できない等の状況から構外モニタリングポスト付近に設置できない場合は、発電所構内にある同一方位のモニタリングポストまたは可搬式モニタリングポストにて監視する。</p>		<p>【比較のため泊欄には補足説明資料3、(1)を掲載】</p> <p>(1) 可搬型モニタリングポストの台数について</p> <p>可搬型モニタリングポストは、固定モニタリング設備の代替として使用するため、周辺監視区域境界付近に設置している数（モニタリングポスト7台、モニタリングステーション1台）と同等の8台を準備している。</p> <p>また、発電所海側モニタリング用3台、緊急時対策所付近用1台を準備している。設置場所は原則、以下のとおりとする。</p>	<p>【大飯】資料構成の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

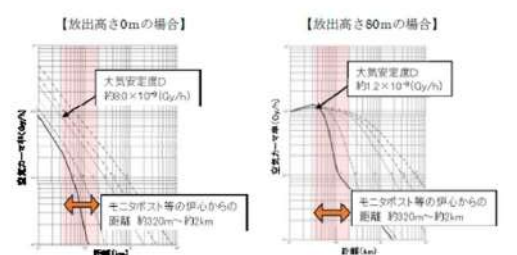
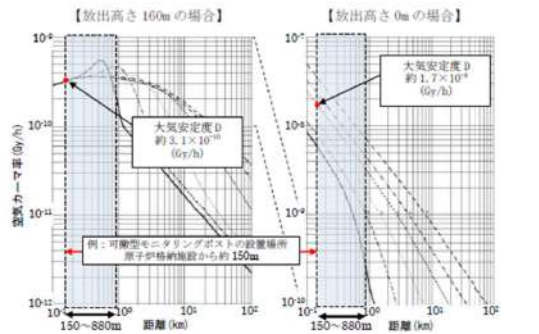
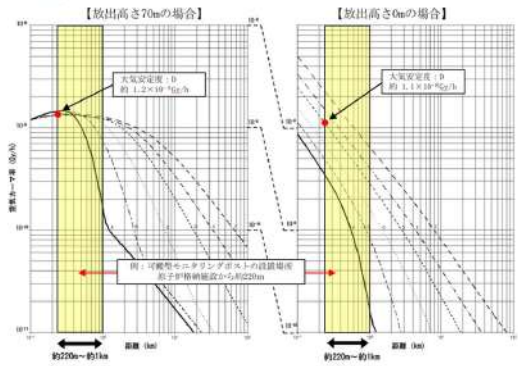
第60条 監視測定設備

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 冬季の設置に関する影響</p> <p>可搬式モニタリングポストは、外気温-10℃でも使用できる設計となっている他、衛星系回線は降雪時にも影響を受けにくいものを採用している。(降雪の影響を受けにくい無線周波数帯 [2.5 GHz/2.6 GHz] を使用)</p> <p>また、設置場所への運搬については、大飯発電所構内において一定(10cm)以上の積雪が観測された時点で、速やかに除雪車による除雪が実施される体制にしているため支障はない。</p> <p>なお、設置場所に積雪があった場合には、運搬車両に除雪用具を積載しており、除雪することで設置場所を確保することが可能である。</p>		<p>【比較のため泊欄には補足説明資料3.(5)を掲載】</p> <p>(5) 冬季の設置に関する影響</p> <p>可搬型モニタリングポストは、外気温-19℃(最寄の気象官署における最低観測温度-18℃を担保した値)でも使用できる設計となっている他、衛星系回線は降雪時にも影響を受けにくいものを採用している。(降雪の影響を受けにくい無線周波数帯 [2.5 GHz/2.6 GHz[※]] を使用)</p> <p>また、設置場所への運搬については、泊発電所構内において一定(10 cm)以上の積雪が観測された時点で、速やかに除雪車による除雪が実施される体制にしていること、また可搬型モニタリングポストを運搬する車両は四輪駆動の車両を準備しているため支障はない。</p> <p>なお、設置場所に積雪があった場合には、運搬車両に除雪用具を積載しており、放管班が除雪することで設置場所を確保することが可能である。</p> <p>※ 地上 ⇒ 衛星間：2.6 GHz, 衛星 ⇒ 地上間：2.5 GHz</p>	<p>【大飯】個別設計の相違 【大飯】根拠を明確化</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

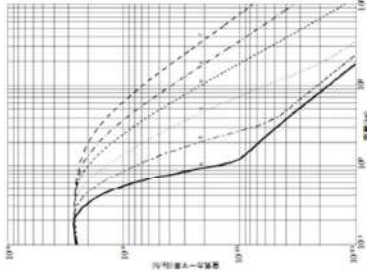
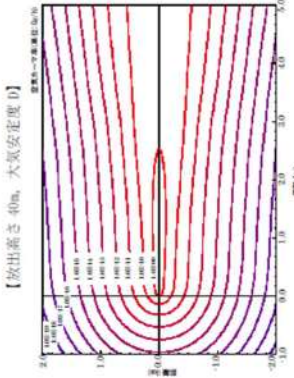
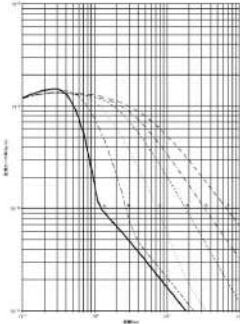
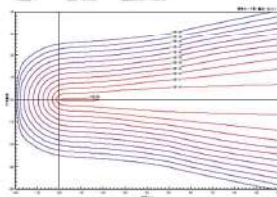
第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) 放射能放出率の算出</p> <p>重大事故等時において、放射性物質が放出された場合に放射性物質の放射能放出率を算出するために、可搬式モニタリングポストで得られた放射線量のデータより、以下の算出式を用いる。</p> <p>（出典：「環境放射線モニタリング指針（原子力安全委員会平成22年4月）」より）</p> <p>a. 放射性希ガス放出率 (Q) の算出式</p> $Q = 4 \times D \times U / D_0 / E \quad (\text{GBq/h})$ <p>Q : 実際の条件下での放射性希ガス放出率 (GBq/h) D : 風下のモニタリング地点で実測された空気カーマ率^{※1} (μGy/h) D₀ : 空気カーマ率図のうち地上放出高さ及び大気安定度が該当する図から読み取った地表地点における空気カーマ率 (μGy/h) (at放出率: 1GBq/h, 風速: 1m/s, 実効エネルギー: 1MeV/dis)^{※2} U : 平均風速 (m/s) E : 原子炉停止から推定時点までの経過時間によるガンマ線実効エネルギー (MeV/dis)</p> <p>b. 放射性ヨウ素放出率 (Q) の算出式</p> $Q = 4 \times x \times U / x_0 \quad (\text{GBq/h})$ <p>Q : 実際の条件下での放射性ヨウ素放出率 (GBq/h) x : 風下のモニタリング地点で実測された大気中の放射性ヨウ素濃度^{※1} (Bq/m³) x₀ : 地上高さ及び大気安定度が該当する地表濃度分布図より読み取った地表における大気中放射性ヨウ素濃度 (Bq/m³) (at放出率: 1GBq/h, 風速: 1m/s)^{※2} U : 平均風速 (m/s)</p> <p>※1: モニタリングで得られたデータを使用 ※2: 排気筒から放出される放射性雲の等濃度分布図および放射性雲からの等空気カーマ率分布 (Ⅲ) (日本原子力研究所2004年6月JAERI-Data/Code 2004-010)</p>	<p>3. 参考 環境モニタリング設備等</p> <p>3.3 放射能放出率の算出</p> <p>3.3.1 環境放射線モニタリング指針に基づく算出</p> <p>(1) 地上高さから放出された場合の測定について</p> <p>重大事故等時において、放射性物質が放出された場合に放射性物質の放射能放出率を算出するために、可搬式モニタリングポストで得られた放射線量のデータより、以下の算出式を用いる。</p> <p>出典：「環境放射線モニタリング指針（原子力安全委員会平成22年4月）」より</p> <p>a. 放射性希ガス放出率 (Q) の算出式</p> $Q = 4 \times \text{D} \times U / D_0 / E \quad (\text{GBq/h})$ <p>Q : 実際の条件下での放射性希ガス放出率 (GBq/h) 4 : 安全係数 D : 風下の地表モニタリング地点で実測された空気カーマ率^{※1} (μGy/h) U : 平均風速 (m/s) D₀ : 空気カーマ率図のうち地上放出高さ及び大気安定度が該当する図から読み取った地表地点における空気カーマ率^{※2} (μGy/h) (at放出率: 1GBq/h, 風速: 1m/s, 実効エネルギー: 1MeV/dis) E : 原子炉停止から推定時点までの経過時間によるガンマ線実効エネルギー (MeV/dis)</p> <p>b. 放射性ヨウ素放出率 (Q) の算出式</p> $Q = 4 \times x \times U / x_0 \quad (\text{GBq/h})$ <p>Q : 実際の条件下での放射性ヨウ素放出率 (GBq/h) 4 : 安全係数 x : 風下の地表モニタリング地点で実測された大気中の放射性ヨウ素濃度^{※1} (Bq/m³) U : 平均風速 (m/s) x₀ : 地上放出高さ及び大気安定度が該当する地表濃度分布図より読み取った地表における大気中放射性ヨウ素濃度^{※2} (Bq/m³) (at放出率: 1GBq/h, 風速: 1m/s)</p> <p>※1: モニタリングで得られたデータを使用 ※2: 排気筒から放出される放射性雲の等濃度分布図及び放射性雲からの等空気カーマ率分布図 (Ⅲ) (日本原子力研究所 2004 年 6 月 JAERI-Data/Code 2004-010)</p>	<p>(8) 環境放射線モニタリング指針に基づく算出について</p> <p>a. 地上高さから放出された場合の測定について</p> <p>重大事故等時において、放射性物質が放出された場合に放射性物質の放射能放出率を算出するために、可搬式モニタリングポストで得られた放射線量のデータより、以下の算出式を用いる。</p> <p>出典：「環境放射線モニタリング指針（原子力安全委員会平成22年4月）」より</p> <p>(a) 放射性希ガス放出率 (Q) の算出式</p> $Q = 4 \times \text{D} \times U / D_0 / E \quad (\text{GBq/h})$ <p>Q : 実際の条件下での放射性希ガス放出率 (GBq/h) D : 風下のモニタリング地点で実測された空気カーマ率^{※1} (μGy/h) D₀ : 空気カーマ率図のうち地上放出高さ及び大気安定度が該当する図から読み取った地表地点における空気カーマ率 (μGy/h) (at放出率: 1GBq/h, 風速: 1m/s, 実効エネルギー: 1MeV/dis)^{※2} U : 平均風速 (m/s) E : 原子炉停止から推定時点までの経過時間によるγ線実効エネルギー (MeV/dis)</p> <p>(b) 放射性ヨウ素放出率 (Q) の算出式</p> $Q = 4 \times x \times U / x_0 \quad (\text{GBq/h})$ <p>Q : 実際の条件下での放射性ヨウ素放出率 (GBq/h) x : 風下のモニタリング地点で実測された放射性ヨウ素濃度^{※1} (Bq/m³) x₀ : 地上高さ及び大気安定度が該当する地表濃度分布図から読み取った地表における大気中放射性ヨウ素濃度 (Bq/m³) (at放出率: 1GBq/h, 風速: 1m/s)^{※2} U : 平均風速 (m/s)</p> <p>※1: モニタリングで得られたデータを使用 ※2: 排気筒から放出される放射性雲の等濃度分布図および放射性雲からの等空気カーマ率分布 (Ⅲ) (日本原子力研究所 2004 年 6 月 JAERI-Data/Code 2004-010)</p>	<p>【大飯】女川実績の反映 【女川】資料番号の相違</p>

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(4) 放射能放出量の計算例</p> <p>以下に、放射性希ガスによる放射能放出量の計算例を示す。 (風速は「1m」、大気安定度は「D」とする。)</p> <p>放射性希ガス放出率 = $4 \times D \times U / D_0 / E$ $= 4 \times 5 \times 10^4 \times 1.0 / 1.2 \times 10^3 / 0.5 = 3.3 \times 10^8$ (GBq/h) (3.3×10^{17} Bq/h)</p> <p>4 : 安全係数 D : モニタリング地点 (風下方向) 実測された空間放射線量率 $\Rightarrow 50$ mGy/h ($5 \times 10^4 \mu$Gy/h) ※ 1 Sv = 1 Gy とした U : 放出地上高さにおける平均風速 $\Rightarrow 1.0$ m/s D₀ : $1.2 \times 10^3 \mu$Gy/h E : 原子炉停止から推定時点までの経過時間によるガンマ線実効エネルギー $\Rightarrow 0.5$ MeV/ds</p> <p>※ 放射性希ガスの放射能放出量は、可搬型ダストサンプラにより採取、測定したデータから算出する。</p> <p>(5) 可搬式モニタリングポストによる放射線量率の計測について</p> <p>重大事故等が発生した場合に、周辺監視区域境界に設置している固定モニタリング設備 (モニタリングステーション1台、モニタリングポスト5台) が機能を喪失した場合の代替用に6個及び海側敷地境界方向に5個可搬式モニタリングポストを設置し、風下方向の放射線量を測定する。</p> <p>なお、ブルームが高い位置から放出された場合でも、ブルームが通過する上空と地表面の間に放射線を遮へいするものが無いため、地表面に設置する可搬式モニタリングポストで十分に計測が可能である。</p>  <p>図 地表面における放射性気からのγ線による空気カーマ率分布</p> <p>出典：「排気筒から放出される放射性気等の等濃度分布図および放射性気からの等空気カーマ率分布 (Ⅲ)」 (日本原子力研究所2004年6月 JAERI-Data/Code 2004-010)</p>	<p>【比較のため(3)を移動して掲載】</p> <p>(3) 放射能放出率の計算例</p> <p><放射能放出率の計算例></p> <p>以下に、放射性希ガスによる放射能放出率の計算例を示す。 (風速は「1m/s」、大気安定度は「D」とする。)</p> <p>放射性希ガス放出率 = $4 \times D \times U / D_0 / E$ $= 4 \times 5 \times 10^4 \times 1.0 / 1.2 \times 10^3 / 0.5 = 3.3 \times 10^8$ (GBq/h) (3.3×10^{17} Bq/h)</p> <p>4 : 安全係数 D : 地表モニタリング地点で (風下方向) 実測された空間放射線量率 $\Rightarrow 50$ mGy/h ($5 \times 10^4 \mu$Gy/h) ※ 1 Sv = 1 Gy とした U : 放出地上高さにおける平均風速 $\Rightarrow 1.0$ m/s D₀ : 空気カーマ率のうちの地上放出高さ及び大気安定度が該当する層から読み取った地表地点における空気カーマ率 $\Rightarrow 3.1 \times 10^4 \mu$Gy/h E : 原子炉停止から推定時点までの経過時間によるガンマ線実効エネルギー $\Rightarrow 0.5$ MeV/ds</p> <p>※ 放射性希ガスの放射能放出率は、可搬型ダスト・よう素サンプラにより採取し、可搬型放射線計測装置により測定したデータから算出する。</p> <p>(2) 高い位置から放出された場合の測定について</p> <p>可搬型モニタリングポストは、地表面に配置するため、高所から放射性雲が放出された場合、放射線量率としては低くなる。しかしながら、放射性雲が通過する上空と地表面の間に放射線を遮蔽するものがないため、地表面に配置する可搬型モニタリングポストで十分に測定が可能である。</p>  <p>出典：「排気筒から放出される放射性気等の等濃度分布図および放射性気からの等空気カーマ率分布 (Ⅲ)」 (日本原子力研究所 2004 年 6 月 JAERI-Data/Code 2004-010) (条件等加筆)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排気筒高さ 0.P.+17m* ・敷地グラウンドレベル 0.P.+15m* ・可搬型モニタリングポスト設置場所 (原子炉格納施設から約 150~880m) <p>※：2011年東北地方太平洋沖地震に伴う地震変動を考慮すると、表記値より一層に1m以下</p> <p>第 3.3.1-1 図 各大気安定度における地表面での放射性気からのγ線による空気カーマ率分布図</p>	<p>b. 放射能放出率の算出</p> <p><放射能放出率の計算例></p> <p>以下に、放射性希ガスによる放射能放出率の計算例を示す。 (風速は「1m/s」、大気安定度は「D」とする。)</p> <p>放射性希ガス放出率 = $4 \times D \times U / D_0 / E$ $= 4 \times 5 \times 10^4 \times 1.0 / 1.2 \times 10^3 / 0.5 = 3.3 \times 10^8$ (GBq/h) (3.3×10^{17} Bq/h)</p> <p>4 : 安全係数 D : モニタリング地点 (風下方向) で実測された空間放射線量率 $\Rightarrow 50$ mGy/h ($5 \times 10^4 \mu$Gy/h) ※ 1 Sv = 1 Gy とした U : 放出地上高さにおける平均風速 $\Rightarrow 1.0$ m/s D₀ : $1.2 \times 10^3 \mu$Gy/h E : 原子炉停止から推定時点までの経過時間によるγ線実効エネルギー $\Rightarrow 0.5$ MeV/ds</p> <p>※ 放射性希ガスの放射能放出率は、可搬型ダスト・よう素サンプラにより採取・測定したデータから算出する。</p> <p>c. 高い位置から放出された場合の測定について</p> <p>可搬型モニタリングポストは、地表面に配置するため、高所からブルームが放出された場合、放射線量率としては低くなる。しかしながら、ブルームが通過する上空と地表面の間に放射線を遮蔽するものがないため、地表面に配置する可搬型モニタリングポストで十分に測定が可能である。</p>  <p>出典：「排気筒から放出される放射性気等の等濃度分布図および放射性気からの等空気カーマ率分布 (Ⅲ)」 (日本原子力研究所2004年6月 JAERI-Data/Code 2004-010)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排気筒高さ：T.P.+83.1m ・敷地グラウンドレベル：T.P.+10.0m ・可搬型モニタリングポスト設置場所 (原子炉格納施設から約220m~約1km) <p>第1図 各大気安定度における地表面でのブルームからのγ線による空気カーマ率分布図</p>	<p>相違理由</p>

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																				
	<p>3.3.2 可搬型モニタリングポストの配置位置における放射 性雲の検知性について</p> <p>(1) 環境放射線モニタリング指針に基づく評価 放射性雲が放出された場合において、放射性雲は必ずし も可搬型モニタリングポストの配置位置を通過するわけ ではなく、間隙を通過するケースも考えられる。そのため、 第3.3.2-1表の条件において、放出高さ及び大気安定度 が該当する空気カーマ率図（第3.3.2-1図、第3.3.2-2図） を用いて、配置する可搬型モニタリングポストの検知性を 評価した。</p> <p style="text-align: center;">第3.3.2-1表 評価条件</p> <table border="1" data-bbox="689 545 1209 896"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設定内容</th> <th>設定理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風速</td> <td>1.0m/s</td> <td>それぞれのモニタ指示値の 比には影響しないので代表 値として1.0m/sを設定し た。</td> </tr> <tr> <td>風向</td> <td>8方位</td> <td>可搬型モニタリングポスト の配置位置を考慮した。</td> </tr> <tr> <td>大気安定度</td> <td>D（中立）</td> <td>女川原子力発電所で観測さ れた大気安定度のうち、最 も出現頻度の高い大気安定 度を採用（2012年1月～12 月）した。</td> </tr> <tr> <td>放出位置</td> <td>2号伊原子伊格納容器フィルタベ ント装置出口配管 （地上高約37m、標高約50m）</td> <td>2号伊原子伊格納容器フィ ルタベント装置出口配管か らの放出を想定した。</td> </tr> <tr> <td>評価地点</td> <td>可搬型モニタリングポストの配置 位置</td> <td>当該配置場所での放射性雲 の検知性を確認するため。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設定内容	設定理由	風速	1.0m/s	それぞれのモニタ指示値の 比には影響しないので代表 値として1.0m/sを設定し た。	風向	8方位	可搬型モニタリングポスト の配置位置を考慮した。	大気安定度	D（中立）	女川原子力発電所で観測さ れた大気安定度のうち、最 も出現頻度の高い大気安定 度を採用（2012年1月～12 月）した。	放出位置	2号伊原子伊格納容器フィルタベ ント装置出口配管 （地上高約37m、標高約50m）	2号伊原子伊格納容器フィ ルタベント装置出口配管か らの放出を想定した。	評価地点	可搬型モニタリングポストの配置 位置	当該配置場所での放射性雲 の検知性を確認するため。	<p>(9) 可搬型モニタリングポスト設置場所におけるブルーム の検知性について</p> <p>a. 環境放射線モニタリング指針に基づく評価 ブルームが放出された場合において、ブルームは必ずし も可搬型モニタリングポストの配置位置を通過するわけ ではなく、間隙を通過するケースも考えられる。そのため、 第1表の条件において、放出高さ及び大気安定度が該当す る空気カーマ率図（第1図、第2図）を用いて、配置する 可搬型モニタリングポストの検知性を評価した。</p> <p style="text-align: center;">第1表 評価条件</p> <table border="1" data-bbox="1299 545 1769 938"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設定内容</th> <th>設定理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風速</td> <td>1.0m/s</td> <td>それぞれのモニタ指示値の 比には影響しないので代表 値として1.0m/sを設定し た。</td> </tr> <tr> <td>風速</td> <td>8方位</td> <td>可搬型モニタリングポスト の設置場所を考慮した。</td> </tr> <tr> <td>大気安定度</td> <td>D（中立）</td> <td>泊発電所構内で最も出現頻 度の高い大気安定度を採用 した。</td> </tr> <tr> <td>放出位置</td> <td>3号炉格納容器 （地上高70m）</td> <td>3号炉原子伊格納容器から の漏えいを想定</td> </tr> <tr> <td>評価地点</td> <td>可搬型モニタリングポスト の設置場所</td> <td>当該設置場所でのブルーム の検知性確認のため。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設定内容	設定理由	風速	1.0m/s	それぞれのモニタ指示値の 比には影響しないので代表 値として1.0m/sを設定し た。	風速	8方位	可搬型モニタリングポスト の設置場所を考慮した。	大気安定度	D（中立）	泊発電所構内で最も出現頻 度の高い大気安定度を採用 した。	放出位置	3号炉格納容器 （地上高70m）	3号炉原子伊格納容器から の漏えいを想定	評価地点	可搬型モニタリングポスト の設置場所	当該設置場所でのブルーム の検知性確認のため。	
項目	設定内容	設定理由																																					
風速	1.0m/s	それぞれのモニタ指示値の 比には影響しないので代表 値として1.0m/sを設定し た。																																					
風向	8方位	可搬型モニタリングポスト の配置位置を考慮した。																																					
大気安定度	D（中立）	女川原子力発電所で観測さ れた大気安定度のうち、最 も出現頻度の高い大気安定 度を採用（2012年1月～12 月）した。																																					
放出位置	2号伊原子伊格納容器フィルタベ ント装置出口配管 （地上高約37m、標高約50m）	2号伊原子伊格納容器フィ ルタベント装置出口配管か らの放出を想定した。																																					
評価地点	可搬型モニタリングポストの配置 位置	当該配置場所での放射性雲 の検知性を確認するため。																																					
項目	設定内容	設定理由																																					
風速	1.0m/s	それぞれのモニタ指示値の 比には影響しないので代表 値として1.0m/sを設定し た。																																					
風速	8方位	可搬型モニタリングポスト の設置場所を考慮した。																																					
大気安定度	D（中立）	泊発電所構内で最も出現頻 度の高い大気安定度を採用 した。																																					
放出位置	3号炉格納容器 （地上高70m）	3号炉原子伊格納容器から の漏えいを想定																																					
評価地点	可搬型モニタリングポスト の設置場所	当該設置場所でのブルーム の検知性確認のため。																																					

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p data-bbox="689 687 712 794">【放出高さ40m】</p>  <p data-bbox="1099 624 1122 885">第3.3.2-1図 風下軸上空気カーマ率</p>  <p data-bbox="792 288 815 502">【放出高さ40m、大気安定度D】</p> <p data-bbox="1099 247 1122 541">第3.3.2-2図 風下直角方向空気カーマ率</p> <p data-bbox="1151 215 1189 938">出典：「排気筒から放出される放射性雲の等濃度分布および放射性雲からの等空気カーマ率分布図（Ⅲ）」 （日本原子力研究所 2004年6月 JAERI Data/Code 2004-010）</p> <p data-bbox="703 1161 824 1184">(2) 評価結果</p> <p data-bbox="719 1190 1234 1241">各風向における評価地点での放射線量率を読み取り（第3.3.2-3図）、その感度を第3.3.2-2表に示す。</p> <p data-bbox="719 1248 1234 1417">ここでは、風向きによる差を確認するために、風下方向の敷地境界位置での放射線量率を1と規格化して求めた。風下方向に対して隣接する可搬型モニタリングポストは、風下方向の数値に対して、約2桁低くなるが、最低でも1.4×10^{-2}程度の感度を有しており、放射性雲通過時の放射線量率の測定は可能であると評価する。</p>	 <p data-bbox="1442 560 1637 582">第1図 風下軸上空気カーマ率</p> <p data-bbox="1249 608 1727 651">出典：「排気筒から放出される放射性雲の等濃度分布および放射性雲からの等空気カーマ率分布図（Ⅲ）」 （日本原子力研究所 2004年6月 JAERI Data/Code 2004-010）</p>  <p data-bbox="1435 986 1659 1008">第2図 風下直角方向空気カーマ率</p> <p data-bbox="1249 1034 1742 1077">出典：「排気筒から放出される放射性雲の等濃度分布および放射性雲からの等空気カーマ率分布図（Ⅲ）」 （日本原子力研究所 2004年6月 JAERI Data/Code 2004-010）</p> <p data-bbox="1308 1161 1429 1184">b. 評価結果</p> <p data-bbox="1308 1190 1823 1241">各風向における評価地点での放射線量率を読み取り（第3図）、その感度を第2表に示す。</p> <p data-bbox="1308 1248 1823 1417">ここでは、風向きによる差を確認するために、風下方向の敷地境界位置での放射線量率を1と規格化して求めた。風下方向に対して隣接する可搬型モニタリングポストは、風下方向の数値に対して、約1桁低くなるが、最低でも1.4×10^{-1}程度の感度を有しており、プルーム通過時の放射線量率の測定は可能であると評価する。</p>	<p data-bbox="1845 1337 2024 1359">【女川】解析結果の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																													
	<p>第3.3.2-2表 各風向による評価地点での放射線量率の感度（1）</p> <p>評価地点での放射線量率の感度 <small>（風下方向の敷地境界位置での放射線量率を1として規格化）</small></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価地点</th> <th>南</th> <th>南西</th> <th>西</th> <th>北西</th> <th>北</th> <th>北東</th> <th>東</th> <th>南東</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モニタリングポスト No.1</td> <td>4.3×10⁻³</td> <td>1.9×10⁻³</td> <td>7.7×10⁻³</td> <td>9.5×10⁻³</td> <td>6.7×10⁻³</td> <td>6.3×10⁻³</td> <td>2.9×10⁻³</td> <td>2.2×10⁻³</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト No.2</td> <td>2.2×10⁻³</td> <td>3.8×10⁻³</td> <td>5.8×10⁻³</td> <td>2.9×10⁻³</td> <td>5.7×10⁻³</td> <td>1.1×10⁻³</td> <td>2.9×10⁻³</td> <td>1.7×10⁻³</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト No.3</td> <td>8.7×10⁻³</td> <td>6.9×10⁻³</td> <td>1.2×10⁻³</td> <td>9.5×10⁻³</td> <td>1.4×10⁻³</td> <td>5.3×10⁻³</td> <td>1.9×10⁻³</td> <td>1.7×10⁻³</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト No.4</td> <td>2.6×10⁻³</td> <td>1.2×10⁻³</td> <td>6.5×10⁻³</td> <td>9.5×10⁻³</td> <td>4.8×10⁻³</td> <td>2.1×10⁻³</td> <td>8.7×10⁻³</td> <td>7.4×10⁻³</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト No.5</td> <td>4.3×10⁻³</td> <td>3.8×10⁻³</td> <td>2.3×10⁻³</td> <td>2.4×10⁻³</td> <td>2.9×10⁻³</td> <td>2.1×10⁻³</td> <td>1.4×10⁻³</td> <td>1.3×10⁻³</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト No.6</td> <td>2.6×10⁻³</td> <td>1.5×10⁻³</td> <td>1.2×10⁻³</td> <td>5.2×10⁻³</td> <td>3.3×10⁻³</td> <td>7.5×10⁻³</td> <td>2.9×10⁻³</td> <td>8.7×10⁻³</td> </tr> <tr> <td>溝渠(No.1)</td> <td>5.2×10⁻³</td> <td>5.8×10⁻³</td> <td>1.5×10⁻³</td> <td>7.1×10⁻³</td> <td>6.7×10⁻³</td> <td>5.3×10⁻³</td> <td>3.5×10⁻³</td> <td>1.3×10⁻³</td> </tr> <tr> <td>溝渠(No.2)</td> <td>8.7×10⁻³</td> <td>1.9×10⁻³</td> <td>7.7×10⁻³</td> <td>9.5×10⁻³</td> <td>1.4×10⁻³</td> <td>5.3×10⁻³</td> <td>3.8×10⁻³</td> <td>4.3×10⁻³</td> </tr> </tbody> </table> <p>■：風下方向の評価地点を示す。 □：風下方向中のうち、最も風強い値となるもの。</p> <p>第3.3.2-3図 可搬型モニタリングポストの設置場所及び放射線量率の感度（風向：北（西））</p> <p>また、可搬型モニタリングポストの配置位置にアクセスできない場合の代替測定場所（第3.3.2-4図）での放射線量率の感度について同様に評価した。その感度を第3.3.2-3表に示す。風下方向に対して隣接する可搬型モニタリングポストは、風下方向の数値に対して、約1桁低くなるが、最低でも2.2×10⁻³程度の感度を有しており、放射性雲通過時の放射線量率の測定は可能であると評価する。</p>	評価地点	南	南西	西	北西	北	北東	東	南東	モニタリングポスト No.1	4.3×10 ⁻³	1.9×10 ⁻³	7.7×10 ⁻³	9.5×10 ⁻³	6.7×10 ⁻³	6.3×10 ⁻³	2.9×10 ⁻³	2.2×10 ⁻³	モニタリングポスト No.2	2.2×10 ⁻³	3.8×10 ⁻³	5.8×10 ⁻³	2.9×10 ⁻³	5.7×10 ⁻³	1.1×10 ⁻³	2.9×10 ⁻³	1.7×10 ⁻³	モニタリングポスト No.3	8.7×10 ⁻³	6.9×10 ⁻³	1.2×10 ⁻³	9.5×10 ⁻³	1.4×10 ⁻³	5.3×10 ⁻³	1.9×10 ⁻³	1.7×10 ⁻³	モニタリングポスト No.4	2.6×10 ⁻³	1.2×10 ⁻³	6.5×10 ⁻³	9.5×10 ⁻³	4.8×10 ⁻³	2.1×10 ⁻³	8.7×10 ⁻³	7.4×10 ⁻³	モニタリングポスト No.5	4.3×10 ⁻³	3.8×10 ⁻³	2.3×10 ⁻³	2.4×10 ⁻³	2.9×10 ⁻³	2.1×10 ⁻³	1.4×10 ⁻³	1.3×10 ⁻³	モニタリングポスト No.6	2.6×10 ⁻³	1.5×10 ⁻³	1.2×10 ⁻³	5.2×10 ⁻³	3.3×10 ⁻³	7.5×10 ⁻³	2.9×10 ⁻³	8.7×10 ⁻³	溝渠(No.1)	5.2×10 ⁻³	5.8×10 ⁻³	1.5×10 ⁻³	7.1×10 ⁻³	6.7×10 ⁻³	5.3×10 ⁻³	3.5×10 ⁻³	1.3×10 ⁻³	溝渠(No.2)	8.7×10 ⁻³	1.9×10 ⁻³	7.7×10 ⁻³	9.5×10 ⁻³	1.4×10 ⁻³	5.3×10 ⁻³	3.8×10 ⁻³	4.3×10 ⁻³	<p>第2表 各風向による評価地点での放射線量率の感度（1）</p> <p>評価地点での放射線量率の感度 <small>（風下方向の敷地境界位置での放射線量率を1として規格化）</small></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価地点</th> <th>南</th> <th>南西</th> <th>西</th> <th>北西</th> <th>北</th> <th>北東</th> <th>東</th> <th>南東</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モニタリングポスト1</td> <td>1.4×10⁻³</td> <td>7.1×10⁻³</td> <td>1.4×10⁻³</td> <td>7.1×10⁻³</td> <td>7.1×10⁻³</td> <td>1.3×10⁻³</td> <td>2.9×10⁻³</td> <td>1.3×10⁻³</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト2</td> <td>1.4×10⁻³</td> <td>7.1×10⁻³</td> <td>1.4×10⁻³</td> <td>7.1×10⁻³</td> <td>7.1×10⁻³</td> <td>1.3×10⁻³</td> <td>2.9×10⁻³</td> <td>1.3×10⁻³</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト3</td> <td>1.4×10⁻³</td> <td>7.1×10⁻³</td> <td>1.4×10⁻³</td> <td>7.1×10⁻³</td> <td>7.1×10⁻³</td> <td>1.3×10⁻³</td> <td>2.9×10⁻³</td> <td>1.3×10⁻³</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト4</td> <td>1.4×10⁻³</td> <td>7.1×10⁻³</td> <td>1.4×10⁻³</td> <td>7.1×10⁻³</td> <td>7.1×10⁻³</td> <td>1.3×10⁻³</td> <td>2.9×10⁻³</td> <td>1.3×10⁻³</td> </tr> <tr> <td>モニタリングステーション</td> <td>1.4×10⁻³</td> <td>7.1×10⁻³</td> <td>1.4×10⁻³</td> <td>7.1×10⁻³</td> <td>7.1×10⁻³</td> <td>1.3×10⁻³</td> <td>2.9×10⁻³</td> <td>1.3×10⁻³</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト5</td> <td>1.4×10⁻³</td> <td>7.1×10⁻³</td> <td>1.4×10⁻³</td> <td>7.1×10⁻³</td> <td>7.1×10⁻³</td> <td>1.3×10⁻³</td> <td>2.9×10⁻³</td> <td>1.3×10⁻³</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト6</td> <td>1.4×10⁻³</td> <td>7.1×10⁻³</td> <td>1.4×10⁻³</td> <td>7.1×10⁻³</td> <td>7.1×10⁻³</td> <td>1.3×10⁻³</td> <td>2.9×10⁻³</td> <td>1.3×10⁻³</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト7</td> <td>1.4×10⁻³</td> <td>7.1×10⁻³</td> <td>1.4×10⁻³</td> <td>7.1×10⁻³</td> <td>7.1×10⁻³</td> <td>1.3×10⁻³</td> <td>2.9×10⁻³</td> <td>1.3×10⁻³</td> </tr> <tr> <td>溝渠No.3</td> <td>1.4×10⁻³</td> <td>7.1×10⁻³</td> <td>1.4×10⁻³</td> <td>7.1×10⁻³</td> <td>7.1×10⁻³</td> <td>1.3×10⁻³</td> <td>2.9×10⁻³</td> <td>1.3×10⁻³</td> </tr> <tr> <td>溝渠No.2</td> <td>1.4×10⁻³</td> <td>7.1×10⁻³</td> <td>1.4×10⁻³</td> <td>7.1×10⁻³</td> <td>7.1×10⁻³</td> <td>1.3×10⁻³</td> <td>2.9×10⁻³</td> <td>1.3×10⁻³</td> </tr> <tr> <td>溝渠No.1</td> <td>1.4×10⁻³</td> <td>7.1×10⁻³</td> <td>1.4×10⁻³</td> <td>7.1×10⁻³</td> <td>7.1×10⁻³</td> <td>1.3×10⁻³</td> <td>2.9×10⁻³</td> <td>1.3×10⁻³</td> </tr> </tbody> </table> <p>■：風下方向の評価地点を示す。 □：風下方向中のうち、最も風強い値となるもの。</p> <p>第3図 可搬型モニタリングポストの設置場所及び放射線量率の感度評価の例（風向：北西）</p> <p>また、可搬型モニタリングポストの配置位置にアクセスできない場合の代替測定場所（第4図）での放射線量率の感度について同様に評価した。その感度を第3表に示す。風下方向に対して隣接する可搬型モニタリングポストは、風下方向の数値に対して、約1桁低くなるが、最低でも5.7×10⁻³程度の感度を有しており、ブルーム通過時の放射線量率の測定は可能であると評価する。</p>	評価地点	南	南西	西	北西	北	北東	東	南東	モニタリングポスト1	1.4×10 ⁻³	7.1×10 ⁻³	1.4×10 ⁻³	7.1×10 ⁻³	7.1×10 ⁻³	1.3×10 ⁻³	2.9×10 ⁻³	1.3×10 ⁻³	モニタリングポスト2	1.4×10 ⁻³	7.1×10 ⁻³	1.4×10 ⁻³	7.1×10 ⁻³	7.1×10 ⁻³	1.3×10 ⁻³	2.9×10 ⁻³	1.3×10 ⁻³	モニタリングポスト3	1.4×10 ⁻³	7.1×10 ⁻³	1.4×10 ⁻³	7.1×10 ⁻³	7.1×10 ⁻³	1.3×10 ⁻³	2.9×10 ⁻³	1.3×10 ⁻³	モニタリングポスト4	1.4×10 ⁻³	7.1×10 ⁻³	1.4×10 ⁻³	7.1×10 ⁻³	7.1×10 ⁻³	1.3×10 ⁻³	2.9×10 ⁻³	1.3×10 ⁻³	モニタリングステーション	1.4×10 ⁻³	7.1×10 ⁻³	1.4×10 ⁻³	7.1×10 ⁻³	7.1×10 ⁻³	1.3×10 ⁻³	2.9×10 ⁻³	1.3×10 ⁻³	モニタリングポスト5	1.4×10 ⁻³	7.1×10 ⁻³	1.4×10 ⁻³	7.1×10 ⁻³	7.1×10 ⁻³	1.3×10 ⁻³	2.9×10 ⁻³	1.3×10 ⁻³	モニタリングポスト6	1.4×10 ⁻³	7.1×10 ⁻³	1.4×10 ⁻³	7.1×10 ⁻³	7.1×10 ⁻³	1.3×10 ⁻³	2.9×10 ⁻³	1.3×10 ⁻³	モニタリングポスト7	1.4×10 ⁻³	7.1×10 ⁻³	1.4×10 ⁻³	7.1×10 ⁻³	7.1×10 ⁻³	1.3×10 ⁻³	2.9×10 ⁻³	1.3×10 ⁻³	溝渠No.3	1.4×10 ⁻³	7.1×10 ⁻³	1.4×10 ⁻³	7.1×10 ⁻³	7.1×10 ⁻³	1.3×10 ⁻³	2.9×10 ⁻³	1.3×10 ⁻³	溝渠No.2	1.4×10 ⁻³	7.1×10 ⁻³	1.4×10 ⁻³	7.1×10 ⁻³	7.1×10 ⁻³	1.3×10 ⁻³	2.9×10 ⁻³	1.3×10 ⁻³	溝渠No.1	1.4×10 ⁻³	7.1×10 ⁻³	1.4×10 ⁻³	7.1×10 ⁻³	7.1×10 ⁻³	1.3×10 ⁻³	2.9×10 ⁻³	1.3×10 ⁻³	<p>【女川】解析結果の相違</p>
評価地点	南	南西	西	北西	北	北東	東	南東																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト No.1	4.3×10 ⁻³	1.9×10 ⁻³	7.7×10 ⁻³	9.5×10 ⁻³	6.7×10 ⁻³	6.3×10 ⁻³	2.9×10 ⁻³	2.2×10 ⁻³																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト No.2	2.2×10 ⁻³	3.8×10 ⁻³	5.8×10 ⁻³	2.9×10 ⁻³	5.7×10 ⁻³	1.1×10 ⁻³	2.9×10 ⁻³	1.7×10 ⁻³																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト No.3	8.7×10 ⁻³	6.9×10 ⁻³	1.2×10 ⁻³	9.5×10 ⁻³	1.4×10 ⁻³	5.3×10 ⁻³	1.9×10 ⁻³	1.7×10 ⁻³																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト No.4	2.6×10 ⁻³	1.2×10 ⁻³	6.5×10 ⁻³	9.5×10 ⁻³	4.8×10 ⁻³	2.1×10 ⁻³	8.7×10 ⁻³	7.4×10 ⁻³																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト No.5	4.3×10 ⁻³	3.8×10 ⁻³	2.3×10 ⁻³	2.4×10 ⁻³	2.9×10 ⁻³	2.1×10 ⁻³	1.4×10 ⁻³	1.3×10 ⁻³																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト No.6	2.6×10 ⁻³	1.5×10 ⁻³	1.2×10 ⁻³	5.2×10 ⁻³	3.3×10 ⁻³	7.5×10 ⁻³	2.9×10 ⁻³	8.7×10 ⁻³																																																																																																																																																																																								
溝渠(No.1)	5.2×10 ⁻³	5.8×10 ⁻³	1.5×10 ⁻³	7.1×10 ⁻³	6.7×10 ⁻³	5.3×10 ⁻³	3.5×10 ⁻³	1.3×10 ⁻³																																																																																																																																																																																								
溝渠(No.2)	8.7×10 ⁻³	1.9×10 ⁻³	7.7×10 ⁻³	9.5×10 ⁻³	1.4×10 ⁻³	5.3×10 ⁻³	3.8×10 ⁻³	4.3×10 ⁻³																																																																																																																																																																																								
評価地点	南	南西	西	北西	北	北東	東	南東																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト1	1.4×10 ⁻³	7.1×10 ⁻³	1.4×10 ⁻³	7.1×10 ⁻³	7.1×10 ⁻³	1.3×10 ⁻³	2.9×10 ⁻³	1.3×10 ⁻³																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト2	1.4×10 ⁻³	7.1×10 ⁻³	1.4×10 ⁻³	7.1×10 ⁻³	7.1×10 ⁻³	1.3×10 ⁻³	2.9×10 ⁻³	1.3×10 ⁻³																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト3	1.4×10 ⁻³	7.1×10 ⁻³	1.4×10 ⁻³	7.1×10 ⁻³	7.1×10 ⁻³	1.3×10 ⁻³	2.9×10 ⁻³	1.3×10 ⁻³																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト4	1.4×10 ⁻³	7.1×10 ⁻³	1.4×10 ⁻³	7.1×10 ⁻³	7.1×10 ⁻³	1.3×10 ⁻³	2.9×10 ⁻³	1.3×10 ⁻³																																																																																																																																																																																								
モニタリングステーション	1.4×10 ⁻³	7.1×10 ⁻³	1.4×10 ⁻³	7.1×10 ⁻³	7.1×10 ⁻³	1.3×10 ⁻³	2.9×10 ⁻³	1.3×10 ⁻³																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト5	1.4×10 ⁻³	7.1×10 ⁻³	1.4×10 ⁻³	7.1×10 ⁻³	7.1×10 ⁻³	1.3×10 ⁻³	2.9×10 ⁻³	1.3×10 ⁻³																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト6	1.4×10 ⁻³	7.1×10 ⁻³	1.4×10 ⁻³	7.1×10 ⁻³	7.1×10 ⁻³	1.3×10 ⁻³	2.9×10 ⁻³	1.3×10 ⁻³																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト7	1.4×10 ⁻³	7.1×10 ⁻³	1.4×10 ⁻³	7.1×10 ⁻³	7.1×10 ⁻³	1.3×10 ⁻³	2.9×10 ⁻³	1.3×10 ⁻³																																																																																																																																																																																								
溝渠No.3	1.4×10 ⁻³	7.1×10 ⁻³	1.4×10 ⁻³	7.1×10 ⁻³	7.1×10 ⁻³	1.3×10 ⁻³	2.9×10 ⁻³	1.3×10 ⁻³																																																																																																																																																																																								
溝渠No.2	1.4×10 ⁻³	7.1×10 ⁻³	1.4×10 ⁻³	7.1×10 ⁻³	7.1×10 ⁻³	1.3×10 ⁻³	2.9×10 ⁻³	1.3×10 ⁻³																																																																																																																																																																																								
溝渠No.1	1.4×10 ⁻³	7.1×10 ⁻³	1.4×10 ⁻³	7.1×10 ⁻³	7.1×10 ⁻³	1.3×10 ⁻³	2.9×10 ⁻³	1.3×10 ⁻³																																																																																																																																																																																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

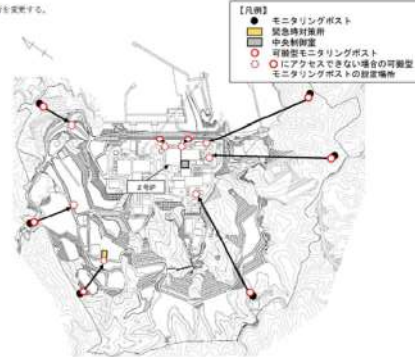
相違理由

第3.3.2-3表 各風向による評価地点での放射線量率の感度（2）

風向	評価地点での放射線量率の感度 (風下方向の敷地境界位置での放射線量率を1として規格化)							
	南	南西	西	北西	北	北東	東	南東
モニタリングポスト No.1代替位置	2.2×10 ⁻²	3.8×10 ⁻²	1.9×10 ⁻¹	9.5×10 ⁻¹	1.4×10 ¹	4.0×10 ²	1.9×10 ³	1.7×10 ⁴
モニタリングポスト No.2代替位置	1.7×10 ⁻²	3.1×10 ⁻²	7.7×10 ⁻²	7.1×10 ⁻¹	2.9×10 ¹	6.0×10 ²	2.4×10 ³	1.7×10 ⁴
モニタリングポスト No.3代替位置	1.3×10 ⁻²	1.2×10 ⁻²	1.5×10 ⁻²	6.2×10 ⁻²	4.3×10 ⁻¹	4.0×10 ¹	4.8×10 ²	1.7×10 ³
モニタリングポスト No.4代替位置	3.5×10 ⁻⁴	1.2×10 ⁻⁴	1.2×10 ⁻⁴	1.4×10 ⁻⁴	4.8×10 ⁻⁴	8.0×10 ⁻⁴	9.5×10 ⁻⁴	6.5×10 ⁻³
モニタリングポスト No.5代替位置	3.5×10 ⁻³	4.6×10 ⁻⁴	2.3×10 ⁻⁴	2.4×10 ⁻⁴	3.8×10 ⁻⁴	2.0×10 ⁻³	4.3×10 ⁻³	2.2×10 ⁻²
モニタリングポスト No.6代替位置	2.2×10 ⁻¹	3.8×10 ⁻¹	5.8×10 ⁻¹	3.8×10 ⁻¹	3.8×10 ⁻¹	6.0×10 ⁻¹	2.4×10 ⁰	4.3×10 ⁰
高例(No.1) 代替位置	8.7×10 ⁻¹	2.7×10 ⁻¹	3.8×10 ⁻¹	2.9×10 ⁻¹	2.4×10 ⁻¹	2.0×10 ⁻¹	2.4×10 ⁻¹	3.5×10 ⁻¹
高例(No.2) 代替位置	1.7×10 ⁰	3.1×10 ⁻¹	2.7×10 ⁻¹	7.1×10 ⁻¹	2.9×10 ⁻¹	2.0×10 ⁻¹	1.4×10 ⁰	1.3×10 ⁰

■：風下方向の評価地点を示す。
 —：風下方向中のうち、最も高い値となるもの。

※：高例の状況により設置場所を変更する。

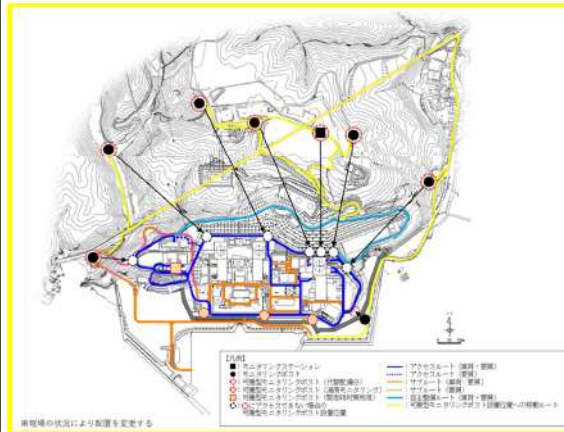


第3.3.2-4図 可搬型モニタリングポストの設置場所にアクセスできない場合の代替測定場所

第3表 各風向による評価地点での放射線量率の感度（代替測定位置）

評価地点	評価地点での放射線量率の感度 (風下方向の敷地境界位置での放射線量率を1として規格化)							
	南	南西	西	北西	北	北東	東	南東
モニタリングポスト1	3.8×10 ⁻²	4.3×10 ⁻²	8.4×10 ⁻¹	3.0×10 ¹	6.0×10 ²	2.3×10 ³	1.3×10 ⁴	1.4×10 ⁵
モニタリングポスト2	6.7×10 ⁻²	1.4×10 ⁻¹	2.1×10 ⁻¹	3.4×10 ⁰	1.4×10 ¹	1.4×10 ²	2.7×10 ³	3.4×10 ⁴
モニタリングポスト3	1.0×10 ⁻²	2.3×10 ⁻²	8.7×10 ⁻²	2.3×10 ⁰	3.1×10 ¹	2.1×10 ²	8.8×10 ³	3.3×10 ⁴
モニタリングポスト4	6.7×10 ⁻²	2.1×10 ⁻¹	4.3×10 ⁻¹	3.3×10 ⁰	1.4×10 ¹	1.4×10 ²	2.3×10 ³	3.8×10 ⁴
モニタリングステーション	6.4×10 ⁻²	1.7×10 ⁻¹	3.2×10 ⁻¹	3.0×10 ⁰	3.0×10 ¹	2.4×10 ²	1.4×10 ³	2.9×10 ⁴
モニタリングポスト5	1.4×10 ⁻²	4.3×10 ⁻²	6.4×10 ⁻¹	6.4×10 ⁰	2.8×10 ¹	1.4×10 ²	1.2×10 ³	2.4×10 ⁴
モニタリングポスト6	1.3×10 ⁻²	1.3×10 ⁻²	8.8×10 ⁻²	1.8×10 ⁰	3.3×10 ¹	2.3×10 ²	1.3×10 ³	4.8×10 ⁴
モニタリングポスト7	1.4×10 ⁻²	1.4×10 ⁻²	2.8×10 ⁻²	1.3×10 ⁻¹	6.4×10 ⁻¹	3.8×10 ⁰	6.7×10 ¹	2.3×10 ²
高例No.3 代替位置	4.3×10 ⁻¹	3.8×10 ⁻¹	3.8×10 ⁻¹	4.3×10 ⁻¹	7.1×10 ⁻¹	6.7×10 ⁻¹	6.7×10 ⁻¹	1.3×10 ⁰
高例No.2 代替位置	6.7×10 ⁻¹	3.3×10 ⁻¹	3.4×10 ⁻¹	1.4×10 ⁰	3.3×10 ⁰	1.4×10 ¹	8.2×10 ¹	3.8×10 ²
高例No.1 代替位置	2.3×10 ⁰	2.8×10 ⁻¹	2.8×10 ⁻¹	7.1×10 ⁰	3.4×10 ¹	4.3×10 ²	5.7×10 ³	6.4×10 ⁴

■：風下方向の評価地点を示す。
 —：風下方向中のうち、最も高い値となるもの。



第4図 可搬型モニタリングポストの設置場所にアクセスできない場合の代替測定場所

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
<p>(6) 可搬式モニタリングポストによる放射線量率の検出について</p> <p>a. 重大事故等時における敷地内の空間放射線量率測定に必要な最大測定レンジについて</p> <p>重大事故等時において、放出放射エネルギーを推定するために、敷地内で空間放射線量率を測定する場合の最大測定レンジは福島第一原子力発電所の実績を踏まえて92mSv/h程度(炉心からの距離320m程度の場合)が必要であると考えられる。当社のモニタリング設備は、炉心から約320m～2kmの範囲で各方位に分散して設置されており、100mSv/hの測定レンジがあればブルーム発生を感知することは十分に可能である。</p> <p>仮に炉心に近いモニタリング箇所で直接・スカイシャイン線の影響により測定範囲を超えたとしても、近隣のモニタリング設備の測定値により推定することは可能である。</p> <p>b. 最大レンジの考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 福島第一原子力発電所敷地周辺の最大放射線量率は、原子炉建屋から約900mの距離にある正門付近で約11mSv/hであった。これをもとに炉心から約320mと約2kmを計算すると線量率は、約3～92mSv/hとなる。 <p>(距離と線量率の関係)</p> <table border="1" data-bbox="94 1141 376 1284"> <thead> <tr> <th>炉心からの距離(m)</th> <th>線量率(mSv/h)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>約320</td> <td>約13～92^{※1}</td> </tr> <tr> <td>約900</td> <td>約11^{※2}</td> </tr> <tr> <td>約2,000</td> <td>約3～8^{※3}</td> </tr> </tbody> </table> <p>・事後、福島第一原子力発電所の事務所本館南側(原子炉施設より約200m)の仮設モニタリングポストで空間線量率は1mSv/h程度であった。</p> <p>・瓦礫等の影響でバックグラウンドが高くなる場合は、設置場所を変更する等の対応を実施する。</p>	炉心からの距離(m)	線量率(mSv/h)	約320	約13～92 ^{※1}	約900	約11 ^{※2}	約2,000	約3～8 ^{※3}	<p>3.3.3 可搬型モニタリングポストの計測範囲</p> <p>(1) 重大事故等時における放射線量率測定に必要な最大測定レンジ</p> <p>重大事故等時において、放出放射エネルギーを推定するために、モニタリングポストの代替として敷地境界で放射線量率を測定する場合の最大測定レンジは、福島第一原子力発電所の測定データを踏まえて約12～20mSv/h程度(炉心との距離が最も短い(2号炉とモニタリングポスト6)約750m程度の場合)が必要と考えられる。また、海側への放出を考慮して配置する可搬型モニタリングポストと炉心との距離は約150m程度であるため、同様に約13～160mSv/h程度が必要である。このため、1000mSv/hの測定レンジがあれば十分測定可能である。</p> <p>なお、福島第一原子力発電所から放出されたCs-137の放出量は約10000TBqであるのに対し、女川原子力発電所の有効性評価におけるCs-137の放出量は約1.4TBqであるため、測定される放射線量率はさらに低くなると想定される。</p> <p>仮に、測定レンジを超えたとしても、近隣の可搬型モニタリングポスト等の測定値より推定することが可能である。また、瓦礫等の影響でバックグラウンドが高くなる場合は、配置位置を変更する等の対応を実施する。</p> <p>(2) 福島第一原子力発電所の測定データに基づく放射線量率の評価</p> <p>福島第一原子力発電所敷地周辺の最大放射線量率は、原子炉建屋から約900mの距離にある正門付近で約11mSv/hであった(2011.3.15 9:00)。これをもとに炉心から約150m及び750mを計算すると、放射線量率は、それぞれ約13～160mSv/h及び約12～20mSv/hとなる。</p> <p>(距離と放射線量率の関係)</p> <table border="1" data-bbox="689 1157 940 1300"> <thead> <tr> <th>炉心からの距離(m)</th> <th>放射線量率(mSv/h)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海側 約150</td> <td>約13～160^{※1}</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト 代替 約750</td> <td>約12～20^{※1}</td> </tr> <tr> <td>約900</td> <td>約11^{※2}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：風速1m/s、放出高さ30m、大気安定度A～F「排気筒から放出される放射性物質の等濃度分布」と並び放射線量率からの等空気カーマ率分布(国)。(日本原子力研究所2004年6月JAERI-Data/Code 2004-010)を用いて算出 ※2：福島第一原子力発電所の原子炉建屋より約900mの距離にある正門付近</p>	炉心からの距離(m)	放射線量率(mSv/h)	海側 約150	約13～160 ^{※1}	モニタリングポスト 代替 約750	約12～20 ^{※1}	約900	約11 ^{※2}	<p>(10) 可搬型モニタリングポストのレンジについて</p> <p>a. 重大事故等時における敷地内の空間放射線量率測定に必要な最大測定レンジについて</p> <p>重大事故等時において、放出放射エネルギーを推定するために、モニタリングポストの代替として敷地境界で放射線量率を測定する場合の最大測定レンジは、福島第一原子力発電所の測定データを踏まえて約13～124mSv/h程度(炉心との距離が最も短い(3号炉とモニタリングポスト7)約250m程度の場合)が必要と考えられる。また、海側への放出を考慮して配置する可搬型モニタリングポストと炉心との距離は約220m程度であるため、同様に約13～128mSv/h程度が必要である。このため、1,000mSv/hの測定レンジがあれば十分測定可能である。</p> <p>なお、福島第一原子力発電所から放出されたCs-137の放出量は約10000TBqであるのに対し、泊発電所3号炉の有効性評価におけるCs-137の放出量は約0.51TBqであるため、測定される放射線量率はさらに低くなると想定される。</p> <p>仮に、測定レンジを超えたとしても、近隣の可搬型モニタリングポスト等の測定値より推定することが可能である。また、瓦礫等の影響でバックグラウンドが高くなる場合は、配置位置を変更する等の対応を実施する。</p> <p>b. 福島第一原子力発電所の測定データに基づく放射線量率の評価</p> <p>福島第一原子力発電所敷地周辺の最大放射線量率は、原子炉建屋から約900mの距離にある正門付近で約11mSv/hであった(2011.3.15 9:00)。これをもとに炉心から約220mと1kmを計算すると、放射線量率は、約7～128mSv/hとなる。</p> <p>(距離と線量率の関係)</p> <table border="1" data-bbox="1258 1157 1563 1300"> <thead> <tr> <th>炉心からの距離(m)</th> <th>線量率(mSv/h)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>約220</td> <td>約13～128^{※1}</td> </tr> <tr> <td>約900</td> <td>約11^{※2}</td> </tr> <tr> <td>約1,000</td> <td>約7～11^{※3}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：風速1m/s、放出高さ30m、大気安定度A～F「排気筒から放出される放射性物質の等濃度分布」と並び放射線量率からの等空気カーマ率分布(国)。(日本原子力研究所2004年6月JAERI-Data/Code 2004-010)を用いて算出 ※2：福島第一原子力発電所の原子炉建屋より約900mの距離にある正門付近</p>	炉心からの距離(m)	線量率(mSv/h)	約220	約13～128 ^{※1}	約900	約11 ^{※2}	約1,000	約7～11 ^{※3}	<p>【大飯】女川実績の反映</p> <p>【女川】設計の相違 ・プラント設計、プラント配置設計の相違による線量の相違</p> <p>【女川】個別解析結果の相違</p> <p>【女川】設計の相違 ・プラント設計、プラント配置設計の相違による線量の相違</p>
炉心からの距離(m)	線量率(mSv/h)																										
約320	約13～92 ^{※1}																										
約900	約11 ^{※2}																										
約2,000	約3～8 ^{※3}																										
炉心からの距離(m)	放射線量率(mSv/h)																										
海側 約150	約13～160 ^{※1}																										
モニタリングポスト 代替 約750	約12～20 ^{※1}																										
約900	約11 ^{※2}																										
炉心からの距離(m)	線量率(mSv/h)																										
約220	約13～128 ^{※1}																										
約900	約11 ^{※2}																										
約1,000	約7～11 ^{※3}																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【島根2号炉まとめ資料(令和3年6月規制庁公開版)】</p> <p>(3) 重大事故等時における初期対応段階での空間放射線量率の測定について</p> <p>可搬式モニタリング・ポストによる放射線量率の測定は、放射性物質の放出開始前から必要に応じ測定を行うため、原災法該当事象に該当する敷地境界付近の放射線量率である5μSv/h(5,000nGy/h)を可搬式モニタリング・ポストによっても検知できる必要がある。</p> <p>可搬式モニタリング・ポストの計測範囲は10nGy/h～10⁹nGy/hであり、「3.3.2(2) 評価結果」に示す可搬式モニタリング・ポストの検知性で確認した結果から、1/20程度の放射線量率(250nGy/h)を想定した場合においても、測定することが可能である。</p>	<p>c. 重大事故等時における初期対応段階での空間放射線量率の測定について</p> <p>可搬型モニタリングポストによる放射線量率の測定は、放射性物質の放出開始前から必要に応じ測定を行うため、原災法該当事象に該当する敷地境界付近の放射線量率である5μSv/h(5,000nGy/h)を可搬型モニタリングポストによっても検知できる必要がある。</p> <p>可搬型モニタリングポストの計測範囲はB.G.～1,000mGy/hであり、「(9)b. 評価結果」に示す可搬型モニタリングポストの検知性で確認した結果から、1/7程度の放射線量率(約714nGy/h)を想定した場合においても、測定することが可能である。</p>	<p>【女川・大阪】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は島根2号炉の知見を踏まえ記載を拡充したため、島根2号炉と比較する。 <p>【島根】設備名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下、同様の相違は相違理由を省略する <p>【島根】設備仕様の相違</p> <p>【島根】個別解析結果の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は島根より感度の低下が小さい。

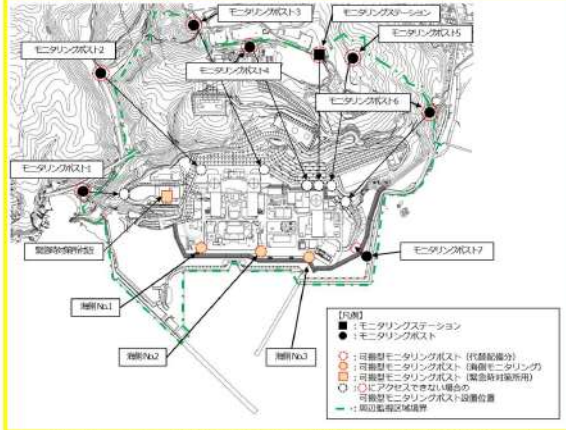
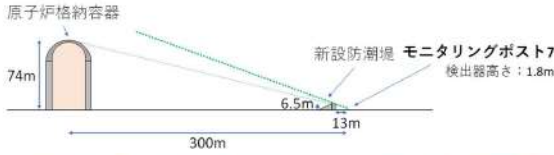
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(11) 防潮堤によるモニタリングポスト及び可搬型モニタリングポスト計測への影響について</p> <p>a. モニタリングポスト及びモニタリングステーション並びに可搬型モニタリングポストの設置場所の考え方</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーション並びに可搬型モニタリングポストの設置場所は、設置許可基準規則を踏まえ以下の通り選定した。また、モニタリングポスト7が機能喪失した場合の代替測定に用いる可搬型モニタリングポスト及び海側に設置する可搬型モニタリングポスト（3箇所）の設置場所については、新設防潮堤の内側と外側いずれに設置すべきかを第1表にて検討し、設置判断の容易さの観点においてメリットが大きい防潮堤の内側に設置することとした。新設防潮堤の内側及び外側に設置した場合のいずれにおいても、新設防潮堤から十分な離隔距離を確保することで、バックグラウンドとなる放射線の影響が小さいこと、また、3号炉原子炉格納容器及び放出されるブルームからの放射線を遮る範囲が狭いことを確認しており、問題なく測定が可能であることから、新設防潮堤の計測への影響は軽微であるため、第1表においては、測定以外の観点について防潮堤の外側又は内側に設置する場合のそれぞれについてメリット及びデメリットを整理した。</p> <p>【設置許可基準規則第31条】</p> <ul style="list-style-type: none"> 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、放射線量を監視、測定するため、モニタリングポスト及びモニタリングステーションは業務上立ち入る者以外の者の立ち入りを制限している周辺監視区域境界付近に設置している。 <p>【設置許可基準規則第60条】</p> <ul style="list-style-type: none"> モニタリングポスト又はモニタリングステーションを代替する目的で設置する可搬型モニタリングポストは、原則、代替しようとするモニタリングポスト又はモニタリングステーションの設置位置に設置する。ただし、防潮堤外側にあるモニタリングポスト7については、設置判断の容易さを考慮し、代替測定地点を防潮堤内側とする。 当該箇所への移動ルートが通行できない場合はアクセスルート上の車両で運搬できる範囲に設置場所を変更する。 モニタリングポスト及びモニタリングステーションが設置されていない海側に設置する可搬型モニタリングポストについては、設置判断の容易さを考慮し、防潮堤内のアクセスルート上に設置する。 	<p>【女川・大飯】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は防潮堤の外側に配置する設備があるため、計測への影響を記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
		<p>・ 緊急時対策所への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断を行うために設置する可搬型モニタリングポストは、緊急時対策所付近に設置する。</p> <p>第1表 可搬型モニタリングポストの設置場所における選定比較表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>比較項目</th> <th>メリット</th> <th>デメリット</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新設防潮堤外側に設置 設置判断の容易さ</td> <td>特になし</td> <td>手順の明確化及び的確な状況の把握により対応は可能であるが、津波注意報の発令有無及びアクセス可否で設置場所が異なることから、設置前に状況を確認し対応手順を使い分ける必要が生じ、事故時対応が複雑になる。</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>設置時間</td> <td>以下のとおり内側に設置した場合と遜色なく設置可能。 ・海側3箇所に設置した場合：70分 ・モニタリングポスト及びモニタリングステーションに代替設置した場合（全8箇所）：190分</td> <td>特になし</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>新設防潮堤内側に設置 設置判断の容易さ</td> <td>津波注意報の発令有無及びアクセス可否で設置する手順を使い分ける必要がなく、設置判断も含め運用が単純化でき、速やかに設置手順に移行できる。</td> <td>特になし</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>設置時間</td> <td>タイムチャートに影響が無い程度ではあるが、外側より早順に設置が可能。 ・海側3箇所に設置した場合：70分 ・モニタリングポスト及びモニタリングステーションに代替設置した場合（全8箇所）：190分</td> <td>特になし</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>b. 新設防潮堤の外側に設置するモニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストの配置</p> <p>a. の考え方で整理した結果、3号炉の原子炉から見て新設防潮堤の外側に設置するのは、第1図に示す通り、常設のモニタリングポスト7のみである。モニタリングポスト7から3号炉の原子炉方向を見たときの新設防潮堤との位置関係は第2図の通りである。この位置関係における新設防潮堤による観測への影響をc. 及びd. にて確認した。</p>	比較項目	メリット	デメリット	評価	新設防潮堤外側に設置 設置判断の容易さ	特になし	手順の明確化及び的確な状況の把握により対応は可能であるが、津波注意報の発令有無及びアクセス可否で設置場所が異なることから、設置前に状況を確認し対応手順を使い分ける必要が生じ、事故時対応が複雑になる。	△	設置時間	以下のとおり内側に設置した場合と遜色なく設置可能。 ・海側3箇所に設置した場合：70分 ・モニタリングポスト及びモニタリングステーションに代替設置した場合（全8箇所）：190分	特になし	○	新設防潮堤内側に設置 設置判断の容易さ	津波注意報の発令有無及びアクセス可否で設置する手順を使い分ける必要がなく、設置判断も含め運用が単純化でき、速やかに設置手順に移行できる。	特になし	○	設置時間	タイムチャートに影響が無い程度ではあるが、外側より早順に設置が可能。 ・海側3箇所に設置した場合：70分 ・モニタリングポスト及びモニタリングステーションに代替設置した場合（全8箇所）：190分	特になし	○	<p>【女川・大飯】記載内容の相違</p> <p>・泊は防潮堤の外側に配置する設備があるため、計測への影響を記載</p>
比較項目	メリット	デメリット	評価																				
新設防潮堤外側に設置 設置判断の容易さ	特になし	手順の明確化及び的確な状況の把握により対応は可能であるが、津波注意報の発令有無及びアクセス可否で設置場所が異なることから、設置前に状況を確認し対応手順を使い分ける必要が生じ、事故時対応が複雑になる。	△																				
設置時間	以下のとおり内側に設置した場合と遜色なく設置可能。 ・海側3箇所に設置した場合：70分 ・モニタリングポスト及びモニタリングステーションに代替設置した場合（全8箇所）：190分	特になし	○																				
新設防潮堤内側に設置 設置判断の容易さ	津波注意報の発令有無及びアクセス可否で設置する手順を使い分ける必要がなく、設置判断も含め運用が単純化でき、速やかに設置手順に移行できる。	特になし	○																				
設置時間	タイムチャートに影響が無い程度ではあるが、外側より早順に設置が可能。 ・海側3箇所に設置した場合：70分 ・モニタリングポスト及びモニタリングステーションに代替設置した場合（全8箇所）：190分	特になし	○																				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>第1図 モニタリングポスト及びモニタリングステーション並びに可搬型モニタリングポスト配置</p>  <p>第2図 モニタリングポスト7から3号炉の原子炉方向を見たときの新設防潮堤との位置関係</p> <p>c. 平常時の観測に対する影響【設置許可基準規則第31条】 「原子力発電所放射線モニタリング指針 JEAG4606-2017」では、モニタリングポストによる測定時に考慮すべき事項として「地形的に狭隘な場所、コンクリート法面付近のような、バックグラウンド放射線が特殊な場所ではできるだけ避ける。」と記載があることから、新設防潮堤によるバックグラウンドへの影響を検討した。 旧防潮壁設置によるモニタリングポスト観測への影響を確認した結果、設置の前後1年間での年間平均値は、設置前(平成24年)37.5 nGy/h、設置後(平成26年)38.1nGy/hであり、モニタリングポスト1～6及びモニタリングステーションの平成24年と平成26年の年間平均値(変動幅は-0.2nGy/h～+0.6nGy/h)と比較しても、モニタリングポスト7の変動値(+0.6nGy/h)は他のモニタリングポスト等の年間平均値の変動幅内にあることを確認している。 第3図及び第4図に示す通り、新設防潮堤とモニタリングポスト7の距離は若干近づく(2m程度)ものの12m程度の距離があり、影響は小さいと考えられる。 また、防潮堤の内側に設置する可搬型モニタリングポ</p>	<p>【女川・大飯】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は防潮堤の外側に配置する設備があるため、計測への影響を記載

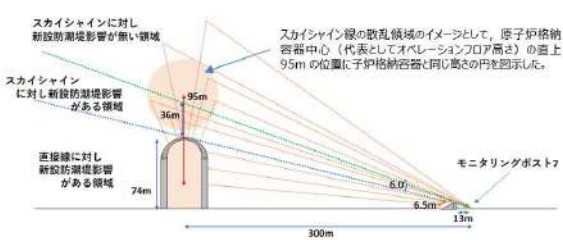
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>トについてもバックグラウンドへの影響を低減するため、防潮堤から12m以上離れた距離に設置することとする。</p>  <p>第3図 モニタリングポスト7に対する新設防潮堤と旧防潮堤の位置関係</p>  <p>第4図 モニタリングポスト7と旧防潮堤の写真</p> <p> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> <p>d. 事故時の観測に対する影響【設置許可基準規則第31条】 【設置許可基準規則第60条】 空間放射線量率を測定するに当たり抛り所とすべきものに、原子力災害対策指針補足参考資料である「緊急時モニタリングについて(平成30年4月4日制定, 令和3年12月21日改訂)」があり、建物等による遮蔽の影響について極力低減を図るものとされている。そこで、第2図に示した位置関係を踏まえ、放射線の経路ごとに感度への影響について検討を行った。</p> <p>(a) クラウドシャイン線の観測への影響 事故時に放出された放射性物質は、風によりある方位に集中する可能性があるため、各方位でクラウドシャイン線を観測できることが重要である。 放射性物質がモニタリングポスト7の方位に移動する場合には、第5図で示す通り放射性物質が放出された直後はモニタリングポスト7の位置から線源を直接見込むことはできず、新設防潮堤は相当の厚みを有するため、直接線の観測は困難である。しかし、放射性物質がモニタリングポスト7の方位に拡散した場合には、モニタリングポスト7の方位における年平均風速は2.4m/sであり、原子炉格納容器から新設防潮堤影響のない範囲までの距離を保守的に約150mと仮定しても、放射性物質の移動時間的には約1分と比較的速やかに通り抜け</p>	<p>【女川・大飯】記載内容の相違 ・泊は防潮堤の外側に配置する設備があるため、計測への影響を記載</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>ることになり、それ以降はクラウドシャイン線が直接監視できる状況となるため、放射線監視が可能である。また、見込まない範囲の放射性物質からの放射線が一部散乱し、線量率の増加に寄与する。</p> <p>新設防潮堤により見えない角度は地面から 20° 程度の範囲であり、検出器上方の 180° に対し 11%程度であり影響は小さい。</p> <p>新設防潮堤の内側に設置する可搬型モニタリングポストについては、防潮堤からの距離を 12m 以上確保することとしているが、仮に 12m とした場合の位置関係を第5図に示した。新設防潮堤の内側に設置した場合は放出直後の放射性物質を線源として見込むことが可能な上、新設防潮堤により見えない角度は地面から 11° 程度であり、モニタリングポスト7の位置での影響と同様に影響は小さいことを確認した。</p>  <p>第5図 クラウドシャイン線の観測</p> <p>また、放射性物質がモニタリングポスト7の方位に移動しない場合は、他のモニタリングポストにて観測が可能である。</p> <p>(b) 直接線・スカイシャイン線の観測への影響</p> <p>新設防潮堤の内側に設置する可搬型モニタリングポストについては、原子炉格納容器の方位に新設防潮堤がないため、直接線及びスカイシャイン線への影響はない。</p> <p>モニタリングポスト7の位置における影響を検討したところ、以下に示すとおり、新設防潮堤の遮蔽を考慮しても、新設防潮堤が無い場合と比較し同オーダーレベルでの観測が可能である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 新設防潮堤によりモニタリングポスト7の設置位置から原子炉格納容器を直視することはできず、新設防潮堤は相当の厚みを有するため、直接線の計測は困難と考えられる。 ● ただし、直接線は原子炉格納容器外側の外部遮蔽により強く低減されるため、炉心損傷時に発生する直接線とスカイシャイン線ではスカイシャイン線の寄与の方が支配的であることから、計測に対する影響 	<p>【女川・大飯】記載内容の相違</p> <p>・泊は防潮堤の外側に配置する設備があるため、計測への影響を記載</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

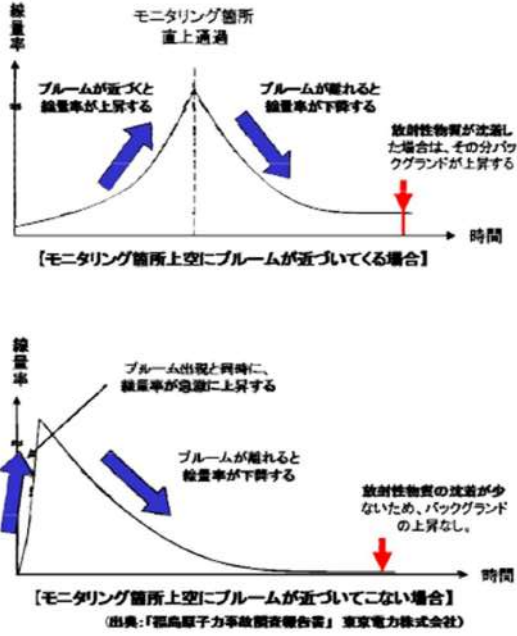
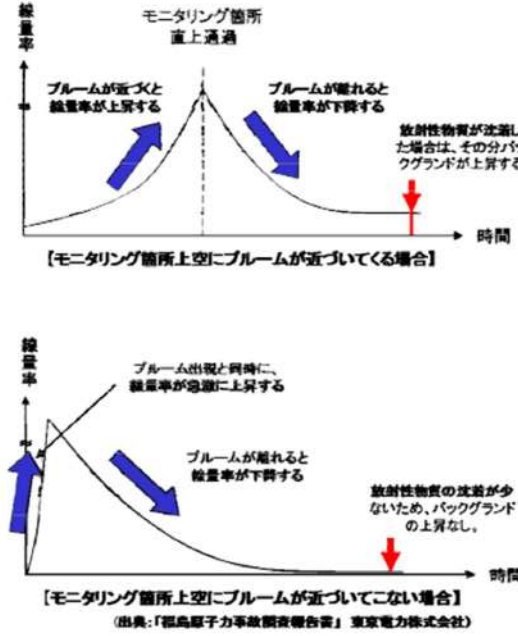
大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>は小さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 例として有効性評価で想定する格納容器過圧破損モード「大破断LOCA時に低圧注入機能、高圧注入機能及び格納容器スプレイ注入機能が喪失する事故」では約1:10となる。 ● スカイシャイン線については、新設防潮堤の影響を受ける角度（領域）は6.0°と狭く、例えば0.5MeVγ線の空気に対する平均自由行程は95m程度であり、多くのスカイシャイン線による放射線が新設防潮堤の影響が無い領域まで到達するため、スカイシャイン線は十分計測することが可能である。  <p>第6図 直接線及びスカイシャイン線の経路</p> <p>また、直接線及びスカイシャイン線は格納容器が線源となるため、他モニタリングポストでも共通して線量率が増加傾向を示すことから、他モニタリングポストの観測結果も踏まえ、総合的にモニタリングを行うことが可能である。</p> <p>(c) 計測における感度低下の影響確認</p> <p>(a) 及び (b) で記載の通り防潮堤の内側に設置する可搬型モニタリングポストの感度への影響とモニタリングポスト7の位置における影響は同程度と見込まれるため、代表してモニタリングポスト7の位置における感度低下の影響を確認する。</p> <p>以下に示すとおり、感度低下の影響を考慮しても事故時の計測が可能である。</p> <p>【設置許可基準規則第31条】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 一例として、設計基準事故であるLOCA時において原子炉格納容器からモニタリングポスト7方向の風向となった場合、モニタリングポスト7における線源（ブルーム）からの線量率は新設防潮堤の影響が無い場合で約10 μSv/h以上となる。 ● (a) 及び (b) で記載の通り、クラウドシャインによる感度の低下は11%程度、直接スカイシャイン線については同オーダーでの計測が可能と考えているものの、こ 	<p>【女川・大飯】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は防潮堤の外側に配置する設備があるため、計測への影響を記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

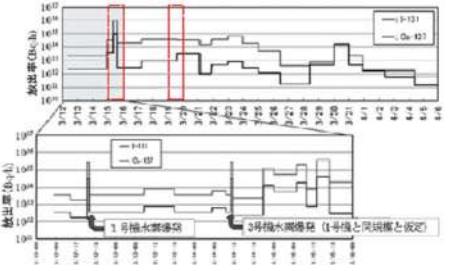
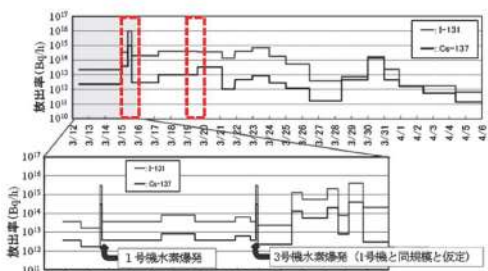
第60条 監視測定設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>れにより感度が1/10に低下したと仮定しても、モニタリングポストの計測範囲は0.87nGy/h～100mGy/hであり、LOCA時の線量率の1/10の線量率（1μGy/h）を計測することができる。</p> <p>【設置許可基準規則第60条】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 有効性評価で想定する格納容器過圧破損モード「大破断LOCA時に低圧注入機能、高圧注入機能及び格納容器スプレイ注入機能が喪失する事故」の場合、炉心損傷後（原子炉格納容器破損前）のモニタリングポスト7における直接線・スカイシャイン線の線量率の最大は、新設防潮堤の影響が無い場合の解析値で約3.5mSv/hとなる。 ● (a)及び(b)で記載の通り、新設防潮堤の影響として、クラウドシャインによる感度の低下は11%程度、直接スカイシャイン線については同オーダーでの計測が可能と考えているものの、これにより感度が1/10に低下したと仮定しても、モニタリングポストの計測範囲は0.87nGy/h～100mGy/hであり、炉心損傷時の線量率の1/10の線量率（350μGy/h）を計測することができる。 	<p>【女川・大飯】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は防潮堤の外側に配置する設備があるため、計測への影響を記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(7) プルーム発生時の移動方向の把握</p> <p>モニタリング設備で監視している空間放射線量率の時間変化より、プルームの移動方向を知ることができる。以下の図のように、プルームがモニタリング箇所近づいてくると、近づいてこない場合では空間放射線量率の時間変化に違いが出ることから、プルームの移動方向の特定が可能である。</p>  <p>【モニタリング箇所上空にプルームが近づいてくる場合】</p> <p>【モニタリング箇所上空にプルームが近づいてこない場合】</p> <p><small>(出典：「福島原子力事故調査報告書」東京電力株式会社)</small></p>		<p>(12) プルーム発生時の移動方向の把握</p> <p>モニタリング設備で監視している空間放射線量率の時間変化より、プルームの移動方向を知ることができる。以下の図のように、プルームがモニタリング箇所近づいてくると、近づいてこない場合では空間放射線量率の時間変化に違いが出ることから、プルームの移動方向の特定が可能である。</p>  <p>【モニタリング箇所上空にプルームが近づいてくる場合】</p> <p>【モニタリング箇所上空にプルームが近づいてこない場合】</p> <p><small>(出典：「福島原子力事故調査報告書」東京電力株式会社)</small></p>	

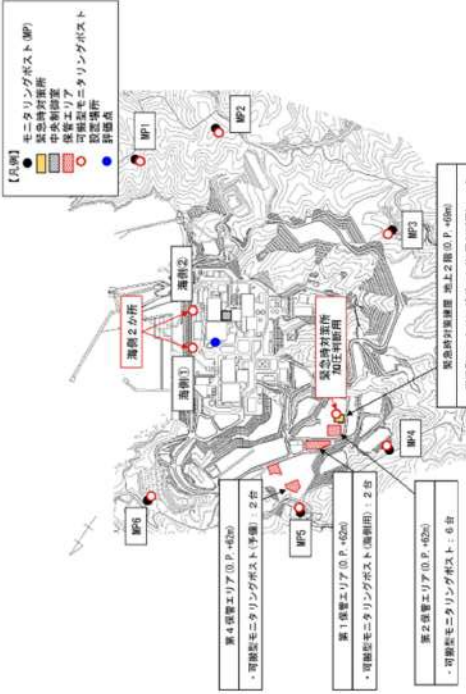
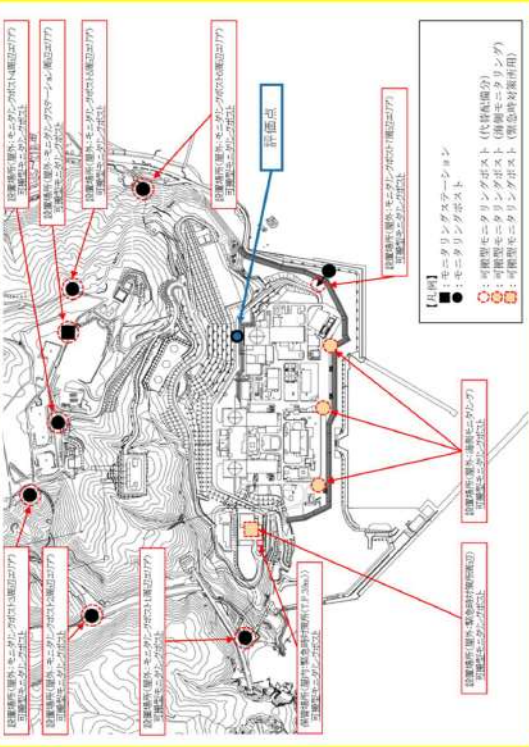
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.3.4 可搬型放射線計測装置の計測範囲</p> <p>(1) 重大事故等時における放射性物質濃度測定に必要な最大測定レンジ</p> <p>重大事故等時において、放出放射エネルギーを推定するために、放射能観測車の代替として放射性物質濃度を測定する場合の最大測定レンジは、福島第一原子力発電所の測定データを踏まえて、Cs-137 で約 $2.4 \times 10^3 \text{Bq/cm}^3$、I-131 で約 $5.9 \times 10^1 \text{Bq/cm}^3$ が必要である。</p> <p>このため、$3.7 \times 10^1 \text{Bq/cm}^3$ の測定レンジがあれば十分測定可能である。</p> <p>なお、福島第一原子力発電所から放出されたCs-137 の放出量は約 10000TBq であるのに対し、女川原子力発電所の有効性評価におけるCs-137 の放出量は約 1.4TBq であるため、測定される放射性物質濃度はさらに低くなると想定される。</p> <p>(2) 福島第一原子力発電所の測定データに基づく放射性物質濃度の評価</p> <p>福島第一原子力発電所敷地内における空気中の放射性物質の濃度は、Cs-137 が約 $2.4 \times 10^5 \text{Bq/cm}^3$、I-131 が約 $5.9 \times 10^3 \text{Bq/cm}^3$ であった(2011.3.19)。この日における福島第一原子力発電所からの放出率の推定値が、事故後の最大放出率の推定値の約 1/100 程度であることを踏まえると、Cs-137 が約 $2.4 \times 10^3 \text{Bq/cm}^3$、I-131 が約 $5.9 \times 10^1 \text{Bq/cm}^3$ となる。</p>  <p>第3.3.4-1図 Cs-137とI-131の放出率推定値の時間変化 出典：「放射性物質の大気拡散評価」(永井晴康 Jpn. J. Health Phys., 47(1), 13 ~ 16(2012))</p>	<p>(1 3) 放射能測定装置の計測範囲</p> <p>a. 重大事故等時における放射性物質濃度測定に必要な最大測定レンジ</p> <p>重大事故等時において、放出放射エネルギーを推定するために、放射能観測車の代替として放射性物質濃度を測定する場合の最大測定レンジは、福島第一原子力発電所の測定データを踏まえて、Cs-137 で約 $2.4 \times 10^3 \text{Bq/cm}^3$、I-131 で約 $5.9 \times 10^1 \text{Bq/cm}^3$ が必要である。</p> <p>このため、$3.7 \times 10^1 \text{Bq/cm}^3$ の測定レンジがあれば十分測定可能である。</p> <p>なお、福島第一原子力発電所から放出されたCs-137 の放出量は約 10000TBq であるのに対し、泊発電所3号炉の有効性評価におけるCs-137 の放出量は約 0.51TBq であるため、測定される放射性物質濃度はさらに低くなると想定される。</p> <p>b. 福島第一原子力発電所の測定データに基づく放射性物質濃度の評価</p> <p>福島第一原子力発電所敷地内における空気中の放射性物質の濃度は、Cs-137 が約 $2.4 \times 10^5 \text{Bq/cm}^3$、I-131 が約 $5.9 \times 10^3 \text{Bq/cm}^3$ であった(2011.3.19)。この日における福島第一原子力発電所からの放出率の推定値が、事故後の最大放出率の推定値の約 1/100 程度であることを踏まえると、Cs-137 が約 $2.4 \times 10^3 \text{Bq/cm}^3$、I-131 が約 $5.9 \times 10^1 \text{Bq/cm}^3$ となる。</p>  <p>第3.3.4-1図 Cs-137とI-131の放出率推定値の時間変化 出典：「放射性物質の大気拡散評価」(永井晴康 Jpn. J. Health Phys., 47(1), 13 ~ 16(2012))</p>	<p>【女川】個別解析結果の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.3.5 可搬型モニタリングポストのバッテリー交換における被ばく線量評価</p> <p>可搬型モニタリングポストは、外部バッテリー（2個）により5日間以上電源供給が可能であり、5日後からは予備の外部バッテリー（2個）と交換することにより、必要な期間継続して計測が可能な設計としている。なお、外部バッテリーは、第1保管エリア、第2保管エリア、第4保管エリア及び緊急時対策建屋内に保管し、通常時から充電を行うことで、5日目に確実に交換できる設計とする。</p> <p>また、9台すべての可搬型モニタリングポストの外部バッテリーを交換した場合の所要時間は、移動時間も含めて約380分で可能である。</p> <p>ここでは、以下の評価条件から、可搬型モニタリングポストのバッテリー交換における被ばく線量の評価を示す。</p> <p><被ばく線量の評価条件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・発災プラント：女川原子力発電所2号炉 ・想定シナリオ：「大破断LOCA時に高圧炉心スプレイ系及び低圧注水機能喪失並びに全交流動力電源が喪失したシーケンス」において、原子炉格納容器フィルタベント系を経由した格納容器ベントを実施するシナリオ ・評価点：評価点を第3.3.5-1図に示す。評価点は格納容器ベント実施プラントから作業エリアまでの距離よりも、格納容器ベント実施プラントに近い範囲内で選定した。 ・大気拡散条件：2号炉周辺現場作業エリアのうち厳しい評価結果を与える作業場所の相対濃度及び相対線量を参照 ・評価時間：合計380分 (移動合計時間約290分+作業時間約10分×9か所) ・作業開始時間：格納容器ベント実施10時間後から作業開始(事故発生から63時間後) ・作業場所まわりの遮蔽：考慮しない ・マスクによる防護係数：50 	<p>(14) 可搬型モニタリングポストのバッテリー交換における被ばく線量評価</p> <p>可搬型モニタリングポストは、外部バッテリーにより3.5日間以上電源供給が可能であり、それ以降は予備のバッテリーと交換することにより、必要な期間継続して計測が可能な設計としている。なお、外部バッテリーは緊急時対策所内に保管し、通常時から充電を行うことで、確実に交換できる設計とする。</p> <p>また、12台すべての可搬型モニタリングポストの外部バッテリーを交換した場合の所要時間は、移動時間も含めて約290分で可能である。</p> <p>ここでは、以下の評価条件から、可搬型モニタリングポストのバッテリー交換における被ばく線量の評価を示す。</p> <p><被ばく線量の評価条件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・発災プラント：泊発電所3号炉 ・想定シナリオ：大破断LOCA時に低圧注入機能、高圧注入機能及び格納容器スプレイ注入機能が喪失する事故 ・評価点：評価点を第1図に示す。評価点は発災プラントから作業エリアまでの距離よりも、発災プラントに近い範囲内で選定した。 ・大気拡散条件：3号炉周辺現場作業エリアのうち厳しい評価結果を与える作業場所の相対濃度及び相対線量を参照 ・評価時間：合計290分(移動時間等合計約170分+作業時間約10分×12箇所) ・作業開始時間：バッテリー交換が必要となる3.5日に対して余裕を持たせ、事故後2.0日(48時間)から作業開始 ・作業場所周りの遮蔽：考慮しない。 ・マスクによる防護係数：50 	<p>相違理由</p> <p>【女川】設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バッテリーの連続稼働期間が異なるが、バッテリー交換により必要期間確保する方針は同様である。 <p>【女川】設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配置設計、可搬型モニタリングポスト設置台数が異なることによる移動時間の相違 <p>【女川】設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故シーケンスの相違 <p>【女川】設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配置設計、可搬型モニタリングポスト設置台数が異なることによる移動時間の相違 <p>【女川】設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バッテリーの連続稼働期間が異なるが、バッテリー交換により必要期間確保する方針は同様である。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第3.3.5-1図 評価点及び可搬型モニタリングポストの設置場所及び保管場所</p> <p>・被ばく経路：以下を考慮</p> <ol style="list-style-type: none"> ①原子炉建屋内等の放射性物質からのガンマ線による屋外での被ばく ②放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による屋外での被ばく ③大気中に放出された放射性物質の吸入摂取による屋外での被ばく ④地表面に沈着した放射性物質のガンマ線による屋外での被ばく ⑤原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置に沈着した放射性物質のガンマ線による屋外での被ばく ⑥原子炉格納容器フィルタベント系配管に沈着した放射性物質のガンマ線による屋外での被ばく 	 <p>第1図 評価点及び可搬型モニタリングポストの設置場所及び保管場所</p> <p>被ばく経路：以下を考慮</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 建屋内からのガンマ線による被ばく <ul style="list-style-type: none"> ・直接ガンマ線 ・スカイシャインガンマ線 (2) 大気中へ放出された放射性物質による被ばく <ul style="list-style-type: none"> ・クラウドシャインによる外部被ばく ・グランドシャインによる外部被ばく ・吸入摂取による内部被ばく 	<p>【女川】設計の相違</p> <p>・泊発電所では重大事故でフィルタベント設備を使用しない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

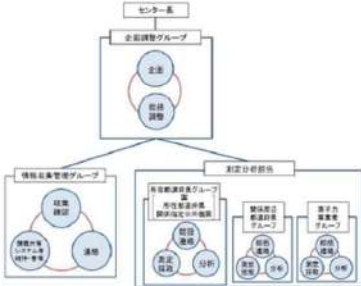
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
	<table border="1" data-bbox="676 183 1198 300"> <tr> <td>作業開始時間</td> <td>格納容器ベント実施10時間後[※]</td> </tr> <tr> <td>作業に係る被ばく線量</td> <td>約45mSv</td> </tr> </table> <p data-bbox="676 306 1198 411">※バッテリーは5日間以上電源供給が可能のため、交換は格納容器ベント（約2.6日）後となる。また、格納容器ベント開始から10時間は待避することから、作業時の線量として格納容器ベント実施10時間後の線量を想定した。</p>	作業開始時間	格納容器ベント実施10時間後 [※]	作業に係る被ばく線量	約45mSv	<table border="1" data-bbox="1254 183 1814 300"> <tr> <td>作業開始時間</td> <td>事故後48時間後[※]</td> </tr> <tr> <td>作業に係る被ばく線量</td> <td>約40mSv</td> </tr> </table> <p data-bbox="1254 306 1814 359">※バッテリー交換が必要となる3.5日に対して余裕を持たせつつ、保守的な評価となるよう事故後2.0日（48時間）の線量を想定した。</p>	作業開始時間	事故後48時間後 [※]	作業に係る被ばく線量	約40mSv	<p data-bbox="1848 258 2094 279">【女川】個別解析結果による相違</p>
作業開始時間	格納容器ベント実施10時間後 [※]										
作業に係る被ばく線量	約45mSv										
作業開始時間	事故後48時間後 [※]										
作業に係る被ばく線量	約40mSv										

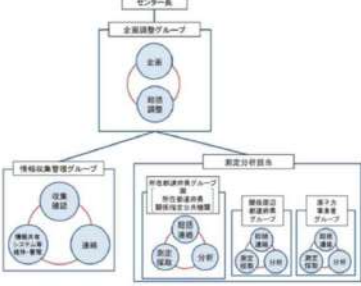
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備



大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由									
		<p>補足説明資料5. モニタリングポスト, モニタリングステーション及び可搬型モニタリングポストの計測結果の保存について</p> <p>モニタリングポスト, モニタリングステーション及び可搬型モニタリングポストの空間放射線量率の計測結果は, 次表のとおり記録及び保存している。</p> <table border="1" data-bbox="1256 411 1816 533"> <thead> <tr> <th></th> <th>固定モニタリング設備</th> <th>可搬型モニタリングポスト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>記録</td> <td>泊3号炉中央制御室の環境監視盤及び現場に記録</td> <td>緊急時対策所内の当該ポスト端末及び当該ポスト本体に記録</td> </tr> <tr> <td>保存</td> <td>泊3号炉中央制御室の環境監視盤本体及び現場に保存</td> <td>緊急時対策所内の当該ポスト端末及び当該ポスト本体に保存</td> </tr> </tbody> </table> <p>補足説明資料6. 気象観測設備の観測データについて</p> <p>気象観測設備による観測データは, 1, 2号炉中央制御室及び3号炉中央制御室の環境監視盤に表示し, 運転員による監視を行っている。</p> <p>観測データに異常が認められた場合には, 運転員から設備主管箇所に連絡され, 原因調査及び修繕等の対応を行う。</p> <p>また, 気象観測設備は定期的に点検・校正し, 健全性を確認している。</p>		固定モニタリング設備	可搬型モニタリングポスト	記録	泊3号炉中央制御室の環境監視盤及び現場に記録	緊急時対策所内の当該ポスト端末及び当該ポスト本体に記録	保存	泊3号炉中央制御室の環境監視盤本体及び現場に保存	緊急時対策所内の当該ポスト端末及び当該ポスト本体に保存	
	固定モニタリング設備	可搬型モニタリングポスト										
記録	泊3号炉中央制御室の環境監視盤及び現場に記録	緊急時対策所内の当該ポスト端末及び当該ポスト本体に記録										
保存	泊3号炉中央制御室の環境監視盤本体及び現場に保存	緊急時対策所内の当該ポスト端末及び当該ポスト本体に保存										

大阪発電所3/4号炉																
7. 発電所敷地外の緊急時モニタリング体制																
(1) 発電所敷地外のモニタリング																
原子力災害対策指針（原子力規制委員会 平成25年6月5日 全部改正）に従い、国が立ち上げる緊急時モニタリングセンターにおいて、国、地方公共団体と連携を図りながら、敷地外のモニタリングを実施する。																
																
<table border="1"> <caption>表 緊急時モニタリングセンター組織の機能と人員構成の例</caption> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>要員の選性</th> <th>人員構成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時モニタリングセンター幹部</td> <td>緊急時モニタリング全般を統括できる者</td> <td>国が担当。国が現地で緊急時モニタリング組織に入るまでは連携系で代行</td> </tr> <tr> <td>企画・評価グループ</td> <td>緊急時モニタリング項目の決定 関係機関との調整 緊急時モニタリング結果の解析 緊急時モニタリング結果に基づき住民の振舞い決定</td> <td>国、道府県、市町村、発災事業者、その他事業者、指定公共機関等で適切な人数で構成。評価を適切に行うために、適宜、有識者も組織する。</td> </tr> <tr> <td>情報収集・管理グループ</td> <td>緊急時モニタリング結果の整理、整理 緊急時モニタリング結果の報告、発信 関係機関との情報授受</td> <td>各組織から上がる情報を国（EPC 放射線課）で集約するために、関係国等を中心し、道府県、市町村、発災事業者、その他の事業者、指定公共機関等で構成。</td> </tr> <tr> <td>測定・分析グループ</td> <td>遠隔監視装置の監視 空間線量率の現地測定 環境試料の採取、分析</td> <td>道府県のモニタリング実施機関を中心に、道府県、市町村、発災事業者、その他の事業者、指定公共機関等で構成。</td> </tr> </tbody> </table>		機能	要員の選性	人員構成	緊急時モニタリングセンター幹部	緊急時モニタリング全般を統括できる者	国が担当。国が現地で緊急時モニタリング組織に入るまでは連携系で代行	企画・評価グループ	緊急時モニタリング項目の決定 関係機関との調整 緊急時モニタリング結果の解析 緊急時モニタリング結果に基づき住民の振舞い決定	国、道府県、市町村、発災事業者、その他事業者、指定公共機関等で適切な人数で構成。評価を適切に行うために、適宜、有識者も組織する。	情報収集・管理グループ	緊急時モニタリング結果の整理、整理 緊急時モニタリング結果の報告、発信 関係機関との情報授受	各組織から上がる情報を国（EPC 放射線課）で集約するために、関係国等を中心し、道府県、市町村、発災事業者、その他の事業者、指定公共機関等で構成。	測定・分析グループ	遠隔監視装置の監視 空間線量率の現地測定 環境試料の採取、分析	道府県のモニタリング実施機関を中心に、道府県、市町村、発災事業者、その他の事業者、指定公共機関等で構成。
機能	要員の選性	人員構成														
緊急時モニタリングセンター幹部	緊急時モニタリング全般を統括できる者	国が担当。国が現地で緊急時モニタリング組織に入るまでは連携系で代行														
企画・評価グループ	緊急時モニタリング項目の決定 関係機関との調整 緊急時モニタリング結果の解析 緊急時モニタリング結果に基づき住民の振舞い決定	国、道府県、市町村、発災事業者、その他事業者、指定公共機関等で適切な人数で構成。評価を適切に行うために、適宜、有識者も組織する。														
情報収集・管理グループ	緊急時モニタリング結果の整理、整理 緊急時モニタリング結果の報告、発信 関係機関との情報授受	各組織から上がる情報を国（EPC 放射線課）で集約するために、関係国等を中心し、道府県、市町村、発災事業者、その他の事業者、指定公共機関等で構成。														
測定・分析グループ	遠隔監視装置の監視 空間線量率の現地測定 環境試料の採取、分析	道府県のモニタリング実施機関を中心に、道府県、市町村、発災事業者、その他の事業者、指定公共機関等で構成。														
<p>出典：原子力規制委員会 緊急時モニタリングの在り方に関する検討チーム第5回会合（H25.3.11） 配布資料2（会合での意見反映版）</p>																

女川原子力発電所2号炉									
3.9 発電所敷地外の緊急時モニタリング体制									
(1) 原子力災害対策指針（原子力規制委員会 平成30年10月1日一部改正）に従い、国が立ち上げる緊急時モニタリングセンターにおいて、第3.9-1図及び第3.9表のとおり、国、地方公共団体と連携を図りながら、敷地外のモニタリングを実施する。									
									
<table border="1"> <caption>第3.9表 緊急時モニタリングセンター組織の機能と人員構成</caption> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>人員構成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企画調整グループ</td> <td>・ 上放射線防護対策専門官を企画調整グループ長、所在都道府県センター長等を企画調整グループ長補佐として配置 ・ 国、所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者及び関係指定公共機関等で構成</td> </tr> <tr> <td>情報収集管理グループ</td> <td>・ 国の職員（原子力規制庁監視情報課）を情報収集管理グループ長とし、国、所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者及び関係指定公共機関等で構成</td> </tr> <tr> <td>測定分析担当</td> <td>・ 所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者のグループで構成し、必要に応じて安定ヨウ素剤を服用したのち測定対象範囲の測定</td> </tr> </tbody> </table>		機能	人員構成	企画調整グループ	・ 上放射線防護対策専門官を企画調整グループ長、所在都道府県センター長等を企画調整グループ長補佐として配置 ・ 国、所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者及び関係指定公共機関等で構成	情報収集管理グループ	・ 国の職員（原子力規制庁監視情報課）を情報収集管理グループ長とし、国、所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者及び関係指定公共機関等で構成	測定分析担当	・ 所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者のグループで構成し、必要に応じて安定ヨウ素剤を服用したのち測定対象範囲の測定
機能	人員構成								
企画調整グループ	・ 上放射線防護対策専門官を企画調整グループ長、所在都道府県センター長等を企画調整グループ長補佐として配置 ・ 国、所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者及び関係指定公共機関等で構成								
情報収集管理グループ	・ 国の職員（原子力規制庁監視情報課）を情報収集管理グループ長とし、国、所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者及び関係指定公共機関等で構成								
測定分析担当	・ 所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者のグループで構成し、必要に応じて安定ヨウ素剤を服用したのち測定対象範囲の測定								
<p>出典：緊急時モニタリングセンター設置要領 第3版（令和元年6月25日）</p>									

泊発電所3号炉		相違理由											
補足説明資料7. 発電所敷地外の緊急時モニタリング体制		【大阪】女川実績の反映											
(1) 原子力災害対策指針（原子力規制委員会 平成30年10月1日 一部改正）に従い、国が立ち上げる緊急時モニタリングセンターにおいて、第1図及び第1表のとおり、国、地方公共団体と連携を図りながら、敷地外のモニタリングを実施する。													
													
<table border="1"> <caption>第1表 緊急時モニタリングセンター組織の機能と人員構成の例</caption> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>人員構成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企画調整グループ</td> <td>・ 緊急時モニタリングセンター内の統括 ・ 緊急時モニタリングの実施内容の検討、指示等</td> <td>・ 上放射線防護対策専門官を企画調整グループ長、所在都道府県センター長等を企画調整グループ長補佐として配置 ・ 国、所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者及び関係指定公共機関等で構成</td> </tr> <tr> <td>情報収集管理グループ</td> <td>・ 緊急時モニタリングセンター内における情報の収集及び管理 ・ 緊急時モニタリングの結果の共有、緊急時モニタリングに係る関連情報の収集等 ・ 情報共有システムの維持・異常対応等</td> <td>・ 国の職員（原子力規制庁監視情報課）を情報収集管理グループ長とし、国、所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者及び関係指定公共機関等で構成</td> </tr> <tr> <td>測定分析担当</td> <td>・ 企画調整グループで作成された指示書に基づき、必要に応じて安定ヨウ素剤を服用したのち測定対象範囲の測定</td> <td>・ 所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者のグループで構成し、必要に応じて安定ヨウ素剤を服用したのち測定対象範囲の測定</td> </tr> </tbody> </table>		機能	人員構成	企画調整グループ	・ 緊急時モニタリングセンター内の統括 ・ 緊急時モニタリングの実施内容の検討、指示等	・ 上放射線防護対策専門官を企画調整グループ長、所在都道府県センター長等を企画調整グループ長補佐として配置 ・ 国、所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者及び関係指定公共機関等で構成	情報収集管理グループ	・ 緊急時モニタリングセンター内における情報の収集及び管理 ・ 緊急時モニタリングの結果の共有、緊急時モニタリングに係る関連情報の収集等 ・ 情報共有システムの維持・異常対応等	・ 国の職員（原子力規制庁監視情報課）を情報収集管理グループ長とし、国、所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者及び関係指定公共機関等で構成	測定分析担当	・ 企画調整グループで作成された指示書に基づき、必要に応じて安定ヨウ素剤を服用したのち測定対象範囲の測定	・ 所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者のグループで構成し、必要に応じて安定ヨウ素剤を服用したのち測定対象範囲の測定	
機能	人員構成												
企画調整グループ	・ 緊急時モニタリングセンター内の統括 ・ 緊急時モニタリングの実施内容の検討、指示等	・ 上放射線防護対策専門官を企画調整グループ長、所在都道府県センター長等を企画調整グループ長補佐として配置 ・ 国、所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者及び関係指定公共機関等で構成											
情報収集管理グループ	・ 緊急時モニタリングセンター内における情報の収集及び管理 ・ 緊急時モニタリングの結果の共有、緊急時モニタリングに係る関連情報の収集等 ・ 情報共有システムの維持・異常対応等	・ 国の職員（原子力規制庁監視情報課）を情報収集管理グループ長とし、国、所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者及び関係指定公共機関等で構成											
測定分析担当	・ 企画調整グループで作成された指示書に基づき、必要に応じて安定ヨウ素剤を服用したのち測定対象範囲の測定	・ 所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者のグループで構成し、必要に応じて安定ヨウ素剤を服用したのち測定対象範囲の測定											
<p>出典：緊急時モニタリングセンター設置要領 第3版（令和元年6月25日）</p>													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) オフサイトセンターへの情報連絡 原子力事業者防災業務計画において、緊急時モニタリングセンターが設置されるオフサイトセンターに、以下の状況を把握し、所定の様式で情報連絡を行うこととしている。</p> <p>【オフサイトセンターへ情報連絡する事項】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>a. 事故の発生時刻及び場所 b. 事故原因、状況及び事故の拡大防止措置 c. 被ばくおよび障害等人身災害にかかわる状況 d. 発電所敷地周辺における放射線および放射能の測定結果 e. 放出放射性物質の量、種類、放出場所および放出状況の推移等の状況 f. 気象状況 g. 収束の見通し h. 放射能影響範囲の推定結果 i. その他必要と認める事項</p> </div>	<p>(2) 原子力事業者防災業務計画において、以下の状況を把握し、オフサイトセンターに所定の様式で情報連絡を行うこととしている。</p> <p>【オフサイトセンターへ情報連絡する事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事象発生時刻及び場所 ② 事象発生の原因、状況及び拡大防止措置 ③ 被ばく及び障害等人身災害に係る状況 ④ 発電所敷地周辺における放射線並びに放射能の測定結果 ⑤ 放出放射性物質の量、種類、放出場所及び放出状況の推移等の状況 ⑥ 気象状況 ⑦ 収束の見通し ⑧ その他必要と認める事項 <p>(3) オフサイトセンターから緊急時モニタリングセンターへの情報のやり取りは、第3.9-2図のとおりである。事業者はオフサイトセンターへ情報連絡する事項（放出源情報）を連絡し、オフサイトセンターは、その情報を緊急時モニタリングセンターに提供することとなる。</p>  <p>第3.9-2図 緊急時モニタリング関連の情報のやり取り 出典：緊急時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）第6版（令和元年7月5日）</p>	<p>(2) 原子力事業者防災業務計画において、以下の状況を把握し、オフサイトセンターに所定の様式で情報連絡を行うこととしている。</p> <p>【オフサイトセンターへ情報連絡する事項】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>a. 事故の発生時刻及び場所 b. 事故原因、状況及び事故の拡大防止措置 c. 被ばく及び障害等人身事故にかかわる状況 d. 発電所敷地周辺における放射線及び放射能の測定結果 e. 放出放射性物質の量、種類、放出場所及び放出状況の推移等の状況 f. 気象状況 g. 収束の見通し h. その他必要と認める事項</p> </div> <p>(3) オフサイトセンターから緊急時モニタリングセンターへの情報のやり取りは、第2図のとおりである。事業者はオフサイトセンターへ情報連絡する事項（放出源情報）を連絡し、オフサイトセンターは、その情報を緊急時モニタリングセンターに提供することとなる。</p>  <p>第2図 緊急時モニタリング関連の情報のやり取り 出典：緊急時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）第7版（令和3年12月21日）</p>	<p>【大飯】女川実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>8. 他の原子力事業者との協力体制（原子力事業者間協力協定）</p> <p>原子力災害が発生した場合、他の原子力事業者との協力体制を構築するため、原子力事業者間協力協定を締結している。</p> <p>(1) 原子力事業者間協力協定締結の背景 平成11年9月のJCO事故の際に、各原子力事業者が周辺環境のモニタリングや住民の方々のサーベイなどの応援活動を実施した。 この経験を踏まえ、平成12年6月に施行された原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）の内容とも整合性をとりながら、原子力事業者間協力協定を締結した。</p> <p>(2) 原子力事業者間協力協定（内容） (目的) 原災法第14条※の精神に基づき、国内原子力事業所において原子力災害が発生した場合、協力事業者が発災事業者に対し、協力要員の派遣、資機材の貸与その他当該緊急事態応急対策の実施に必要な協力を円滑に実施し、原子力災害の拡大防止及び復旧対策に努め、原子力事業者として責務を全うすることを目的としている。</p> <p>〔※原災法第14条（他の原子力事業所への協力） 原子力事業者は、他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策が必要である場合には、原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他当該緊急事態応急対策の実施に必要な協力をするよう努めなければならない。〕</p> <p>(事業者) 電力9社（北海道、東北、東京、中部、北陸、関西、中国、四国、九州）、日本原子力発電、電源開発、日本原燃</p> <p>(協力の内容) 発災事業者からの協力要請に基づき、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、環境放射線モニタリング、周辺区域の汚染検査及び汚染除去に関する事項について支援本部への協力要員の派遣、資機材の貸与その他の措置を講ずる。</p>	<p>3.10他の原子力事業者との協力体制（原子力事業者間協力協定）</p> <p>原子力災害が発生した場合、他の原子力事業者との協力体制を構築するため、原子力事業者間協力協定を締結している。</p> <p>(1) 原子力事業者間協力協定締結の背景 平成11年9月のJCO事故の際に、各原子力事業者が周辺環境のモニタリングや住民の方々のサーベイなどの応援活動を実施した。 この経験を踏まえ、平成12年6月に施行された原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）の内容とも整合性をとりながら、原子力事業者間協力協定を締結した。</p> <p>(2) 原子力事業者間協力協定（内容） (目的) 原災法第14条*の精神に基づき、国内原子力事業所において原子力災害が発生した場合、協力事業者が発災事業者に対し、協力要員の派遣、資機材の貸与その他当該緊急事態応急対策の実施に必要な協力を円滑に実施し、原子力災害の拡大防止及び復旧対策に努め、原子力事業者として責務を全うすることを目的とする。</p> <p>〔※原災法第14条（他の原子力事業所への協力） 原子力事業者は、他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策が必要である場合には、原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他当該緊急事態応急対策の実施に必要な協力をするよう努めなければならない。〕</p> <p>(事業者) 北海道、東北、東京、中部、北陸、関西、中国、四国、九州、日本原子力発電、電源開発、日本原燃</p> <p>(協力の内容) 発災事業者からの協力要請に基づき、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急時モニタリング、避難退域時検査及び除染その他の住民避難に対する支援に関する事項について協力要員の派遣、資機材の貸与その他の措置を講ずる。</p>	<p>補足説明資料8. 他の原子力事業者との協力体制（原子力事業者間協力協定）</p> <p>原子力災害が発生した場合、他の原子力事業者との協力体制を構築するため、原子力事業者間協力協定を締結している。</p> <p>(1) 原子力事業者間協力協定締結の背景 平成11年9月のJCO事故の際に、各原子力事業者が周辺環境のモニタリングや住民の方々のサーベイなどの応援活動を実施した。 この経験を踏まえ、平成12年6月に施行された原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）の内容とも整合性をとりながら、原子力事業者間協力協定を締結した。</p> <p>(2) 原子力事業者間協力協定（内容） (目的) 原災法第14条*の精神に基づき、国内原子力事業所において原子力災害が発生した場合、協力事業者が発災事業者に対し、協力要員の派遣、資機材の貸与その他当該緊急事態応急対策の実施に必要な協力を円滑に実施し、原子力災害の拡大防止及び復旧対策に努め、原子力事業者として責務を全うすることを目的とする。</p> <p>〔*原災法第14条（他の原子力事業所への協力） 原子力事業者は、他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策が必要である場合には、原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他当該緊急事態応急対策の実施に必要な協力をするよう努めなければならない。〕</p> <p>(事業者) 電力9社（北海道、東北、東京、中部、北陸、関西、中国、四国、九州）、日本原子力発電、電源開発、日本原燃</p> <p>(協力の内容) 発災事業者からの協力要請に基づき、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急時モニタリング、避難退域時検査及び除染その他の住民避難に対する支援に関する事項について協力要員の派遣、資機材の貸与その他の措置を講ずる。</p>	<p>【女川】大飯実績の反映</p> <p>【大飯】女川実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【比較のため本ページ女川欄には3.1を掲載】</p> <p>3.1 その他条文との基準適合性</p> <p>3.1.1 設置許可基準規則第6条</p> <p>監視設備に関する要求事項のうち、設置許可基準規則第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）への適合方針は以下のとおりである。</p> <p>(1) 風（台風）</p> <p>敷地付近で観測された最大瞬間風速は、大船渡特別地域気象観測所での観測記録（1940年～2012年）によれば44.2m/s（2002年10月2日）である。</p> <p>監視設備が風（台風）の影響を受けた場合は、代替の可搬設備により対応可能な設計とする。</p> <p>(2) 竜巻</p> <p>気象庁「竜巻等の突風データベース」（1961年～2012年）に基づき、竜巻検討地域における過去に発生した竜巻による最大風速及び竜巻最大風速のハザード曲線による最大風速によって定めた基準竜巻の最大風速は92m/sであり、女川原子力発電所の立地する地域特性から地形効果による基準竜巻の割増しも不要と考えるが、将来的な気候変動による竜巻発生の不確実性を考慮し、安全側に切り上げて設計竜巻の最大風速は100m/sと設定した。</p> <p>監視設備が竜巻により機能喪失した場合は、代替の可搬設備により対応可能な設計とする。</p> <p>(3) 凍結</p> <p>石巻特別地域気象観測所の観測記録（1887年～2012年）によれば、最低気温は-14.6℃（1919年1月6日）である。</p> <p>監視設備が凍結の影響を受けた場合は、代替の可搬設備により対応可能な設計とする。</p>	<p>補足説明資料9. 設置許可基準規則第六条との基準適合性</p> <p>監視設備に関する要求事項のうち、設置許可基準規則第六条（外部からの衝撃による損傷の防止）への適合方針は以下のとおりである。</p> <p>(1) 風（台風）</p> <p>最寄りの気象官署である寿都特別地域気象観測所及び小樽特別地域気象観測所での観測記録（気象庁の気象統計情報における観測記録。）によると、風速の観測記録史上1位の最大風速は49.8m/s（寿都特別地域気象観測所、1952年4月15日）であり、この観測記録は移転前の局地的な強風の影響を受けやすい場所に設置されていた時の記録であり、移転後の最大風速は20.3m/s（2004年2月23日）である。また、小樽特別地域気象観測所での最大風速は27.9m/s（1954年9月27日）である。いずれも設計基準風速（36m/s 地上高10m、10分間平均）に包絡される。</p> <p>監視設備が風（台風）の影響を受けた場合は、代替モニタリング設備により対応可能な設計とする。</p> <p>(2) 竜巻</p> <p>日本で過去に発生した最大の竜巻規模はF3（風速70m/s～92m/s）である。</p> <p>観測記録の統計処理による年超過確率によれば、発電所における10⁻⁵/年値は風速65m/sである。</p> <p>設計竜巻の最大風速は、これらのうち最も保守的な値であるF3の風速範囲の上限値92m/sとする。</p> <p>安全施設は、設計竜巻の最大風速を安全側に切り上げた100m/sに対して、竜巻による風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重を組み合わせた荷重等に対して安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>監視設備は、設計竜巻の最大風速を安全側に切り上げた100m/sに対して機能喪失した場合は、代替モニタリング設備により対応可能な設計とする。</p> <p>(3) 凍結</p> <p>最寄りの気象官署である寿都特別地域気象観測所での観測記録（1884年～2020年）及び小樽特別地域気象観測所の観測記録（1943年～2020年）で-18.0℃（小樽特別地域気象観測所 1954年1月24日）である。</p> <p>監視設備が凍結の影響を受けた場合は、代替モニタリング設備により対応可能な設計とする。</p>	<p>【女川】立地箇所の相違による気象観測結果の相違</p> <p>【女川】立地箇所の相違による気象観測結果の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【比較のため本ページ女川欄には3.1を掲載】</p> <p>(4)積雪 建築基準法施行令第86条第3項に基づき宮城県が作成した積雪量分布によると、女川地区は40cmである。また、石巻特別地域気象観測所の観測記録（1887年～2012年）によれば、最深積雪量は43cm（1923年2月17日）である。</p> <p>発電所建屋内の監視設備及び地下布設の通信回線は、建屋の壁等により積雪の影響を受けない設計とする。 また、屋外に設置する監視設備は、除雪するなど適切な対応を行うことにより、機能喪失しない設計とする。</p> <p>(5)落雷 監視設備が落雷により機能喪失した場合は、代替の可搬設備により対応可能な設計とする。</p> <p>(6)地滑り 監視設備が地滑りにより機能喪失した場合は、代替の可搬設備により対応可能な設計とする。</p> <p>(7)火山の影響 監視設備に影響を与える可能性のある火山事象は降下火砕物であり、文献調査、敷地内の地質調査結果及び降下火砕物シミュレーション結果に基づく層厚は15cmである。 発電所建屋内の監視設備及び地下布設の通信回線は、建屋の壁等により降下火砕物の影響を受けない設計とする。 また、屋外に設置する監視設備は、除灰するなど適切な対応を行うことにより、機能喪失しない設計とする。</p> <p>(8)森林火災 監視設備は、消火活動により可能な限り森林火災からの影響の軽減を図る設計とする。 監視設備が森林火災により機能喪失した場合は、代替の可搬設備により対応可能な設計とする。</p> <p>(9)生物学的事象 監視設備は、貫通部の穴じまいや目張りをするなど適切な対応を行うことにより、機能喪失しない設計とする。 監視設備が小動物の侵入に対し機能喪失した場合は、代替の可搬設備により対応可能な設計とする。</p>	<p>(4)積雪 建築基準法及び同施行令第86条第3項に基づく北海道建築基準法施行細則によると、建築物を設計する際に要求される基準積雪量は、泊村においては150cmである。また、寿都特別地域気象観測所での観測記録（1893年～2020年）及び小樽特別地域気象観測所での観測記録（1943～2020年）によれば、月最深積雪の最大値は、189cm（寿都特別地域気象観測所 1945年3月17日）である。 監視設備は、積雪による荷重に対し機能喪失した場合、代替モニタリング設備により対応可能な設計とする。</p> <p>(5)落雷 監視設備は、落雷により機能喪失した場合、代替モニタリング設備により対応可能な設計とする。</p> <p>(6)地滑り 監視設備は、地滑りにより機能喪失した場合、代替モニタリング設備により対応可能な設計とする。</p> <p>(7)火山の影響 監視設備は、降下火砕物による荷重に対して機能喪失した場合、代替モニタリング設備により対応可能な設計とする。</p> <p>(8)外部火災 監視設備は、消火活動により可能な限り森林火災からの影響の軽減を図る設計とする。 監視設備が森林火災により機能喪失した場合は、代替モニタリング設備により対応可能な設計とする。</p> <p>(9)生物学的事象 監視設備は、貫通部の穴じまいや目張りをするなど適切な対応を行うことにより、機能喪失しない設計とする。 監視設備が小動物の侵入に対し機能喪失した場合は、代替モニタリング設備により対応可能な設計とする。</p>	<p>【女川】立地箇所の相違による気象観測結果の相違 ・記載表現は泊の6条を踏襲している。</p> <p>【女川】設計の相違 ・積雪に対する設計方針が異なるが、安全機能を確保は他の気象に対する対応と同様である。</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・泊は火山の影響に対し、代替設備でモニタリング設備の安全機能を確保するため、火山事象影響について記載しない方針としている。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【比較のため本ページ女川欄には3.1を掲載】</p> <p>(10)電磁的障害 監視設備は、ラインフィルタ等の設置等により、電磁的障害に対し機能喪失しない設計とする。 監視設備が電磁的障害により機能喪失した場合は、代替の可搬設備により対応可能な設計とする。</p>	<p>(10) 電磁的障害 監視設備は、ラインフィルタの設置等により、電磁的障害による擾乱に対し機能喪失しない設計とする。 監視設備が電磁的障害により機能喪失した場合は、代替モニタリング設備により対応可能な設計とする。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため、本ページ大阪欄は補足資料6.を掲載】</p> <p>6. 可搬式気象観測装置の観測項目について</p> <p>重大事故等時において、放射性物質が放出された場合、放出放射エネルギー評価や大気における放射性物質拡散状態の推定を行うために、気象観測設備が使用できない場合は、可搬式気象観測装置で以下の項目について気象観測を行う。</p> <p>(1) 観測項目 風向、風速、日射量、放射収支量、雨量、温度及び湿度</p> <p>なお、風向、風速、日射量及び放射収支量については、「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針（原子力安全委員会決定 昭和57年1月）」に基づく測定項目である。</p> <p>(2) 各測定項目の必要性 放出放射エネルギー、大気安定度及び放射性物質の降雨による地表への沈着の推定には、それぞれ以下の観測項目が必要となる。</p> <p>a. 放出放射エネルギー 風向、風速、大気安定度</p> <p>b. 大気安定度 風速、日射量、放射収支量</p> <p>c. 放射性物質の降雨による地表への沈着の推定 雨量</p>		<p>補足説明資料10. 可搬式気象観測設備の観測項目について</p> <p>重大事故等時において、放射性物質が放出された場合、放出放射エネルギー評価や大気における放射性物質拡散状態の推定を行うために、気象観測設備が機能喪失した場合及びブルームの通過方向を緊急時対策所にて把握する場合は、可搬式気象観測設備で以下の項目について気象観測を行う。</p> <p>(1) 観測項目 風向、風速、日射量、放射収支量及び雨量</p> <p>風向、風速、日射量及び放射収支量については、「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針（原子力安全委員会決定 昭和57年1月）」に基づく測定項目である。</p> <p>(2) 各測定項目の必要性 放出放射エネルギー、大気安定度及び放射性物質の降雨による地表への沈着の推定には、それぞれ以下の観測項目が必要となる。</p> <p>a. 放出放射エネルギー 風向、風速、大気安定度</p> <p>b. 大気安定度 風速、日射量、放射収支量</p> <p>c. 放射性物質の降雨による地表への沈着の推定 雨量</p>	<p>①の相違</p> <p>【大阪】設計方針の相違 ・測定項目は異なるが、泊も「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に定められた項目を網羅している。</p>

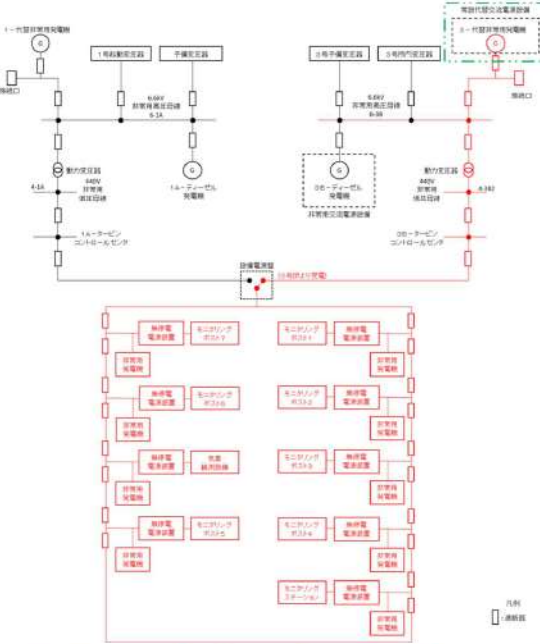
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>DBとしての電源車（緊急時対策所用）（DB）の無停電電源装置の位置付けについて</p> <p>1. 電源車の条文要求上の位置付け</p> <p>DBとしての電源車（緊急時対策所用）（DB）は、第34条で要求されている「異常が発生した場合に適切な措置をとるため」に必要な設備の一つとして設置しているものであり、次項のとおり異常時において使用する機器等の負荷をカバーする容量を備えている。</p> <p>緊急時対策所等の電源構成は添付1のとおり。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>許可基準規則 第31条（監視設備）</p> <p>発電用原子炉施設には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、当該発電用原子炉施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を原子炉制御室その他当該情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。</p> <p>許可基準規則 第34条（緊急時対策所）</p> <p>工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。</p> </div>		<p>補足説明資料 11. 設計基準事故対処設備としてのモニタリングポスト及びモニタリングステーションの無停電電源装置及び非常用発電機の位置付けについて</p> <p>1. 無停電電源装置の条文要求上の位置付け</p> <p>設計基準事故対処設備としてのモニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機は、第31条で要求されている「無停電電源等により電源復旧までの期間を担保できる設計」として設置しているものであり、次項のとおり必要な負荷をカバーする容量を備えている。</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源構成は第1図のとおり。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>許可基準規則 第31条（監視設備）</p> <p>発電用原子炉施設には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、当該発電用原子炉施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を原子炉制御室その他当該情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。</p> <p>許可基準規則の解釈 第31条（監視設備）</p> <p>5 第31条において、モニタリングポストについては、非常用所内電源に接続しない場合、無停電電源等により電源復旧までの期間を担保できる設計であること。また、モニタリングポストの伝送系は多様性を有する設計であること。</p> </div>	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯及び女川には本資料はないが、島根2号炉のまとめ資料確認結果として、モニタリングポスト及びモニタリングステーションの無停電電源装置及び非常用発電機の位置付けについての資料を追加した。 ・島根2号炉ではモニタリングポスト及びモニタリングステーションの非常用発電機を保安電源設備に位置付けているが、泊では保安電源設備には該当しないことを説明した資料である。 ・大飯発電所3/4号炉緊急時対策所のまとめ資料において、保安電源の該非について同等の資料があったため参考に大飯欄に掲載した。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>なお、当該の電源車（緊急時対策所用）（DB）は、以下の理由により第33条（保安電源設備）に規定される保安電源には該当しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所は重要安全施設には該当しない。 ・非常用電源設備を施設する必要がある「発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な装置」については、技術基準規則解釈第45条に明確化されているが、これに緊急時対策所は含まれない。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>許可基準規則 第33条（保安電源設備）</p> <p>発電用原子炉施設は、重要安全施設がその機能を維持するために必要となる電力を当該重要安全施設に供給するため、電力系統に連系したものでなければならない。</p> <p>2 発電用原子炉施設には、非常用電源設備（安全施設に属するものに限る。以下この条において同じ。）を設けなければならない。</p> </div>		 <p>第1図 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源構成概略図</p> <p>なお、当該の無停電電源装置及び非常用発電機は、以下の理由により第33条（保安電源設備）に規定される保安電源には該当しない。</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションは重要安全施設には該当しない。</p> <p>非常用電源設備を施設する必要がある「発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な装置」については、技術基準規則解釈第45条に明確化されているが、これにモニタリングポスト及びモニタリングステーションは含まれない。</p> <p style="color: green;">() : 重大事故等対処設備</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>許可基準規則 第33条（保安電源設備）</p> <p>発電用原子炉施設は、重要安全施設がその機能を維持するために必要となる電力を当該重要安全施設に供給するため、電力系統に連系したものでなければならない。</p> <p>2 発電用原子炉施設には、非常用電源設備（安全施設に属するものに限る。以下この条において同じ。）を設けなければならない。</p> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>技術基準規則 第45条（保安電源設備） 発電用原子炉施設には、電線路及び当該発電用原子炉施設において常時使用される発電機からの電力の供給が停止した場合において発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な装置の機能を維持するため、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する非常用電源設備を施設しなければならない。</p> <p>技術基準規則解釈 第45条（保安電源設備） 1 第1項に規定する「発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な装置」とは、以下の装置をいう。 ・第2条第2項第9号ホに規定される装置 ・燃料プール補給水系 ・第34条第1項第6号に規定する事故時監視計器 ・原子炉制御室外からの原子炉停止装置 ・PWRの加圧器逃がし弁（手動開閉機能）及び同元弁 ・非常用電源設備の機能を達成するための燃料系</p> <p>2. 緊急時対策所の電源車の容量</p> <p>電源車（緊急時対策所用）（DB）の容量は100kVAであり、合計負荷容量の約78kVAを十分に満足する容量を有している。</p> <p>3. 電源車に対する規制要求事項</p> <p>電源車（緊急時対策所用）（DB）については、設計基準事故時に緊急時対策所に必要な設備としてMS-3と位置づけられることから、以下の条文に対する基準適合性について整理した。詳細については、添付2に示す。</p> <p>第3条（地盤） 第4条（地震） 第5条（津波） 第6条（地震、津波以外の自然現象） 第8条（火災） 第9条（溢水） 第10条（誤操作の防止） 第12条（安全施設）</p>		<p>技術基準規則 第45条（保安電源設備） 発電用原子炉施設には、電線路及び当該発電用原子炉施設において常時使用される発電機からの電力の供給が停止した場合において発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な装置の機能を維持するため、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する非常用電源設備を施設しなければならない。</p> <p>技術基準規則解釈 第45条（保安電源設備） 1 第1項に規定する「発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な装置」とは、以下の装置をいう。 ・第2条第2項第9号ホに規定される装置 ・燃料プール補給水系 ・第34条第1項第6号に規定する事故時監視計器 ・原子炉制御室外からの原子炉停止装置 ・PWRの加圧器逃がし弁（手動開閉機能）及び同元弁 ・非常用電源設備の機能を達成するための燃料系</p> <p>2. 設計基準事故対処設備としてのモニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機の容量</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機の容量は5kVAであり、無停電電源装置及び非常用発電機はモニタリングポスト又はモニタリングステーション以外に負荷を担わないため、十分な容量を有している。</p> <p>3. モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機に対する規制要求事項</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機については、設計基準事故時にモニタリングポスト及びモニタリングステーションに必要な設備としてMS-3と位置づけられることから、以下の条文に対する基準適合性が求められるが、ハザードにより機能喪失した場合は、代替措置により安全機能を確保するため、第10条及び第12条に対する適合性を添付1に整理した。</p> <p>第3条（地盤） 第4条（地震） 第5条（津波） 第6条（地震、津波以外の自然現象） 第8条（火災） 第9条（溢水） 第10条（誤操作の防止） 第12条（安全施設）</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4. 異常時における電源車（緊急時対策所用）（DB）及び電源車（緊急時対策所用）の運用について</p> <p>緊急時対策所は、通常時は発電所の1号機側非常用所内電源系統から受電するが、事故発生による緊急時対策所立ち上げ以降は、専用の電源車（緊急時対策所用）（DB）から受電する。しかし、事故発生後においても、1号機側非常用所内電源系統から受電が継続している場合は、その状態を継続可能と考える。</p> <p>電源車（緊急時対策所用）（DB）1台に加えて、代替交流電源として電源車（緊急時対策所用）3台を分散して配備する。電源車（緊急時対策所用）（DB）の起動失敗等により電源供給ができない場合は、SAに移行するおそれがある事象として電源車（緊急時対策所用）の起動を実施する。これにより、緊急時対策所等への電源供給に支障がない。</p> <p>優先順位：電源車（緊急時対策所用）（DB）⇒電源車（緊急時対策所用）①⇒電源車（緊急時対策所用）②⇒電源車（緊急時対策所用）③</p> <p>※1号機側非常用所内電源系統から受電が継続している場合は、使用する場合がある。</p> <p>5. 31条（監視設備）における電源確保について</p> <p>31条においては、電源復旧までの期間を担保する電源として、モニタリングステーション及びモニタリングポスト（以下、「モニタリングポスト等」という。）の専用の無停電電源装置を活用する。モニタリングポスト等の無停電電源装置は約24時間の電源供給が可能な容量を有しており、SAに移行するまでの時間である約30分※に対して十分な余裕を確保していることから、31条の要求事項を満足している。</p> <p>なお、電源車（緊急時対策所用）（DB）からモニタリングポスト等への電源供給が可能であり容量も確保されていることから、異常時には当該電源車を使用できる。また、全交流動力電源が喪失し30分が経過した以降の電源確保対応としては、SA対応として可搬式モニタリングポストを活用することで、確実な対応が可能である。</p> <p>6. 35条（通信連絡設備）における電源の確保について</p> <p>35条においては、設計基準事故が発生した場合の対応として、非常用所内電源系又は無停電電源に接続することが要求されており、設計基準事故が発生した場合に緊急時対策所において適切な措置をとる上で必要な機器等に無停電電源装置を配置している。これらの無停電電源装置は約2時間以上の電源供給が可能な容量を有しており、SAに移行するまでの時間である約30分※に対して十分な余裕を確保していることから、35条の要</p>		<p>4. 異常時における無停電電源装置及び非常用発電機の運用について</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションは、通常時、非常用低圧母線のコントロールセンタから無停電電源装置を経由して所内電源を受電している。</p> <p>所内電源喪失時は、無停電電源装置から継続して受電を行う。所内電源喪失後約10秒で非常用交流電源装置（ディーゼル発電機）から無停電電源装置を経由して受電を行う。</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の非常用発電機は、モニタリングポスト及びモニタリングステーション局舎内に設置している非常用発電機制御盤内の不足電圧継電器により電源喪失を検知することで自動起動し、運転待機状態となる。</p> <p>自動起動から約40秒以内に、自動切替により電源供給を開始する。非常用発電機は約24時間電源供給が可能である。</p> <p>また、復電した場合は不足電圧継電器による検知で、所内電源側に自動で切り替わりその後、モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の非常用発電機が自動停止する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
許可基準規則	規則の解釈(該当箇所の抜粋)	規則の解釈(該当箇所の抜粋)	適合性	設置許可基準規則			
<p>2 前項の地震力は、地震の発生によつて生ずるおそれがある図形基準対象施設の安全機能の喪失に起因する揺動による公衆への影響の程度を評価する基準に定めなければならない。</p>	<p>三 Cクラス ・特約地震力に対しておこなわれる性能に達する期間で耐えること。 ・建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時に作用する荷重と動的応力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限度とするこ と。 ・機器・配管系については、運転運転時、運転時の異常な過渡変化時の荷重と動的荷重を組み合わせた、その結果発生する応力に対して、応答が全体的におおむね弾性状態に留まること。 2 第4条第2項に規定する「地震の発生によつて生ずるおそれがある設計基準対 象施設上の重要度分類は「Cクラス」に該当する。緊急時対策所の 可搬設備であるため基準地震動 Saでの動的増幅係数を設計する ことで、地震力に十分に耐えるこ とを確認している。</p> <p>2 第4条第2項に規定する「地震の発生によつて生ずるおそれがある設計基準対 象施設上の安全機能の喪失に起因する揺動による公衆への影響の程度は、(地震 地震)に由来するおそれがある津波及び周辺地域の崩壊等による安全機能の 喪失を含む。)及びそれと深く放射線による公衆への影響を防止する観点から、 各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度(以下「地震重要度 分類」という。)をいう。設計基準対象施設は、地震重要度に応じて、以下のクラス(以 下「地震重要度分類」という。)に分類するものとする。</p> <p>三 Cクラス Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施 設と同等の安全性が要求される施設をいう。 4 第4条第2項に規定する「地震力」の「算定」に当たっては、以下に示す方法によ ること。 二 静荷地震力 (1)減衰・構築物 ・水平地震力は、地震動せん断力係数(以下「せん断係数」)に、次に示す施設の前震重要度分類に 応じた係数を乗じ、さらに当該層以上の質量を乗じて算定すること。 Sクラス 3.0 Bクラス 1.5 Cクラス 1.0</p>	<p>三 Cクラス ・特約地震力に対しておこなわれる性能に達する期間で耐えること。 ・建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時に作用する荷重と動的応力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限度とするこ と。 ・機器・配管系については、運転運転時、運転時の異常な過渡変化時の荷重と動的荷重を組み合わせた、その結果発生する応力に対して、応答が全体的におおむね弾性状態に留まること。 2 第4条第2項に規定する「地震の発生によつて生ずるおそれがある設計基準対 象施設上の重要度分類は「Cクラス」に該当する。緊急時対策所の 可搬設備であるため基準地震動 Saでの動的増幅係数を設計する ことで、地震力に十分に耐えるこ とを確認している。</p> <p>2 第4条第2項に規定する「地震の発生によつて生ずるおそれがある設計基準対 象施設上の安全機能の喪失に起因する揺動による公衆への影響の程度は、(地震 地震)に由来するおそれがある津波及び周辺地域の崩壊等による安全機能の 喪失を含む。)及びそれと深く放射線による公衆への影響を防止する観点から、 各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度(以下「地震重要度 分類」という。)をいう。設計基準対象施設は、地震重要度に応じて、以下のクラス(以 下「地震重要度分類」という。)に分類するものとする。</p> <p>三 Cクラス Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施 設と同等の安全性が要求される施設をいう。 4 第4条第2項に規定する「地震力」の「算定」に当たっては、以下に示す方法によ ること。 二 静荷地震力 (1)減衰・構築物 ・水平地震力は、地震動せん断力係数(以下「せん断係数」)に、次に示す施設の前震重要度分類に 応じた係数を乗じ、さらに当該層以上の質量を乗じて算定すること。 Sクラス 3.0 Bクラス 1.5 Cクラス 1.0</p>	<p>規則の解釈(該当箇所の抜粋) たらされる環境条件を想定しても、運 転員 が容易に設備を運転できる設計であること をいう。</p> <p>第12条 (安全施設) 1 第1項に規定する 「安全機能の重要度」に応じて、安全機能が確 保されたもの」については、「発電用軽水型 原子炉施設的安全機能の重要度分類」に關す る審査指針」による。ここで、当該指針 に おける「安全機能を有する構築物、系統及び 機器」は本規定の「安全施設」に読み替える。 3 第2項に規定する「安全機能を有する系 統のうち、安全機能の重要度が特に高い安 全機能を有するものは、上記の指針を踏ま え、以下に示す機能を有するものとする。 一 その機能を有する系統の多重性又は多様 性を要求する安全機能</p>	<p>適合性 所内電網が喪失した場合は、モニタリ グボスト及びモニタリングシステム専用 の無停電電源装置から継続して受電を行 う。 これらの電源供給は自動で行われること により、運転員による操作は不要な設計と している。</p> <p>モニタリングボスト及びモニタリングステ ーション専用の無停電電源装置及び非常用 発電機の重要度分類指針に基づく重要度分 類は「MS3」に該当し、MS3に対する要求 に適合した設計とする。</p> <p>モニタリングボスト及びモニタリングステ ーション専用の無停電電源装置及び非常用 発電機の重要度分類指針に基づく重要度分 類は「安全機能を有する系統のうち、安全機 能の重要度が特に高い安全機能を有するも の」に該当しない。</p>	<p>(安全施設) 第十二条 安全施設は、その安 全機能が確保さ れたものでなければならない。</p> <p>2 安全機能を有する系統のうち、安全機能 の重要度が特に高い安 全機能を有するもの は、当該系統を構成する機械又は器具の単一 故障(単一の原因によつて一つの機械又は器 具が所定の安全機能 を失うこと (故障原因 による多重故障を含む。) をいう。以下同</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
<table border="1"> <tr> <th data-bbox="73 159 224 335">許可基準規則</th> <th data-bbox="73 335 224 734">規則の解釈（該当箇所の要件）</th> <th data-bbox="73 734 224 1441">適合性</th> </tr> <tr> <td data-bbox="73 159 224 335"> <p>3 防護重要施設は、その使用中に当該防護重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による地震力によって作用する地震力（以下「基準地震力」という。）に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならず、</p> <p>4 防護重要施設は、前述の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならず、</p> <p>（建設による崩壊の防止）</p> <p>第五条 設計基準対象施設は、その使用中に当該設計基準対象施設に入ることとなる影響を及ぼすおそれがある崩壊（以下「崩壊」という。）に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならず、</p> <p>（外部からの崩壊による崩壊の防止）</p> <p>第六条 安全施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合において、当該安全施設が崩壊するおそれがないものでなければならず、</p> </td> <td data-bbox="73 335 224 734"> <p>規則の解釈（該当箇所の要件）</p> <p>第五條（建設による崩壊の防止）</p> <p>3 第四項の「安全機能が損なわれるおそれがないもの」とは、以下の方針によること。</p> <p>一 Sクワースに属する施設（津波防護施設、源系停止設備及び津波監視設備を除く。以下記第三号までにおいて同じ。）を内包する建屋及びSクワースに属する設備（屋外に設置するものに限る。）は、基準津波による浪上高が到達しない十分高い場所に設置すること。なお、基準津波による浪上高が到達する高さがある場合には、防護壁等の津波防護施設及び津波防止設備を設置すること。</p> <p>第六條（外部からの崩壊による崩壊の防止）</p> <p>一 第六項は、設計基準において想定される自然現象（地震及び津波を除く。）に対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対応設備を含む。）への影響を考慮すること。</p> </td> <td data-bbox="73 734 224 1441"> <p>電源車（緊急時対策用）(DB)は、「新機警報施設」には該当しない。</p> <p>電源車（緊急時対策用）(DB)は、「新機警報施設」には該当しない。</p> <p>電源車（緊急時対策用）(DB)は「Sクワース」に属する設備には該当しない。なお、電源車（緊急時対策用）(DB)は基準津波の到達しない高さ（EL+0.3m）に設置する。</p> <p>自然現象によって影響を受けた場合でも、分散配置された SA 設備車（緊急時対策用）(DB)による電源供給機能は維持される。</p> </td> </tr> </table>	許可基準規則	規則の解釈（該当箇所の要件）	適合性	<p>3 防護重要施設は、その使用中に当該防護重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による地震力によって作用する地震力（以下「基準地震力」という。）に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならず、</p> <p>4 防護重要施設は、前述の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならず、</p> <p>（建設による崩壊の防止）</p> <p>第五条 設計基準対象施設は、その使用中に当該設計基準対象施設に入ることとなる影響を及ぼすおそれがある崩壊（以下「崩壊」という。）に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならず、</p> <p>（外部からの崩壊による崩壊の防止）</p> <p>第六条 安全施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合において、当該安全施設が崩壊するおそれがないものでなければならず、</p>	<p>規則の解釈（該当箇所の要件）</p> <p>第五條（建設による崩壊の防止）</p> <p>3 第四項の「安全機能が損なわれるおそれがないもの」とは、以下の方針によること。</p> <p>一 Sクワースに属する施設（津波防護施設、源系停止設備及び津波監視設備を除く。以下記第三号までにおいて同じ。）を内包する建屋及びSクワースに属する設備（屋外に設置するものに限る。）は、基準津波による浪上高が到達しない十分高い場所に設置すること。なお、基準津波による浪上高が到達する高さがある場合には、防護壁等の津波防護施設及び津波防止設備を設置すること。</p> <p>第六條（外部からの崩壊による崩壊の防止）</p> <p>一 第六項は、設計基準において想定される自然現象（地震及び津波を除く。）に対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対応設備を含む。）への影響を考慮すること。</p>	<p>電源車（緊急時対策用）(DB)は、「新機警報施設」には該当しない。</p> <p>電源車（緊急時対策用）(DB)は、「新機警報施設」には該当しない。</p> <p>電源車（緊急時対策用）(DB)は「Sクワース」に属する設備には該当しない。なお、電源車（緊急時対策用）(DB)は基準津波の到達しない高さ（EL+0.3m）に設置する。</p> <p>自然現象によって影響を受けた場合でも、分散配置された SA 設備車（緊急時対策用）(DB)による電源供給機能は維持される。</p>	<p>規則の解釈（該当箇所の要件）</p> <p>原子炉の緊急停止機能 未監視維持機能 原子炉冷却材圧力バウンダリの過圧防止機能 原子炉停止後における除熱のための残留熱除去機能、二次系からの除熱機能、二次系への補給水機能 原子炉内高圧時における注水機能 原子炉内低圧時における注水機能 格納容器内又は放射性物質が格納容器内から漏れ出した場所の雰囲気 気中の放射性物質の濃度低減機能 格納容器の冷却機能 格納容器内の可燃性ガス制御機能 非常用交流電源から非常用の負荷に対し電力を供給する機能 非常用直流電源から非常用の負荷に対し電力を供給する機能 非常用の交流電源機能 非常用の直流電源機能 非常用の計測制御用直流電源機能 補機冷却機能</p>	<p>設置許可基準規則</p> <p>じ。）が発生した場合であって、外部電源が利用できない場合においても機能できるよう、当該系統を構成する機械又は器具の機能、構造及び動作原理を考慮して、多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保するものでなければならず、</p>	<p>適合性</p>
許可基準規則	規則の解釈（該当箇所の要件）	適合性							
<p>3 防護重要施設は、その使用中に当該防護重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による地震力によって作用する地震力（以下「基準地震力」という。）に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならず、</p> <p>4 防護重要施設は、前述の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならず、</p> <p>（建設による崩壊の防止）</p> <p>第五条 設計基準対象施設は、その使用中に当該設計基準対象施設に入ることとなる影響を及ぼすおそれがある崩壊（以下「崩壊」という。）に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならず、</p> <p>（外部からの崩壊による崩壊の防止）</p> <p>第六条 安全施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合において、当該安全施設が崩壊するおそれがないものでなければならず、</p>	<p>規則の解釈（該当箇所の要件）</p> <p>第五條（建設による崩壊の防止）</p> <p>3 第四項の「安全機能が損なわれるおそれがないもの」とは、以下の方針によること。</p> <p>一 Sクワースに属する施設（津波防護施設、源系停止設備及び津波監視設備を除く。以下記第三号までにおいて同じ。）を内包する建屋及びSクワースに属する設備（屋外に設置するものに限る。）は、基準津波による浪上高が到達しない十分高い場所に設置すること。なお、基準津波による浪上高が到達する高さがある場合には、防護壁等の津波防護施設及び津波防止設備を設置すること。</p> <p>第六條（外部からの崩壊による崩壊の防止）</p> <p>一 第六項は、設計基準において想定される自然現象（地震及び津波を除く。）に対して、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等（重大事故等対応設備を含む。）への影響を考慮すること。</p>	<p>電源車（緊急時対策用）(DB)は、「新機警報施設」には該当しない。</p> <p>電源車（緊急時対策用）(DB)は、「新機警報施設」には該当しない。</p> <p>電源車（緊急時対策用）(DB)は「Sクワース」に属する設備には該当しない。なお、電源車（緊急時対策用）(DB)は基準津波の到達しない高さ（EL+0.3m）に設置する。</p> <p>自然現象によって影響を受けた場合でも、分散配置された SA 設備車（緊急時対策用）(DB)による電源供給機能は維持される。</p>							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）


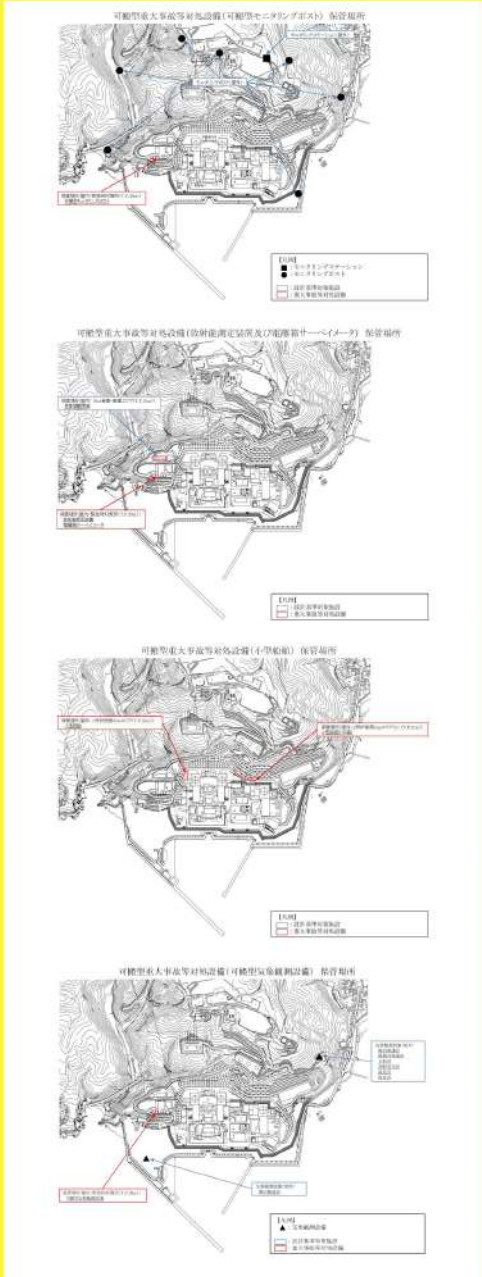
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>適合性 を裏付けている。</p>		<p>適合性 の局舎内に、モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の非常用発電機は非常用発電機専用の局舎内に設置されており、通常運転時、運転時の過渡変化時及び設計基準事故時に想定される温度、放射線量等の環境条件により影響を受けない。 その他、自然現象により影響を受けた場合でも代替措置により、機能を喪失しない設計とする。</p>	<p>相違理由</p>
<p>規則の解釈(該当箇所の抜粋) 物、系統及び機器を火災から防護することを目的として、以下に示す火災区域及び火災区域の外圍に鑑みて、火災発生防止、火災の感知及び消火、火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずること。 ① 原子炉の電源停止及び保護停止を意図し、維持するための安全機能を有する機器類、系統及び機器が設置される火災区域 ② 放射線物質の貯蔵又は燃焼しうる機器類、系統及び機器が設置される火災区域 ③ 緊急時の停止について、消火設備の破壊、爆発動又は燃焼が起きた場合に、火災原因の排除、燃焼の抑制、動作停止等により火災の発生を防止し、火災の拡大を抑制する機能を有する機器類、系統及び機器が設置される火災区域 ④ 緊急時の停止について、消火設備の破壊、爆発動又は燃焼が起きた場合に、火災原因の排除、燃焼の抑制、動作停止等により火災の発生を防止し、火災の拡大を抑制する機能を有する機器類、系統及び機器が設置される火災区域</p>	<p>規則の解釈(該当箇所の抜粋) ① 第1項は、設計基準において規定する過剰する過剰に列して、安全施設が安全機能を損なわないために必要となる安全施設以外の施設又は設備等(重大事故等対応設備を含む。)への措置を含む。 ② 第1項に規定する「非常用原子炉施設内における過剰」は、非常用原子炉施設内に設置された機器及び配管の破壊、燃焼等による、冷却系統の作動又は使用不能状態の発生を抑制する設備をいう。</p>	<p>規則の解釈(該当箇所の抜粋) 7 第4項に規定する「発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができる」とは、実系統を用いた試験又は検査が不適当な場合には、試験用のパイプ系統を用いること等を許容することを意味する。 8 第4項に規定する「試験又は検査」については、次の各号によること。 一 発電用原子炉の運転中に待機状態にある安全施設は、運転中に定期的に試験又は検査(実用発電用原子炉及びその附属施設)の技術基準に關する規則(平成25年原子力規制委員会規則第6号、以下「技術基準規則」という。)に規定される試験又は検査を含む。</p>	
<p>許可基準規則 2 消火設備(安全施設に属するものに限る。)は、燃焼、爆発動又は燃焼が起きた場合においても発電用原子炉を安全に停止させるための機能を損傷しないものでなければならない。 (注水による燃焼の防止等) 第九条 安全施設は、発電用原子炉施設内における過剰が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。 2 設計基準が規定する、発電用原子炉施設内の放射線物質を含む液体を内蔵する容器又は配管の破壊によって、系統設備又は配管から放射線物質を含む液体が流出した場合には、</p>	<p>設置許可基準規則 ができるものでなければならない。</p>	<p>4 安全施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものでなければならない。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由			
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:33%; vertical-align: top;"> <p>許可基準規則</p> <p>器又は配管の損傷に伴う飛散物により、安全性を損なわれないものでなければならない。</p> </td> <td style="width:33%; vertical-align: top;"> <p>規則の解釈(該当箇所の抜粋)</p> <p>飛散物とは、内部発生エネルギーの高い液体を内蔵する弁及び配管の破断、高速回転機器の破損、ガス爆発又は重機機器の落下等によって発生する飛散物をいう。なお、二次的飛散物、火災、化学反応、電氣的現象、配管の破損又は機器の故障等の二次的影響も考慮するものとする。また、上記の「発生する飛散物」の評価については、「タービンミサイル評価について」(昭和52年7月20日原子力委員会原子炉安全専門審査会)等によること。</p> </td> <td style="width:33%; vertical-align: top;"> <p>適合性</p> <p>は屋外に設置しており、屋内の蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損傷に伴う飛散物により安全性を損なうことはない。また飛散物の発生源も近くにない。なお、蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管については、飛散物が発生する可能性を十分低く回るとともに、破壊を規定しても他の設備の機能が損なわれる可能性を極めて低くする設計としている。</p> <p>電話車(緊急時対策所用)(DB)の重要度分類は「重要度分類は「MS-3」に該当し、「重要安全施設」には該当しない。</p> <p>電話車(緊急時対策所用)(DB)から緊急時対策所への給電系統はプラント非常用電源系統と独立しており、電源系統は共用していない。</p> </td> </tr> </table>	<p>許可基準規則</p> <p>器又は配管の損傷に伴う飛散物により、安全性を損なわれないものでなければならない。</p>	<p>規則の解釈(該当箇所の抜粋)</p> <p>飛散物とは、内部発生エネルギーの高い液体を内蔵する弁及び配管の破断、高速回転機器の破損、ガス爆発又は重機機器の落下等によって発生する飛散物をいう。なお、二次的飛散物、火災、化学反応、電氣的現象、配管の破損又は機器の故障等の二次的影響も考慮するものとする。また、上記の「発生する飛散物」の評価については、「タービンミサイル評価について」(昭和52年7月20日原子力委員会原子炉安全専門審査会)等によること。</p>	<p>適合性</p> <p>は屋外に設置しており、屋内の蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損傷に伴う飛散物により安全性を損なうことはない。また飛散物の発生源も近くにない。なお、蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管については、飛散物が発生する可能性を十分低く回るとともに、破壊を規定しても他の設備の機能が損なわれる可能性を極めて低くする設計としている。</p> <p>電話車(緊急時対策所用)(DB)の重要度分類は「重要度分類は「MS-3」に該当し、「重要安全施設」には該当しない。</p> <p>電話車(緊急時対策所用)(DB)から緊急時対策所への給電系統はプラント非常用電源系統と独立しており、電源系統は共用していない。</p>			
<p>許可基準規則</p> <p>器又は配管の損傷に伴う飛散物により、安全性を損なわれないものでなければならない。</p>	<p>規則の解釈(該当箇所の抜粋)</p> <p>飛散物とは、内部発生エネルギーの高い液体を内蔵する弁及び配管の破断、高速回転機器の破損、ガス爆発又は重機機器の落下等によって発生する飛散物をいう。なお、二次的飛散物、火災、化学反応、電氣的現象、配管の破損又は機器の故障等の二次的影響も考慮するものとする。また、上記の「発生する飛散物」の評価については、「タービンミサイル評価について」(昭和52年7月20日原子力委員会原子炉安全専門審査会)等によること。</p>	<p>適合性</p> <p>は屋外に設置しており、屋内の蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損傷に伴う飛散物により安全性を損なうことはない。また飛散物の発生源も近くにない。なお、蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管については、飛散物が発生する可能性を十分低く回るとともに、破壊を規定しても他の設備の機能が損なわれる可能性を極めて低くする設計としている。</p> <p>電話車(緊急時対策所用)(DB)の重要度分類は「重要度分類は「MS-3」に該当し、「重要安全施設」には該当しない。</p> <p>電話車(緊急時対策所用)(DB)から緊急時対策所への給電系統はプラント非常用電源系統と独立しており、電源系統は共用していない。</p>				
<p>6 重要安全施設は、二以上の発電用原子炉施設において共用し、又は相互に接続するものためではない。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用し、又は相互に接続することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合は、この限りでない。</p> <p>7 安全施設(重要安全施設を除く。)は、二以上の発電用原子炉施設と共用し、又は相互に接続する場合には、発電用原子炉施設の安全性を損なわれないものでなければならない。</p>						

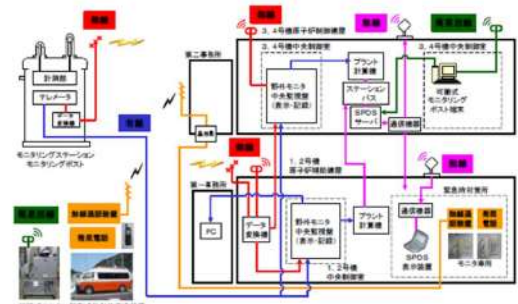
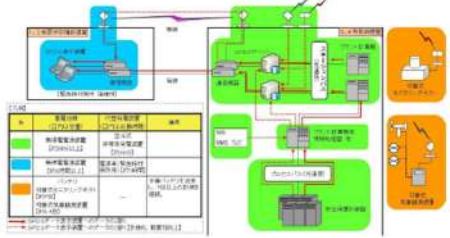
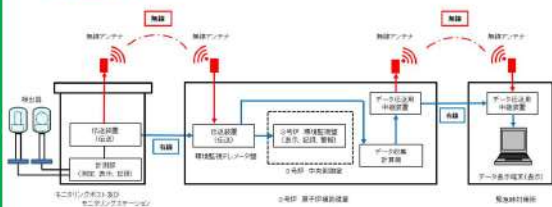
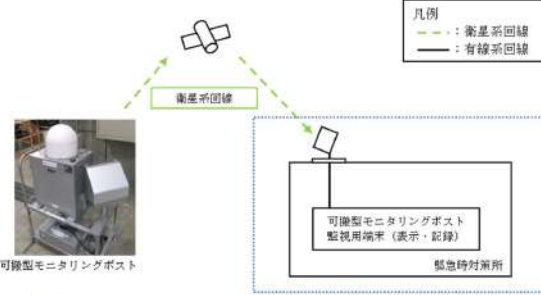
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>10. 移動式放射能測定装置（モニタ車）、可搬式モニタリングポスト等の保管場所</p> <p>移動式放射能測定装置（モニタ車）、可搬式モニタリングポスト等の保管場所を以下に示す。</p> <p>可搬式モニタリングポスト等は、1、2号炉背面道路（E.L. 約+31m）のコンテナ内等に保管する。また、固縛し、転倒を防止することにより保管時の健全性を維持する。</p>  <p>● 保管場所については手図書の換装等により変更する可能性がある。</p>		<p>【比較のため、本ページ泊欄は60-2を掲載】</p> 	<p>【大飯】記載箇所の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>11. モニタリングステーション及びモニタリングポスト、可搬式モニタリングポスト、移動式放射能測定装置（モニタ車）のデータ伝送について</p> <p>モニタリングステーション、モニタリングポストで測定したデータの伝送については、有線及び無線により、伝送を行う構成としており多様性を有している。また、伝送したデータは、1、2号炉および3、4号炉中央制御室等で監視、記録を行うことができる。</p>  <p>モニタリング設備のデータ伝送概略図</p> <p>緊急時対策所（指揮所）へのSPDSデータ伝送に係る設備については、SBO時には空冷式非常用発電装置から給電する。</p> <p>また、SBO発生から空冷式非常用発電装置の起動までの時間（約30分）は、無停電電源装置より給電可能である。なお、緊急時対策所（指揮所）のSPDS表示装置、通信機器については、電源車（緊急時対策所用）から給電する。</p> <p>また、SBO発生から電源車（緊急時対策所用）の起動までの時間（約1時間）は、無停電電源装置より給電可能とする。</p>  <p>SBO時におけるSPDSデータ伝送について</p>		<p>【比較のため、本ページ泊欄は1.1.3及び1.3を抜粋して掲載】</p> <p>1.1.3 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの伝送</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションで測定したデータの伝送を行う構成は、建屋間*において有線系回線及び無線系回線により多様性を有し、測定したデータは、モニタリングポスト及びモニタリングステーション設置場所、中央制御室及び緊急時対策所で監視できる設計とする。</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーション設備の伝送概略図を第1.1.3図に示す。</p> <p>※ 建屋（3号炉原子炉補助建屋、緊急時対策所）は、モニタリングポスト及びモニタリングステーションと同等以上の耐震性を有しており、伝送の多様化の対象範囲は耐震性を有した建屋間とする。</p>  <p>第1.1.3図 モニタリングポスト及びモニタリングステーション設備の伝送概略図</p> <p style="text-align: right;">[] : 設計基準対象施設</p>  <p>第1.3.1-2図 可搬型モニタリングポストの伝送概略図</p> <p>凡例 - - - : 衛星系回線 — : 有線系回線</p> <p>緊急時対策所に常設するアンテナ、緊急時対策所に常設する可搬型モニタリングポスト監視用端末は耐震性を有する設計とする。</p>	<p>【大飯】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なお、電源車（緊急時対策所用）による給電は大飯特有の運用

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>60-3 アクセスルート</p>	<p>60-7 アクセスルート図</p>	<p>60-7 アクセスルート図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="73 209 647 1018" style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="73 1054 488 1082" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 特記の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="680 229 1218 1018" style="text-align: center;"> <p>女川原子力発電所2号炉 重大事故時等アクセスルート図（第60条関係）【屋外】（1）</p> <p>※：現場の状況により設置場所を変更する。</p> <p>【凡例】 ● モニタリングポスト ■ 緊急時対策所 ○ 緊急エリア ○ 緊急エリア（モニタリングポスト設置可能） ○ 緊急エリア（モニタリングポスト設置不可） ○ モニタリングポストの設置場所 ○ モニタリングポストの設置場所 ○ アクセスルート</p> <p>【特記】 ・ 第4号炉のモニタリングポストは、本図に示す位置に設置されていない。 ・ 第4号炉の緊急エリア（0.5F-400）は、本図に示す位置に設置されていない。 ・ 第4号炉の緊急エリア（0.5F-400）は、本図に示す位置に設置されていない。</p> </div>	<div data-bbox="1245 229 1823 1018" style="text-align: center;"> <p>泊発電所3号炉 重大事故時等アクセスルート図（第60条関係）【屋外】（1）</p> <p>【凡例】 ● モニタリングポスト ■ 緊急時対策所 ○ 緊急エリア ○ 緊急エリア（モニタリングポスト設置可能） ○ 緊急エリア（モニタリングポスト設置不可） ○ モニタリングポストの設置場所 ○ モニタリングポストの設置場所 ○ アクセスルート</p> <p>【特記】 ・ 第3号炉のモニタリングポストは、本図に示す位置に設置されていない。 ・ 第3号炉の緊急エリア（0.5F-300）は、本図に示す位置に設置されていない。</p> </div>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊のアクセスルート図は女川2号炉及び島根2号炉の情報と同等になるよう作成している。 <p>【女川】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は島根2号炉のアクセスルート図を参考に凡例を詳細化した。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>女川原子力発電所2号炉 重大事故等時アクセスルート図（第60条関連）【屋外】（2）</p>	<p>泊発電所3号炉 重大事故等時アクセスルート図（第60条関連）【屋外】（2）</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊のアクセスルート図は女川2号炉及び島根2号炉の情報と同等になるよう作成している。 <p>【女川】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は島根2号炉のアクセスルート図を参考に凡例を詳細化した。

